

エイズ患者・HIV感染者報告数、検査相談検査件数推移

HIV感染者・エイズ患者報告数

| S63まで | H1 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 (速報値) | 合計 |
|-------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------|
| 39 | 21 | 31 | 38 | 51 | 86 | 136 | 169 | 234 | 250 | 231 | 301 | 329 | 332 | 308 | 336 | 385 | 367 | 406 | 418 | 431 | 431 | 469 | 473 | 445 | 6,717 |
| 78 | 80 | 66 | 200 | 442 | 277 | 298 | 277 | 376 | 397 | 422 | 530 | 462 | 621 | 614 | 640 | 780 | 832 | 952 | 1,082 | 1,126 | 1,021 | 1,075 | 1,056 | 1,001 | 14,705 |
| 117 | 101 | 97 | 238 | 493 | 363 | 434 | 446 | 610 | 647 | 653 | 831 | 791 | 953 | 922 | 976 | 1,165 | 1,199 | 1,358 | 1,500 | 1,557 | 1,452 | 1,544 | 1,529 | 1,446 | 21,422 |

<上段:エイズ患者報告数 中段:HIV感染者報告数 下段:エイズ患者・HIV感染者の合計>

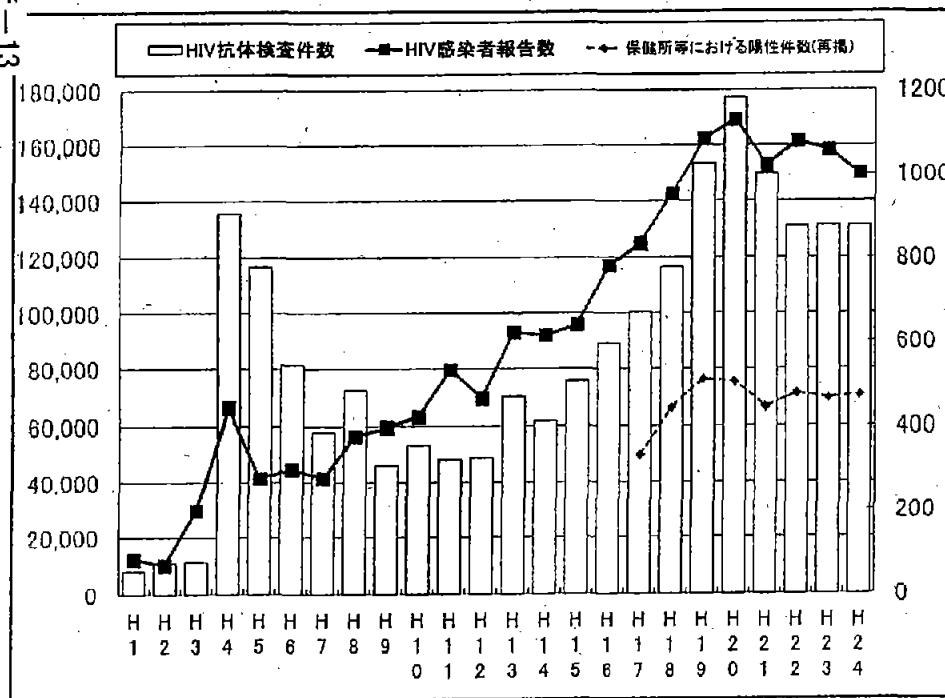
保健所等におけるHIV抗体検査件数

| S63まで | H1 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 合計 | | |
|--------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|--|--|
| 47,470 | 7,864 | 10,649 | 10,980 | 135,674 | 116,712 | 81,495 | 57,978 | 72,186 | 46,237 | 53,218 | 48,218 | 48,754 | 69,925 | 61,852 | 75,539 | 89,004 | 100,287 | 116,550 | 153,816 | 177,156 | 150,252 | 130,930 | 131,243 | 131,235 | 2,125,024 | | |
| | | | | | | | | | | | | | (参考)保健所等における陽性件数 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 331 | 440 | 507 | 501 | 442 | 473 | 462 | 469 | | | | | | | |

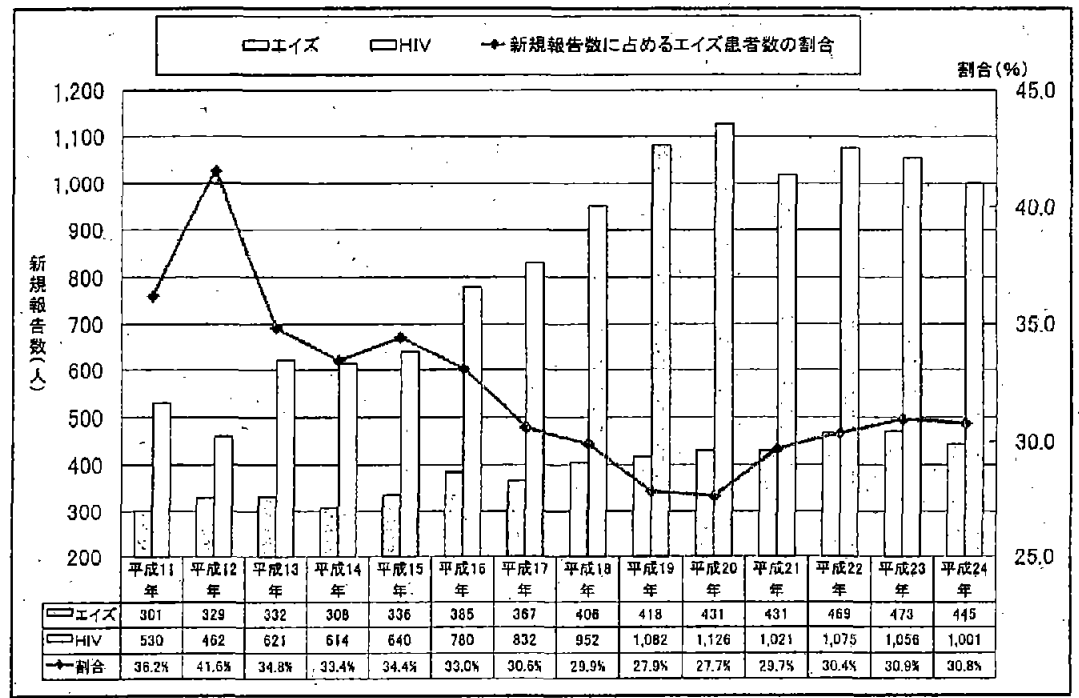
保健所等における相談件数

| S63まで | H1 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 132,004 | 14,603 | 17,458 | 18,002 | 251,926 | 245,299 | 175,837 | 124,735 | 172,641 | 96,735 | 111,046 | 103,206 | 107,266 | 141,269 | 108,911 | 130,153 | 146,585 | 161,474 | 173,651 | 214,347 | 230,091 | 193,271 | 164,264 | 163,006 | 153,583 | 3,551,363 |

HIV感染者報告数、保健所等におけるHIV抗体検査件数



新規感染者・患者報告数に占めるエイズ患者数の割合



保健所等におけるH I V抗体検査実施種別件数及び陽性率

| | 保健所直営実施 | | | | | | 委託実施 | | | 保健所等合計 | | | |
|----------------|-----------|------|-------|------------|------|-------|--------|------|-------|---------|------|-------|--|
| | 保健所（平日昼間） | | | 保健所（休日・夜間） | | | 検査件数 | うち陽性 | | 検査件数 | うち陽性 | | |
| | 検査件数 | うち陽性 | | 検査件数 | うち陽性 | | | 件数 | 陽性率 | | 検査件数 | うち陽性 | |
| | | 件数 | 陽性率 | | 件数 | 陽性率 | | | 陽性件数 | | | 陽性率 | |
| 平成17年 | 69,150 | 163 | 0.236 | 11,749 | 18 | 0.153 | 19,388 | 150 | 0.774 | 100,287 | 331 | 0.330 | |
| 平成18年 | 78,072 | 214 | 0.274 | 15,425 | 34 | 0.220 | 23,053 | 192 | 0.833 | 116,550 | 440 | 0.378 | |
| 平成19年 | 103,844 | 252 | 0.243 | 24,975 | 59 | 0.236 | 24,997 | 196 | 0.784 | 153,816 | 507 | 0.330 | |
| 平成20年 | 120,678 | 243 | 0.201 | 26,202 | 64 | 0.244 | 30,276 | 194 | 0.641 | 177,156 | 501 | 0.283 | |
| 平成21年 | 101,698 | 237 | 0.233 | 20,795 | 52 | 0.250 | 27,759 | 153 | 0.551 | 150,252 | 442 | 0.294 | |
| 平成22年 | 83,217 | 236 | 0.284 | 19,790 | 41 | 0.207 | 27,923 | 196 | 0.702 | 130,930 | 473 | 0.361 | |
| 平成23年 | 81,933 | 232 | 0.283 | 21,013 | 49 | 0.233 | 28,297 | 181 | 0.640 | 131,243 | 462 | 0.352 | |
| 平成24年 (速報値) | 81,339 | 249 | 0.306 | 21,173 | 45 | 0.213 | 28,723 | 175 | 0.609 | 131,235 | 469 | 0.357 | |

保健所等における相談件数

(単位：件)

| 都道府県 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | | | | 平成24年 | | | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|
| | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 | 年間 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 年間 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | |
| | | | | | | | | | | | 1月～3月 | 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | | 1月～3月 | 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | |
| 北海道 | 2,030 | 2,232 | 2,182 | 2,837 | 3,001 | 3,375 | 2,997 | 2,505 | 1,975 | 2,120 | 529 | 556 | 505 | 530 | 2,101 | 501 | 549 | 532 | 519 | |
| 青森県 | 832 | 747 | 793 | 1,156 | 1,375 | 1,591 | 1,425 | 2,104 | 838 | 613 | 136 | 150 | 169 | 158 | 423 | 128 | 93 | 98 | 104 | |
| 岩手県 | 517 | 596 | 651 | 190 | 387 | 264 | 343 | 260 | 235 | 271 | 70 | 56 | 78 | 67 | 285 | 45 | 85 | 79 | 76 | |
| 宮城県 | 1,463 | 1,727 | 1,752 | 646 | 630 | 796 | 638 | 500 | 668 | 485 | 155 | 92 | 100 | 138 | 346 | 122 | 76 | 73 | 75 | |
| 秋田県 | 416 | 502 | 625 | 171 | 297 | 395 | 431 | 336 | 281 | 358 | 94 | 80 | 87 | 97 | 342 | 84 | 99 | 89 | 70 | |
| 山形県 | 548 | 738 | 956 | 398 | 217 | 191 | 335 | 184 | 176 | 210 | 32 | 81 | 62 | 35 | 122 | 29 | 29 | 33 | 31 | |
| 福島県 | 834 | 1,000 | 1,160 | 651 | 1,101 | 1,700 | 1,198 | 926 | 919 | 1,942 | 494 | 271 | 504 | 673 | 574 | 248 | 127 | 103 | 96 | |
| 茨城県 | 1,410 | 1,753 | 2,131 | 1,818 | 2,611 | 3,738 | 3,912 | 3,200 | 2,265 | 1,816 | 493 | 424 | 482 | 417 | 1,449 | 348 | 412 | 392 | 297 | |
| 栃木県 | 1,583 | 2,194 | 2,804 | 2,760 | 3,134 | 3,923 | 4,179 | 1,225 | 1,024 | 1,386 | 292 | 349 | 357 | 388 | 1,300 | 339 | 336 | 320 | 305 | |
| 群馬県 | 1,359 | 1,559 | 1,512 | 1,030 | 1,053 | 745 | 933 | 476 | 406 | 408 | 90 | 84 | 103 | 131 | 317 | 81 | 91 | 85 | 60 | |
| 埼玉県 | 6,125 | 6,565 | 9,144 | 13,074 | 12,405 | 16,958 | 20,310 | 18,534 | 13,922 | 14,371 | 3,230 | 3,356 | 3,662 | 4,133 | 13,826 | 3,408 | 3,321 | 3,668 | 3,429 | |
| 千葉県 | 2,788 | 4,190 | 4,335 | 4,770 | 6,487 | 8,222 | 8,599 | 6,630 | 6,909 | 6,220 | 1,816 | 1,270 | 1,508 | 1,626 | 5,197 | 1,588 | 1,183 | 1,190 | 1,236 | |
| 東京都 | 17,198 | 23,007 | 24,355 | 45,946 | 50,387 | 59,904 | 66,789 | 55,676 | 50,088 | 48,219 | 11,605 | 11,197 | 12,332 | 13,085 | 48,182 | 12,190 | 12,251 | 11,987 | 11,754 | |
| 神奈川県 | 7,779 | 8,080 | 12,605 | 15,480 | 16,338 | 21,471 | 21,705 | 20,882 | 16,533 | 15,940 | 3,763 | 3,752 | 3,956 | 4,469 | 13,420 | 3,897 | 3,278 | 2,905 | 3,340 | |
| 新潟県 | 1,121 | 1,617 | 2,044 | 1,920 | 3,017 | 3,716 | 4,550 | 3,879 | 3,343 | 3,346 | 844 | 926 | 764 | 812 | 3,379 | 740 | 999 | 798 | 842 | |
| 富山県 | 696 | 913 | 1,032 | 1,201 | 880 | 1,314 | 1,463 | 1,205 | 891 | 1,228 | 264 | 318 | 272 | 374 | 1,096 | 247 | 312 | 210 | 327 | |
| 石川県 | 765 | 917 | 1,129 | 408 | 445 | 524 | 545 | 477 | 293 | 277 | 68 | 68 | 60 | 81 | 350 | 90 | 96 | 71 | 93 | |
| 福井県 | 291 | 414 | 440 | 724 | 946 | 1,185 | 1,473 | 1,271 | 1,123 | 1,109 | 208 | 274 | 280 | 347 | 1,315 | 297 | 377 | 310 | 331 | |
| 山梨県 | 707 | 865 | 912 | 817 | 411 | 358 | 168 | 102 | 54 | 60 | 10 | 22 | 18 | 10 | 59 | 11 | 28 | 9 | 11 | |
| 長野県 | 1,438 | 1,882 | 2,012 | 2,821 | 3,783 | 5,855 | 5,453 | 3,633 | 2,797 | 2,645 | 670 | 724 | 600 | 651 | 2,682 | 658 | 763 | 606 | 655 | |
| 岐阜県 | 476 | 550 | 644 | 535 | 764 | 1,156 | 1,262 | 1,172 | 1,150 | 1,180 | 266 | 282 | 296 | 336 | 933 | 284 | 225 | 204 | 220 | |
| 静岡県 | 4,414 | 4,486 | 4,916 | 3,131 | 3,460 | 3,693 | 2,977 | 1,818 | 1,664 | 934 | 255 | 218 | 261 | 200 | 1,065 | 257 | 307 | 252 | 249 | |
| 愛知県 | 9,158 | 11,124 | 11,358 | 7,036 | 7,279 | 8,151 | 6,086 | 3,442 | 3,165 | 2,361 | 646 | 559 | 563 | 593 | 1,929 | 549 | 499 | 474 | 407 | |
| 三重県 | 757 | 855 | 866 | 852 | 873 | 1,190 | 1,300 | 1,394 | 1,371 | 803 | 241 | 200 | 191 | 171 | 790 | 211 | 195 | 182 | 202 | |
| 滋賀県 | 1,102 | 1,237 | 1,339 | 2,256 | 1,918 | 2,293 | 3,620 | 2,846 | 2,305 | 2,337 | 493 | 575 | 638 | 631 | 2,552 | 672 | 593 | 662 | 625 | |
| 京都府 | 2,068 | 2,336 | 2,680 | 889 | 744 | 852 | 856 | 1,023 | 1,124 | 1,040 | 258 | 304 | 238 | 240 | 891 | 168 | 217 | 261 | 245 | |
| 大阪府 | 13,436 | 15,718 | 16,436 | 15,685 | 16,570 | 20,077 | 23,867 | 19,822 | 15,690 | 16,323 | 3,904 | 3,854 | 4,251 | 4,314 | 16,926 | 4,460 | 4,285 | 4,077 | 4,104 | |
| 兵庫県 | 4,284 | 4,287 | 4,999 | 2,960 | 2,126 | 2,766 | 3,825 | 3,076 | 2,078 | 3,055 | 551 | 861 | 835 | 808 | 2,592 | 768 | 741 | 672 | 411 | |
| 奈良県 | 226 | 260 | 272 | 269 | 447 | 500 | 420 | 432 | 296 | 251 | 33 | 56 | 63 | 99 | 191 | 61 | 71 | 19 | 40 | |
| 和歌山県 | 459 | 624 | 643 | 498 | 542 | 450 | 356 | 321 | 328 | 331 | 75 | 75 | 82 | 99 | 301 | 78 | 81 | 67 | 75 | |
| 鳥取県 | 157 | 285 | 500 | 138 | 148 | 133 | 152 | 124 | 33 | 10 | 3 | 3 | 1 | 3 | 15 | 5 | 2 | 3 | 5 | |
| 島根県 | 310 | 293 | 326 | 343 | 345 | 387 | 455 | 436 | 495 | 532 | 155 | 148 | 90 | 139 | 524 | 119 | 121 | 122 | 162 | |
| 岡山県 | 2,114 | 2,833 | 2,684 | 1,630 | 1,815 | 2,184 | 2,535 | 1,893 | 3,026 | 3,211 | 691 | 803 | 876 | 841 | 2,015 | 568 | 546 | 451 | 450 | |
| 広島県 | 1,967 | 2,568 | 3,119 | 3,522 | 4,045 | 5,581 | 7,392 | 7,169 | 6,177 | 6,630 | 1,612 | 1,652 | 1,510 | 1,856 | 6,083 | 1,488 | 1,660 | 1,429 | 1,506 | |
| 山口県 | 864 | 1,094 | 1,347 | 925 | 912 | 1,018 | 782 | 720 | 932 | 954 | 253 | 186 | 252 | 263 | 964 | 251 | 235 | 239 | 239 | |
| 徳島県 | 384 | 580 | 596 | 886 | 812 | 1,144 | 1,313 | 1,082 | 956 | 922 | 207 | 237 | 208 | 270 | 1,000 | 224 | 303 | 223 | 250 | |
| 香川県 | 527 | 597 | 731 | 937 | 1,080 | 1,452 | 1,769 | 1,574 | 1,143 | 1,208 | 266 | 322 | 326 | 292 | 1,053 | 272 | 326 | 213 | 242 | |
| 愛媛県 | 853 | 1,030 | 1,234 | 1,599 | 2,031 | 2,705 | 2,593 | 1,809 | 1,468 | 1,661 | 382 | 437 | 380 | 462 | 1,549 | 393 | 423 | 329 | 404 | |
| 高知県 | 391 | 502 | 540 | 208 | 167 | 134 | 234 | 158 | 113 | 92 | 24 | 28 | 23 | 17 | 139 | 32 | 37 | 29 | 41 | |
| 福岡県 | 7,875 | 9,436 | 9,848 | 9,777 | 9,696 | 9,786 | 10,475 | 8,862 | 7,742 | 8,127 | 1,860 | 2,021 | 1,990 | 2,256 | 7,980 | 1,961 | 2,119 | 1,903 | 1,997 | |
| 佐賀県 | 1,007 | 1,196 | 1,670 | 1,263 | 1,299 | 1,001 | 1,032 | 673 | 566 | 564 | 131 | 149 | 146 | 138 | 461 | 117 | 145 | 88 | 111 | |
| 長崎県 | 773 | 913 | 895 | 985 | 849 | 953 | 1,112 | 873 | 625 | 402 | 151 | 87 | 79 | 85 | 323 | 96 | 90 | 62 | 75 | |
| 熊本県 | 893 | 1,121 | 1,481 | 1,482 | 2,005 | 2,611 | 2,953 | 2,230 | 2,076 | 2,133 | 499 | 574 | 508 | 552 | 1,999 | 492 | 487 | 478 | 542 | |
| 大分県 | 1,093 | 1,202 | 1,015 | 1,314 | 1,628 | 2,147 | 1,552 | 1,578 | 1,416 | 1,530 | 380 | 368 | 374 | 408 | 1,565 | 374 | 410 | 363 | 418 | |
| 宮崎県 | 1,114 | 1,333 | 1,502 | 1,602 | 1,096 | 985 | 1,338 | 1,423 | 1,231 | 969 | 279 | 241 | 214 | 235 | 957 | 253 | 255 | 230 | 219 | |
| 鹿児島県 | 386 | 468 | 581 | 833 | 1,369 | 1,995 | 2,188 | 1,896 | 1,619 | 1,439 | 378 | 317 | 346 | 398 | 1,310 | 344 | 329 | 335 | 302 | |
| 沖縄県 | 1,923 | 1,727 | 1,689 | 1,101 | 827 | 2,778 | 1,202 | 1,420 | 735 | 983 | 181 | 237 | 254 | 311 | 711 | 292 | 186 | 104 | 129 | |
| 計 | 108,911 | 130,153 | 146,585 | 161,474 | 173,651 | 214,347 | 230,091 | 193,271 | 164,264 | 163,006 | 39,037 | 38,844 | 40,886 | 44,239 | 153,583 | 39,840 | 39,393 | 37,029 | 37,321 | |
| 年計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 153,583 |

平成24年度HIV検査普及週間における検査・相談体制（平成24年5月15日現在）

| | | 夜間検査 | | 休日検査 | | 迅速検査 | | イベント |
|----|-------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | | 平常時 | 検査普及週間 | 平常時 | 検査普及週間 | 平常時 | 検査普及週間 | |
| 1 | 北海道 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 2 | 青森県 | ○ | | | | ○ | | |
| 3 | 岩手県 | ○ | | | ● | | ● | ○ |
| 4 | 宮城県 | | ● | | | ○ | ● | |
| 5 | 秋田県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 6 | 山形県 | | ● | | | ○ | | ○ |
| 7 | 福島県 | ○ | | | | ○ | | |
| 8 | 茨城県 | ○ | | | | ○ | ● | ○ |
| 9 | 栃木県 | | ● | | | ○ | | ○ |
| 10 | 群馬県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 11 | 埼玉県 | ○ | | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 12 | 千葉県 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 13 | 東京都 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 14 | 神奈川県 | | ● | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 15 | 新潟県 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 16 | 富山県 | | ● | | ● | ○ | ● | |
| 17 | 石川県 | ○ | ● | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 18 | 福井県 | ○ | | | ● | ○ | | ○ |
| 19 | 山梨県 | ○ | ● | | | ○ | | |
| 20 | 長野県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 21 | 岐阜県 | ○ | | | | ○ | | |
| 22 | 静岡県 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 23 | 愛知県 | ○ | | | ● | ○ | | |
| 24 | 三重県 | ○ | ● | | | ○ | | ○ |
| 25 | 滋賀県 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 26 | 京都府 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 27 | 大阪府 | ○ | | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 28 | 兵庫県 | | ● | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 29 | 奈良県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 30 | 和歌山県 | ○ | | | ● | ○ | ● | |
| 31 | 鳥取県 | | ● | | ● | ○ | ● | |
| 32 | 島根県 | | ● | | ● | ○ | ● | |
| 33 | 岡山県 | | ● | | | ○ | | |
| 34 | 広島県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 35 | 山口県 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 36 | 徳島県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 37 | 香川県 | | | | ● | ○ | ● | |
| 38 | 愛媛県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 39 | 高知県 | ○ | ● | | | ○ | | |
| 40 | 福岡県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 41 | 佐賀県 | ○ | ● | | | ○ | | |
| 42 | 長崎県 | ○ | ● | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 43 | 熊本県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 44 | 大分県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 45 | 宮崎県 | ○ | | | ● | ○ | | |
| 46 | 鹿児島県 | | ● | | ● | ○ | | |
| 47 | 沖縄県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 48 | 札幌市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 49 | 仙台市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 50 | さいたま市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 51 | 千葉市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 52 | 川崎市 | | | ○ | | ○ | | |
| 53 | 横浜市 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 54 | 相模原市 | | ● | ○ | | ○ | | |
| 55 | 新潟市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 56 | 静岡市 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 57 | 浜松市 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 58 | 名古屋市 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 59 | 京都市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 60 | 大阪市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 61 | 堺市 | ○ | ● | ○ | | ○ | | ○ |
| 62 | 神戸市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 63 | 岡山市 | ○ | | | | | | |
| 64 | 広島市 | | | | | ○ | | |
| 65 | 福岡市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 66 | 北九州市 | | | | ● | | | |
| 67 | 熊本市 | ○ | | ○ | | ○ | ● | ○ |

都道府県（47）

指定都市（20）

| | | 夜間検査 | | 休日検査 | | 迅速検査 | | イベント |
|-----|------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | | 平常時 | 検査普及週間 | 平常時 | 検査普及週間 | 平常時 | 検査普及週間 | |
| 68 | 旭川市 | | | | | ○ | | ○ |
| 69 | 函館市 | | | ○ | | ○ | | ○ |
| 70 | 青森市 | | | | | ○ | | |
| 71 | 盛岡市 | | | | | ○ | ● | |
| 72 | 秋田市 | ○ | ● | | | ○ | ● | |
| 73 | 郡山市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 74 | いわき市 | ○ | ● | | | ○ | ● | |
| 75 | 宇都宮市 | | ● | ○ | | ○ | ● | |
| 76 | 前橋市 | | | | | ○ | ● | |
| 77 | 高崎市 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 78 | 川越市 | ○ | | | ● | ○ | | |
| 79 | 船橋市 | | | ○ | | ○ | | ○ |
| 80 | 柏市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 81 | 横浜賀市 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 82 | 富山市 | | ● | | ● | ○ | | |
| 83 | 金沢市 | ○ | | ○ | ● | | ● | ○ |
| 84 | 長野市 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 85 | 岐阜市 | ○ | ● | | | ○ | ● | |
| 86 | 豊田市 | ○ | | | | ○ | | |
| 87 | 岡崎市 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 88 | 豊橋市 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | |
| 89 | 大津市 | | | | | ○ | | ○ |
| 90 | 豊中市 | | | | | | | |
| 91 | 高槻市 | | ● | | | | | |
| 92 | 東大阪市 | | ● | | | | ● | |
| 93 | 姫路市 | ○ | | ○ | ● | ○ | | ○ |
| 94 | 西宮市 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 95 | 尼崎市 | | | | | | | ○ |
| 96 | 奈良市 | | ● | | ● | ○ | | ○ |
| 97 | 和歌山市 | ○ | | | ● | | ● | ○ |
| 98 | 倉敷市 | ○ | | | ● | ○ | ● | |
| 99 | 福山市 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 100 | 下関市 | | | | ● | | | |
| 101 | 高松市 | ○ | | | | | | |
| 102 | 松山市 | ○ | | | ● | | | |
| 103 | 高知市 | ○ | ● | | | | | ○ |
| 104 | 久留米市 | | ● | | | | ● | ○ |
| 105 | 長崎市 | | ● | | | ○ | | ○ |
| 106 | 大分市 | ○ | | | ● | ○ | ● | |
| 107 | 宮崎市 | ○ | | | ● | ○ | | |
| 108 | 鹿児島市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 109 | 小樽市 | | | | | ○ | | ○ |
| 110 | 八王子市 | | | | | ○ | | ○ |
| 111 | 町田市 | | | | | ○ | | ○ |
| 112 | 藤沢市 | | ● | | | ○ | ● | |
| 113 | 四日市市 | ○ | ● | | | | | |
| 114 | 呉市 | | ● | | | | | |
| 115 | 大牟田市 | | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 116 | 佐世保市 | ○ | | | ● | ○ | | |
| 117 | 千代田区 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 118 | 中央区 | | ● | | | | | |
| 119 | 港区 | | ● | ○ | ● | | | ○ |
| 120 | 新宿区 | ○ | | | | | | |
| 121 | 文京区 | | | | | ○ | | |
| 122 | 台東区 | | | | | ○ | | ○ |
| 123 | 墨田区 | | | | | ○ | | |
| 124 | 江東区 | | ● | | | | ● | |
| 125 | 品川区 | | | | | | | |
| 126 | 目黒区 | ○ | | | | | | ○ |
| 127 | 大田区 | | | | | | | |
| 128 | 世田谷区 | ○ | | | | | | ○ |
| 129 | 渋谷区 | | | | | | | ○ |
| 130 | 中野区 | | | ○ | ● | ○ | ● | |
| 131 | 杉並区 | | | ○ | | ○ | | |
| 132 | 豊島区 | | | | | ○ | | |
| 133 | 北区 | | | | | ○ | | ○ |
| 134 | 荒川区 | | | | | | | |
| 135 | 板橋区 | | | | | | | ○ |
| 136 | 練馬区 | | | | | ○ | | |
| 137 | 足立区 | | | | | ○ | | |
| 138 | 葛飾区 | | | | | ○ | | |
| 139 | 江戸川区 | | | | | ○ | | |

中核市（41）

保健所設置市（8）

特別区（23）

(注1) ○…平常から実施している自治体(24年度開始予定を含む)。
●…検査普及週間に実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所開所(17:00)以降に実施する検査
休日検査…土日・休日に実施する検査
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

| | | | | | | | |
|-------|----|----|------|------|------|------|----|
| 計 | 75 | 57 | 36 | 43 | 112 | 56 | 75 |
| 割合(%) | 54 | 41 | 25.9 | 30.9 | 80.6 | 40.3 | 54 |

平成24年度「世界エイズデー」前後における検査・相談体制 (平成24年10月19日現在)

| | | 夜間検査 | | 休日検査 | | 迅速検査 | | エイズデーに関連したイベント等の取組 |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|--------------------|
| | | 平常時 | エイズデー | 平常時 | エイズデー | 平常時 | エイズデー | |
| 1 | 北海道 | ○ | ● | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 2 | 青森県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 3 | 岩手県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 4 | 宮城県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 5 | 秋田県 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 6 | 山形県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 7 | 福島県 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 8 | 茨城県 | ○ | | | | ○ | ● | ○ |
| 9 | 栃木県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 10 | 群馬県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 11 | 埼玉県 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 12 | 千葉県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 13 | 東京都 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 14 | 神奈川県 | | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 15 | 新潟県 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 16 | 富山県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 17 | 石川県 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 18 | 福井県 | ○ | | | ● | ○ | | ○ |
| 19 | 山梨県 | ○ | ● | | | ○ | | ○ |
| 20 | 長野県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 21 | 岐阜県 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 22 | 静岡県 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 23 | 愛知県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 24 | 三重県 | ○ | ● | | | ○ | | ○ |
| 25 | 滋賀県 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 26 | 京都府 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 27 | 大阪府 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 28 | 兵庫県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 29 | 奈良県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 30 | 和歌山県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 31 | 鳥取県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 32 | 島根県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 33 | 岡山県 | | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 34 | 広島県 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 35 | 山口県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 36 | 徳島県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 37 | 香川県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 38 | 愛媛県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 39 | 高知県 | ○ | ● | | | ○ | | ○ |
| 40 | 福岡県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 41 | 佐賀県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 42 | 長崎県 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 43 | 熊本県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 44 | 大分県 | | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 45 | 宮崎県 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 46 | 鹿児島県 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 47 | 沖縄県 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 48 | 札幌市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 49 | 仙台市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 50 | さいたま市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 51 | 千葉市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 52 | 川崎市 | | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 53 | 横浜市 | ○ | ● | ○ | | ○ | | ○ |
| 54 | 相模原市 | | ● | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 55 | 新潟市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 56 | 静岡市 | ○ | | | ● | | ● | ○ |
| 57 | 浜松市 | ○ | | | ● | | ● | ○ |
| 58 | 名古屋市 | ○ | | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 59 | 京都市 | ○ | ● | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 60 | 大阪市 | ○ | ● | ○ | | ○ | ● | ○ |
| 61 | 堺市 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 62 | 神戸市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 63 | 岡山市 | ○ | ● | | | ○ | | ○ |
| 64 | 広島市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 65 | 福岡市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 66 | 北九州市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 67 | 熊本市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |

都道府県(47)

指定都市(20)

| | | 夜間検査 | | 休日検査 | | 迅速検査 | | エイズデーに関連したイベント等の取組 |
|-----|------|------|-------|------|-------|------|-------|--------------------|
| | | 平常時 | エイズデー | 平常時 | エイズデー | 平常時 | エイズデー | |
| 68 | 旭川市 | ○ | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 69 | 函館市 | | | ○ | | ○ | | ○ |
| 70 | 青森市 | | | | | ○ | | ○ |
| 71 | 盛岡市 | | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 72 | 秋田市 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 73 | 郡山市 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 74 | いわき市 | ○ | | | ● | ○ | | ○ |
| 75 | 宇都宮市 | | ● | | | | ● | ○ |
| 76 | 前橋市 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 77 | 高崎市 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 78 | 川越市 | ○ | | | ● | ○ | | ○ |
| 79 | 船橋市 | | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 80 | 柏市 | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 81 | 横須賀市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 82 | 富山市 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 83 | 金沢市 | ○ | | ○ | ● | | ● | ○ |
| 84 | 長野市 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 85 | 岐阜市 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 86 | 豊田市 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 87 | 岡崎市 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 88 | 豊橋市 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 89 | 大津市 | | | | | ○ | | ○ |
| 90 | 豊中市 | | | | | | | ○ |
| 91 | 高槻市 | | | | | | ● | ○ |
| 92 | 東大阪市 | | ● | | | | ● | ○ |
| 93 | 姫路市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 94 | 西宮市 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 95 | 尼崎市 | | | | | | | ○ |
| 96 | 奈良市 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 97 | 和歌山市 | ○ | | | ● | | ● | ○ |
| 98 | 倉敷市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 99 | 福山市 | ○ | | | | ○ | ● | ○ |
| 100 | 下関市 | ○ | | | ● | | ● | ○ |
| 101 | 高松市 | ○ | ● | | | | | ○ |
| 102 | 松山市 | ○ | ● | | ● | | | ○ |
| 103 | 高知市 | ○ | ● | | | | | ○ |
| 104 | 久留米市 | | ● | | | | ● | ○ |
| 105 | 長崎市 | | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 106 | 大分市 | ○ | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 107 | 宮崎市 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 108 | 鹿児島市 | ○ | | | ● | | ● | ○ |
| 109 | 小樽市 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 110 | 八王子市 | | | | | ○ | ● | ○ |
| 111 | 町田市 | | | | | | ● | ○ |
| 112 | 藤沢市 | | | | ● | | ● | ○ |
| 113 | 四日市市 | ○ | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 114 | 呉市 | | ● | | | | | ○ |
| 115 | 大牟田市 | | ● | | | ○ | ● | ○ |
| 116 | 佐世保市 | ○ | ● | | ● | ○ | ● | ○ |
| 117 | 千代田区 | | | | ● | ○ | ● | ○ |
| 118 | 中央区 | | | | | | | ○ |
| 119 | 港区 | | ● | ○ | ● | | ● | ○ |
| 120 | 新宿区 | | ● | | | | | ○ |
| 121 | 文京区 | | | | | ○ | | ○ |
| 122 | 台東区 | | | | | ○ | | ○ |
| 123 | 墨田区 | | | | | | ● | ○ |
| 124 | 江東区 | | ● | | | | ● | ○ |
| 125 | 品川区 | | | | | | | ○ |
| 126 | 目黒区 | | ● | | | | | ○ |
| 127 | 大田区 | | | | | | | ○ |
| 128 | 世田谷区 | | ● | | | | | ○ |
| 129 | 渋谷区 | | | | ● | | ● | ○ |
| 130 | 中野区 | | | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| 131 | 杉並区 | | | ○ | | ○ | | ○ |
| 132 | 豊島区 | | | | ● | | ● | ○ |
| 133 | 北区 | | | | | | | ○ |
| 134 | 荒川区 | | | | | | | ○ |
| 135 | 板橋区 | | | | | | | ○ |
| 136 | 練馬区 | | | | | ○ | | ○ |
| 137 | 足立区 | | | | | ○ | | ○ |
| 138 | 葛飾区 | | | | | ○ | | ○ |
| 139 | 江戸川区 | | | | | ○ | | ○ |

中核市(41)

保健所設置市(8)

特別区(23)

(注1) ○…平常から実施している自治体
●…世界エイズデー前後に実施し、又は実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所閉所(17:00)以降に実施する検査
休日検査…土日・休日に実施する検査
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

| | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 計 | 75 | 64 | 29 | 71 | 106 | 93 | 126 |
| 割合(%) | 54.3 | 46.4 | 21.0 | 51.4 | 76.8 | 67.4 | 91.3 |

中核拠点病院選定状況

平成25年1月1日現在
(選定済は4.7県、5.9か所)

| | ブロック | 拠点数 | 都道府県名 | 中核拠点病院名 | |
|----|------------|-------------------|-------|---|-------------------|
| 1 | 北海道 | 19 | 北海道 | 独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 | |
| 2 | 東北 42か所 | 4 | 青森県 | 青森県立中央病院 | |
| 3 | | 4 | 岩手県 | 岩手医科大学附属病院 | |
| 4 | | 7 | 宮城県 | 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター | |
| 5 | | 4 | 秋田県 | 大館市立総合病院 | |
| 6 | | 9 | 山形県 | 山形県立中央病院 | |
| 7 | | 14 | 福島県 | 公立大学法人福島県立医科大学附属病院 | |
| 8 | | 関東・ | 10 | 茨城県 | 筑波大学附属病院 |
| 9 | 甲信越 | 10 | 栃木県 | ①自治医科大学附属病院 ②栃木県済生会宇都宮病院 ③獨協医科大学病院 | |
| 10 | 122か所 | 4 | 群馬県 | 群馬大学医学部附属病院 | |
| 11 | | 6 | 埼玉県 | 独立行政法人国立病院機構東埼玉病院 | |
| 12 | | 10 | 千葉県 | 千葉大学医学部附属病院 | |
| 13 | | 42 | 東京都 | ①慶應義塾大学病院 ②東京慈恵会医科大学附属病院 ③都立駒込病院 | |
| 14 | | 17 | 神奈川県 | 公立大学法人横浜市立大学附属病院 | |
| 15 | | 6 | 新潟県 | 新潟大学医学部総合病院 | |
| 16 | | 9 | 山梨県 | 山梨県立中央病院 | |
| 17 | | 8 | 長野県 | 長野県立須坂病院 | |
| 18 | | 北陸 | 2 | 富山県 | 富山県立中央病院 |
| 19 | 14か所 | 8 | 石川県 | 石川県立中央病院 | |
| 20 | | 4 | 福井県 | 福井大学医学部附属病院 | |
| 21 | 東海 | 8 | 岐阜県 | 国立大学法人岐阜大学医学部附属病院 | |
| 22 | 48か所 | 23 | 静岡県 | ①浜松医療センター ②静岡県立こども病院 ③静岡市立静岡病院 ④沼津市立病院 | |
| 23 | | 13 | 愛知県 | ①独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター ②名古屋大学医学部附属病院 | |
| 24 | | 4 | 三重県 | 国立大学法人三重大学医学部附属病院 | |
| 25 | 近畿 | 4 | 滋賀県 | 国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院 | |
| 26 | 45か所 | 10 | 京都府 | 京都大学医学部附属病院 | |
| 27 | | 16 | 大阪府 | ①大阪市立総合医療センター ②大阪府立急性期・総合医療センター ③市立堺病院 | |
| 28 | | 11 | 兵庫県 | 兵庫医科大学病院 | |
| 29 | | 2 | 奈良県 | 公立大学法人奈良県立医科大学附属病院 | |
| 30 | | 2 | 和歌山県 | 和歌山県立医科大学附属病院 | |
| 31 | | 中国・ 四国 59か所 | 3 | 鳥取県 | 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院 |
| 32 | 5 | | 島根県 | 国立大学法人島根大学医学部附属病院 | |
| 33 | 10 | | 岡山県 | 川崎医科大学附属病院 | |
| 34 | 5 | | 広島県 | ①県立広島病院 ②広島市立広島市民病院 | |
| 35 | 5 | | 山口県 | ①独立行政法人国立病院機構関門医療センター ②山口大学医学部附属病院 | |
| 36 | 2 | | 徳島県 | 徳島大学病院 | |
| 37 | 6 | | 香川県 | 国立大学法人香川大学医学部附属病院 | |
| 38 | 18 | | 愛媛県 | 愛媛大学医学部附属病院 | |
| 39 | 5 | | 高知県 | 高知大学医学部附属病院 | |
| 40 | 九州 | | 7 | 福岡県 | 産業医科大学病院 |
| 41 | 32か所 | | 2 | 佐賀県 | 佐賀大学医学部附属病院 |
| 42 | | | 3 | 長崎県 | 長崎大学病院 |
| 43 | | | 3 | 熊本県 | 熊本大学医学部附属病院 |
| 44 | | | 5 | 大分県 | 大分大学医学部附属病院 |
| 45 | | 3 | 宮崎県 | 県立宮崎病院 | |
| 46 | | 6 | 鹿児島県 | 鹿児島大学病院 | |
| 47 | | 3 | 沖縄県 | 琉球大学医学部附属病院 | |
| | 計 | 381 | | | |

太字：ブロック拠点病院 網掛：ブロック拠点病院所在都道府県

HIV診療等に関するマニュアル・ガイドラインについて

エイズ予防情報ネット(<http://api-net.jfap.or.jp/>)に掲載される主なマニュアル・ガイドライン

| 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業による マニュアル・ガイドライン | 作成 |
|--|--|
| 抗HIV治療ガイドライン | 平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班 |
| HIV 母子感染予防対策マニュアル | 平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 感染妊婦とその出生児の調査・解析および診療・支援体制の整備に関する総合的研究」班 |
| HIV感染症の歯科治療マニュアル | 平成16年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究」班 |
| 血液製剤によるHIV/HCV重複感染患者に対する肝移植の診療ガイドライン | 平成21年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV/HCV重複感染患者に対する肝移植のための組織構築に関する研究」班 |
| 社会福祉施設で働くみなさんへ HIV／エイズの正しい知識 ～知ることから始めよう～ | 平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班 |
| 在宅医療を支えるみんなに知ってほしいこと | 平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班 |

| エイズ治療・研究開発センター(ACC)によるマニュアル・ガイドライン | 作成 |
|------------------------------------|---|
| 医療事故後のHIV 感染防止のための予防服用マニュアル | 国立国際医療センター病院 エイズ治療・研究開発センター(ACC) (http://www.acc.go.jp/doctor/eventSupport.html) |

| 【参考】学会等によるマニュアル・ガイドライン | 作成 |
|------------------------------|---|
| HIV 感染患者透析医療ガイドライン | 日本透析医会・日本透析医学会 (http://www.jsdt.or.jp/info/1084.html) |
| インヒビター保有先天性血友病患者に対する治療ガイドライン | 日本血栓止血学会 (http://www.jsth.org/committee/guideline.html) |

※上記以外のマニュアル・ガイドラインについても、適宜参照の上、活用されたい。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律概要

趣 旨

国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた被害の回復については、平成13年6月の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の制定により、一定の解決が図られている。しかし、未だ未解決の問題も残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかななければならない。

そこで、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

基本理念等

- 1 ハンセン病問題に関する施策は、ハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、国立ハンセン病療養所等の入所者が、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

施 策

○国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

- ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保
- ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障
- ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
- ①意思に反する退所、転所の禁止
- ②医療・介護体制の整備
- ③地域開放

○社会復帰の支援及び社会生活の援助

- ・国立ハンセン病療養所等からの退所希望者への退所準備金の支給
- ・退所者給与金及び非入所者給与金の支給
- ・国立ハンセン病療養所等及び一般の医療機関における退所者及び非入所者に対する医療体制の整備
- ・相談体制の整備

○名誉回復及び死没者の追悼

- ・国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等
- ・死没者の追悼のための必要な措置

○親族に対する援護

- ・国立ハンセン病療養所の入所者の親族で、当該入所者が入所したことによって生計が困難な状態にあるものへの援護の実施

そ の 他

- ・ この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- ・ らい予防法の廃止に関する法律の廃止その他関係法律の整理を行う。

ハンセン病療養所入所者数

(平成24年5月1日現在)

| 施設名 | 入所者数 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|--------|-------------------|--------------|
| 総数 | 2,144名 | (15力所) | |
| (国立療養所) | | (13力所) | |
| 松丘保養園 | 119名 | 青森県青森市大字石江字平山19 | 017-788-0145 |
| 東北新生園 | 109名 | 宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1 | 0228-38-2121 |
| 栗生楽泉園 | 123名 | 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647 | 0279-88-3030 |
| 多磨全生園 | 255名 | 東京都東村山市青葉町4-1-1 | 042-395-1101 |
| 駿河療養所 | 76名 | 静岡県御殿場市神山1915 | 0550-87-1711 |
| 長島愛生園 | 297名 | 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539 | 0869-25-0321 |
| 邑久光明園 | 168名 | 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253 | 0869-25-0011 |
| 大島青松園 | 91名 | 香川県高松市庵治町6034-1 | 087-871-3131 |
| 菊池恵楓園 | 355名 | 熊本県合志市栄3796 | 096-248-1131 |
| 星塚敬愛園 | 191名 | 鹿児島県鹿屋市星塚町4204 | 0994-49-2500 |
| 奄美和光園 | 43名 | 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700 | 0997-52-6311 |
| 沖縄愛楽園 | 224名 | 沖縄県名護市字済井出1192 | 0980-52-8331 |
| 宮古南静園 | 83名 | 沖縄県宮古島市平良字島尻888 | 0980-72-5321 |
| 計 | 2,134名 | | |
| (私立療養所) | | (2力所) | |
| 神山復生病院 | 7名 | 静岡県御殿場市神山109 | 0550-87-0004 |
| 待労院診療所 | 3名 | 熊本県熊本市島崎6-1-27 | 096-354-1021 |
| 計 | 10名 | | |

※平均年齢

| | | |
|-------|--------|---------------|
| 国立13園 | 82.1歳 | (平成24年5月1日現在) |
| 私立 神山 | 83.14歳 | (平成24年5月1日現在) |
| 待労 | 79.6歳 | (平成24年5月1日現在) |

ハンセン病問題に関する最近の動向

平成13年

- 5月11日 ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決
 5月23日 政府として控訴しないことを決定
 5月25日 内閣総理大臣談話発表
 ・新たな補償を立法措置により講じる
 ・退所者給与金、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現に努める
 ・患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける
 政府声明発表
 ・除斥期間や立法不作為に係る法的責任についての判断において判決に問題があることを当事者である政府の立場として明確化
 6月7日 衆議院「ハンセン病問題に関する決議」採択
 6月8日 参議院「ハンセン病問題に関する決議」採択
 6月12日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」衆議院にて可決
 6月15日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」参議院にて可決、成立
 6月22日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）公布、施行
 6月29日 第1回ハンセン病問題対策協議会（その後、7月16日、7月26日、11月16日及び12月25日に開催）
 ・社会復帰（退所者給与金等）、謝罪・名誉回復、在園保障、検証会議等について、患者・元患者と協議（座長 榊屋副大臣）
 7月23日 和解に関する基本合意書調印（入所者・退所者原告）
 7月27日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が発表
 9月11日 政府として遺族原告及び入所歴なき原告について判決を求める旨を表明
 10月5日 全国ハンセン病問題対策主管課長会議
 12月7日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が再度発表（訴訟は、同日結審）
 12月18日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見（12月7日の補充）を熊本地裁が発表
 12月25日 第5回ハンセン病問題対策協議会「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

平成14年

- 1月28日 和解に関する基本合意書調印（遺族・非入所者原告）
 4月1日 国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業スタート
 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費事業スタート

平成15年

- 4月25日 社会復帰支援事業要綱の改正を実施

平成16年

- 3月29日 平成15年度ハンセン病問題対策協議会「非入所者給与金（仮称）」制度創設向け協議を進めることを確認
 4月1日 社会生活支援一時金事業スタート
 4月14日 「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
 8月25日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 9月27日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
 12月15日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会（続会）」開催

平成17年

- 1月20日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
 3月27日 ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書提出
 4月1日 国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業スタート
 9月30日 「平成17年度ハンセン病問題対策協議会」開催
 10月25日 韓国ハンセン病補償法訴訟東京地裁判決（国勝訴：原告は翌日控訴）
 11月8日 政府として台湾ハンセン病補償法訴訟については控訴することとし、同日付で控訴することとは別に国外の療養所の元入所者への対応について検討する旨の厚生労働大臣談話を発表

平成18年

- 1月31日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」衆議院にて可決
- 2月 3日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」参議院にて可決、成立
- 2月10日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第2号）公布、施行に伴い、戦前の国外の療養所の元入所者への補償金支給を決定
- 3月29日 第1回ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会開催
- 6月21日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国内対象者の申請期限が終了
- 8月23日 「平成18年度ハンセン病問題対策協議会」開催

平成19年

- 3月26日 「平成18年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 3月31日 国立ハンセン病資料館再開館式
- 4月 1日 国立ハンセン病資料館再開館
- 8月22日 「平成19年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 11月19日 第1回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催

平成20年

- 3月21日 第2回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 3月26日 「平成19年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 6月 6日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」衆議院にて可決
- 6月11日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」参議院で可決、成立
- 6月18日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）
- 12月 5日 第3回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 12月26日 「平成20年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

平成21年

- 3月11日 第4回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 4月 1日 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行
- 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
- 6月22日 「平成21年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 10月20日 第5回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催

平成22年

- 1月13日 「平成21年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 5月21日 第6回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
- 6月22日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 9月 9日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会回答の会」開催

平成23年

- 2月 9日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国外対象者の申請期限が終了
- 3月11日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 5月27日 第7回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
- 6月22日 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
- 6月22日 「平成23年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 9月 1日 「平成23年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

平成24年

- 5月23日 第8回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
- 6月22日 「平成24年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 10月 1日 「平成24年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

ハンセン病問題に関するシンポジウムについて

1. 趣 旨

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発に努める。

2. 主 催

厚生労働省、法務省等

3. 開催方法

(1) 場 所：ハンセン病療養所が所在する県を中心とした地域ブロックで順次開催

ア 北海道・東北ブロック（青森：松丘保養園、宮城：東北新生園）

イ 関東・甲信越ブロック（群馬：栗生楽泉園、東京：多磨全生園）

ウ 東海・北陸ブロック（静岡：駿河療養所）

エ 近畿・中国ブロック（岡山：長島愛生園、邑久光明園）

オ 四国ブロック（香川：大島青松園）

カ 九州ブロック（熊本：菊池恵楓園、鹿児島：星塚敬愛園、奄美和光園）

キ 沖縄ブロック（沖縄：沖縄愛楽園、宮古南静園）

(2) 会 場：一般のホール等

(3) 対象者：一般国民（参加無料）

4. 過去の開催状況

(1) 第1回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成17年 3月14日（月）東京）

(2) 第2回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成18年 1月25日（水）愛知）

(3) 第3回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成18年11月 7日（火）福岡）

(4) 第4回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成19年 1月12日（金）宮城）

(5) 第5回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成19年12月14日（金）沖縄）

(6) 第6回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成20年 1月31日（木）北海道）

(7) 第7回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成20年9月20日（土）、21日（日）岡山）

(8) 第8回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成21年 2月 7日（土）大阪）

(9) 第9回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成22年 2月12日（土）香川）

(10) 第10回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成23年 1月15日（土）青森）

(11) 第11回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成23年11月 5日（土）静岡）

(12) 第12回ハンセン病問題に関するシンポジウム（平成25年 2月 9日（土）鹿児島）

退所者給与金及び改葬費について

これらの制度を創設する経緯

退所者給与金については、平成13年5月の「ハンセン病問題内閣総理大臣談話」において言及されている「退所者給与金」について、原告・弁護団と協議を行い、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

また、改葬費については、遺族原告との和解の基本合意書において、遺族に死没者の遺骨の引取りを勧めていることを踏まえ、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

退所者給与金

- 支給目的
ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とする。
- 支給対象者
 - ・ 既退所者
ハンセン病療養所の入所経験があり、平成14年4月1日前に既にハンセン病療養所を退所している者。
 - ・ 新規退所者
平成14年4月1日以後、ハンセン病療養所を退所した者。
- 支給額
生活類型に応じて支給額を設定。

| | 新規退所者 | 既退所者 |
|-----------|----------|----------|
| 退所者が1人の世帯 | 264,100円 | 176,100円 |
| 退所者が2人の世帯 | 422,600円 | 281,700円 |

※別途、退所者が非退所者を扶養する世帯においては、16,000円を加算。

- 所得制限
支給額は、前年の所得が退所者給与金年間支給額より多いとき、以下の額を控除する。
$$\frac{(\text{前年所得} - \text{退所者給与金年間支給額})}{2}$$

※退所者給与金の支給要綱については、少なくとも2年ごとに見直す。

改葬費

- 支給目的
ハンセン病療養所で死没した方に対する追悼の意を表することを目的とする。
- 支給対象者及び支給額
ハンセン病療養所に収蔵されている焼骨を、その遺族が改葬したとき、その遺族に対して、死没者1人につき5万円を支給する。

非入所者給与金について

1 制度の趣旨

厚生労働省は、統一交渉団との平成16年4月14日付の「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」を踏まえ、裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病元患者に対し、平穏で安定した平均的水準の社会生活を営むことができるように、平成17年度にハンセン病療養所非入所者給与金制度を創設した。

2 対象者

裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病元患者

3 給付額

基準額を、月額48,010円とし、以下の通り段階的に給付する。

(1) 段階的給付について

| | |
|--------------------------|---------------------|
| ・市町村民税非課税の者 | 月額63,840円（基準額の33%増） |
| ・前年の課税所得が75万円未満の者 | 月額48,010円（基準額） |
| ・前年の課税所得が75万円以上135万円未満の者 | 一部支給停止 |
| ・前年の課税所得が135万円以上の者 | 不支給 |

但し、配偶者又は一親等の直系尊属を扶養するときは、月額13,370円を加算して給付する。

(2) 生活保護相当者の取扱い

生活保護相当の者に対しては、上記にかかわらず、生活保護相当額に基準額を加算した額を給付。その給付の実施は、「国立ハンセン病療養所等家族生活援護委託費」の「援護費」の枠組みを準用する。

ハンセン病患者・元患者に対する補償等統計資料

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数（H13. 5. 11熊本地裁）

判決を受けた原告 127名

- 国立ハンセン病療養所入所者等補償金支給者数

総数 4,084名
うち 入所者 2,596名
退所者 1,488名

（韓国：544名、台湾：29名、旧南洋庁：1名含む）

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟和解者数

総数 7,477名
うち 入・退所者 2,142名
遺族 5,198名
非入所者 137名

- ハンセン病療養所退所者給与金支給決定者数

総数 1,189名

- ハンセン病療養所非入所者給与金支給決定者数

総数 73名

* 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数」以外はすべて平成25年1月末現在である。

リウマチ・アレルギー特別対策事業について

平成18年6月13日健発第0613001号
各都道府県知事宛

厚生労働省健康局長通知

一部改正 平成20年3月31日健発第0331042号
厚生労働省健康局長通知

一部改正 平成22年3月25日健発0325第11号
厚生労働省健康局長通知

最終一部改正 平成24年3月30日健発0330第32号

厚生労働省健康局長通知

別紙

リウマチ・アレルギー特別対策事業実施要綱

1 目的

本事業は、地域における喘息死を減少させること並びにリウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数を減少させることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 実施事業

都道府県等は、診療所、病院、保健所、関係市町村等の関係者によって構成される地域医療連絡協議会を設置し、喘息死の減少を推進するため、かかりつけ医等を対象とした診療ガイドラインの普及、患者カード携帯による患者の自己管理の徹底、地域住民への情報提供や病診連携の構築等を図るとともに、地域におけるリウマチ・アレルギー対策を推進するため、リウマチ及びアレルギー系疾患に関して正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等を図るものとする。ただし、喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患のいずれかの事業でも構わないものとする。

なお、既に、地域医療連絡協議会については、既に地域における同様の組織がある場合は、これを活用して差し支えないものとする。

地域医療連絡協議会は、都道府県等の実情を勘案しつつ、以下の事業を行うものとし、③については、必須とする。但し、すでに③と同様の取り組み

が行われている場合は除く。

- ① 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- ② 患者カードの配布の促進ならびに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
- ③ 喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供
- ④ 地域の喘息患者並びにリウマチ及びアレルギー系疾患患者の実態把握を目的とした分析調査の実施
- ⑤ エピペン講習等、リウマチ又はアレルギー疾患に関する事業
- ⑥ 事業実施の評価

4 事業実施上の留意事項

- 1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努めること。
- 2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導すること。
- 3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 成果の報告

都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。

6 国の補助

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

平成24年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会実施要綱

1 目的

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等何らかの免疫アレルギー疾患を有する患者は、国民の50%以上にも上り、ますます増加傾向にあるとされている。

また、民間療法も含め膨大な情報が氾濫し、患者にとって正しい情報の取捨選択が困難な状況にあること等から、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の保健関係、福祉関係等従事者並びに都道府県等所管下の医療従事者を対象に、これら疾患について必要な知識を修得させ、地域住民への正しい知識の普及啓発を行うための相談体制の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

厚生労働省健康局疾病対策課とする。

3 研修内容

リウマチ・アレルギー相談員養成研修は、リウマチの部及びアレルギーの部から構成され、それぞれ別紙プログラムにより行う。

4 受講対象者

都道府県等の保健関係、福祉関係等従事者並びに都道府県等所管下の医療従事者であって、リウマチの部及びアレルギーの部のいずれか又はすべてを受講可能な者とする。

5 受講の申込み等

- (1) 都道府県等は、上記受講対象者としての資格を満たしている者の中から、受講推薦者を決定し、健康局疾病対策課あて相談員養成研修会受講申込書を送付する。
- (2) 健康局疾病対策課は、本実施要綱に基づき受講者を決定し、各都道府県等を通じて通知する。

6 実施期日及び会場

平成24年12月17日（月） アレルギーの部

平成24年12月18日（火） リウマチの部

厚生労働省 専用15、16会議室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

7 研修人員

アレルギーの部及びリウマチの部 各々120名までとする。

8 修了証書

リウマチの部及びアレルギーの部を終了した者に対し、それぞれ修了証書を交付する。

9 経費

- (1) 受講料は無料とする。
- (2) 受講地への旅費、滞在費等は受講者の負担とする。

平成24年度 リウマチ・アレルギー相談員養成研修会プログラム

会場：厚生労働省 専用第15, 16会議室

(1日目) 12月17日(月) 「アレルギーの部」

| | | | |
|-------------|---------------|--------|--|
| 9:45～ | 開会 | | |
| 9:50～11:10 | アレルギー総論と成人喘息 | 秋山 一男 | (独) 国立病院機構相模原病院 長 |
| 休憩(10分間) | | | |
| 11:20～12:35 | 食物アレルギー | 海老澤 元宏 | (独) 国立病院機構相模原病院 臨床研究センター アレルギー 性疾患研究部長 |
| 休憩(50分間) | | | |
| 13:25～14:40 | 花粉症 | 大久保 公裕 | 日本医科大学耳鼻咽喉科教授 |
| 休憩(10分間) | | | |
| 14:50～16:20 | 小児喘息とアトピー性皮膚炎 | 赤澤 晃 | 東京都立小児総合医療センター からだの専門診療部アレルギー 科部長 |
| 休憩(10分間) | | | |
| 16:30～17:00 | 患者会の立場から | 園部 まり子 | NPO法人アレルギーを考える 母の会代表 |
| 17:00～ | 閉会 | | |

(2日目) 12月18日(火) 「リウマチの部」

| | | | |
|-------------|----------|---------|--------------------------------|
| 9:55～ | 開会 | | |
| 10:00～11:20 | リウマチ総論 | 宮坂 信之 | 東京医科歯科大学膠原病・リウ マチ内科教授 |
| 休憩(10分間) | | | |
| 11:30～12:30 | 患者会の立場から | 長谷川 三枝子 | (社)リウマチ友の会会長 |
| 休憩(50分間) | | | |
| 13:20～14:40 | 内科の立場から | 山中 寿 | 東京女子医科大学附属膠原病リ ウマチ痛風センター 所長 |
| 休憩(10分間) | | | |
| 14:50～16:10 | 外科の立場から | 桃原 茂樹 | 東京女子医科大学附属膠原病リ ウマチ痛風センター 教授 |
| 16:10～ | 閉会 | | |

アレルギー相談センターの概要

○ 実施主体

財団法人日本予防医学協会

ホームページ (<http://www.immune.jp/allergy/consult/index.html>)

○ 目的

アレルギー疾患は民間療法を含め膨大な情報が氾濫し、正しい情報の選択が困難な状況となっている。このような状況下で、アレルギー疾患患者及びその家族の悩みや不安に的確に対応し、電話相談などの情報提供を行うことによりその生活の一層の支援を図ることを目的とする。

○ 相談内容

アレルギー専門医、専門医療機関の所在に関して情報の提供を行う。また、薬や症状、自己管理・日常生活の注意点など、アレルギー性疾患全般（喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど）に関連する事柄について相談に応じる。

○ 相談方法

電話、FAX、E-mailにより相談を受け付ける。

(受付時間/月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 10:00～16:30)

看護師が直接、相談に答える。

(必要に応じ、専門医によるバックアップ体制をとっている)

○ 専用電話番号等

TEL 03-3222-3508

FAX 03-3222-3438

E-mail info@immune.jp

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

平成21年4月28日健発第0428001号

各都道府県知事宛

厚生労働省健康局長通知

一部改正 平成23年3月30日健発0330第2号

各都道府県知事、政令指定都市市長、

中核市市長宛

厚生労働省健康局長通知

別紙

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱

1 目的

慢性腎臓病（CKD）は、生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、腎機能異常が軽度であれば、適切な治療を行うことにより進行を予防することが可能である。

しかし、CKDに対する社会的な認知度は低く、腎機能異常に気づいていない潜在的なCKD患者が多数存在すると推測され、医療現場においても見過ごされがちである。

また、すべてのCKD患者に腎臓専門医が対応することは困難であり、患者の多くが受診するかかりつけ医の資質向上やコメディカル等の人材育成が必要である。

そこで、地域における講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修等を実施することにより、広くCKDに関する正しい知識の普及、CKD対策に必要な人材の育成等を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営できると認められる団体に委託することができるものとする。

3 実施事業

都道府県等は、CKDに関する正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等、地域におけるCKD対策を推進するため、医師会、

腎臓病に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される連絡協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合は、これを活用して差し支えない。

都道府県等は、連絡協議会の意見を勘案しつつ、以下の事業を行うものとする。

- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
- ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- ④ 事業実施の評価

4 事業実施上の留意事項

- (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努めること。
- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導すること。
- (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 成果の報告

都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。

6 国の補助

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

○慢性の痛み対策について（概要）

『今後の慢性の痛み対策について（提言）』より抜粋

1. 慢性の痛みに関する現状

- ・痛みは主観的な体験の表現であるために、客観的な評価が困難であり、標準的な評価法や診断法が未確立であるうえ、診療体制も十分整っていない。
- ・慢性の痛みは患者の生活の質を著しく低下させ、就労困難を招く等、社会的損失が大きいとされる。
- ・受療頻度の高い上位5疾病に腰痛症、肩こり症が含まれ、頻度の高い自覚症状の上位には、各部位の痛みが多い（平成19年国民生活基礎調査より）。

2. 慢性の痛みの医療を取り巻く課題

（1）痛みを対象とした医療体制

- ・治療に抵抗性をしめず慢性の痛みの診療に対して、必ずしも適切な治療が選択されているとは言い難い。
- ・痛みを専門とする診療体制や、そのために必要な制度、人材育成・教育体制も十分に整備されていない。

（2）痛みに関する正しい情報の提供

- ・慢性の痛みに関する診断、治療法等の情報が科学的根拠に基づいて整理されていない。
- ・専門医師、一般医師、医療従事者、患者において、痛みやその診療に対する共通した認識がもたれていない。

（3）難治性の痛みへの対策

- ・難治性の痛みには、様々な疾患による痛みが存在するが、病態が十分に解明されていないために、診断や治療が困難である。

（4）臨床現場における問題点の解消

- ・諸外国において有効性が確立されているが、国内では適応がないために保険適用されていない薬剤が多いとの指摘がある。
- ・有効性が乏しいとされる従来通りの鎮痛薬投与などによる治療が、今でも実施されているとの報告がある。

3. 今後、必要とされる対策

(1) 医療体制の構築

- ・ガイドラインの作成等による、一般医や専門医の痛みに対する診療レベルの向上。
- ・関係する診療各科、各職種が連携して治療に当たるチーム医療の形成。
- ・医療従事者の役割分担や連携方法の明確化と育成。

(2) 教育、普及・啓発

- ・医療者の育成（医師、看護師、介護士等）。
- ・患者の慢性の痛みの受容。
- ・患者の周りにいる一般の国民への啓発。

(3) 情報提供、相談体制

- ・痛みに関する情報を科学的根拠に基づいて整理し、最新の正確な情報を発信。
- ・社会全体で痛みに向き合うような働きかけ。

(4) 調査・研究

- ・慢性の痛みの頻度、その種類、現行の対応、治療の有効性等の現状把握。
- ・痛みの評価法やチーム医療を行ううえで有用となる手法の開発。
- ・難治性の痛みの病態解明・診断方法の開発。
- ・新規治療薬や治療法の開発。
- ・治療ガイドライン等の策定、教育資料の開発。

全国健康関係主管課長会議資料

平成25年3月13日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
肝炎対策推進室

目 次

肝炎対策について

1. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について 1
2. 肝炎ウイルス検査の促進等について 2
3. 肝疾患診療連携拠点病院について 3
4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について 3

○ 肝炎対策について

我が国のウイルス性肝炎の患者・感染者数は、B型で110～140万人、C型で190～230万人存在すると推定されており、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進行を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題となっている。

そこで、厚生労働省では、肝炎対策をより一層推進するため、平成23年5月に、「肝炎対策基本法」に基づく「肝炎対策基本指針」を策定し、同法の趣旨・理念を踏まえた施策等を進めていくこととしており、インターフェロン医療費助成事業や委託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料化を含む新たな肝炎総合対策を推進している。

各都道府県におかれても、同法や基本指針を踏まえた肝炎対策の取組について、管内市町村、関係団体・機関等に周知するとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、今後、具体的な施策の検討・実施など肝炎対策に係る種々の依頼をさせていただくので、御協力をお願いする。

平成25年度予算案には、早期発見・早期治療の促進を始めとした各施策の推進を図るため、約188億円を計上している。具体的には、

- ・肝炎治療促進のための環境整備、(100億円)
- ・肝炎ウイルス検査の促進、(29億円)
- ・健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、(7億円)
- ・国民に対する正しい知識の普及と理解、(2億円)
- ・研究の推進、(50億円)

を柱として、肝炎総合対策に引き続き取り組んでいくこととしているが、特に次の事項については、その適正かつ円滑な実施に格段の御配慮をお願いする。

1. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について
平成20年度から取り組んでいるインターフェロン治療等の医療費に対する助成については、自己負担限度額を引き下げるなど、利用しやすい制度の運用に努めており、これまでの治療受給者証の平均新規交付件数は、約4万人強である。

平成25年度においても、肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、引き続き取り組むこととしている。

そこで、各都道府県におかれては、

- (1) 感染者であることを知らない者への対策として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨の強化、検診専門クリニックを含めた委託医療機関の箇所数の拡大、
- (2) 検査により肝炎であることの自覚があるが、通院していない者への対策として、産業医や地域のかかりつけ医、地域肝炎治療コーディネーターを通じた受療勧奨等による肝炎治療の必要性等、正しい知識の普及推進、
- (3) 肝炎のため通院しているが、治療に適した医療機関にアクセスできていない者への対策として、相談センター・地域医療機関等に関するホームページ等での情報提供、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会等を通じた地域の肝

疾患診療ネットワーク構築を始めとする、肝疾患診療連携拠点病院における活動の支援、

- (4) 肝炎のため通院し、インターフェロン治療等を勧められている者への対策として、医療費助成制度の更なる周知徹底、肝疾患相談センターに係る広報強化、相談員に対する研修の充実及び医療機関等への積極的な配置、事業主等に対する肝炎治療への配慮の要請

等、積極的な取組をお願いしたい。

2. 肝炎ウイルス検査の促進等について

早期発見・早期治療の促進のため、平成23年度から、肝炎ウイルス検査の未受検者に対する個別の受検勧奨、治療に踏み切れない者等に助言を行うことで適切な治療へとつなげるための人材養成（地域肝炎治療コーディネーター）、受療の促進の一助となる肝炎に関する各種情報を掲載した手帳の配布等を実施している。

これらの取組について、下記のとおり、適切な受検勧奨及び適切な受療勧奨の一層の促進等に取り組んでいただきたい。

(1) 特定年齢の者を対象とした個別勧奨メニュー等の追加

① 40歳以上の5歳刻みの者を対象とした個別勧奨

市町村が実施主体となって行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において、受検に関する通知を対象者に直接送付する。

② 検査費用に係る自己負担分の負担軽減

個別勧奨対象者の肝炎ウイルス検査の自己負担分を無料とすることにより、受検促進を図る。

③ 出張型検査の実施

検査会場を保健所や委託医療機関内だけでなく、県内各所の要請に応じた場所を検査会場とすることも可能とする。

(2) 適切な肝炎治療へつなげるための人材養成等メニューの追加

① 市町村の保健師、医療機関の看護師、企業等の健康管理担当者等に対して肝炎に関する情報（支援制度、医療提供体制等）を習得させ、治療に結びついていない要治療者に助言を行う。

② 肝炎患者や肝炎ウイルス検査で陽性と判断された者等に対して、肝炎の基礎情報から公的支援制度の概要、治療経過の記録等ができる手帳を配布する。

また、平成24年度からは、地域の相談窓口の利便性の向上のため、専門医療機関に地域肝炎治療コーディネーター等の配置を行っているので、肝炎患者等が広く相談を行うことができる体制の整備が図られるよう御協力をお願いしたい。

なお、都道府県、保健所設置市等が主体となって行う緊急肝炎ウイルス検査事業を平成25年度も継続して実施する。については、従前の肝炎ウイルス検査事業とともに、一人でも多くの感染者の早期発見に資するよう、積極的な広報、運用をお願いしたい。

3. 肝疾患診療連携拠点病院について

都道府県においては、中核医療施設となる肝疾患診療連携拠点病院を原則1か所選定していただき、

- (1) 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供、
- (2) 都道府県内における肝疾患の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介、
- (3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、
- (4) 肝疾患に関する専門医療機関等との協議の場（肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会）の設定

等の業務を行うとともに肝疾患相談センターを設け、患者、キャリア、家族からの相談等に応じていただいている。肝疾患相談センターに対する補助については、1拠点病院当たりの補助としているので、引き続き積極的な活用をお願いします。

また、来年度には、拠点病院の肝疾患相談センターなどに社会保険労務士や産業カウンセラーなどを配置し、就労継続を希望する肝炎患者に対し「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行う「肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業」を実施する予定である。今後実施する拠点病院を募集する予定であるので、積極的な参加をお願いしたい。

なお、国においてもこれら拠点病院を支援するため、「肝炎情報センター」のホームページを活用した情報提供、各都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会の開催や拠点病院職員に対する研修の実施等、各種の事業に取り組んでいるので、各拠点病院との緊密な連携が図られるよう御協力をお願いしたい。

4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

平成24年度からは、毎年7月28日を「日本肝炎デー」とし、WHOが昨年設定した世界肝炎デーやウイルス肝炎研究財団が取り組む肝臓週間と同時に実施して、普及啓発の充実に取り組んでいるところである。

更に、厚生労働省では、来年度から、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けて自ら積極的に行動していくことを目指した「肝炎総合対策推進国民運動事業」を実施することとしている。

各都道府県におかれては、来年度以降も「日本肝炎デー」を中心とした重点的な普及啓発活動、都道府県ホームページや広報紙を通じたPRなど、より一層積極的な取組をお願いしたい。

また、

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨強化
緊急肝炎ウイルス検査事業の委託医療機関を確保し、どこでも検査が受けられるような体制を整備する。
- (2) 肝炎ウイルス検査や肝炎治療等に係る正しい知識の普及推進
検査により肝炎であることの自覚はあるが、通院していない者への対策と

して、産業医やかかりつけ医などの身近な医師から、治療の必要性を伝えるなどの普及啓発形態を工夫する。

(3) 通院者に対する、治療に適した医療機関等の情報提供

肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センター、地域医療機関等に関する情報を提供する。

(4) インターフェロン治療を勧められている者への情報提供

経済的負担が原因で治療を受けていない者に対しては、医療費助成制度の存在を認識できるよう、気がつきやすい広報を工夫し、多忙又は治療に対する不安などが原因で治療を受けていない者に対しては、その悩みを解消できるよう、事業主等に対して肝炎治療への配慮の要請や肝疾患相談センターにおける広報強化を行う。

など、各都道府県等の実情に応じた取組をお願いしたい。

参 考 资 料

－ 参 考 資 料 目 次 －

| | |
|--|------|
| 1. 平成25年度予算案PR版（肝炎対策推進室） | 資－1 |
| 2. 肝炎対策基本法の概要 | 資－2 |
| 3. 肝炎対策基本方針の概要 | 資－3 |
| 4. 平成25年度肝炎対策予算案概要 | 資－4 |
| 5. 肝炎治療促進のための環境整備 | 資－5 |
| 6. 肝炎ウイルス検査の促進 | 資－6 |
| 7. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、 相談体制整備などの患者支援等 | 資－7 |
| 8. 国民に対する正しい知識の普及啓発 | 資－8 |
| 9. 肝炎総合対策推進国民運動の概要 | 資－9 |
| 10. 研究の推進 | 資－10 |
| 11. 研究の推進（医療イノベーション関連予算） | 資－11 |
| 12. 肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備 | 資－12 |

肝炎対策の推進

平成25年度肝炎対策関連予算案
平成24年度補正予算

188億円(239億円)
13億円

1 肝炎治療促進のための環境整備

100億円(137億円)

○ 肝炎治療に係る医療費助成の継続実施

- ・ インターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療を必要とするB型及びC型肝炎患者が、その治療を受けられるよう、引き続き医療費を助成する。

2 肝炎ウイルス検査の促進

29億円(41億円)

○ 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備

- ・ 検査未受検者の解消を図るため、利便性に配慮した検査体制を整備する。※引き続き緊急肝炎ウイルス検査事業を実施。
- ・ 出張型の検査を行うことにより、個別の受検機会を提供する。

○ 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

- ・ 40歳以上の5歳刻みの方を対象とした肝炎ウイルス検診の個別勧奨を実施。

3 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応

7億円(10億円)

○ 診療体制の整備の拡充

- ・ 都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制(相談センター)を整備するとともに、国が設置した「肝炎情報センター」において、これら拠点病院を支援する。

○ 就労に関する相談支援体制の強化(新規)

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センター等において産業カウンセラー、社会保険労務士などを配置し、就労に関する問題に対し、適切な情報提供や相談支援を行う。

4 国民に対する正しい知識の普及

2億円(2億円)

○ 肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進(新規)

- ・ 多様な媒体を使用しての普及啓発や民間企業との連携を通じて、肝炎総合対策を国民運動として展開する。

5 研究の推進

50億円(49億円)

○ 肝炎等克服緊急対策研究事業(一部新規)【厚生科学課計上】

- ・ C型肝炎ウイルス等の持続感染機構の解明や肝疾患における病態の進展予防及び新規治療法の開発等を行う、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究等を推進する。

○ 難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業(肝炎関係研究分野)【厚生科学課計上】

- ・ 肝炎感染予防ガイドラインの策定等、肝炎総合対策を推進するための基盤に資する行政的研究を実施する。

○ B型肝炎創薬実用化等研究事業(一部新規)【厚生科学課計上】

- ・ 大規模スクリーニング等の創薬研究や臨床研究等、B型肝炎の新規治療薬等の開発等に資する研究を推進する。

(参考)【平成24年度補正予算】肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備

13億円

- ・ 日本の肝炎研究の推進を図る一環として、肝炎研究の中核施設である国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに研究機器を配備する。

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進

肝炎医療の均てん化の促進

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり

肝炎患者の
人権尊重

差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針の策定

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
←
→
意見

資料提出等、
要請

協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
- 必要に応じ変更

肝硬変・肝がんへの対応

●治療水準の向上のための環境整備

●患者支援の在り方について、医療状況を勘案し、必要に応じ検討

肝炎対策基本指針の概要(平成23年5月16日策定)

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

- 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要であること。
- 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検勧奨が必要であること。
- 地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進が必要であること。
- 抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果の検証を行うことが必要であること。
- 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。
- 肝炎に関する正しい知識の普及啓発が必要であること。
- 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供が必要であること。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

- 新たな感染を予防するための正しい知識の普及やB型肝炎ワクチンの予防接種の在り方に係る検討が必要であること。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることの周知、希望する全ての国民が検査を受検できる体制の整備及びその効果の検証が必要であること。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

- 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる体制の整備及び受診勧奨が必要であること。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

- 肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

- 研究実績の評価や検証、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究の実施が必要であること。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- 肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐため、普及啓発が必要であること。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化が必要であること。
- 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援を行うこと。
- 地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築等が望まれること。
- 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無について認識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。
- 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。

肝炎総合対策の5本柱

平成25年度予算案 188億円（239億円）
平成24年度補正予算 13億円

1. 肝炎治療促進のための環境整備 100億円（137億円）

2. 肝炎ウイルス検査の促進 29億円（41億円）

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、
相談体制整備などの患者支援等 7億円（10億円）

○肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業（新規、0.4億円）

4. 国民に対する正しい知識の普及啓発 2億円（2億円）

○肝炎総合対策推進国民運動事業（新規、1億円）

5. 研究の推進 50億円（49億円）

○肝炎等克服緊急対策研究事業（13億円、うち新規1億円）

○難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業（肝炎関係研究分野）（4.5億円）

○B型肝炎創薬実用化等研究事業（28億円、うち新規1億円）

（参考：平成24年度補正予算）

○肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備（13億円）

1.肝炎治療促進のための環境整備 100億円 (137億円)

肝炎治療特別促進事業(医療費助成) 99億円(136億円)

B型・C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療への医療費助成を行う。

| | |
|--------------|--|
| 実施主体 | 都道府県 |
| 対象者 | B型・C型ウイルス性肝炎患者 |
| 対象医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・ B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 <平成23年度内に追加された対象医療> <ul style="list-style-type: none"> ① B型慢性肝炎に対するペグインターフェロン単独療法 ② C型代償性肝硬変に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 ③ C型慢性肝炎に対するテラプレビルを含む3剤併用療法 ・ B型肝炎の核酸アナログ製剤治療 |
| 自己負担 限度月額 | 原則1万円 (ただし、上位所得階層については2万円) |
| 財源負担 | 国:地方=1:1 |
| 平成25年度予算案 | 99億円 |
| 総事業費 | 198億円 |

2.肝炎ウイルス検査の促進

29億円（ 41億円）

● 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備 （特定感染症検査等事業）

- ・ 検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。

※ 平成25年度も引き続き緊急肝炎ウイルス検査事業を実施

- ・ 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施

都道府県等が、保健所や委託医療機関で実施している肝炎ウイルス検査について、出張型の検査も実施することで、検査のより一層の促進を図る。

● 市町村における肝炎ウイルス検診等の実施（健康増進事業）

- ・ 肝炎ウイルス検診への個別勧奨の実施

40歳以上5歳刻みの者を対象として、無料で検査を受けることが可能な個別勧奨メニューを追加し、検査未受検者への受検促進の一層の強化を図る。

3.肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援 等 7億円（10億円）

● 診療・相談体制の整備

- ・ 都道府県においては、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備。
- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターなどに社会保険労務士等を配置し、就労に関する相談支援体制の強化を図る。（新規）

● 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院においては、肝疾患相談センターで肝硬変・肝がん患者を含めた患者、家族等に対する心身両面のケアを行うとともに、医師等の医療従事者に対する研修等を実施。
- ・ 肝炎情報センターにおいては、肝疾患に関する各種の情報提供、拠点病院の医療従事者に対する研修、その他の支援を実施。



4.国民に対する正しい知識の普及啓発

2億円(2億円)

◎ 教育、職場、地域あらゆる方面への正しい知識の普及啓発

肝炎に関する正しい知識を国民各層に知っていただき、肝炎ウイルスの感染予防に資するとともに、患者・感染者の方々がいわれのない差別を受けることのないよう、普及啓発に努めている。

肝炎患者等支援対策事業(普及啓発部分)

0.2億円(0.6億円)

○ 自治体の普及啓発活動に対する補助事業

- ・ シンポジウム開催、ポスター作成、新聞・中吊り広告 等



肝炎総合対策推進国民運動事業(新規)

1億円

- ・ 肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けて自ら積極的に行動していく新たな国民運動を展開する。

肝炎総合対策推進国民運動のイメージ

平成25年度予算案:100,000千円

昨年度の世界肝炎デーで通達したとおり、肝炎対策基本指針に基づき、あらゆる世代の国民や企業が肝炎について正しい知識を持ち、差別・偏見を無くし、就労を維持しながら適切な治療を受けるよう環境の整備について協力依頼を行い、また感染予防や受検の促進といった普及啓発を行う。



社会全体としての国民運動へ(肝炎制圧へ向けた機運の醸成)

国民一人一人が肝炎の予防、検査、早期発見、治療などについて互いに協力し、学び合う具体的取組みの継続を維持する

5.研究の推進

50億円（49億円）

・肝炎等克服緊急対策研究事業（一部新規） 13億円（13億円）

「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療法等の研究開発を推進する。（一部新規）



・健康長寿社会実現のための ライフ・イノベーションプロジェクト（肝炎分） 4.5億円（4.5億円）

肝炎感染予防ガイドラインの策定等、肝炎総合対策を推進するための基盤づくりに資する行政的研究を実施する。



・B型肝炎創薬実用化等研究事業（一部新規） 28億円（28億円）

B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発等を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や、治療薬としての実用化に向けた臨床研究等を総合的に推進。（一部新規）

研究の推進

平成25年度予算案 50億円(49億円)

医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進（医薬品・医療機器開発等に関する研究の推進）
・重点領域における創薬研究開発等の強化（肝炎）

平成25年度予算案 2億円(新規)

B型肝炎における現在の課題

○ウイルスの増殖を抑制する薬(核酸アナログ製剤)の内服を開始すると、原則として一生に渡り内服を続ける必要がある。

○核酸アナログ製剤を長期にわたって使用すると、薬剤に耐性をもったウイルスが生じる。

○核酸アナログ製剤を使用しても、肝臓に癌が発症する危険性をゼロにすることはできない。

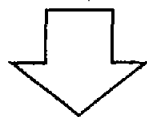
肝硬変における現在の課題

○副作用等の理由から、ウイルスを排除する治療(インターフェロン治療)を受けられないことが多い。

○根本的な治療法は肝移植であるが、希望者に比して提供者の数が少なく、希望する者全員が移植を受けることは困難である。

これらの課題を踏まえた取り組み

○B型肝炎や肝硬変に対する新規治療薬や新規治療法の開発を推進するための研究を推進する。



○B型肝炎患者や肝硬変患者に、新たな薬や治療法を提供することを目指す。

平成24年度補正予算 13億円(別紙参照)

肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備

(平成24年度補正予算：13億円)

事業内容

我が国の肝炎研究の中核施設である(独)国立国際医療研究センター(肝炎・免疫研究センター)に最先端機器を整備し、疾患関連遺伝子の解析によるテーラーメイド医療の実現、診断薬と治療薬の開発及びB型肝炎に対する新しい薬の開発のための治験に結びつくような世界最高レベルの研究が遂行できる体制を構築する。

緊急性

肝炎は持続感染者が300～370万人存在するといわれ、国内最大級の感染症といわれており、潜伏期間を経て慢性肝炎から肝硬変・肝がんへと進行し死亡する疾患である。また、肝炎は比較的新しく発見された疾患であり感染拡大の原因について、行政上の不作為を問われている疾患でもある。

肝炎患者は年々高齢化が進んでいることから残された時間が少なく、研究成果の獲得を急ぐことを求められている。

積算内訳

備品費：1,320百万円

主な購入機器

- ・次世代高速シーケンサー(一度に数億～数十億塩基のDNAを解読することが可能な装置)
- ・臨床情報用データサーバシステム
(患者情報と遺伝子解析等で得られた実験データを統合して管理することができるシステム)
- ・臨床検体サンプル管理システム(サンプルの保存場所と状態を患者情報と関連付けて管理することができるシステム)
- ・質量分析装置(肝病態の進展や治療効果に関わるタンパク質を同定することができる装置) など

経費の性質

・補助金 (補助先：(独)国立国際医療研究センター)

・補助率：定額(10/10)

全国健康関係主管課長会議資料

平成25年3月13日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
臓器移植対策室

目 次

1. 臓器移植対策について

- (1) 虐待を受けた児童への対応について 1
- (2) 臓器提供の体制整備について 1
- (3) その他 2

2. 造血幹細胞移植対策について

- (1) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 2
- (2) 骨髄及び末梢血幹細胞移植対策について 2
- (3) さい帯血移植対策について 3

3. その他連絡事項 4

1. 臓器移植対策について

(1) 虐待を受けた児童への対応について

改正臓器移植法では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、適切に対応することとされ、ガイドライン上、医療機関は、虐待防止委員会等の院内体制の下で虐待の疑いの有無を確認することとされている。

これを踏まえ、医療機関が児童相談所へ照会した際に、虐待に関する情報が得られるよう、必要な体制の整備をこれまでもお願いしているところである。

児童相談所を設置している自治体においては、今後の小児の臓器提供事例により適切に対応していただくために、個人情報保護条例の特例的な扱いをするなど、医療機関と児童相談所等の連携が図られるよう、その体制整備に取り組んでいただくよう強くお願いする。

また、各自治体の体制整備状況については、継続的に把握し、公表していきたいと考えているので、アンケート調査の際は、引き続き御協力願いたい。

(2) 臓器提供の体制整備について

改正臓器移植法施行後、脳死下臓器提供事例が着実に増加しているが、これらのほとんどが改正法施行に伴い可能となった家族承諾による臓器提供であり、本人の意思表示に基づく臓器提供は増加していない。このため、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、一人ひとりが、臓器を「提供する」「提供しない」にかかわらず、意思表示していただくための普及啓発が重要となっている。

厚生労働省では、(社)日本臓器移植ネットワーク(以下「臓器移植ネットワーク」という。)と連携しながら、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、本人に臓器提供に関する「意思表示をしていただくこと」に力点を置いて普及啓発に取り組んでいる。

各自治体においても、移植医療に関する広報・普及啓発について各種の活動に御尽力いただいているが、運転免許証更新時や管轄下の医療保険者(市町村国民健康保険組合、地方公務員共済組合、健康保険組合等)における医療保険の被保険者証のカード化や被保険者証の更新時等、適当な機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、都道府県臓器移植コーディネーターとともに、意思表示の普及について一層の御尽力いただきたい。

また、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、厚生労働省では中学三年生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布しているが、これに併せ、臓器移植ネットワークにおいても教員向け資料の配付や教育セミナーを実施している。

教育委員会とも連携して、パンフレット等の教育現場で活用できる資料やセミナーについての情報提供や普及啓発に取り組んでいただきたい。

※【臓器移植ネットワークの教材紹介ページ】 <http://www.jotnw.or.jp/studying/>

(3) その他

各都道府県の臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、各都道府県において同化定着してきたこと及び各都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から、平成15年度より一般財源措置され、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について」（平成15年3月20日付け健臓発第0320001号臓器移植対策室長通知）により、都道府県臓器移植コーディネーターの日常業務として、都道府県内の普及啓発活動に取り組んでいただくようお願いしているところである。改正臓器移植法の趣旨も踏まえ、引き続き、関係医療機関と日常的に連携を取りつつ、地域の実情に応じた普及啓発活動を行い、臓器提供のための体制を整えるなど、各都道府県内の臓器提供体制の拡充に努めていただくとともに、心停止下での腎臓提供も含め、臓器提供にご協力いただいている施設等を定期的に巡回し、臓器提供に対する一層の理解及び協力が得られるよう、よろしくお願いしたい。

さらに、臓器提供発生時においては、臓器移植ネットワークと連携して臓器提供に関する情報交換や連絡調整等の業務を行っていただくようお願いしているところである。経費については、県境を跨ぐ場合も含め、臓器移植ネットワークから活動費として支払っており、平成25年度予算案においても引き続き臓器移植ネットワークへの補助対象事業としているので、活用いただきたい。

臓器移植を適正に実施していくためには、都道府県臓器移植コーディネーターの重要性は増すものと考えており、厚生労働省としても活動しやすい環境となるよう引き続き支援していく方針である。

2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

ア 平成24年9月6日に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が全会一致にて成立した。本法律は、「移植を希望する患者の方々にとって、病気の種類や病状に合った最適な移植が行われるとともに生活の質の改善が図られることが期待される」とされており（法律案草案趣旨説明より）、公布の日（平成24年9月12日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。（平成26年3月11日まで）

現在、関係審議会において基本方針の策定等に向けての議論を開始しているところであり、今後の審議の動向を注視していただきたい。

(2) 骨髄及び末梢血幹細胞移植対策について

白血病や重症再生不良性貧血等で非血縁者間造血幹細胞移植を希望している患者数は年々増加しており、それに伴って非血縁者間の造血幹細胞移植の件数も年々増加している。

よりよい治療のための造血幹細胞移植の主な課題としては色々挙げられるが、特に地方自治体の皆さま方に御尽力いただきたいのが骨髄などの善意のドナーの継続的な協力の確保についてである。

骨髄バンクへのドナー登録者は年々増加しているが、各都道府県ごとの登録者数（対象人口1,000人あたり）にはばらつきがみられることから、さらに積極的なドナー登録への御協力を御願いたい。

また道府県に対しては骨髄提供者登録受付業務費としてドナー登録に必要な費用を交付税措置しており、ぜひ積極的な登録をお願いしたい。

さらに、「非血縁者間骨髄移植等の実施に関する指針について」（平成22年9月7日付け健発0907第9号。健康局長通知。）において、関係者間の連携の確保をお願いしており、日本赤十字社や骨髄移植推進財団、ボランティア等との関係者からなる連絡協議会の設置が望ましいとしている。

今後、効果的なドナー募集及び登録を行っていくためには、全国組織である日本赤十字社やボランティア団体との連携が不可欠であることから、上述の連絡協議会等を積極的に活用し、効果的な普及啓発やドナー登録等をお願いしたい。

（3）さい帯血移植対策について

さい帯血移植については、現在、8つの公的バンクがさい帯血の調製保存を行っており、公的さい帯血バンクを介した非血縁者間さい帯血移植は平成25年1月末現在、9千3百件を超えている。この移植は産後のさい帯と胎盤から造血幹細胞を含むさい帯血を採取するため、提供者（ドナー）への負担がなく、保存ができるため、必要とする患者に必要なときに移植できる等の利点を有している。

患者にとっては骨髄移植及び末梢血幹細胞移植と同様、さい帯血移植も重要な選択肢の一つであることから、各都道府県におかれては、一人でも多くの方にさい帯血移植の機会を提供できるようさい帯血移植の推進に御協力を願いたい。

なお、さい帯血公開個数等の詳細については、日本さい帯血バンクネットワークホームページ (<http://www.j-cord.gr.jp>) を参照のこと。

3. その他連絡事項

臓器移植対策室関係行事予定

| 行 事 名 | 関 係 | 期 間 | 場 所 |
|--------------------|--|--------------------|-----|
| 臓器移植普及推進月間 | 【主催】 厚生労働省、都道府県、 (社)日本臓器移植ネッ トワーク 他 | 平成25年 10月1日～31日 | 全 国 |
| 第15回臓器移植推進 全国大会 | 【主催】 厚生労働省、開催都道府 県他 | 平成25年 10月27日(日) | 茨城県 |
| 骨髄バンク推進月間 | 【主催】 厚生労働省、都道府県、 保健所設置市、特別区、 (財)骨髄移植推進財団 他 | 平成25年 10月1日～31日 | 全 国 |

参 考 资 料

参考資料目次

1. 平成25年度移植対策関係予算（案）の概要・・・・・・・・・・資－1
2. 臓器移植対策
 - (1) 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について・・資－3
 - (2) 脳死下臓器提供対応施設（都道府県別数）・・・・・・・・・・資－6
 - (3) 都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数・・・・・・・・資－7
 - (4) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数・・・・・・・・・・資－8
 - (5) 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について（抄）・・・・資－9
3. 造血幹細胞移植対策
 - (1) 日本におけるさい帯血保存・供給の状況・・・・・・・・・・資－11
 - (2) 都道府県別ドナー登録会開催状況等・・・・・・・・・・資－12

1 平成25年度移植対策関係予算(案)の概要

〔平成25年1月 臓器移植対策室〕

| | | | |
|---------------------------------|---|-----------------------------------|--------------------------|
| <平成24年度予算額> <u>2,656 百万円</u> | → | <平成25年度予算(案)> <u>2,717 百万円</u> | 〔対前年度比〕 <u>102.3%</u> |
| 〈注〉他局課計上分を含む。 | | | |

造血幹細胞移植対策の推進 <平成25年度予算(案) 1,881 百万円 >

- 3種類の移植法(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植法を選択し実施できる体制を整備する。

新 造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 31 百万円

患者の治療内容やドナーの健康情報等を登録・分析し、プライバシーに十分配慮をした上で、医療機関、研究者、患者相談を行うNPOなどに公開することにより、3種類の移植術のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植法を選択肢、治療できるような体制整備を行う。

新 造血幹細胞移植医療体制整備事業 65 百万円

血液がん等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。(拠点的な病院を初年度3カ所整備。25年度以降段階的に拡充。)

新 臍帯血移植等共同支援事業 18 百万円

臍帯血の採取、調整、保存技術に関する研修や、採取技術向上のための検討を進めるなど、臍帯血の品質の一層の向上を図るとともに、臍帯血移植の更なる安全性の確保を図る。

末梢血幹細胞採取体制の整備 (平成24年度予備費 152 百万円)

造血幹細胞数測定装置の整備に対する補助(10施設、定額10/10相当)を行い、末梢血幹細胞採取認定施設の拡大を図る。

平成25年度においても、保健衛生施設等設備整備費補助金のメニューとして継続実施。

- 造血幹細胞移植に必要な基盤(バンク)体制の安定的かつ着実な推進を支援する。

骨髄データバンク登録費 665 百万円

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA(白血球の型)を検査し、データベースに登録・管理する。

増 骨髄移植対策事業費 466 百万円

初期コーディネート期間の短縮、患者負担金の減免措置のための措置を強化する。

臍帯血移植対策事業費(バンク関係運営費) 627 百万円

臍帯血バンク(8バンク)とバンクネットワークの安定的な運営を引き続き支援する。

臓器移植対策の推進

< 平成25年度予算(案)

664 百万円 >

- 臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務体制の充実を図るとともに、引き続き、移植医療への理解、臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発する。

あっせん事業従事者設置費

200 百万円

コーディネーターを増員(35人→38人)し、提供事例の増加に適切に対応するとともに、臓器提供施設の院内体制整備支援を強化するほか、ドナー家族の心のケア(フォロー)体制、啓発活動を強化する。

普及啓発事業費

30 百万円

引き続き、15歳を対象とした中学生向け啓発冊子の配布やポスター掲示等を通じて移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発を図る。

移植医療研究の推進

< 平成25年度予算(案)

172 百万円 >

- 臓器移植・組織移植・造血幹細胞移植のそれぞれについて、社会的基盤に関する研究及び成績向上に関する研究を推進する。

移植医療対策推進体制の強化

< 組織 >

- 「臓器移植」、「造血幹細胞移植」などの対策を「移植医療」として、より積極的に推進するとともに、今後の医療技術の進歩や医学的知見の集積など移植医療を取り巻く状況の変容に即応するため、所要の組織改正を行う。

組織 移植医療対策推進室の振替新設

御質問等のお問い合わせ先

厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室

担当者 > 加賀山・保田

電話直通 > 03-3595-2256

2- (1) 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について

健臓発 1206 第 2 号

平成 24 年 1 月 6 日

各 { 都道府県
指定都市 } 衛生主管部 (局) 長 殿
中核市 }

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長

臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について

臓器移植の円滑の実施につきましては、平素から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の附則第 5 項では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応することとされており、その一環として、臓器提供施設から児童相談所に虐待の有無等を照会できるよう、個人情報保護条例の取扱いの整理などに取り組んでいただくようお願いしているところです（平成 24 年 2 月 3 日全国健康関係主管課長会議資料参照）。

今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長から「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号）が別添のとおり関係地方公共団体の児童福祉・母子保健主管部（局）長あて通知されました。当該通知においては、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、医療機関から児童相談所に対し虐待相談対応の有無等について照会があった場合に円滑に対応できるよう、事前に関係部署と協議しておく必要があること等が明記されているところです（別添通知中「8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認」を参照）。

つきましては、貴職におかれては、当該通知の趣旨も踏まえ、臓器提供者となる可能性がある児童に関し臓器提供施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うようお願いいたします。

また、本件は脳死下での臓器提供のみならず心停止下での臓器提供にも関わることから、当該通知の内容及び上記協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有するため、関係部局と連携し、貴管内の医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

雇児総発 1130 第 2 号
雇児母発 1130 第 2 号
平成 24 年 11 月 30 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
保 健 所 設 置 市
特 別 区
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、医療機関等との連携体制の整備については、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号、雇児母発 0727 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）等によりお願いしてきたが、先般、「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成 24 年 7 月通知」という。）において、児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の必要性を示したところである。

これを踏まえ、児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、医政局及び健康局並びに消費者庁、総務省自治行政局及び法務省刑事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

1～7 (略)

8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項では、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。

これを踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要がある、そのためには、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について照会することも想定される。

このため、都道府県等の児童福祉主管部局や児童相談所では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。都道府県等の衛生主管部局や医療機関から協議への協力を求められた場合には協力するようお願いする。特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

また、協議結果については、関係機関において認識が共有される必要があることから、児童福祉主管部局から管下の児童相談所に周知されたい。同時に、衛生主管部局から関係医療機関等へ周知が図られることから、児童福祉主管部局及び児童相談所においても、衛生主管部局が開催する会議への参加など、衛生主管部局が行う周知のための取組にも協力されたい。

2 - (2) 脳死下臓器提供対応施設 (都道府県別数)

(平成24年6月末現在)

| | | 大人 | 児童 | (参考) ガイドライン5類型 該当施設数 |
|----|------|-----|---------|----------------------------|
| | | | (18歳未満) | |
| 1 | 北海道 | 19 | 6 | 42 |
| 2 | 青森県 | 3 | 2 | 6 |
| 3 | 岩手県 | 7 | 5 | 11 |
| 4 | 宮城県 | 6 | 4 | 16 |
| 5 | 秋田県 | 5 | 2 | 8 |
| 6 | 山形県 | 5 | 3 | 11 |
| 7 | 福島県 | 8 | 0 | 16 |
| 8 | 茨城県 | 9 | 2 | 21 |
| 9 | 栃木県 | 5 | 2 | 12 |
| 10 | 群馬県 | 4 | 2 | 14 |
| 11 | 埼玉県 | 9 | 3 | 30 |
| 12 | 千葉県 | 15 | 11 | 30 |
| 13 | 東京都 | 35 | 19 | 88 |
| 14 | 神奈川県 | 24 | 17 | 54 |
| 15 | 新潟県 | 7 | 5 | 18 |
| 16 | 富山県 | 4 | 3 | 8 |
| 17 | 石川県 | 5 | 3 | 11 |
| 18 | 福井県 | 4 | 2 | 8 |
| 19 | 山梨県 | 2 | 2 | 4 |
| 20 | 長野県 | 7 | 5 | 18 |
| 21 | 岐阜県 | 7 | 5 | 15 |
| 22 | 静岡県 | 14 | 7 | 27 |
| 23 | 愛知県 | 22 | 16 | 44 |
| 24 | 三重県 | 9 | 2 | 14 |
| 25 | 滋賀県 | 6 | 5 | 10 |
| 26 | 京都府 | 6 | 2 | 14 |
| 27 | 大阪府 | 29 | 12 | 62 |
| 28 | 兵庫県 | 18 | 6 | 33 |
| 29 | 奈良県 | 5 | 3 | 12 |
| 30 | 和歌山県 | 3 | 3 | 9 |
| 31 | 鳥取県 | 3 | 1 | 6 |
| 32 | 島根県 | 3 | 2 | 5 |
| 33 | 岡山県 | 11 | 5 | 17 |
| 34 | 広島県 | 10 | 6 | 15 |
| 35 | 山口県 | 7 | 5 | 10 |
| 36 | 徳島県 | 4 | 4 | 8 |
| 37 | 香川県 | 5 | 4 | 9 |
| 38 | 愛媛県 | 6 | 4 | 13 |
| 39 | 高知県 | 4 | 3 | 6 |
| 40 | 福岡県 | 13 | 4 | 36 |
| 41 | 佐賀県 | 3 | 1 | 7 |
| 42 | 長崎県 | 6 | 4 | 11 |
| 43 | 熊本県 | 3 | 1 | 10 |
| 44 | 大分県 | 3 | 1 | 9 |
| 45 | 宮崎県 | 3 | 0 | 9 |
| 46 | 鹿児島県 | 2 | 2 | 12 |
| 47 | 沖縄県 | 4 | 2 | 10 |
| | 計 | 392 | 208 | 859 |

2-(3) 都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

| 都道府県 | 提供件数 | 移植件数 | 移植希望登録者数 | 移植希望登録者全体に占める割合 |
|------|-----------------|-------|----------|-----------------|
| | 〔 06年～12年の合計数 〕 | | 2012年末現在 | |
| 北海道 | 50 | 88 | 587 | 4.6% |
| 青森 | 4 | 6 | 116 | 0.9% |
| 岩手 | 3 | 4 | 97 | 0.8% |
| 宮城 | 6 | 21 | 159 | 1.3% |
| 秋田 | 1 | 4 | 61 | 0.5% |
| 山形 | 2 | 3 | 85 | 0.7% |
| 福島 | 8 | 9 | 163 | 1.3% |
| 茨城 | 10 | 22 | 329 | 2.6% |
| 栃木 | 6 | 11 | 176 | 1.4% |
| 群馬 | 13 | 19 | 168 | 1.3% |
| 埼玉 | 21 | 31 | 675 | 5.3% |
| 千葉 | 30 | 65 | 595 | 4.7% |
| 東京 | 87 | 186 | 1,491 | 11.7% |
| 神奈川 | 56 | 87 | 921 | 7.2% |
| 新潟 | 28 | 42 | 262 | 2.1% |
| 富山 | 9 | 17 | 144 | 1.1% |
| 石川 | 8 | 12 | 180 | 1.4% |
| 福井 | 8 | 3 | 64 | 0.5% |
| 山梨 | 3 | 1 | 79 | 0.6% |
| 長野 | 10 | 14 | 171 | 1.3% |
| 岐阜 | 12 | 21 | 250 | 2.0% |
| 静岡 | 34 | 62 | 361 | 2.8% |
| 愛知 | 87 | 183 | 1,236 | 9.7% |
| 三重 | 4 | 6 | 213 | 1.7% |
| 滋賀 | 7 | 5 | 79 | 0.6% |
| 京都 | 6 | 16 | 242 | 1.9% |
| 大阪 | 19 | 66 | 667 | 5.2% |
| 兵庫 | 34 | 72 | 574 | 4.5% |
| 奈良 | 7 | 10 | 222 | 1.7% |
| 和歌山 | 21 | 18 | 137 | 1.1% |
| 鳥取 | 1 | 0 | 38 | 0.3% |
| 島根 | 1 | 2 | 44 | 0.3% |
| 岡山 | 4 | 17 | 173 | 1.4% |
| 広島 | 10 | 19 | 288 | 2.3% |
| 山口 | 6 | 8 | 94 | 0.7% |
| 徳島 | 6 | 9 | 80 | 0.6% |
| 香川 | 15 | 22 | 133 | 1.0% |
| 愛媛 | 6 | 11 | 110 | 0.9% |
| 高知 | 7 | 6 | 63 | 0.5% |
| 福岡 | 54 | 100 | 402 | 3.2% |
| 佐賀 | 4 | 1 | 39 | 0.3% |
| 長崎 | 16 | 23 | 148 | 1.2% |
| 熊本 | 1 | 13 | 160 | 1.3% |
| 大分 | 4 | 7 | 51 | 0.4% |
| 宮崎 | 8 | 6 | 64 | 0.5% |
| 鹿児島 | 5 | 6 | 56 | 0.4% |
| 沖縄 | 15 | 42 | 264 | 2.1% |
| 合計 | 757 | 1,396 | 12,711 | |

2-(4) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数

| アイバンク名 | 献眼者数 | | 利用眼数 | | 待機患者数 (H24.12末) |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| | H22年度 | H23年度 | H22年度 | H23年度 | |
| (財)北海道眼球銀行 | 21 | 13 | 34 | 23 | 35 |
| 特定非営利法人 旭川医大アイバンク | 7 | 3 | 74 | 55 | 3 |
| (公財)弘前大学アイバンク | 3 | 6 | 6 | 8 | 38 |
| 岩手医科大学眼球銀行 | 17 | 13 | 30 | 24 | 57 |
| (財)東北大学アイバンク | 8 | 10 | 17 | 15 | 63 |
| (財)あきた移植医療協会 | 4 | 4 | 8 | 6 | 7 |
| (公財)山形県アイバンク | 8 | 6 | 14 | 11 | 21 |
| (財)福島県アイバンク | 4 | 12 | 7 | 18 | 60 |
| (財)茨城県アイバンク | 28 | 29 | 34 | 43 | 28 |
| (財)栃木県アイバンク | 40 | 24 | 48 | 34 | 48 |
| (公財)群馬県アイバンク | 24 | 26 | 23 | 30 | 13 |
| (公財)埼玉県腎・アイバンク協会 | 26 | 15 | 45 | 28 | 21 |
| (財)千葉県アイバンク協会 | 8 | 5 | 5 | 9 | 18 |
| 角膜センター・アイバンク | 58 | 63 | 108 | 99 | 32 |
| 順天堂大学アイバンク | 28 | 16 | 41 | 25 | 232 |
| 慶応大学眼球銀行 | 21 | 31 | 32 | 57 | 90 |
| (社福)統亮光と愛の事業団眼球銀行 | 29 | 24 | 54 | 43 | 64 |
| 杏林アイバンク | 5 | 1 | 7 | 4 | 14 |
| (公財)かながわ健康財団 腎・アイバンク推進本部 | 66 | 68 | 108 | 94 | 29 |
| (公財)山梨県アイバンク | 7 | 8 | 10 | 11 | 18 |
| (公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 19 | 19 | 25 | 34 | 15 |
| (財)新潟県臓器移植推進財団 | 17 | 14 | 26 | 18 | 108 |
| (公財)富山県アイバンク | 15 | 19 | 22 | 33 | 9 |
| (公財)石川県アイバンク | 8 | 8 | 15 | 13 | 8 |
| (財)福井県アイバンク | 25 | 10 | 39 | 23 | 61 |
| (公財)岐阜県腎・アイバンク協会 | 9 | 11 | 11 | 13 | 4 |
| (公財)静岡県アイバンク | 140 | 161 | 170 | 199 | 58 |
| (公財)愛知県眼衛生協会 | 137 | 144 | 218 | 230 | 107 |
| (財)三重県角膜・腎臓バンク協会 | 2 | 6 | 2 | 11 | 18 |
| (公財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター | 6 | 3 | 12 | 6 | 0 |
| 京都府立医科大学附属病院眼球銀行 | 16 | 18 | 22 | 21 | 62 |
| (公財)体質研究会アイバンク | 6 | 5 | 8 | 4 | 7 |
| (財)大阪アイバンク | 57 | 40 | 103 | 72 | 101 |
| (公財)兵庫アイバンク | 8 | 5 | 9 | 1 | 44 |
| (財)奈良県アイバンク | 1 | 2 | 2 | 4 | 7 |
| (公財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会 | 16 | 18 | 30 | 34 | 111 |
| (財)恵仁会鳥取大学眼球銀行 | 4 | 3 | 7 | 4 | 15 |
| (公財)島根難病研究所 しまねまごころバンク | 3 | 2 | 8 | 4 | 10 |
| (公財)岡山県アイバンク | 8 | 3 | 14 | 6 | 16 |
| (財)ひろしまドナーバンク | 31 | 22 | 45 | 39 | 165 |
| (公財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク | 16 | 5 | 17 | 6 | 6 |
| (財)徳島アイバンク | 5 | 6 | 33 | 38 | 97 |
| (財)香川県眼球銀行 | 8 | 8 | 13 | 15 | 19 |
| (公財)愛媛アイバンク | 6 | 8 | 8 | 18 | 30 |
| 特定非営利法人高知アイバンク | 3 | 5 | 6 | 10 | 39 |
| (公財)福岡県医師会眼球銀行 | 11 | 7 | 17 | 9 | 47 |
| 久留米大学眼球銀行 | 3 | 2 | 4 | 6 | 7 |
| (財)佐賀県アイバンク協会 | 6 | 6 | 6 | 5 | 14 |
| (財)長崎アイバンク | 54 | 45 | 32 | 29 | 28 |
| (財)熊本県角膜・腎臓バンク協会 | 12 | 8 | 19 | 17 | 155 |
| (公財)大分県アイバンク協会 | 3 | 9 | 3 | 16 | 11 |
| (財)宮崎県アイバンク協会 | 9 | 4 | 15 | 5 | 39 |
| (財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会 | 3 | 3 | 8 | 2 | 5 |
| (財)沖縄県アイバンク協会 | 2 | 3 | 4 | 4 | 27 |
| 計 | 1,081 | 1,009 | 1,678 | 1,586 | 2,341 |

2 - (5) 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について (抄)

平成15年3月20日 健臓発第0320001号
各都道府県衛生主管部(局)長宛
厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知

都道府県臓器移植連絡調整者(以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。)については、「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」(平成15年3月20日付健臓第0320002号厚生労働省健康局長通知)により、その設置をお願いしているところである。

厚生労働省としては、都道府県臓器移植コーディネーターが地域において臓器移植の普及定着を図るために果たす役割の重要性から、その業務について一定の質の確保を図ることが必要であると考えており、設置事業の実施に当たっては、下記の点に留意され、事業の効果的かつ積極的な推進が図られるようよろしく願います。

(略)

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1 設置主体及び設置場所

(略)

2 業務内容

都道府県臓器移植コーディネーターは、おおむね都道府県における臓器移植に関する次の業務を行うことが望ましいこと。

なお、下記②の業務については、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第12条の規定に基づく臓器のあっせん機関である社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)が行う「あっせん業務」の一部として行われるものであるため、設置者の承諾を得てネットワーク理事長からの委嘱を受けた上で行うものとする。

① 日常業務

ア 都道府県内における臓器提供意思表示カード及び意思表示シールについて、管内における保健所、郵便局、警察署、運転免許センター等の公共施設の窓口を設置することを始め、あらゆる機会を通じた普及を行い、地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深める

イ 都道府県内の臓器提供に協力いただく施設の医療従事者等に対し臓器移植に関する制度等についての普及啓発活動を行い、臓器提供の際の協力が得られるよう努めるとともに、臓器提供に協力いただく施設等を定期的に巡回し、連携体制を整備する

ウ 上記ア及びイ以外に臓器移植対策を推進するために必要な業務

② 臓器提供発生時業務

ネットワークの地域センター(以下「支部」という。)と連携し、臓器提供に関する情報交換等を行うとともに、支部長及び支部の主任臓器移植連絡調整者(以下「支部首席コーディネーター」という。)の指示に従い以下の業務を行うこと

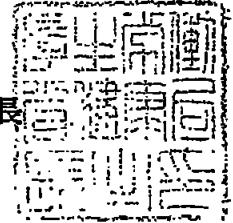
ア～キ(略)

3 都道府県臓器移植コーディネーターの採用要件

(略)

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



都道府県臓器移植連絡調整者の設置について

臓器移植連絡調整者は、移植医療に関し、医療関係者をはじめとする国民の理解を深め、国民の臓器提供に関する意思が十分活かされるよう、専門的立場から、医療機関等に対する普及啓発活動を行うとともに、臓器提供につながる可能性がある事例が生じた際に、関係者間の連絡調整等の諸活動を行う者であり、我が国における臓器移植の円滑な推進を図るためには、必要不可欠なものである。

このため、平成10年度から、各都道府県における臓器移植の円滑な推進を図るために必要な都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）を設置する事業については、国庫補助事業としてきたところであるが、本事業については各都道府県において同化定着してきたこと及び今後都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から、平成15年度からは一般財源化され、所要の財源が措置されることとなったところである。

厚生労働省としては、地域において臓器移植の普及定着を図るためには、今後、都道府県臓器移植コーディネーターがますます大きな役割を果たすことが期待されると考えており、従前どおり、本事業の推進に一層の御尽力をいただくようお願いする。

なお、平成15年3月31日をもって、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の実施について」（平成10年6月18日付健医発第946号厚生省保健医療局長通知）及び「臓器移植連絡調整者（臓器移植コーディネーター）の役割等について」（平成10年6月25日付健医疾臓発第11号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課臓器移植対策室長通知）は廃止する。

3 - (1) 日本におけるさい帯血保存・供給の状況

(ア) 日本さい帯血バンクネットワークに参加しているバンクからの提供数・移植数

| | 平成 8 年度 | 平成 9 年度 | 平成 10 年度 | 平成 11 年度 | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 計 |
|-----|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-------|
| 提供数 | 1 | 20 | 78 | 116 | 178 | 231 | 310 | 739 | 679 | 690 | 774 | 815 | 912 | 940 | 1,103 | 1,132 | 1,045 | 9,763 |
| 移植数 | 1 | 19 | 77 | 114 | 169 | 220 | 297 | 702 | 678 | 658 | 754 | 778 | 875 | 907 | 1,074 | 1,106 | 990 | 9,419 |

※提供数：さい帯血移植のために医療機関へ提供した回数、移植数：実際に移植に使用された回数
 ※平成 24 年度は、平成 25 年 1 月末時点

(イ) さい帯血バンクの一覧（平成 25 年 1 月末時点）

| バンク名 | 採取施設 | 分離・保存施設 | 公開件数 | |
|--------------------|--|---|---|-------|
| 日本赤十字社北海道さい帯血バンク | 札幌東豊病院 札幌マニティクリニック 手稲漢仁会病院 札幌イースクリニック | 札幌西レディースクリニック 大谷地産科婦人科 愛産婦人科 | 北海道赤十字血液センター | 1,710 |
| 東京臍帯血バンク | 聖路加国際病院 慶應大学病院 賛育会病院 JR 東京総合病院 日本大学附属板橋病院 まつしま病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター | 日本医科大学多摩永山病院 金子レディースクリニック 山口病院 亀田総合病院 瀬戸病院 愛和病院 | ・(財) 献血供給事業団 臍帯血事業部 ・日本大学大医学部附 属板橋病院 | 6,969 |
| 日本赤十字社関東甲信越さい帯血バンク | 愛育病院 東京厚生年金病院 国立国際医療センター 永寿総合病院 池下レディースクリニック東豊 東峯婦人クリニック 神奈川県立こども医療センター 医療法人産育会堀病院 済生会横浜市南部病院 東北大学病院 仙台赤十字病院 吉田レディースクリニック | 日本赤十字社医療センター 葛飾赤十字産院 東京衛生病院 池下レディースクリニック 武蔵野赤十字病院 昭和大学藤が丘病院 大口東総合病院 横浜南共済病院 横浜市立大学医学部付属 市民総合医療センター 東北公済病院 国立病院機構仙台医療センター 仙台市立病院 | 東京都赤十字血液センター | 4,994 |
| 東海大学さい帯血バンク | 東海大学病院 伊勢原協同病院 やはたクリニック 平塚市民病院 平塚共済病院 茅ヶ崎徳州会総合病院 | 大和市立病院 小田原市立病院 海老名総合病院 秦野赤十字病院 東海大学大磯病院 | 東海大学さい帯血バンク | 3,754 |
| 一般社団法人 中部さい帯血バンク | 星ヶ丘マニティ病院 名古屋第一赤十字病院 国立病院機構名古屋医療センター 森永産婦人科 | おおわきレディースクリニック 鈴木病院 | 東海臍帯血バンク保存施設 | 3,279 |
| 日本赤十字社近畿さい帯血バンク | 京都第一赤十字病院 京都第二赤十字病院 京都市立病院 済生会京都府病院 足立病院 野村病院 大阪府済生会吹田病院 恵生会病院 | 聖バルナバ病院 松下記念病院 小阪産病院 谷口病院 市立豊中病院 浜田病院 赤崎クリニック | ・大阪府赤十字血液センター ・京都府赤十字血液センター | 2,118 |
| 特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク | 西神戸医療センター パルテ7病院 お・レ・ディース・クリニック マムクリニック 久保みずきレディースクリニック 上田病院 松岡産婦人科クリニック 尼崎医療生協病院 | 関西ろうさい病院 兵庫県立西宮病院 兵庫医科大学病院 高橋産婦人科クリニック 市立伊丹病院 あさぎり病院 清水産婦人科医院 大森産婦人科医院 | NPO 法人兵庫さい帯血バンク | 3,753 |
| 日本赤十字社九州さい帯血バンク | 国家公務員共済組合連合会浜の町病院 聖マリア病院 真田産婦人科麻酔科クリニック いずみ産婦人科 井橋病院 | 東野産婦人科 北九州市立医療センター インベル病院 国立病院機構九州医療センター | 福岡県赤十字血液センター | 2,859 |
| 8バンク | 101施設 | 10施設 | 29,436 | |

※宮城さい帯血バンク及び中国四国さい帯血バンクは事業を終了し、保存さい帯血はそれぞれ日本赤十字社関東甲信越さい帯血バンク及び日本赤十字社中国四国さい帯血バンクに移管されている。

3-(2) 都道府県別ドナー登録会開催状況等

| | | 登録会開催回数 | | | | | | 登録者数 | | | | | | | |
|--------|-------|----------|------|-------|-------|-------|--------|----------|-------|-------|------|-----------|--------|--------|-------|
| | | 献血併行型登録会 | | 集団登録会 | | 合計 | | 献血併行型登録会 | | 集団登録会 | | 保健所(固定)登録 | | 合計 | |
| | | H23年 | H24年 | H23年 | H24年 | H23年 | H24年 | H23年 | H24年 | H23年 | H24年 | H23年 | H24年 | H23年 | H24年 |
| 北海道・東北 | 北海道 | 26 | 28 | 0 | 0 | 26 | 28 | 101 | 161 | 0 | 0 | 32 | 18 | 133 | 179 |
| | 青森県 | 67 | 100 | 0 | 0 | 67 | 100 | 565 | 745 | 0 | 0 | 0 | 0 | 565 | 745 |
| | 岩手県 | 3 | 8 | 0 | 0 | 3 | 8 | 42 | 33 | 0 | 0 | 20 | 25 | 62 | 58 |
| | 宮城県 | 215 | 246 | 0 | 0 | 215 | 246 | 1,571 | 1,550 | 3 | 0 | 7 | 5 | 1,581 | 1,555 |
| | 秋田県 | 12 | 12 | 0 | 0 | 12 | 12 | 71 | 60 | 0 | 0 | 6 | 3 | 77 | 63 |
| | 山形県 | 50 | 50 | 0 | 0 | 50 | 50 | 811 | 931 | 0 | 0 | 0 | 0 | 811 | 931 |
| | 福島県 | 85 | 113 | 0 | 0 | 85 | 113 | 1,103 | 1,469 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1,104 | 1,469 |
| 関東甲信越 | 茨城県 | 32 | 32 | 0 | 0 | 32 | 32 | 476 | 387 | 0 | 0 | 0 | 0 | 476 | 387 |
| | 栃木県 | 307 | 309 | 0 | 0 | 307 | 309 | 2,248 | 2,499 | 0 | 0 | 15 | 5 | 2,263 | 2,504 |
| | 群馬県 | 15 | 41 | 0 | 0 | 15 | 41 | 121 | 221 | 0 | 0 | 6 | 1 | 127 | 222 |
| | 埼玉県 | 47 | 62 | 0 | 0 | 47 | 62 | 639 | 924 | 0 | 0 | 0 | 1 | 639 | 925 |
| | 千葉県 | 45 | 48 | 0 | 0 | 45 | 48 | 541 | 422 | 2 | 0 | 11 | 7 | 554 | 429 |
| | 東京都 | 221 | 234 | 0 | 3 | 221 | 237 | 1,589 | 1,661 | 23 | 33 | 8 | 6 | 1,620 | 1,700 |
| | 神奈川県 | 7 | 8 | 11 | 11 | 18 | 19 | 89 | 74 | 131 | 144 | 6 | 8 | 226 | 226 |
| | 山梨県 | 9 | 10 | 0 | 0 | 9 | 10 | 242 | 20 | 104 | 0 | 11 | 4 | 357 | 24 |
| | 長野県 | 2 | 3 | 0 | 0 | 2 | 3 | 57 | 54 | 0 | 0 | 2 | 27 | 59 | 81 |
| | 新潟県 | 43 | 42 | 5 | 6 | 48 | 48 | 162 | 187 | 0 | 83 | 4 | 10 | 166 | 280 |
| 東海北陸 | 富山県 | 8 | 4 | 0 | 0 | 8 | 4 | 24 | 75 | 0 | 0 | 11 | 1 | 35 | 76 |
| | 石川県 | 99 | 91 | 0 | 0 | 99 | 91 | 27 | 132 | 1 | 0 | 7 | 1 | 35 | 133 |
| | 福井県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 2 | 0 | 0 | 25 | 7 | 45 | 9 |
| | 岐阜県 | 14 | 12 | 0 | 0 | 14 | 12 | 116 | 97 | 0 | 0 | 6 | 5 | 122 | 102 |
| | 静岡県 | 92 | 90 | 0 | 0 | 92 | 90 | 259 | 196 | 0 | 0 | 57 | 52 | 316 | 248 |
| | 愛知県 | 73 | 80 | 1 | 0 | 74 | 80 | 349 | 383 | 11 | 0 | 17 | 11 | 377 | 394 |
| | 三重県 | 37 | 41 | 1 | 0 | 38 | 41 | 129 | 157 | 24 | 0 | 4 | 4 | 157 | 161 |
| 近畿 | 滋賀県 | 72 | 79 | 0 | 0 | 72 | 79 | 263 | 432 | 0 | 0 | 11 | 3 | 274 | 435 |
| | 京都府 | 569 | 642 | 0 | 0 | 569 | 642 | 1,029 | 1,202 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,029 | 1,202 |
| | 大阪府 | 64 | 117 | 0 | 0 | 64 | 117 | 480 | 490 | 1 | 0 | 12 | 14 | 493 | 504 |
| | 兵庫県 | 146 | 182 | 1 | 0 | 147 | 182 | 1,175 | 1,336 | 8 | 0 | 0 | 0 | 1,183 | 1,336 |
| | 奈良県 | 9 | 7 | 1 | 1 | 10 | 8 | 34 | 40 | 21 | 11 | 9 | 3 | 64 | 54 |
| | 和歌山県 | 51 | 39 | 1 | 0 | 52 | 39 | 385 | 318 | 6 | 0 | 9 | 9 | 400 | 327 |
| 中国 | 鳥取県 | 24 | 21 | 0 | 1 | 24 | 22 | 181 | 110 | 0 | 0 | 1 | 2 | 182 | 112 |
| | 島根県 | 43 | 47 | 0 | 1 | 43 | 48 | 167 | 180 | 0 | 21 | 5 | 9 | 172 | 210 |
| | 岡山県 | 9 | 12 | 1 | 0 | 10 | 12 | 121 | 269 | 13 | 0 | 13 | 15 | 147 | 284 |
| | 広島県 | 19 | 31 | 4 | 5 | 23 | 36 | 140 | 312 | 90 | 89 | 1 | 0 | 231 | 401 |
| | 山口県 | 3 | 1 | 0 | 3 | 3 | 4 | 73 | 146 | 35 | 29 | 20 | 20 | 128 | 195 |
| 四国 | 徳島県 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 350 | 102 | 1 | 0 | 4 | 4 | 355 | 106 |
| | 香川県 | 3 | 6 | 1 | 0 | 4 | 6 | 38 | 43 | 0 | 0 | 6 | 2 | 44 | 45 |
| | 愛媛県 | 13 | 23 | 4 | 0 | 17 | 23 | 331 | 209 | 70 | 0 | 8 | 3 | 409 | 212 |
| | 高知県 | 6 | 30 | 8 | 3 | 14 | 33 | 75 | 200 | 90 | 27 | 1 | 0 | 166 | 227 |
| 九州 | 福岡県 | 239 | 273 | 7 | 2 | 246 | 275 | 1,657 | 1,539 | 92 | 20 | 5 | 5 | 1,754 | 1,564 |
| | 佐賀県 | 126 | 118 | 0 | 0 | 126 | 118 | 532 | 435 | 48 | 0 | 17 | 6 | 597 | 441 |
| | 長崎県 | 159 | 190 | 1 | 0 | 160 | 190 | 1,026 | 906 | 18 | 0 | 5 | 12 | 1,049 | 918 |
| | 熊本県 | 0 | 21 | 1 | 0 | 1 | 21 | 12 | 250 | 2 | 0 | 7 | 4 | 21 | 254 |
| | 大分県 | 12 | 9 | 0 | 0 | 12 | 9 | 81 | 134 | 0 | 0 | 11 | 2 | 92 | 136 |
| | 宮崎県 | 44 | 19 | 8 | 4 | 52 | 23 | 107 | 76 | 51 | 25 | 20 | 30 | 178 | 131 |
| | 鹿児島県 | 20 | 17 | 0 | 1 | 20 | 18 | 157 | 68 | 0 | 5 | 19 | 6 | 176 | 79 |
| | 沖縄県 | 907 | 503 | 0 | 0 | 907 | 503 | 2,529 | 2,424 | 2 | 0 | 7 | 3 | 2,538 | 2,427 |
| 合計 | 4,048 | 4,051 | 56 | 41 | 4,104 | 4,092 | 22,295 | 23,661 | 847 | 487 | 447 | 353 | 23,589 | 24,501 | |

(資料出所) 献血併行型登録会及び集団登録会の回数・登録者数については(公財)骨髄移植推進財団資料、保健所(固定)登録は日本赤十字社資料を使用し、厚生労働省臓器移植対策室作成。

(注) 献血併行型登録会及び集団登録会の回数・登録者数については、平成24年12月31日時点で財団に報告があったもの。

全国健康関係主管課長会議資料

平成25年3月13日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
生活衛生課

目 次

1. 生活衛生関係対策について

- (1) 生活衛生関係営業の振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (2) 平成25年度予算(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 平成25年度税制改正(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について・・・・・・・・3
- (5) 理容業・美容業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (6) 旅館業に対する防火安全対策の徹底について・・・・・・・・・・4
- (7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について・・・・・・・・・・5
- (8) クリーニング師の研修受講等の促進について・・・・・・・・・・5
- (9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について・・・・・・・・・・5
- (10) 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正とその対応について・・5
- (11) 環境衛生監視指導研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (12) 振興指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (13) 標準営業約款の登録普及促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

2. 建築物衛生対策について

- (1) 建築物等の衛生対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (2) シックハウス対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

3. その他

- (1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について・・・・・・・・・・7
- (2) 広域火葬計画の策定と広域火葬体制について・・・・・・・・・・8
- (3) 厚生労働大臣表彰について・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (4) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について・・・・8

生活衛生課

1. 生活衛生関係対策について

<総論>

生活衛生関係営業については、平成25年度予算案及び税制改正案、平成24年度補正予算において、その振興や活性化のための支援策を盛り込んでいる。

予算については、生活衛生関係営業対策事業費補助金について、797百万円を確保するとともに、新規事業として、各生衛業が連携して商店街の活性化や高齢者の外出促進等につながる事業が実施されるよう、都道府県の生活衛生営業指導センターがこれらの事業をサポートするための経費を盛り込んでいる。また、被災した生活衛生関係営業者についても、引き続き、支援に努めていくこととしている。

日本政策金融公庫の融資については、融資枠として1,150億円を確保するとともに、東日本大震災復興特別貸付の貸付対象として運転資金を追加するなど、制度の拡充を行っており、日本政策金融公庫と連携を図りながら、生活衛生営業者を支援していくこととしている。

さらに、税制についても、飲食店等の需要喚起に資する交際費課税の見直しを行うとともに、各店舗の設備投資を支援するための特別償却・税額控除制度の創設等の税制改正が盛り込まれている。

これらの支援策を活用し、生活衛生関係営業の振興・活性化や生活衛生水準の向上が効果的に進められるよう、各都道府県においては、都道府県生活衛生営業指導センターも積極的に活用し、その相談指導機能の充実を図るなど、必要な支援を行っていただくようお願いする。

また、生活衛生に係る住民の安心・安全の確保のためには、環境衛生監視員の監視指導の計画的実施の推進など、行政による衛生規制はもとより、都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業者組合を積極的に活用するとともに、営業者の自主的な取組みを促進し、これらの重層的な取組みを進めていくことが重要である。

生活衛生同業者組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、生活衛生関係営業の業種毎に設立された団体であり、衛生施設の維持・向上や経営の健全化のための役割を担っている。昨年7月の生活衛生課長通知でもお願いしているとおおり、衛生情報の周知など、生活衛生同業者組合の積極的な活用を図るとともに、新規開設営業者等に対して、様々な機会をとらえ、生活衛生同業者組合等に関する情報提供を行っていただくよう、お願いする。

<各論>

(1) 生活衛生関係営業の振興について

①生活衛生営業指導センターによる支援について

各都道府県に設置されている生活衛生営業指導センターについては、生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談・指導に応じること等を業務としており、その積極的な活用を図るとともに、相談指導の充実のために、特段の配慮をお願いしたい。

また、平成25年度予算案においては、各生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業に係る経費を計上しており、都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能が重要となるので、配慮をお願いする。

都道府県生活衛生営業指導センターの補助事業等については、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会で審査やフォローアップを実施しており、これらの意見等も踏まえ、より効果的な事業実施が図られるよう、引き続き、配慮をお願いする。

②新規開設者等に対する生衛法に係る情報提供

生活衛生同業組合への加入は任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容、組合加入により受けられる優遇措置等について、詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられるため、平成23年7月26日及び平成24年7月31日付けで発出した生活衛生課長通知に基づき、新規開設者等に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、保健所窓口や生活衛生関係業者に対する研修会等において情報提供をお願いしているところであり、引き続き、配慮をお願いする。

③特例民法法人に対する指導について

従来の公益法人については、経過措置として5年間（平成25年11月30日まで）に限り、特例民法法人として従前のおり存続できるが、新法に適合するよう所要の準備を行い、新制度の公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行するよう指導をお願いしたい。

また、都道府県生活衛生営業指導センターの移行にあたっては、公益性の判断に当たり、その公益性を踏まえ、所要の指導・助言等をお願いしたい。

(2) 平成25年度予算案について

平成25年度予算案の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活衛生関係営業対策事業費補助金（797百万円）

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化や都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能を強化する。

a. 全国生活衛生営業指導センター

- ・生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業及び組合活動活性化事業を新たに計上

b. 都道府県生活衛生営業指導センター

- ・生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業を新たに計上

イ 被災した生活衛生関係業者への支援（115百万円）【復興庁一括計上】
東日本大震災により被災した業者自らが復興の担い手となるよう、被災した業者の営業再開を支援する。

(3) 平成25年度税制改正案について

平成25年度税制改正大綱(平成25年1月29日閣議決定)において、生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりである。

ア 交際費課税の見直し〔法人税、法人住民税、事業税〕

中小法人の交際費課税の特例について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。

イ 共同利用施設に係る特別償却制度の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却を認める特例措置について、適用期限を2年間延長する。

ウ 商業・サービス業活性化税制の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生関係業者等が経営改善に関する指導・助言を受けて器具備品(30万円以上)及び建物附属設備(60万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について

平成25年度予算案においては、日本政策金融公庫の生活衛生貸付について、貸付規模として1,150億円を確保し、生活衛生関係業者の資金需要に適切に対応することとしている。

各都道府県におかれては、生活衛生関係業者の経営安定化等の支援のため、都道府県生活衛生営業指導センターを活用するなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、必要な情報提供や相談対応について、格別の配慮をお願いします。

また、平成25年度予算案において、生活衛生関係業者東日本大震災復興特別貸付の資金使途に振興運転資金貸付を追加するなど、貸付条件の改善を行うとともに、平成24年度補正予算において、新規開業者や開業後概ね5年以内の雇用の維持・拡大の場合の金利の引下げ措置や、日本政策金融公庫等の定期的な経営改善指導を受ける者について金利の引下げ措置を講じたところであり、これらが有効に活用されるよう、業者に対する周知や相談対応をお願いします。

(5) 理容業・美容業について

①理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生（支）局において実施しているが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であり、今後とも情報提供や立入調査等について格別の御協力方をお願いする。

②理容所及び美容所に対する指導監督について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、指導監督の徹底をお願いする。

③まつ毛エクステンション業について

まつ毛エクステンションについては、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成20年及び平成22年に美容師が行う業務として通知し、まつ毛エクステンションの危害防止のため、周知や指導監督をお願いしている。

一方で、美容師免許を有しない営業者が営業を行っているとの情報があり、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全を基本として平成23年11月より「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、安全なまつ毛エクステンションの在り方について検討を始め、「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられた。これを踏まえ、平成24年11月、「まつ毛エクステンションによる安全性の確保」について、生活衛生課長通知を発出したところであり、引き続き、必要な指導監督をお願いする。

また、上記の「論点の整理」を踏まえ、まつ毛エクステンションの安全性を確保するため、関係業界において検討委員会を設けて、検討が行われたところであり、今後、生活衛生関係営業等衛生問題検討会に報告を予定している。

④エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議について

平成23年12月に消費者委員会委員長から厚生労働大臣に対して「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされ、健康被害等に関する情報の提供と的確な対応等に関して指摘されているところである。これを踏まえ、昨年8月の通知により、消費者から寄せられたエステティックによる健康被害等に関する情報への対応の状況について情報提供を行うとともに、寄せられた情報への適切な対応をお願いしているところであり、引き続き、必要な対応を図るようお願いしたい。

(6) 旅館業に対する防火安全対策の徹底について

旅館業に対する防火安全対策については、従前より関係通知によりお願いしているところであるが、昨年10月、旅館等に係る消防法令及び建築基準法令に関する調査結果が消防庁及び国土交通省から公表されたことを受け、昨年10月9日に通知を発出し、改めて、消防部局及び建築部局と連携の上で、関係法令を遵守し、消

防機関等の指導・協力も得て、防火安全対策に遺漏なきよう、指導の徹底をお願いしているところであり、引き続き、よろしくお願いする。

(7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止については、各都道府県で条例等を定め、営業者に対し指導していただいているが、引き続き、周知や指導を行うとともに、レジオネラ症患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応をお願いする。

また、3月12日の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ症の最新の動向、検査方法等の最新の知見等に関して専門家による説明を実施したところであり、活用をいただきたい。

(8) クリーニング師の研修受講等の促進について

クリーニング師研修等事業については、平成22年10月から、その在り方について検討を行ったところであるが、その結果を踏まえ、研修の受講率については2年間で大幅な向上を図ることとなっている。クリーニング師研修等を指定する各都道府県においては、クリーニング師の研修等の受講について、受講対象者の明確化、営業者に対する周知を徹底する等、受講促進のより一層の御配慮をお願いする。

(9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について

クリーニング業法に基づく届出等については、新たに引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取組を進めるため、建築指導部局等との連携に努めるようお願いしているが、昨年11月の生活衛生課長通知のとおり、既存のクリーニング所に係るクリーニング業法の取扱いに関しては、営業者が病気や高齢等のために親族等の後継者へ地位を継承するために同法の第5条の規定に基づく新たな届出が行われた場合は、相続によって地位の継承が行われた場合に準じて、事業に切れ目の生じないように手続きが円滑に行われるよう、配慮をお願いする。

また、クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等を講じている地方公共団体も出てきている。特定行政庁と協議を行う際には、引き続き都道府県生活衛生営業指導センターとともにご協力をお願いしたい。

(10) 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正とその対応について

近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図るため、地域保健対策検討会で検討が行われ、昨年7月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正された。このうち生活衛生対策については、生活衛生同業組合の機能や組織の活性化、生活衛生関係営業に係る監視指導等が加えられた。

これを受けて、昨年7月に生活衛生課長通知を発出し、監視指導の計画的な実施

や生活衛生同業組合の活用、都道府県生活衛生営業指導センターの活用をお願いしているところであり、引き続き、対応をお願いしたい。

(11) 環境衛生監視指導研修について

本年度より、環境衛生監視員に対する研修会を国立保健科学院と連携して行っており、1月に研修を実施したところである。来年度も研修を予定しているので、ご活用いただくようお願いしたい。

(12) 振興指針について

本年度は、食鳥肉販売業について、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の審議を踏まえ、3月に振興指針の改正（告示）を予定している。営業者や組合等が同指針を有効に活用し、事業の振興や活性化が図られるよう、配慮をお願いしたい。

また、生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっているため、各都道府県においては、地方厚生局と連携を図るとともに、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後に提出する実施状況報告に加え、5年計画の4年目及び5年目終了時に、4年間の実績まとめと自己評価（中間評価）及び5年間の実績まとめと自己評価（事後評価）の報告を求めることとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

なお、平成25年度は、理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業（すし業）、興行場営業の振興指針の改正を予定している。

(13) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業で設定されており、平成17年からはめん類飲食店業及び一般飲食店営業でも設定され、現在5業種について設定されている。

財団法人全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、ホームページ（<http://www.seiei.or.jp/anan/smark.html>）や広報誌への掲載等による広報を行っている。

各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるようご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村レベルでの広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管内市町村等への要請方御配慮願いたい。

また、平成21年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮願いたい。

2. 建築物衛生対策について

(1) 建築物等の衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）に基づき推進しているところであるが、空気環境の調整等の建築物環境衛生管理基準については、不適合率が高止まりしている。引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いしたい。

また、本年1月に「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成14年3月26日付け健衛発第0326001号）の一部を改正し、ビルメンテナンス業者に係る従事者の研修について、研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましいこととし、本年4月1日から適用することとしているので、留意をお願いしたい。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等による健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究を行っている。

② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等13物質の室内濃度指針値とTVOC（総揮発性有機化合物）の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

なお、室内濃度指針値については、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（医薬食品局が事務局）において、来年度以降見直す方向で検討が進められている。

③ シックハウス担当職員研修について

3月12日の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、シックハウス症候群についても、上記の研究等の成果も交え、専門家による講演を実施したところであり、各都道府県等においては、これらも活用いただき、シックハウスに関する普及啓発や相談体制の充実について、引き続き、配慮をお願いしたい。

3. その他

(1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について

「公益法人制度改革に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について」（平成

20年8月14日健衛発第0814001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には公益認定法人が該当する旨、お示ししている。

新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については、適切に対応いただいているものと考えているが、移行期間の期限が本年11月末となっているので、現在墓地経営を行っている所管の特例民法法人に対しても、公益認定法人に移行することができるよう、所要の指導・助言等をお願いしたい。

(2) 広域火葬計画の策定と広域火葬体制について

「広域火葬計画の策定について」(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)において、広域火葬計画の策定についてお願いをしているが、東日本大震災の経験も踏まえると、万一の災害時においてご遺体を円滑に火葬する体制を確保することが重要であり、広域的な火葬のための計画を策定し、他の都道府県や関係事業者と物資の確保等に関する協定を締結する等の取組を進め、広域的な火葬体制が確保されるよう、改めてお願いする。

(3) 厚生労働大臣表彰について

当課所管の厚生労働大臣表彰については、以下のとおりであり、平成25年度も昨年同様に実施することとしているので、理容師美容師養成功労者については5月末日まで、その他の表彰については6月末日までに被表彰者の推薦をお願いしたい。

① 生活衛生功労者表彰(表彰式典:平成25年10月25日<予定>)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

② 理容師美容師養成功労者表彰(表彰式典:平成25年8月上旬<予定>)

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

③ 建築物環境衛生功労者表彰(表彰式典:平成26年1月下旬<予定>)

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者を表彰。

(4) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年(10年毎)において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者(同功績により都道府県知事の表彰又は感謝状を受けたことがある者で、かつ、2期6年以上その職にあるものが条件)に対し、健康局長感謝状の贈呈を行っていることから、該当する都道府県がある場合は、推薦方をお願いしたい。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1. 平成 25 年度生活衛生課関係予算案等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・資-1
2. 生活衛生関係営業安定化支援（日本政策金融公庫出資金）・・・・・・・・資-3
3. 平成 25 年度生活衛生関係税制改正・・・・・・・・・・・・・・・・資-4
4. 生活衛生関係営業の振興指針の改定概要・・・・・・・・・・・・・・・・資-6
5. 標準営業約款制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・資-7
6. 生衛組合の活用と衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施について・・資-9
7. まつ毛エクステンションによる安全性の確保について・・・・・・・・資-11
8. 建築物環境衛生対策関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・資-17
9. 生活衛生課所管表彰一覧・・・・・・・・・・・・・・・・資-21

平成25年度生活衛生課関係予算案等の概要

平成25年3月
厚生労働省健康局
生活衛生課

予 算

25年度予算案 [24年度予算]
2,650百万円 [2,553百万円]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金

797百万円 [797百万円]

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能や都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能を強化する。

- ① 生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業 38百万円
理容・美容、クリーニング、飲食店等の生衛業者が連携して行う地域の活性化を図るなどの事業に対し、支援・指導を行う。
- ・全国生活衛生営業指導センター 11百万円
 - ・都道府県生活衛生営業指導センター 27百万円

- ② 組合活動活性化事業 5百万円
ホームページや情報システムを活用し、広く情報発信することが可能となるよう生衛組合に対し、全国生活衛生営業指導センターが技術的指導を行う。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金

1,705百万円 [1,587百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金。

3. 被災した生活衛生関係営業者への支援（復興庁一括計上）

115百万円 [135百万円]

東日本大震災により被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援する。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1,150億円 [1,150億円]

2. 貸付制度の改善

(1) 生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付の資金使途へ振興運転資金を追加する。

(2) 生活衛生関係営業の安定化支援【平成24年度補正予算：3.1億円】

(日本政策金融公庫出資金)

①一般貸付・振興事業貸付の拡充

開業当初に雇用維持・拡大する場合の金利の引き下げ措置を実施。

②生活衛生セーフティネット貸付の拡充

日本政策金融公庫等の定期的な経営改善指導を受ける生活衛生関係営業者について、金利の引き下げ措置を実施。

※ 中小企業基本法等の改正を受けた小規模企業の定義の見直しを踏まえ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付対象者の人数要件について所要の見直しを検討し、必要な対応を図る。

税制改正

1. 交際費課税の見直し〔法人税、法人住民税、事業税〕

中小法人の交際費課税の特例について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。

2. 共同利用施設に係る特別償却制度の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却を認める特例措置について、適用期限を2年間延長する。

3. 商業・サービス業活性化税制の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生関係営業者等が経営改善に関する指導・助言を受けて器具備品（30万円以上）及び建物附属設備（60万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。

生活衛生関係営業の安定化支援 (日本政策金融公庫出資金)

24年度補正予算所要額 3億円

事業内容

生活衛生資金貸付の一般貸付・振興事業貸付及び生活衛生セーフティネット貸付の金利引き下げのための利子補給

1. 一般貸付・振興事業貸付の拡充

生活衛生関係営業を新たに開業しようとする者及び開業して概ね5年以内の営業者で、雇用維持・拡大に取り組むものについて金利を引き下げ(基準金利より▲0.2%)

2. 生活衛生セーフティネット貸付の拡充

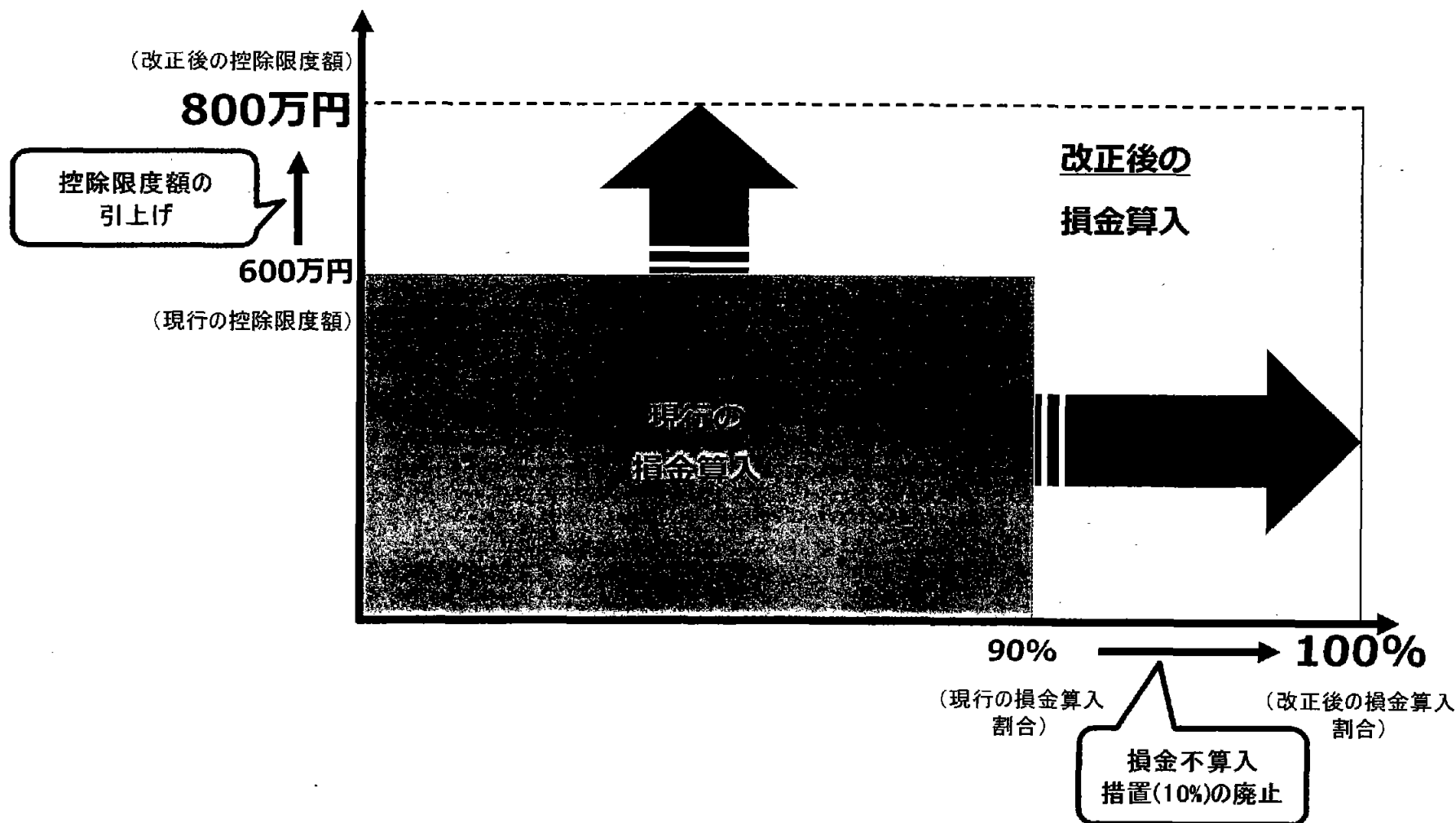
日本政策金融公庫等が定期的に行う経営改善指導を受ける営業者について金利を引き下げ(基準金利より▲0.4%)



生活衛生関係営業者の雇用の維持拡大や経営改善を重点的に支援

交際費課税の見直し (法人税、法人住民税、事業税)

中小法人（資本金1億円以下）の交際費課税について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。



商業・サービス業活性化税制の創設（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。
（適用期間は2年間（平成26年度末まで））

平成25年度税制改正大綱（抄）（平成25年1月29日閣議決定）

商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

青色申告書を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる。

- （注1）経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。
- （注2）対象となる器具備品は、1台又は1基の取得価額が30万円以上のものとし、対象となる建物附属設備は、一の取得価額が60万円以上のものとする。
- （注3）指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業（これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。）をいう。
- （注4）税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る。

生活衛生関係営業の振興指針の改定について

振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種毎に設定されるものであり、5年毎に、厚生科学審議会（生活衛生適正化分科会）の意見を聴いて改定。

平成23年度
改定

- 飲食店業
（一般飲食、中華料理業、
料理業、社交飲食業）
- 喫茶店営業

平成24年度
改定

- 食鳥肉販売業

改定方針

- ★連続性の強化、戦略性の強化、役割の明確化の観点から改定
- ★地域コミュニティの再生・強化、東日本大震災への対応等を重点事項に追加
- ◎SWOT分析に基づき、業界の強み、弱み、内部環境、外部環境を整理
- ◎価格以外の競争軸の創出（商品力、付加価値、独自性、専門性、地域密着等）

平成25年度
改定
（予定）

- 理容業
- 美容業
- クリーニング業
- 飲食店業（すし）
- 興行場業

標準営業約款制度の概要

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク



1 目的

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者が、理容業、美容業、クリーニング業、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS（Safety:安心であること、Sanitation:清潔であること、Standard:安心であること）を約束しています。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- | | | | |
|--------------------------|----------------------------------|-------------------------|----------|
| ○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) | 3,433店舗(クリーニング所3,132店舗・取次店301店舗) | | |
| ○理容業(昭和59年10月18日認可) | 37,772店舗 | ○美容業(昭和59年10月18日認可) | 17,911店舗 |
| ○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 314店舗 | ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 348店舗 |
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成23年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

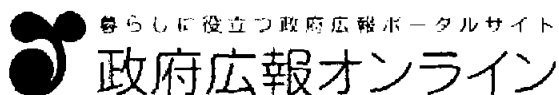
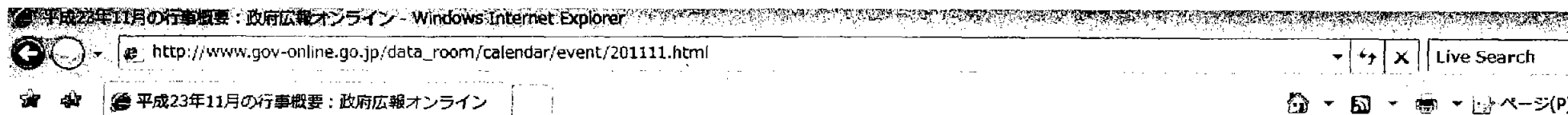
4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示する。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

標準営業約款の広報状況について



→ サイトマップ → English

文字サイズ 標準 大



🏠 トップ 📄 クローズアップ 📄 お役立ち情報 📄 今週の政府広報 📄 各府省からのお知らせ

→ 更新情報 → 政府広報オンラインのご案内

[トップページ](#) > [広報資料室](#) > [月間・週間](#) > [平成23年11月](#) > 平成23年11月の行事概要

■ 月間・週間

平成23年11月の行事概要

標準営業約款普及登録促進月間

11月1日～30日

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS(Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること)を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

[関連ホームページ](#) / [\(財\)全国生活衛生営業指導センター](#)

標準営業約款の広報の一貫として、政府広報オンラインに掲載されています。

http://www.gov-online.go.jp/data_room/calendar/event/201111.html

健衛発0731第1号
平成24年7月31日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく
生活衛生同業組合の活用と理容師法等の衛生関係法令に基づく
立入検査等の適切な実施について

平成24年7月31日付けで「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省告示第464号）が改正され、「第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項 二 生活衛生対策」において、次の項目が新たに追加されました。

「1 都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生同業組合が理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業等の分野の衛生及び経営に関する課題を共有して、地域社会における公衆衛生の向上を図る役割を有していることを踏まえ、新規営業者等に対して生活衛生同業組合についての適切な情報提供を行う等、その機能や組織の活性化を図ること。

また、生活衛生関係営業については、地方公共団体間で監視指導状況に大きな格差が生じている現状があり、監視指導の目標を設定する等、住民が安心できる体制の確保を図ること。」

つきましては、次の事項について留意の上、生活衛生対策を図るようお願いいたします。

1. 生活衛生同業組合の機能や組織の活性化について

既に、平成23年7月26日付け本職通知「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」により、新規開設者等に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等についての情報提供を依頼していますが、同通知に掲げる取組の推進につき引き続きお願いします。

また、各都道府県に設置されている都道府県生活衛生営業指導センターについては、生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うことを業務としています。生活衛生同業組合に加入していない営業者に対する生衛法の趣旨等に関する情報提供、各種の衛生問題に係る情報提供について、同センターを積極的に活用するよう併せお願いします。

2. 生活衛生関係営業に係る監視指導について

生活衛生関係営業については、理容師法等生活衛生関連法令（理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法及びクリーニング業法）に基づき監視指導が行われていますが、営業施設1か所あたりの調査・監視指導回数については、自治体間の実施状況に大きな地域格差が認められました（※別添）。これについて、他の自治体における実施状況も参照の上、食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画等を参考にして計画的に取り組む等、適切な対応をお願いします。また、上記1.の生活衛生同業組合においては、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、上記1.に盛り込まれた生活衛生同業組合の機能の活性化の趣旨を踏まえ、組合員に対する行政情報、食中毒、感染症等の衛生情報に係る周知について、生活衛生同業組合を積極的に活用することにより、行政庁が行う監視指導の実効を向上することが可能と考えております。この点について、ご配慮をお願いします。

なお、平成24年度より環境衛生監視員の資質向上を目的として、国立保健医療科学院と連携して、環境衛生監視員研修会を予定していることを申し添えます。本研修の案内については、後日、各都道府県等宛てにお知らせしますので、ご活用をお願いします。

健衛発 1 1 2 8 第 1 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部 (局) 長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課長



まつ毛エクステンションによる安全性の確保について

まつ毛エクステンションについては、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」(平成20年3月7日付健衛発第0307001号当職通知)及び「まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底」(平成22年2月18日付健衛発0218第1号)により、まつ毛エクステンションの危害防止のため、周知や指導監督をお願いしているところです。

一方で、国民生活センター等に寄せられる健康危害等の相談が多数に上り、関係機関からも対応が求められる状況を踏まえ、昨年11月から、生活衛生関係営業等衛生問題検討会においてまつ毛エクステンションの施術に係る安全の確保等について検討が行われ、「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられましたので、別添のとおりお送りします。

まつ毛エクステンションを実施する教育プログラムと消費者への安全な情報提供のあり方については、論点整理においても優先して検討を行うこととされており、これらの点については、さらに参考資料のとおり検討を進めていくこととなっています。

まつ毛エクステンションの施術については美容師免許が必要であることはこれまで通知で明示してきたところであり、その点に変わりはありませんが、今般の論点整理の指摘も踏まえ、美容師養成課程(通信教育を含む)に加わっている者については、美容師免許の円滑な資格取得を促すとともに、衛生措置が不十分な店舗については重点的な指導監督をお願いします。

また、消費者から寄せられたエステティックによる健康被害等の把握をお願いしているところですが、健康被害等の情報の収集に努めるとともに、施術による健康被害のリスク等について消費者行政対応部局と連携し消費者等に対してわかりやすく周知徹底を図るようお願いします。その際、眼等に異常が生じた場合には、直ちに医師による受診を勧奨するよう、消費者及び営業者等に対する注意喚起をお願いします。

まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理

平成 24 年 8 月 8 日

生活衛生関係営業等衛生問題検討会

1. 検討に至った経過

- まつ毛エクステンションについては、これまで、国民生活センター等の受ける相談件数の増加や、消費者庁からの要請等を受けて、平成 20 年及び平成 22 年に、厚生労働省より通知を行い、当該行為が美容師法上に基づく美容に該当する等取扱について解釈を行ってきた。
- しかしながら、現実には、美容師免許を取得せずに営業を行う者が多いこと、また、美容師が実施するとしても、単に美容師養成課程を修了しただけでは、まつ毛エクステンションについての専門教育を受けていないことから、施術を受ける者の安全性について確保ができない側面があり、今回の検討を行うに至っている。
- また、こうした消費者における健康被害等の状況も受けて、平成 23 年 12 月には、消費者委員会から「まつ毛エクステンション等の施術について技術基準等を整備すること」等について検討を行うべきことが建議されている。

2. 消費者に対する適切な情報提供

- 検討会においては、消費者が適切な情報に接し、選択を行えるようにすることが第一に優先すべき課題とされた。まつ毛エクステンションは、目の周りへの施術であることから、目や皮膚に健康被害が生ずるおそれがあること、また、同健康被害は施術の仕方のみならず、消費者の体調等にも影響を受けること等について、消費者に理解が求められることが議論された。
- 消費者に対し、施術による健康被害のリスクがあることについて、わかりやすく情報提供を行い、消費者が適切な自己決定を行いやすくすることが求められる。
- 昨今では、消費者は、インターネットやいわゆるフリーペーパーを通じた広告等で情報を入手し、サービスや店舗の選択の意思決定を行っている。こうした広告等を掲載するサイト運営者やフリーペーパー編集者に本検討会の検討状況等が伝わることも求められる。
- 施術所においては、サービスの内容や健康被害のリスクの明示がなされると

ともに、施術者の資格・経験の明示、顧客の体調の確認（カウンセリング、アレルギーテスト等）、事故発生時の対応方針の説明と事故情報の開示、等が求められる。なお、健康被害の事故が発生した場合には、医師による受診の勧奨は当然のこととして、その後の経過について把握して、情報を蓄積することが求められる。

- なお、まつ毛エクステンションに係る健康被害の事故情報については、厚生労働省において、地方自治体の衛生部局と消費者担当部局との連携を図った上での情報収集と情報公開が必要と考えられる。

3. 安全な施術のあり方について

(1)美容師免許を有する者による施術について

- 平成 20 年及び平成 22 年の厚生労働省の通知では、まつ毛エクステンションの実施者は美容師であるとされているが、一方で、美容師養成課程では、衛生面全般の教育はあるものの、まつ毛エクステンションを目的とした教育は乏しい。美容師免許を取得しただけでは安全な施術には不十分な状況にあると結論せざるを得ない。
- 平成 24 年度に入学する美容師養成課程の教科書にまつ毛エクステンションに係る記述が加えられ、学生に安全な施術についての意識を持てるようにしたことは歓迎できる。
- その上で、美容師資格を取得した者がまつ毛エクステンションを安全に実施するための標準的あるいはモデル的な教育プログラムが厚生労働省も加わった中でとりまとめられれば、消費者にとっての安全、安心は向上する。
- 上記のまつ毛エクステンションの教育プログラムの開発について、美容師養成施設、美容師、施術を行っている者、関係の医師会等が協力して行うことにより、実践的かつ安全性の高いプログラムとすることが出来ると同時に、関係者の間での協力関係を深めるものとして有益と考えられる。
- こうした教育プログラムを美容師養成課程における選択科目に取り込んでいく、また、美容師が生涯学習の中で学べる仕組みとしていくことができれば、美容師が行う場合の安全性を向上させることができると考えられる。

(2)美容師免許を有しない者による施術について

- 一方で、現実には、美容師免許を有しないで施術を行う者が多く、行政機関等からの指導や取締を受ける場合もあることについて、多くの議論がなされた。こうした者の中には、美容師養成課程に通学又は通信課程に学ぶ者もいれば、そうした養成課程には加わらず、美容師免許を有しない者をも受け入れるまつ毛エクステンションの先生やスクールでの指導を受けて、一定の技

術を取得したとされる者も多いことがわかった。

- もともとは美容師免許を取得せずに施術を行いつつ、美容師養成課程に加わっている者については、現時点では美容師免許は未取得ながら、研修中の者として、美容師免許を有する者の指導の下で実習を行う者としての位置づけは可能と整理し、円滑な資格取得を進めることが考えられる。
- 美容師養成課程に加わらず、まつ毛エクステンションに係る指導のみを受けてきた者についての扱いが問題として残る。
- 消費者の安全を第一に優先して考える当検討会の立場からは、まつ毛エクステンションが目の周囲に係る施術であって、相当数の健康被害につながる危険性を考えると、全くの無資格者が施術を行う仕組みは不適切と考える。
- 現状で、美容師免許を取得しないで、先生やスクールで指導を受けたり、あるいは、施術者の団体等で履修したことを認定したりする仕組みがあるとされるが、検討会でヒアリングを行った限りでは、それらの教育は、容姿を美しく見せるための技術としてはともかく、医学面での知識を習得しているかは確認できず、消費者の安全性を確保するためのものとしては、不十分と判断せざるを得ない。
- 特に、各施術者の団体からは、検討の当初の時期より、医学面での医師によるアドバイスを受けながら施術者の教育を行っている、また、施術者の実際の技術面でのアドバイスも医師から受けているとの説明がなされたが、その後、繰り返し、そうしたアドバイスをしている医師からの検討会における説明を求めてきたにもかかわらず、関係団体が10以上もあるとされる中、そうした医師の出席と説明が得られず今日に至っていることについては、遺憾であり、これら団体の説明の説得力は乏しい。
- 団体側からの説明と対照的に、これらの施術者の団体を代表して実際に施術を行っている者からの説明の多くについては、術前の消費者への健康状態のチェック、器具等の取扱、事故時の対応と施術者間での事故情報の共有等について、慎重かつ安全な施術を行っているとの心証を与えるしっかりしたものであった。但し、施術をする立場から説明を行った施術者については、美容師免許を有する者であった。こうした参加者の説明は安全な施術を行っているとの印象を与えるものであったが、一方で、店舗間での技術、安全面での格差（サービスの質の差）があることも検討会の随所から窺われ、衛生的な取扱の不十分な店舗について取締が行われることは、消費者保護の上で当然のことと考えられる。
- なお、検討会として、説明を行った関係者に感じた違和感のひとつは、健康被害等の事故情報の記録と従事者間での共有についての意識が低いことが見受けられたことであった。現場でサービスを提供する立場の施術者や店舗

に関係する者が検討会の場で説明することに慣れないことからの緊張もあることは割り引く必要があるが、営業店舗でこれまで事故は無かった等の説明は、衛生問題の検討を行う立場からすると事実とは受け止めることはできず、むしろ、事故情報の取扱いが適切にできていないと判断せざるを得ないことに注意を促したい。

- 美容師免許を有しない者の取扱いについて、まつ毛エクステンションに限定した免許制度の創設を求める意見が施術を実施する者の団体から提出された。
- 現状において、美容師は、美容に係る業務独占の資格として美容師法に規定されている。資格制度において、その一部に限定した資格を設けることは、議論としてはあり得るが、法律改正を必要とするもので、国民的合意が必要である。
- 一方で法律としては美容師制度を設けている中で、まつ毛エクステンションに求められる教育プログラム自体が明確でないことから、まずは、安全にまつ毛エクステンションを実施する教育プログラムを関係者の協力でもとめることが適切と考えられる。まつ毛エクステンションに限定した免許制度の創設要望の意見については、そうした教育プログラムの作成を行いつつ、美容師法における美容師免許の位置づけ（いわゆる業務独占資格についての業権の問題等）との整理について十分議論を行って、検討されるべきものと考ええる。

4. 今後の検討の進め方

- 本検討会では、昨年 11 月に本問題の検討を開始してから、多くの関係者からのヒアリングを行い、まつ毛エクステンションの施術を受ける消費者の安全の確保、施術を実施する者の現状と、施術者に求められる知識、技術のあり方、法規制のあり方と現実に施術を実施する者の位置づけ等について検討を行ってきた。
- 今回、論点の整理を行ったが、これらのうち、消費者への安全な情報の提供のあり方と、安全にまつ毛エクステンションを実施する教育プログラムの開発を優先して検討することが求められる。
- 現行法令のもとでは、まつ毛エクステンションについて美容師免許が必要であることはこれまで通知で明示されたところであるが、その指導監督等が行き渡っていないことも実態としてあり、一方で、無資格者であって美容師免許を取得しようとする者の円滑な資格取得を促すとともに、他方で、無資格者のうち特に衛生措置が不十分な施術者やその店舗について重点的な指導監督が行われ、消費者の安全、安心が向上することが期待される。

まつ毛エクステンションの教育プログラムの検討について

1. 趣旨

まつ毛エクステンションについて、「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理（生活衛生関係営業等衛生問題検討会）」を踏まえ、安全性を確保するため、検討委員会を設置し、美容師に必要な教育プログラム等について検討する。

2. 主な検討事項

- ・教育プログラムの内容（必要な知識と技術、時間等）
- ・教育プログラムの実施体制（実施機関、教科書の取扱、修了者の証明等）
- ・情報提供のあり方
- ・その他

3. 検討委員会の構成

全日本美容業生活衛生同業組合連合会、日本理容美容教育センター、まつ毛エクステンションの施術関係者、眼科・皮膚科等の有識者で構成

*厚生労働省もオブザーバーで参画

4. 事務局

事務局は全日本美容業生活衛生同業組合連合会が行う。

5. その他

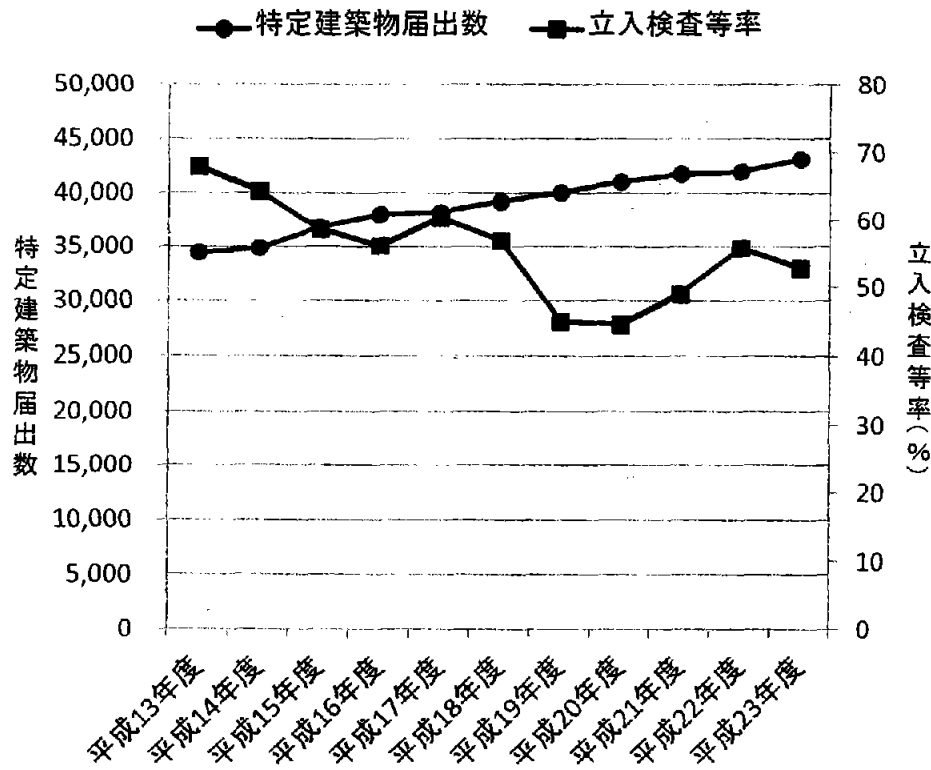
検討委員会における検討状況については、生活衛生関係営業等衛生問題検討会に適宜報告し、ご意見をお伺いする。

建築物衛生対策について

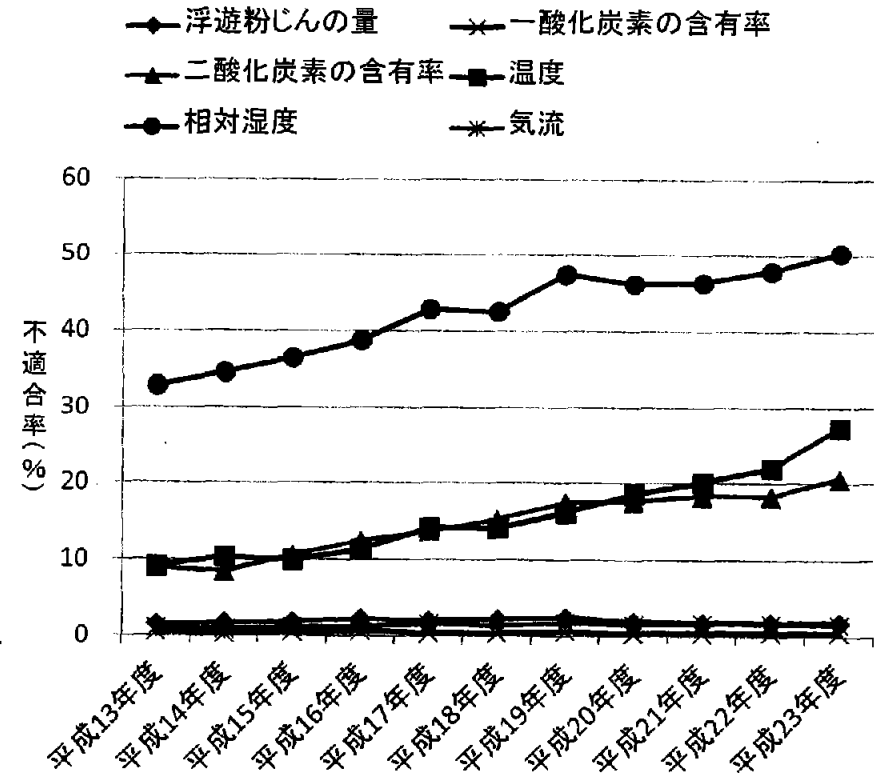
(1) 建築物等の衛生対策について

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく建築物環境衛生管理基準の適合率の改善。
- ・ 立入検査等に基づく指導助言を通じた特定建築物維持管理権原者への指導。

特定建築物届出数と立入検査等率の推移



空気環境の調整に係る不適合率の推移



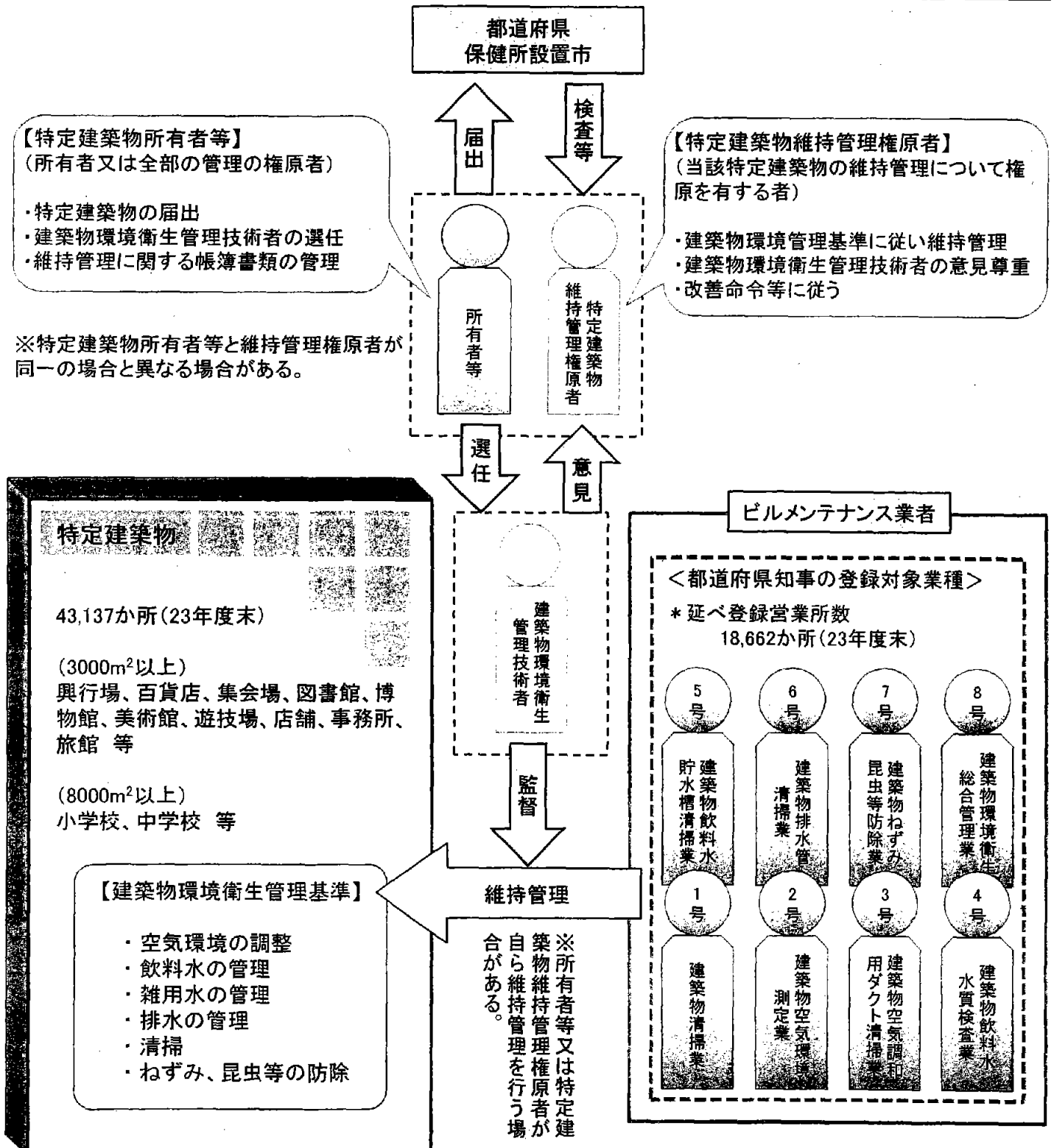
(2) シックハウス対策について

- ・ シックハウスの相談等の体制の充実化及び普及啓発の促進。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



(2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移

| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定建築物 | 総数 | 23,336 | 24,422 | 25,652 | 26,938 | 28,076 | 29,154 | 30,287 | 31,117 | 32,426 | 33,150 | 33,886 |
| | 興行場 | 673 | 709 | 738 | 787 | 817 | 861 | 889 | 924 | 976 | 1,021 | 1,052 |
| | 百貨店 | 1,822 | 1,857 | 1,911 | 1,921 | 1,951 | 1,996 | 2,067 | 2,102 | 2,161 | 2,196 | 2,208 |
| | 店舗 | 2,815 | 2,714 | 2,865 | 3,118 | 3,309 | 3,525 | 3,783 | 4,050 | 4,364 | 4,583 | 4,962 |
| | 事務所 | 10,705 | 11,271 | 11,916 | 12,502 | 13,012 | 13,406 | 13,745 | 13,989 | 14,401 | 14,595 | 14,759 |
| | 学校 | 1,423 | 1,495 | 1,561 | 1,652 | 1,747 | 1,824 | 1,915 | 2,011 | 2,160 | 2,245 | 2,332 |
| | 旅館 | 3,979 | 4,164 | 4,365 | 4,569 | 4,729 | 4,898 | 5,105 | 5,182 | 5,394 | 5,474 | 5,460 |
| | その他 | 2,119 | 2,212 | 2,296 | 2,389 | 2,511 | 2,644 | 2,783 | 2,859 | 2,970 | 3,036 | 3,113 |
| 管技 理術 者 | 総数 | 45,348 | 47,517 | 50,007 | 52,796 | 55,430 | 57,757 | 60,038 | 62,872 | 65,531 | 68,884 | 71,949 |
| | 講習会 | 34,803 | 36,368 | 37,857 | 39,367 | 40,870 | 42,326 | 43,809 | 45,430 | 47,092 | 48,771 | 50,164 |
| | 国家試験 | 10,545 | 11,149 | 12,150 | 13,429 | 14,560 | 15,431 | 16,229 | 17,442 | 18,439 | 20,113 | 21,785 |

| | | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 特定建築物 | 総数 | 34,469 | 34,718 | 36,319 | 37,687 | 38,650 | 39,487 | 40,063 | 41,038 | 41,757 | 41,977 | 43,137 |
| | 興行場 | 1,092 | 1,099 | 1,139 | 1,152 | 1,181 | 1,189 | 1,184 | 1,215 | 1,216 | 1,195 | 1,200 |
| | 百貨店 | 2,163 | 2,109 | 2,124 | 2,123 | 2,106 | 2,149 | 2,130 | 2,135 | 2,073 | 2,031 | 2,037 |
| | 店舗 | 5,150 | 5,254 | 5,607 | 5,968 | 6,307 | 6,625 | 6,891 | 7,284 | 7,638 | 7,750 | 8,257 |
| | 事務所 | 14,965 | 15,058 | 15,965 | 16,641 | 16,967 | 17,221 | 17,387 | 17,660 | 17,928 | 18,070 | 18,342 |
| | 学校 | 2,394 | 2,492 | 2,597 | 2,795 | 2,889 | 2,999 | 3,061 | 3,140 | 3,224 | 3,293 | 3,419 |
| | 旅館 | 5,521 | 5,509 | 5,579 | 5,625 | 5,719 | 5,766 | 5,811 | 5,966 | 6,005 | 5,934 | 6,049 |
| | その他 | 3,184 | 3,197 | 3,308 | 3,383 | 3,481 | 3,538 | 3,599 | 3,638 | 3,673 | 3,704 | 3,833 |
| 管技 理術 者 | 総数 | 75,185 | 78,240 | 81,894 | 84,365 | 89,582 | 92,012 | 95,329 | 98,493 | 101,646 | 104,955 | 107,725 |
| | 講習会 | 51,654 | 53,258 | 55,017 | 56,541 | 58,247 | 59,866 | 61,437 | 62,935 | 64,262 | 65,871 | 67,274 |
| | 国家試験 | 23,531 | 24,982 | 26,877 | 27,824 | 31,335 | 32,146 | 33,892 | 35,558 | 37,384 | 39,084 | 40,451 |

(注1) 特定建築物の数は、厚生労働省「衛生行政報告例」による。

S63年～H9年は年末(12月末)現在

H10年からは年度末(3月末)現在

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

[主な改正経緯(特定建築物関係)]

○特定建築物の適用範囲の拡大(S48.5.17公布,S48.11.1施行)

・床面積(8,000→5,000㎡)

・除外規定(5%→10%)

○特定建築物の適用範囲の拡大(S50.7.18公布,S51.7.1施行)

・床面積(5,000㎡→3,000㎡)

○特定建築物の適用範囲の拡大(H14.10.11公布,H15.4.1施行)

(3) 登録営業所数の年次推移

| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1号 | 3,152 | 3,338 | 3,382 | 3,415 | 3,433 | 3,579 | 3,622 | 3,746 | 3,707 | 3,776 |
| 2号 | 942 | 984 | 997 | 1,002 | 1,000 | 1,018 | 1,038 | 1,048 | 1,008 | 1,016 |
| 3号 | 54 | 87 | 101 | 113 | 125 | 134 | 164 | 129 | 121 | 134 |
| 4号 | 699 | 698 | 682 | 650 | 638 | 637 | 628 | 634 | 621 | 621 |
| 5号 | 7,017 | 7,209 | 7,202 | 7,064 | 6,966 | 7,075 | 7,103 | 7,194 | 7,046 | 7,105 |
| 6号 | 290 | 576 | 725 | 858 | 930 | 1,011 | 1,037 | 1,044 | 1,061 | 1,130 |
| 7号 | 2,344 | 2,438 | 2,470 | 2,447 | 2,451 | 2,518 | 2,536 | 2,607 | 2,578 | 2,662 |
| 8号 | 42 | 221 | 521 | 1,206 | 1,540 | 1,960 | 2,107 | 2,159 | 2,129 | 2,218 |
| 旧6号 | 2,258 | 2,087 | 1,760 | 1,001 | 642 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 16,798 | 17,638 | 17,840 | 17,756 | 17,725 | 17,932 | 18,235 | 18,561 | 18,271 | 18,662 |

(注)各年度末(3月末)現在

資料:衛生行政報告例

(登録業種)

| | | | |
|----|---------------|-----|--------------|
| 1号 | 建築物清掃業 | 6号 | 建築物排水管清掃業 |
| 2号 | 建築物空気環境測定業 | 7号 | 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 3号 | 建築物空気調用ダクト清掃業 | 8号 | 建築物環境衛生総合管理業 |
| 4号 | 建築物飲料水水質検査業 | 旧6号 | 建築物環境衛生一般管理業 |
| 5号 | 建築物飲料水貯水槽清掃業 | | |

[主な改正経緯(登録制度関係)]

○事業者登録制度の創設(S55.5.10公布,S55.5.10施行)

○事業者登録制度の対象業種の追加変更、登録基準の追加

※統計データの掲載場所

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

統計情報で探す(社会保障・衛生で検索) > 平成23年度衛生行政報告例 > 表番号18~21

(注1) データが更新される可能性がありますので、使用する場合は最新のものをお使いください。

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

生活衛生課所管表彰一覧

| カテゴリー | 頻度 | 表彰名 | 対象者 | 伝達方法 |
|---------|------|--------------------------|---|--|
| 大臣表彰 | 毎年 | 生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰 | 生活衛生関係営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者 | 毎年10月26日頃 「生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰」式典において伝達 |
| 大臣表彰 | 毎年 | 理容師美容師養成功労者 厚生労働大臣表彰 | 理美容養成施設の教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者 | 毎年8月1日頃 「全国理容師美容師養成施設教職員研修会」式典において伝達 |
| 大臣表彰 | 毎年 | 建築物環境衛生功労者 厚生労働大臣表彰 | 建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者 | 毎年1月24日頃 「建築物環境衛生管理全国大会」式典において伝達 |
| 大臣感謝状 | 5年毎 | 環境衛生監視業務功労者 厚生労働大臣感謝状 | 環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者 | 5年に1回 11月1日頃 「生活と環境全国大会」式典において伝達 次回は平成29年度 |
| 健康局長感謝状 | 毎年 | 環境衛生監視業務功労者 健康局長感謝状 | 環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者 | 毎年11月1日頃 「生活と環境全国大会」式典において伝達 |
| 健康局長感謝状 | 10年毎 | 生活衛生営業経営特別相談員功労者 健康局長感謝状 | 都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年(10年毎)において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者 | 各都道府県指導センターの設立〇〇周年記念式典等において伝達 |

全国健康関係主管課長会議資料

平成25年3月13日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
水道課

目 次

1. 水道施策の推進について

- (1) 平成25年度水道関係予算（案）等について 1
- (2) 東日本大震災からの復旧・復興 2
- (3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応 4
- (4) 水道施設の耐震化等の推進 4
- (5) 基礎自治体への権限委譲等について 6
- (6) 水道事業認可・事業評価等について 6
- (7) アセットマネジメントの推進について 8
- (8) 新水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの作成状況 9
- (9) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策 10
- (10) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進） 11

2. 水道計画指導について

- (1) 水道の広域化について 13
- (2) 水道の官民連携について 13
- (3) 水道事業者等への指導監督について 14

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

- (1) 水道水質基準等の見直し 15
- (2) 水質事故・健康危機管理 15
- (3) 消毒副生成物前駆物質汚染等による水質事故への対応 16
- (4) 水道水の放射性物質汚染への対応 16
- (5) 耐塩索性病原生物対策の充実 17
- (6) 水質管理の徹底 18
- (7) 貯水槽水道について 19

1. 水道施策の推進について

(1) 平成 25 年度水道関係予算（案）等について

① 公共事業関係（水道施設整備費）

平成 25 年度予算（案）は、いわゆる「15 ヶ月予算」の考え方で、平成 24 年度補正予算と平成 25 年度当初予算（案）を一体的に編成している。平成 24 年度補正予算と平成 25 年度予算（案）を合わせた水道施設整備費は、他府省計上分を含めて対前年度 11 億円増額の 733 億円（101.5%）を計上している。内訳は、簡易水道施設整備費に 245 億円（対前年度 9 億円増額：103.9%）、上水道施設整備費に 399 億円（対前年度 117 億円増額：141.4%）、東日本大震災などの災害復旧費に 89 億円、その他指導監督事務費などに 1 億円となっている。東日本大震災の災害復旧費 85 億円を除いた場合、対前年度 126 億円増額の 648 億円（124.2%）となっている。

東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成 25 年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に 85 億円を一括計上している。平成 24 年度は 200 億円を計上していたが、その大半が執行されずに平成 25 年度に繰り越す予定であるため、平成 25 年度の 85 億円と合わせて被災地の復旧のために迅速に執行していきたいと考えている。

東日本大震災の教訓から緊急に実施する必要性が高い水道施設の耐震化関連事業については、平成 24 年度の東日本大震災復興特別会計に重点計上していたが、平成 24 年 11 月 27 日の復興推進会議において決定された「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」により、水道施設整備に係る経費は復興特別会計に計上することができなくなった。

水道施設整備費の都道府県分は平成 23 年度から地域自主戦略交付金（一括交付金）となり、耐震化関連事業を除く政令指定都市分については平成 24 年度から一括交付金の対象となったが、平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、一括交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行することが決定されたことに伴い、平成 25 年度予算（案）において水道施設整備に係る事業分を振り替えて計上するとともに、平成 24 年度補正予算に事業の前倒し分を含めて計上している。

○平成 25 年度予算案の概要

百万円(単位未満四捨五入)

| 区 分 | 平成24年度 予 算 額 | 平成24年度 補正予算額 | 平成25年度 予算額(案) | うち、 復興特別 会 計 | 補正予算額 | 対前年度 増△減額 |
|----------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|----------|--------------|
| | | | | | + | |
| | | | | | 予算額(案) | |
| 水道施設整備費 | 72,188 | 30,049 | 43,245 | 8,502 | 73,294 | 1,106 |
| (簡易水道) | (23,536) | (12,383) | (12,068) | (0) | (24,451) | (915) |
| (上水道) | (28,202) | (17,666) | (22,226) | (0) | (39,892) | (11,690) |
| (指導監督事務) | (58) | (0) | (57) | (0) | (57) | (△1) |
| (補助率差額) | (5) | (0) | (10) | (0) | (10) | (5) |
| (事業調査費) | (36) | (0) | (34) | (2) | (34) | (△2) |
| (災害復旧費) | (20,350) | (0) | (8,850) | (8,500) | (8,850) | (△11,500) |

※ 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計
 ※ 地域自主戦略交付金(一括交付金)の廃止に伴い、平成25年度予算案において水道施設整備に係る事業分としての振り替えを含めて計上。また、平成24年度補正予算に事業の前倒し分を含めて計上。

なお、例年お願いしているが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められており、補助事業の上半期内の契約締結について適切なご配慮をいただきたい。

② 非公共予算関係

- ・水道施設危機管理体制構築事業費(0百万円 → 9百万円)

広域災害への迅速な対応を図るため、全国の水道事業の台帳、図面等を電子化した水道施設の簡易情報共有システムを構築するとともに、災害時の情報集約、応援体制の整備等の危機管理体制を構築する(事業期間：平成25年度～26年度)。

③ エネルギー対策特別会計

- ・上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(環境省計上)

<低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(76億円)の内数>

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興

①水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、平成23年度の災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基に再度、精査・集約し、昨年9月に報告書を取りまとめ

た。水道の断水状況については、当初19都道県で約230万戸と公表しているが、今回の調査で、19都道県、264の水道事業者で、約257万戸が断水していたことが判明した。現在、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況を整理中であり、この内容と今回の報告書を合わせて、今年度末を目途として最終的な報告書とする予定である。なお、昨年9月に発表した報告書は、厚生労働省のホームページに掲載しているので、適宜参照されたい。

②水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助交付金要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。今年度の実施状況は、平成25年2月末現在、50の被災事業者（岩手県20、宮城県22、福島県8）から申請があり、59件の災害査定（通常査定14、特例査定45）を実施している。査定後の調査額は、約1,015億円（通常査定14億円、特例査定1,001億円）となっている。

平成25年度以降は、福島県内の避難指示解除準備区域や警戒区域内などを中心に災害査定を順次実施する一方で、今年度、特例査定を実施した事業者においては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要となる。

保留解除の手続きについては、平成24年12月27日付け事務連絡「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例における保留解除手続きについて」により提出書類を周知している。また、厚生労働省では、申請書類の内容確認を速やかに行い、2回目以降の実施設協議で省略可能な書類は不要とするなど、各種手続きの簡素化を行い、復興予算の迅速な執行に努めているところである。保留解除の手続きを速やかに行い、国庫補助金を円滑に執行し、迅速かつ計画的な復興を図るためには、関係する県行政部局との連携が不可欠であり、引き続きのご支援・ご協力をお願いします。

被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあり、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、(社)日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業体をマッチングし、支援事業体から被災事業体への職員の派遣により水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の応援にあたっていただいている。協議会に加えて都道府県知事会等のルートを通じて、被災地の支援にあたっていただいている事例も多数あり、関係者の方々には引き続きのご協力をお願いします。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成24年5月1日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について」にて、平成23年11月末までの損害について、先送り事項を除いた部分の賠償基準が東京電力より示されたことの周知を行い、さらに平成24年8月30日付け事務連絡にて、平成24年3月末までを対象とする2回目の請求受付開始連絡があったことを周知している。加えて、平成25年1月31日付け事務連絡にて、3回目の請求受付が平成25年2月中旬に開始され、先送り事項であった減収分及び人件費が対象内容に加わるとの連絡があったことを周知したところである。なお、東京電力の示す基準に合意出来ない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業者より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水の他、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成23年6月16日付けで「放射性物質が検出された上下水道等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付で関係14都県に本件内容を周知した。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成24年1月1日から全面施行され、浄水発生土の処分等についてはこの特別措置法に従い、国（環境省）が指定廃棄物（8千Bq/kgを超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、前出の「考え方」により、製品として安全性評価をされたもの以外への利用は自粛されており、セメント（製品100Bq/kg以下）等でのみ利用が行われている。なお、自粛前に多く有効利用されていた園芸用土・グラウンド土への利用については安全性評価を進めており、一定濃度以下の浄水発生土については当該用途への利用が可能となるよう、今年度中に通知を发出する見通しである。

(4) 水道施設の耐震化等の推進

日本の水道は普及率が97%を超え、国民生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインであり、危機管理対応、震災などの災害への対策を強く求められている。一昨年発生した東日本大震災では、水道施設も甚大な被害を受けたが、耐震性の高い管路や施設にはほとんど被害がなく、改めて耐震化の重要性が認識された。厚生労働省としても引き続き耐震化等に対して支援策を講じるとともに、水道事業者等にその

積極的な推進をお願いしている。

① 水道施設の耐震化の計画的実施

厚生労働省では平成20年に水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、水道事業者が備えるべき耐震性能を明確化したほか、水道事業者に対し、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成20年3月厚生労働省水道課）等を参考に耐震化計画を策定すること、並びに「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成21年7月厚生労働省水道課）を活用し、耐震化対策の推進及び財源の裏付けとなる中長期的な更新計画を策定することをお願いしている。

改正省令では、既存施設については大規模改造のときまでは、改正後の規定を適用しないとされているものの、できるだけ速やかに適合させることが望ましく、水道事業者等においては速やかに既存施設の耐震性能を評価し、耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めていただくようお願いする。

また、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や、破損した場合に影響範囲が大きい重要な施設など、優先的に実施すべき施設の耐震化が早期に完了するよう、その確実な実施を推進していただきたい。

② 全国の基幹施設、管路の耐震化状況（平成23年度末）

水道施設の耐震化状況を調査した結果、平成23年度末（平成24年3月末）現在、水道施設のうち基幹的な施設である浄水場の耐震化率は19.7%、配水池は約41.3%となっている。また、基幹的な水道管路の耐震適合性のある管の割合は32.6%であり、昨年度からわずか1.6ポイントの上昇にとどまっており、地震への備えが進んでいるとはいえない状況にある。さらに都道府県別の耐震適合率を比べると、最も高い神奈川県は61.3%に対し、最も低い岡山県では15.4%と地域間、水道事業者間で大きな開きがあり、遅れている地域の底上げが必要な状況といえる。これらの結果は資料に添付したほか、厚生労働省ホームページにおいて公表されているので適宜参照されたい。

なお、平成23年10月3日に公布、施行された「水道法施行規則の一部を改正する省令」において、規則第17条の2に定める水道事業者が水道の需要者に対して情報提供を行う事項に、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を追加し、年1回以上定期に実施することとしているので、水道事業者等において適切に実施されるよう周知、指導等の対応をお願いする。

③ 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、昨年11月、厚生労働省水道課、(社)日本水道協会、(一社)日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト」を設立した。

都道府県行政部局においても、地域一丸となった取組みを検討するなど、貴管内の水道事業者等との連携・協力を行い、耐震化推進に係る積極的な活動をお願いしたい。

④ 水害等への対応

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。今年度は、昨年7月の九州北部豪雨において約11,000戸が断水する被害などが発生し、一昨年7月の新潟・福島豪雨では約50,000戸が断水したほか、9月上旬の台風12号の影響で和歌山県、三重県を中心に約54,000戸が断水する被害などが発生した。水害対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに今一度、危機管理マニュアル等の応急体制を再確認し、都道府県内の水道事業に対する指導をお願いしたい。

(5) 基礎自治体への権限移譲等について

「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）を受け、水道の布設工事監督者の配置及び資格に関する基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準について、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大を行うこととしており、水道事業等を営む地方公共団体が制定する条例に委任する水道法の改正が平成24年4月1日に施行されている。これにより、水道事業等を営む地方公共団体は、施行日（平成24年4月1日）から1年を超えない期間内に基準を条例で定める必要があるので、貴管下水道事業及び水道用水供給事業への指導及び助言につき、遺漏なきようお願いする。

さらに、基礎自治体への権限移譲として、現在は都道府県知事、保健所設置市の市長及び特別区の区長が処理している専用水道の給水開始の届出受理等及び簡易専用水道の給水停止命令等の権限をすべての市へ移譲するため、水道法が改正され、平成25年4月1日に施行される。都道府県から市への今般の権限移譲にあたっては、円滑に事務が引き継がれるよう所要の協力をお願いする。

今後、権限が移譲された市の専用水道、簡易専用水道等の指導監督及び衛生対策等については、貴管内の市における主担当部局と水道事業部局の間で相互に積極的な連携、協力体制が図られるよう、適切な助言をお願いするとともに、移譲後の事務が遺漏無く実施されるよう、当該移譲される市への周知、徹底をお願いする。

(6) 水道事業認可・事業評価等について

① 事業（変更）認可等に係る留意事項について

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量が低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画を検討する必要が生じている。水道事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

そのため、都道府県においては、認可（変更）又は届出に係る審査や手続きの際、

貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いします。また、水道事業計画の目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、適切な審査、助言をお願いします。これらの認可（変更）又は届出に係る必要な手続き等については、平成23年10月3日付けで改訂した「水道事業等の認可の手引き」において示している（以下のURLを参照）ので、参考にされたい。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf

② 事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事業評価については、評価の実施にあたり、これまでに行われた評価制度の確実な定着と評価事例の蓄積がされてきたこと、また、総務省において毎年度実施している政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測に関する調査に基づく勧告（平成20年8月8日）」などを受け、平成23年7月に「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、要領）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下、細目）を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を新たに策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されていることを受け、評価にあたっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」）を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の客観性担保活動においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られることから、事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

また、地域自主戦略交付金から水道施設整備費に振り替わる事業については、これまで地域自主戦略交付金の対象とされているものとして、その事業等の評価を「地域自主戦略交付金制度要綱第11」（以下、制度要綱）に基づいて実施されてきたが、今後は制度要綱によらず、水道施設整備事業の評価実施要領の適用対象として取り扱うこととなる。新たに評価対象となる事業について留意していただくとともに、評価書作成のスケジュールに遅延が生じないように、適切に実施していく必要がある。

貴管内の水道事業者及び水道用水事業者に対しては、これら適切な事業評価の実施に係る指導、助言をお願いしますとともに、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

③ ダム検証と今後の動き

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置

し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定された。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。

現在、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成25年2月26日現在、83ダム事業のうち、54ダム事業で検証が済み、このうち36ダム事業が継続、18ダム事業が中止となった（国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で集計）。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコスト比較などについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本體工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

(7) アセットマネジメントの推進について

中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（以下「手引き」という）を平成21年7月に公表した。

平成22年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった1,505事業者のうち、387事業者がアセットマネジメントを実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では調査対象範囲の約26%となっており、計画給水人口5万人未満の事業者については、8%強にとどまっている。

中小の事業者においては、手引きの内容に沿って、すぐにアセットマネジメントを実践するには困難な面もあると考えられることから、平成24年度中にアセットマネジメント実践のための簡易支援ツール（案）を作成することとしており、平成25年度の早いうちに全ての水道事業者等へ周知・配布する予定である。

耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、貴管内水道事業者及び水道用水事業者に対し、手引き、簡易支援ツール（案）

を活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いする。

(8) 新水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの作成状況

① 新水道ビジョンの策定について

「水道ビジョン」は、平成16年に策定・平成20年に改訂し、我が国の水道が果たすべき役割と目標を定めて、水道関係者はその達成に向けた取り組みを行ってきたが、策定から8年以上が経過した現在、平成23年3月の東日本大震災による大規模災害を教訓とした危機管理のあり方や施設の老朽化など諸問題への対応、安全な水道水を供給するうえでの技術的、財政的困難に直面しており、加えて、人口減少による将来の水道施設のあり方、技術者の不足など、水道が抱える問題は深刻な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、国、都道府県、水道事業者、民間事業者など、水道関係者が一体となって取り組むべき施策等について、50年、100年先を見据えた水道の理想像を具現化する示す視点で、「新水道ビジョン」の策定に向けた検討を進めている。

新水道ビジョンの策定にあたっては、厚生労働省健康局長が、有識者・水道事業者・都道府県衛生行政担当者・水道関係団体、消費者の代表者を構成員とした検討会を設置しており、平成24年2月からこれまでに計12回の検討会を開催し、現在、新水道ビジョン案についてのパブリックコメントを募集中（3月15日まで）である。

新水道ビジョン案では、基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、水道事業の外部環境や内部環境の変化を踏まえ、「安全」「強靱」「持続」の観点から、水道の理想像に至る当面の目標点を設定し、関係者の挑戦・連携を推進要素とする様々な方策と役割分担を明示している。

今後、パブリックコメントを踏まえ、3月25日に開催する第13回新水道ビジョン策定検討会で審議のうえ内容を確認し、速やかに新水道ビジョンとして公表する予定である。

② 地域水道ビジョンの策定状況

水道が直面する各種の課題に適切に対処していくためには、各水道事業者及び水道用水供給事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須であるため、平成17年10月の水道課長通知により、「地域水道ビジョン」の作成を推奨するとともに、「地域水道ビジョン作成の手引き」をとりまとめ、平成20年度頃までを目途に策定することが望ましいとしたところである。

平成25年3月1日現在、「地域水道ビジョン作成の手引き」に示した要件に該当する地域水道ビジョンは、上水道事業748事業（677プラン）、用水供給事業68事業（50プラン）策定されている。なお、地域水道ビジョンが策定されている上水道事業数の割合は52%、用水供給事業数割合は69%、また、地域水道ビジョンが策定されている上水道事業の現在の給水人口の合計は、102,478,039人となっており、全

国の上水道事業の合計の86%、同様に、水道用水供給事業における1日最大給水量の合計は、13,331,542m³/日となっており、全国の水道用水供給事業の合計の93%となっている。

未だビジョンを策定されていない水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、できる限り早期に策定に取り組んでいただくようお願いする。

また、既に策定済みの水道事業者及び水道用水供給事業者においては、地域水道ビジョンの目標達成状況及び各実現方策の進捗状況について定期的にレビューし、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて地域水道ビジョンの見直しを行うようお願いする。地域水道ビジョンの策定及び改訂の際には、アセットマネジメントによる検討結果を反映していただくとともに、業務指標（PI）による定量的な分析評価や施策目標の設定についても積極的に取り組まれない。なお、今年度中の新水道ビジョン策定に合わせ、来年度に「地域水道ビジョン作成の手引き」を改訂する予定であることから、当該改訂版を参考に現行水道ビジョンの積極的な見直しをお願いしたい。

更に、各都道府県におかれては、広域的な観点から中長期展望に立ち、事業間連携、水道事業の統合などを念頭に、都道府県単位での持続可能な水道のあり方を示す「都道府県版地域水道ビジョン」を積極的に作成することを強力にお願いしたい。都道府県の水道行政主管部(局)による地域水道ビジョンの策定状況は、平成25年3月1日現在、9プラン（北海道、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、奈良県、大阪府、広島県、長崎県）である。

なお、地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているところであり、今後、地域水道ビジョンを策定する際には、その参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

(9) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

① 給水装置の構造及び材質の基準・試験に係る一部改正

水道法第16条に基づく給水装置の構造及び材質に関する基準は、施行令第5条に定められている。さらに、この技術的細目は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）（以下「基準省令」という。）に定められ、また、基準に係る試験方法については、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年厚生省告示第111号）（以下「試験」という）に定められている。

平成9年に基準省令及び試験が定められて以降、技術の進歩や需要者のニーズにより多様な製品が開発されてきており、時代の変化に合った基準及び試験の見直しが必要となってきたことから、平成24年9月6日に耐圧に関する基準及び逆流防止に関する基準について、基準省令及び試験の一部改正を行った。

厚生労働省では、改正の周知を図るため、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する試験」の一部改正等について（平成24年9月6日健水発0906第5～7号）を発出しているところであり、改めて貴管内の水道事業者等に対して給水装置の構造及び材質に関する改正規定が適正に運用されるよう、指導をお願いする。

② 鉛製給水管の適切な対策について

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきた（直近改正では平成15年4月に0.01mg/Lに強化）が、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成19年に「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しており、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」ことが望ましい。

平成22年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が6,898 km、使用戸数が約415万件（平成22年度水道統計より）となっており、減少延長は鈍化傾向にある。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等への広報活動、布設替え計画の策定、布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いする。

(10) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）

① 日本経済再生本部について

日本経済再生本部は、平成24年12月26日の閣議決定により、日本経済の再生のための司令塔として、昨年末、内閣に設置されたが、平成25年1月25日の第3回会合において、「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議の開催も予定されている。同会議では、水も世界最先端インフラ・システムの1つとして取り上げられる予定である。

② 厚生労働省の取組

○日本企業の海外市場への売り込み

平成20年度から、アジア諸国を対象として水道産業の国際展開推進事業を実施している。本年度は、インド、インドネシアの案件発掘を行うとともに、ミャンマーの基礎調査を開始した。また、相手国政府の協力を得て、東京都、北九州市といった地方公共団体と連携しつつ、相手国の水道事業者を対象とする水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業の紹介を行うことにより、水道産業の海外展開を支援している。本年度は、カンボジアとインドにおいて水道セミナーを開催した。

○企業や水道事業者が自律的に海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

・水道関係機関とのパートナーシップの形成

平成23年度から、企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、アジア各国の水道協会と日本水道協会との協力関係をベースに、ビジネス展開に関する協力体制（パートナーシップ）の形成に取り組む。本年度は、インド、中国等の水道協

会と協力体制を構築するため協議を行った。

・官民連携型案件形成調査

平成 23 年度から、個別のプロジェクト形成を支援するため、地方公共団体と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘調査を公募している。本年度はベトナムとラオスの 2 件が採択された（地方公共団体は、北九州市、さいたま市）。来年度も実施する予定であるので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、ご活用いただきたい。

③ 水分野の国際標準戦略

平成 22 年 5 月、「知的財産推進計画 2010」が知的財産戦略本部で決定され、国際標準化の特定戦略分野(7 分野)の一つに水分野が位置づけられた。同年 11 月、国土交通省と連携し、水分野の国際標準戦略を検討するための「水分野国際標準化戦略検討委員会」を設置した。水道については、日本水道協会と連携し、水道部会を設置した。平成 23 年 3 月には、知的財産戦略本部において国際標準化戦略アクションプラン(水分野)が策定され、水道については、設計指針等の日本の設計思想の普及等が盛り込まれた。

平成 23、24 年度は、水分野国際標準化戦略検討委員会・水道部会を開催し、新たなビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視等に関する国際規格化の動きへの対応、設計指針の海外普及版(要約版)の策定に取り組んだところであり、来年度も引き続き水道分野の国際標準化への対応と日本の水道技術の海外への普及を図ることとしている。

2. 水道計画指導について

(1) 水道の広域化について

人口の減少やそれに伴う水需要の減少、水道職員数の減少など水道を取り巻く厳しい社会状況に対応し、健全な水道事業運営を持続するため、新水道ビジョンでは事業統合や新たな広域化のように連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携である「発展的広域化」を、重点的な実現方策の一つとして位置付けている。

平成20年7月水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」では水道整備基本構想を都道府県版の地域水道ビジョンとして位置づけられる内容に見直すことが望ましいとし、構想における事業運営の目標設定の際の視点の一つとして、運営基盤強化のため多様な形態の広域化を検討することとしている。

また、新たな水道広域化の推進に資するため、平成20年8月「水道広域化検討の手引き」を作成、公表したところである。同手引では、様々なパターンの広域化についてケーススタディを実施し、その効果や費用面の比較等を示しているので、参考にされたい。

なお、広域的水道整備計画については、近年の市町村合併や水資源開発基本計画の改定等により、計画策定時と大幅な乖離を生じている計画が一部見受けられるため、その点について見直しをお願いする。

国庫補助制度においては、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管、石綿セメント管更新事業の補助採択基準を平成21年度より緩和した。また、平成22年度には、新たに水道広域化促進事業費を創設した（H22採択：宗像地区事務組合、伊賀市 H23採択：岩手中部広域水道企業団、北九州市）。これは、小規模な水道事業の統合を促進するため、小規模水道事業者の老朽化施設の更新・改修に対する補助と、統合の受け皿となる大規模水道事業者等に対しても、統合のインセンティブとするため、水道施設の整備・更新に補助する制度となっているので、各事業者への積極的な活用の促進をお願いする。

(2) 水道の官民連携について

水道事業に対しては、水道法による第三者委託制度や、地方自治法の一部改正による指定管理者制度、PFI法改正に伴う公共施設等運営権の導入等の各種制度整備が図られたことにより、各事業者は、様々な官民連携の形態を採用できるようになり、これらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。

また、平成23年10月3日付け一部施行した「水道法施行規則の一部改正」において、第三者委託制度の活用促進のため、共同企業体（JV）も第三者委託の受託が可能であることを明確化したこと等を受け、民間活用の際のモニタリングの強化や発注時の性能発注方式等を追記した「第三者委託実施の手引き（改訂版）」を公表した。

さらに、平成22年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会※」を全国各地で実施し、多くの水道関係者に参加いただいた。

これまで、水道事業者等と民間事業者との情報交換の場が少なかったことから、多

くの参加者より協議会の内容について、参考になったとの声を聞いている。引き続き、本協議会の活用をお願いするとともに、平成25年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、開催希望がある場合は水道計画指導室に問い合わせいただきたい。

厚生労働省では、水道事業の運営基盤強化のためには、広域化や官民連携といった取組みは不可避と認識しており、都道府県においても上記の趣旨等を御承知の上、運営基盤を強化するよう各事業者に指導願いたい。

※平成22年度：仙台市、さいたま市、名古屋市、平成23年度：広島市、福岡市、さいたま市
平成24年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

(3) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、水道法第39条の規定に基づき、平成12年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施している。

厚生労働省では、平成13年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施し、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

平成23年度は、被災地域以外の水道事業者等を対象に、11の水道事業者等に対して立入検査を実施した。検査の結果、7事業者に対し文書による指導を8件、また11事業者に対し口頭での指導を33件行っている。

東日本大震災の関係で監査指導業務が一時見送りとなったため、実施件数は少なくなっている。

文書による主な指導事項としては水質検査に関する事項、水道技術管理者に関する事項、住民対応に関する事項などが挙げられ、その詳細については、今年度の技術管理者研修で公表した。

今年度は、水道ビジョン未作成の事業者を中心に、24の事業者に対して立入検査を実施している。その結果については、取りまとめの上、平成23年度の場合と同様に公表する予定である。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

また、平成14年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象として研修を実施しており、都道府県の水道行政担当部局に対しても、同研修会の資料を送付（水道課ホームページにも掲載）しているので、管内下水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

水道課ホームページ

「平成24年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/2012/>

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水道水質基準等の見直し

平成15年の厚生科学審議会答申に基づいて、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただくとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの提供をお願いします。

また、農薬類について、平成24年3月の厚生科学審議会生活環境水道部会の審議により、今後は検査方法の有無にかかわらず、水道原水から検出される可能性の大きさから、水質基準農薬類、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の5分類に再分類することとされた。農薬類の分類は、平成25年4月から見直す予定であるので、地域の使用実態を踏まえつつ、新たな分類による農薬類の検査の実施をお願いします。

(2) 水質事故・健康危機管理

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成14年6月）を定めており、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところであり、改めて緊急時の迅速・適正な対応をお願いします。

本要領に基づく報告の大半は水道原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例である。また、飲料水に起因する感染症の発生も毎年のように報告されているが、これらの多くは、消毒が不十分であったこと又は設備管理の不備に起因しており、平成22年7月23日付け事務連絡「浄水施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備に関する留意事項について」に留意の上、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきようお願いする。

平成23年4月1日に改正水質汚濁防止法が施行され、水質汚染事故時の措置が強化されたところである。水道水質基準、水質管理目標設定項目等から、現在56物質が指定物質に指定され、これまで水質汚濁防止法の有害物質及び油に限られていた事故時の措置が指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設（指定施設）にまで拡大されている。水道水源における原水の水質検査等で水質異常が発生した場合には、環境部局に情報を提供すること等により、原因の究明等必要な対応をお願いします。農薬類については、平成14年から農薬取締法に基づく使用規制がかけられていることに留意し、原水から農薬類が検出された場合には、環境部局・農業部局と情報を共有し、関係部局による水道水源上流での農薬の不適正使用対策への協力をお願いします。

また、消費者庁関連法が平成21年9月1日に施行されたことに伴い、水道水の供

給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられたが、当該通知は厚生労働省において行うので、従前と同様、当課への速やかな情報提供をお願いします。なお、厚生労働省では、消費者庁関連法への対応について、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成21年9月30日付け事務連絡）を发出しているので参考にされたい。

(3) 消毒副生成物前駆物質等による水質事故への対応

我が国の水道水源の多くは河川水等に依存しているが、上流に大量の化学物質を使用し又は処理する施設がある場合には、上流からの有害物質等の流入によって水質事故が発生し、取水停止や給水停止に至るおそれがある。平成24年5月には、利根川水系の浄水場で水道水質基準を超過する濃度のホルムアルデヒドが検出され、首都圏の7浄水場で取水停止、千葉県で87万人が断水被害するという水質事故が発生した。

この原因は、上流の事業場(産業廃棄物処理業者)からの排水に含まれていたヘキサメチレンテトラミンが浄水場の消毒用の塩素と反応してホルムアルデヒドが生成したことであると判明している。

そこで厚生労働省では、同年7月に「水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会」（座長：眞柄泰基 学校法人トキワ松学園理事長）を設置し、検討を進めた。

検討会では、浄水施設での対応が困難な物質として、ホルムアルデヒドやそれ以外の副生成物を生成しやすい物質その他水質事故の原因となったことがある物質を抽出した。その上で、水質事故に備えた水道における対策のあり方として、排出側での管理の促進に加え、水質事故は発生し得るものとの前提に立ち、給水への影響を最小化する備えが必要という考えのもと、高度浄水処理施設の導入等、水道側での水質事故への対応能力の向上を掲げた。さらに、今後の課題として、水質異常時の対応の考え方、検出実績が少ない有害物質の取扱い、多様な汚染物質に対応した検査方法の開発等が挙げられている。

これらの検討結果を検討会取りまとめとして都道府県及び水道事業者等に周知し、環境行政部局、河川行政部局等、関係する行政部局等との連携強化より、同種の事故の再発防止につなげる予定である。

(4) 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成23年12月12日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会において、内閣府食品安全委員会からの答申を踏まえて、飲料水を含む食品の経口摂取による内部被ばくを許容できる線量以下に管理するための新たな基準値を定めることとされたことを受け、水道水についても平成24年3月5日に水道水中の放射性物質に係る指標等（放射性ヨウ素 300Bq/kg（乳児の摂取は 100Bq/kg）及び放射性セシウム 200Bq/kg）を見直して新たな目標を設定するとともに、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について検討が行われた。

水道水の新たな目標については、食品衛生法に基づく飲料水の基準値との整合を図るとともに、平成23年3月以降の水道水中の放射能のモニタリング実績を踏まえ、水道施設における管理の可能性を考慮して、セシウム134及び137の合計で10Bq/kgを、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標として設定した。また、浄水場の浄水及び取水地点の水道原水を対象に、セシウム134及び137それぞれについて検出限界値1Bq/kgの確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施や、水道水源や検出状況に応じた検査頻度の設定、管理目標値を超過した場合の原因究明・関係者への周知・飲料水の手配の準備・摂取制限等の対応を定め、管理目標値とともに平成24年3月5日付け健水発0305第1号～第3号厚生労働省健康局水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に通知し、平成24年4月1日から適用されている。

水道水中の放射性物質のモニタリングについては、福島県及びその近隣の地域を中心に地方公共団体及び水道事業者等により実施されており、厚生労働省ではこれらの検査結果を取りまとめて、公表を行っている。都道府県においては、引き続き検査結果の報告及び異常時の措置等について対応をお願いします。

(5) 耐塩素性病原生物対策の充実

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、平成19年3月に策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策を進めていただいている。

平成9年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例もある。

平成24年3月末時点で、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況としては、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれのレベルを判断していない施設が全体の13%あり、また、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれがある施設（レベル4又はレベル3）のうち34%が対策を検討中と、対策の充実が急務となっている。

「水道における微生物問題検討会」でクリプトスポリジウム等の新たな検出等の方法として遺伝子検出法及び粉体ろ過濃縮法の採用が了承され、改正検査方法通知が平成24年4月1日から適用されているところであり、定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するとともに、汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、できるだけ早期に水道原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じるようお願いします。

また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いしますとともに、水質検査計画策定の際に、当該施設における水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第20条第1項の水質検査に準じて当該計画に位置づけるようお願いしているところであり、引き続き対応方をお願いします。

(6) 水質管理の徹底

① 水質検査の信頼性確保

水道法に基づく水質検査は登録検査機関等に委託して行うことが認められているが、検査料金の行き過ぎた価格競争等により水質検査の信頼性への懸念が生じていることを受けて、平成22年度に「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」（座長：安藤正典 武蔵野大学環境学部客員教授）を水道課内に設置、水質検査の信頼性を確保するための取組に関する報告書を取りまとめた。現在、報告書に基づく以下の取組等を順次行っているところである。

1) 水道法施行規則の改正

①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、③検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正を平成23年10月3日に公布、平成24年4月1日に施行されたところである。水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の策定に際し、引き続き水道事業者のご指導をお願いする。

2) 検査方法告示の改正及び妥当性評価ガイドラインの発出

水道水質検査において遵守すべき基礎的作業を明確化等するための検査方法告示の改正を行うこととし、検討会での審議を経て平成24年2月28日、3月30日に公布、平成24年4月1日に施行された。

また、水質検査の更なる信頼性を確保するべく、平成24年9月6日に「水道水質検査における妥当性評価ガイドライン」を発出し、各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法を提示したところである。本ガイドラインは平成25年10月1日施行であるので、委託先の検査機関を監督するにあたり、妥当性評価の実施状況を確認するよう、水道事業者のご指導をお願いする。

3) 登録水質検査機関の指導等

登録水質検査機関は、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、検査方法告示や標準作業書に定める手順に従った水質検査が適切に実施されているかについて、日常の業務管理を行うことが重要である。そこで、平成24年度に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会」（座長：西村哲治 帝京平成大学薬学部教授）を開催し、平成24年9月21日に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。

また厚生労働省では、従前から実施している外部精度管理調査に加え、平成24年度から登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を開始したところであり、近日中にもその結果を公表する予定である。

改正水道法施行規則では水道水質検査を委託する自治体等においても当該調査等で受託者が適切な水質検査を行っているか確認するべきとされていること

から、水質検査を委託する自治体においても当省の取組を参考にした取組の実施をお願いします。

② 水安全計画の策定による安全確保

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨しており、平成20年5月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平成23年度頃までを目途に水安全計画を策定することが望ましいとして、水道事業者等や関係行政部局に周知してきた。

水安全計画は、水源から給水に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備に必要事項を抽出することが可能となる。

しかしながら、平成24年8月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済の事業は9%、策定中の事業は7%にとどまっている。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない事業体が多数存在していることが明らかになっている。一方、水安全計画を策定していても、上流域の施設の把握が不十分である場合や、水安全計画が常に安全な水を供給していく上で十分なものになっているかの確認や改善が困難な場合が想定される。

社団法人日本水道協会において、水安全計画策定ガイドラインに基づき、中小規模の水道事業体においても比較的容易に計画を策定できるよう、水安全計画の作成を支援する「水安全計画作成支援ツール」をとりまとめており、厚生労働省のホームページにおいても掲載している。また、未策定の状況について分析等を行い、各水道事業体が水道原水の水質に応じた水道システムの構築に向けた取組に資するよう、支援方策を検討することを予定している。未策定の水道事業者等について、当該ツールの活用により水安全計画の策定による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるよう願います。

また、策定済の水道事業者等については、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを確認し、必要に応じて改善を行うよう願います。

(7) 貯水槽水道について

平成13年の水道法改正により、水道法第14条に基づき、水道事業者が定める供給規程の要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定め

られていること」が追加された。各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成23年度は79.4%であり、近年は80%前後で推移している。都道府県、保健所設置市、特別区毎では、それぞれ77.6%、81.8%、76.5%となっている。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は25.3%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は0.5%であった。

また、小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）の検査受検状況は、平成23年度は3.0%であり、近年は3%前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、32.6%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省では、更に管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日健水発0325第6号、第8号）を発出し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしているところであるが、都道府県等の担当部局と連携しつつ、貯水槽水道に対する指導等を推進するよう引き続き特段の配慮をお願いする。

参 考 资 料

参考資料目次

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 【1-1】平成25年度水道関係予算案について | 資- 1 |
| 【1-2】東日本大震災からの復旧・復興 | 資- 5 |
| 【1-3】浄水発生土の放射性物質汚染への対応 | 資- 8 |
| 【1-4】水道施設の耐震化等の推進 | 資- 9 |
| 【1-5】水道施設における耐震化の状況（公表資料） | 資- 11 |
| 【1-6】基礎自治体への権限委譲等 | 資- 28 |
| 【1-7】事業認可等に関する改正等について | 資- 29 |
| 【1-8】水道におけるアセットマネジメント | 資- 30 |
| 【1-9】事業評価の適正な実施について | 資- 33 |
| 【1-10】新水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの策定状況 | 資- 41 |
| 【1-11】鉛製給水管の適切な対策について | 資- 51 |
| 【1-12】水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進） | 資- 53 |
| 【2-1】広域化・官民連携の推進 | 資- 54 |
| 【2-2】広域的水道整備計画の策定及び策定状況について | 資- 56 |
| 【2-3】水道整備基本構想等の策定及び改定状況について | 資- 58 |
| 【2-4】水道事業者等に対する指導状況 | 資- 60 |
| 【3-1】飲料水に関する健康危機管理・水質事故 | 資- 61 |
| 【3-2】水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策について | 資- 62 |
| 【3-3】水道水の放射性物質汚染への対応 | 資- 62 |
| 【3-4】貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進 | 資- 63 |
| 【3-5】水安全計画の概要 | 資- 64 |

平成25年度水道関係予算案について

平成25年1月
健康局水道課

公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

| 区 分 | 平成24年度 予 算 額 A | 平成24年度 補正予算案 B | 平成25年度 予 算 案 C | うち、 復興特別 会 計 D | 補正予算案 + 予 算 案 E =B+C | 前 年 度 増△減額 F =E-A | 対前年 度比率 (%) G =E/A |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| | | | | | | | |
| 水道施設整備費 | 72,188 | 30,049 | 43,245 | 8,502 | 73,294 | 1,106 | 101.5 |
| 簡易水道 | 23,536 | 12,383 | 12,068 | 0 | 24,451 | 915 | 103.9 |
| 上水道 | 28,202 | 17,666 | 22,226 | 0 | 39,892 | 11,690 | 141.4 |
| 指導監督事務費 | 58 | 0 | 57 | 0 | 57 | △1 | 98.1 |
| 補助率差額 | 5 | 0 | 10 | 0 | 10 | 5 | 185.2 |
| 調査費 | 36 | 0 | 34 | 2 | 34 | △2 | 94.4 |
| 災害復旧費 | 20,350 | 0 | 8,850 | 8,500 | 8,850 | △11,500 | 43.5 |
| ※東日本大震災の復旧費等を除いた場合 水道施設整備費 | 52,184 | 30,049 | 34,743 | 0 | 64,792 | 12,608 | 124.2 |

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計

注2)：地域自主戦略交付金（一括交付金）の廃止に伴い、平成25年度予算案において水道施設整備に係る事業分としての振り替えを含めて計上。また、平成24年度補正予算案に事業の前倒し分を含めて計上

【国庫補助制度の拡充・重点化等】

1. 【平成24年度補正予算案】

水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進（水道施設整備費補助） 300億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

2. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上）
85億円（200億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。（※平成24年度に執行できなかった経費については、平成25年度に繰り越して使用する予定）

（補助率：80/100～90/100〈財政援助法による嵩上げ〉、1/2）

3. 地震防災対策強化地域等での耐震化の推進【東日本大震災復興特別会計】

0億円（201億円）

〔 本経費は平成24年11月27日の復興推進会議において決定された「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」により復興特別会計に計上できなくなった。 〕

4. 地域自主戦略交付金（一括交付金）の廃止

平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、地域自主戦略交付金（一括交付金）を廃止し、各省庁の交付金等に移行することが決定されたことに伴い、平成25年度予算案において水道施設整備に係る事業分を振り替えて計上している。

非公共関係予算

⑧ 水道施設危機管理体制構築事業費

9百万円

広域災害への迅速な対応を図るため、全国の水道事業の台帳、図面等を電子化し水道施設の簡易情報共有システムを構築するとともに、災害時の情報集約、応援体制の整備等の危機管理体制を構築する。

（実施主体：国）

エネルギー対策特別会計

上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（環境省計上）

<低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金（76億円）の内数>

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。

平成25年度水道関係予算案の概要

厚生労働省健康局水道課

(単位:千円)

| 事 項 | 平成24年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 計 | 対前年度 | 対前年度 |
|---------------------------------------|------------|------------|------------|------------|--------------|-------|
| | 予 算 額 | 補正予算案 | 予 算 案 | | | |
| | A | B | C | D=B+C | E=D-A | F=D/A |
| 非公共事業費 | 156,444 | 0 | 141,649 | 141,649 | △ 14,795 | 90.5 |
| (項) 厚生労働省共通費 | | | | | | |
| 厚生科学審議会(生活環境水道部会) | 1,092 | 0 | 998 | 998 | △ 94 | 91.4 |
| (項) 水道安全対策費 | 144,117 | 0 | 129,277 | 129,277 | △ 14,840 | 89.7 |
| 1. 日米環境保護協力協定費 | 1,122 | 0 | 1,122 | 1,122 | 0 | 100.0 |
| 2. 水道行政強化拡充費 | 6,796 | 0 | 5,778 | 5,778 | △ 1,018 | 85.0 |
| 3. 水質管理等強化対策費 | 16,773 | 0 | 14,257 | 14,257 | △ 2,516 | 85.0 |
| 4. 水道水源水質対策費 | 18,209 | 0 | 15,478 | 15,478 | △ 2,731 | 85.0 |
| 5. 給水装置等対策費 | 14,353 | 0 | 12,194 | 12,194 | △ 2,159 | 85.0 |
| 6. 水道ビジョン推進事業費 | 76,284 | 0 | 59,176 | 59,176 | △ 17,108 | 77.6 |
| (1) 水道産業国際展開推進事業費 | 36,972 | 0 | 36,040 | 36,040 | △ 932 | 97.5 |
| (2) 水道ビジョンフォローアップ事業費 | 12,143 | 0 | 0 | 0 | △ 12,143 | 0.0 |
| (3) 効率的な更新計画検討事業費 | 12,110 | 0 | 10,293 | 10,293 | △ 1,817 | 85.0 |
| (4) 水道施設耐震化推進事業費 | 15,059 | 0 | 12,843 | 12,843 | △ 2,216 | 85.3 |
| 7. 水道事業認可等事務取扱費 | 294 | 0 | 147 | 147 | △ 147 | 50.0 |
| (新) 8. 水道施設危機管理体制構築事業費 | 0 | 0 | 9,275 | 9,275 | 9,275 | - |
| (改) 9. 給水装置データベース事業促進費 | 8,033 | 0 | 9,710 | 9,710 | 1,677 | 120.9 |
| 10. 給水装置工事主任技術者国家試験費 | 2,253 | 0 | 2,140 | 2,140 | △ 113 | 95.0 |
| (項) 国際機関活動推進費 | | | | | | |
| 国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク提出金 | 11,235 | 0 | 11,374 | 11,374 | 139 | 101.2 |
| 公共事業費(他府省計上分含む) | 72,188,000 | 30,049,000 | 43,245,000 | 73,294,000 | 1,106,000 | 101.5 |
| 1. 水道施設整備事業調査費 | 30,000 | 0 | 30,000 | 30,000 | 0 | 100.0 |
| (1) 水道施設設置状況等基礎調査 | 3,273 | 0 | 3,654 | 3,654 | 381 | 111.6 |
| (2) 水道施設整備施工技術動向調査 | 3,955 | 0 | 3,851 | 3,851 | △ 104 | 97.4 |
| (3) 水道におけるアセットマネジメント導入に関する調査 | 6,043 | 0 | 5,952 | 5,952 | △ 91 | 98.5 |
| (4) 長期的な水需要を考慮した広域的な水道施設の再構築が伴う計画策定調査 | 6,409 | 0 | 6,307 | 6,307 | △ 102 | 98.4 |
| (5) 水資源開発施設の有効利用等に関する調査 | 4,501 | 0 | 4,429 | 4,429 | △ 72 | 98.4 |
| (新) (6) 水道水源危機管理対策に関する検討調査 | 0 | 0 | 5,807 | 5,807 | 5,807 | - |
| (7) 浄水処理施設等の最適化等に関する調査 | 5,819 | 0 | 0 | 0 | △ 5,819 | 0.0 |
| 2. 水道施設整備費補助 | 51,796,600 | 30,049,000 | 34,351,000 | 64,400,000 | 12,603,400 | 124.3 |
| (1) 簡易水道等施設整備費補助 | 23,536,090 | 12,383,300 | 12,067,735 | 24,451,035 | 914,945 | 103.9 |
| 水道未普及地域解消事業 | 2,939,120 | 0 | 2,992,210 | 2,992,210 | 53,090 | 101.8 |
| 簡易水道再編推進事業 | 15,552,910 | 9,607,750 | 6,704,893 | 16,312,643 | 759,733 | 104.9 |
| 生活基盤近代化事業 | 3,963,468 | 2,274,250 | 2,137,944 | 4,412,194 | 448,726 | 111.3 |
| 閉山炭鉱水道施設整備事業 | 63,000 | 0 | 4,000 | 4,000 | △ 59,000 | 6.3 |
| 簡易水道施設整備費(沖縄分) | 1,017,592 | 501,300 | 228,688 | 729,988 | △ 287,604 | 71.7 |
| (2) 水道水源開発等施設整備費補助 | 28,202,180 | 17,665,700 | 22,226,025 | 39,891,725 | 11,689,545 | 141.4 |
| 水道水源開発施設整備費 | 2,092,136 | 1,389,000 | 5,832,781 | 7,221,781 | 5,129,645 | 345.2 |
| 水道水源開発施設整備費(水資源機構分) | 4,942,000 | 56,000 | 2,624,000 | 2,680,000 | △ 2,262,000 | 54.2 |
| 水道広域化施設整備費 | 3,661,947 | 2,207,000 | 2,640,000 | 4,847,000 | 1,185,053 | 132.4 |
| 高度浄水施設等整備費 | 998,700 | 1,284,000 | 2,633,150 | 3,917,150 | 2,918,450 | 392.2 |
| 水道水源自動監視施設等整備費 | 121,300 | 74,000 | 26,000 | 100,000 | △ 21,300 | 82.4 |
| ライフライン機能強化等事業費 | 15,078,189 | 11,807,000 | 7,269,482 | 19,076,482 | 3,998,293 | 126.5 |
| 上水道施設整備費(沖縄分) | 1,307,908 | 848,700 | 1,200,612 | 2,049,312 | 741,404 | 156.7 |
| (3) 指導監督事務費補助 | 58,330 | 0 | 57,240 | 57,240 | △ 1,090 | 98.1 |
| 3. 北方領土隣接地域振興等事業補助半差額 | 5,400 | 0 | 10,000 | 10,000 | 4,600 | 185.2 |
| 4. 水道施設整備事業調査経費 | 6,000 | 0 | 4,000 | 4,000 | △ 2,000 | 66.7 |
| 5. 水道施設災害復旧事業費補助 | 20,350,000 | 0 | 8,850,000 | 8,850,000 | △ 11,500,000 | 43.5 |
| 水道関係予算合計 | 72,344,444 | 30,049,000 | 43,386,649 | 73,435,649 | 1,091,205 | 101.5 |

注 公共事業費については、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁計上分を含めた総額

平成25年度水道施設整備費予算案の概要(公共事業)

(単位:千円)

| 事 項 | 平成24年度 当初予算額 A | 平成24年度 補正予算案 B | 平成25年度 予 算 案 C | 計 D=B+C | 対前年度 増△減額 E=D-A | 対前年度 比率(%) F=D/A |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------|-----------------------|------------------------|
| 1. 水道施設整備事業調査費 | 30,000 | 0 | 30,000 | 30,000 | 0 | 100.0% |
| 2. 水道施設整備費補助 | 51,796,600 | 30,049,000 | 34,351,000 | 64,400,000 | 12,603,400 | 124.3% |
| (1)簡易水道等施設整備費補助 | 23,536,090 | 12,383,300 | 12,067,735 | 24,451,035 | 914,945 | 103.9% |
| 水道未普及地域解消事業 | 2,939,120 | 0 | 2,992,210 | 2,992,210 | 53,090 | 101.8% |
| 簡易水道再編推進事業 | 15,552,910 | 9,607,750 | 6,704,893 | 16,312,643 | 759,733 | 104.9% |
| 生活基盤近代化事業 | 3,963,468 | 2,274,250 | 2,137,944 | 4,412,194 | 448,726 | 111.3% |
| 閉山炭鉱水道施設整備事業 | 63,000 | 0 | 4,000 | 4,000 | △ 59,000 | 6.3% |
| 簡易水道施設整備費(沖縄分) | 1,017,592 | 501,300 | 228,688 | 729,988 | △ 287,604 | 71.7% |
| (2)水道水源開発等施設整備費補助 | 28,202,180 | 17,665,700 | 22,226,025 | 39,891,725 | 11,689,545 | 141.4% |
| 水道水源開発施設整備費 | 2,092,136 | 1,389,000 | 5,832,781 | 7,221,781 | 5,129,645 | 345.2% |
| 水道水源開発施設整備費(水資源機構分) | 4,942,000 | 56,000 | 2,624,000 | 2,680,000 | △ 2,262,000 | 54.2% |
| 水道広域化施設整備費 | 3,661,947 | 2,207,000 | 2,640,000 | 4,847,000 | 1,185,053 | 132.4% |
| 高度浄水施設等整備費 | 998,700 | 1,284,000 | 2,633,150 | 3,917,150 | 2,918,450 | 392.2% |
| 水道水源自動監視施設等整備費 | 121,300 | 74,000 | 26,000 | 100,000 | △ 21,300 | 82.4% |
| ライフライン機能強化等事業費 | 15,078,189 | 11,807,000 | 7,269,482 | 19,076,482 | 3,998,293 | 126.5% |
| 上水道施設整備費(沖縄分) | 1,307,908 | 848,700 | 1,200,612 | 2,049,312 | 741,404 | 156.7% |
| (3)指導監督事務費補助 | 58,330 | 0 | 57,240 | 57,240 | △ 1,090 | 98.1% |
| 3. 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額 | 5,400 | 0 | 10,000 | 10,000 | 4,600 | 185.2% |
| 4. 水道施設整備事業調査諸費 | 6,000 | 0 | 4,000 | 4,000 | △ 2,000 | 66.7% |
| 5. 水道施設災害復旧事業費補助 | 20,350,000 | 0 | 8,850,000 | 8,850,000 | △ 11,500,000 | 43.5% |
| 水道施設整備費 合計 | 72,188,000 | 30,049,000 | 43,245,000 | 73,294,000 | 1,106,000 | 101.5% |

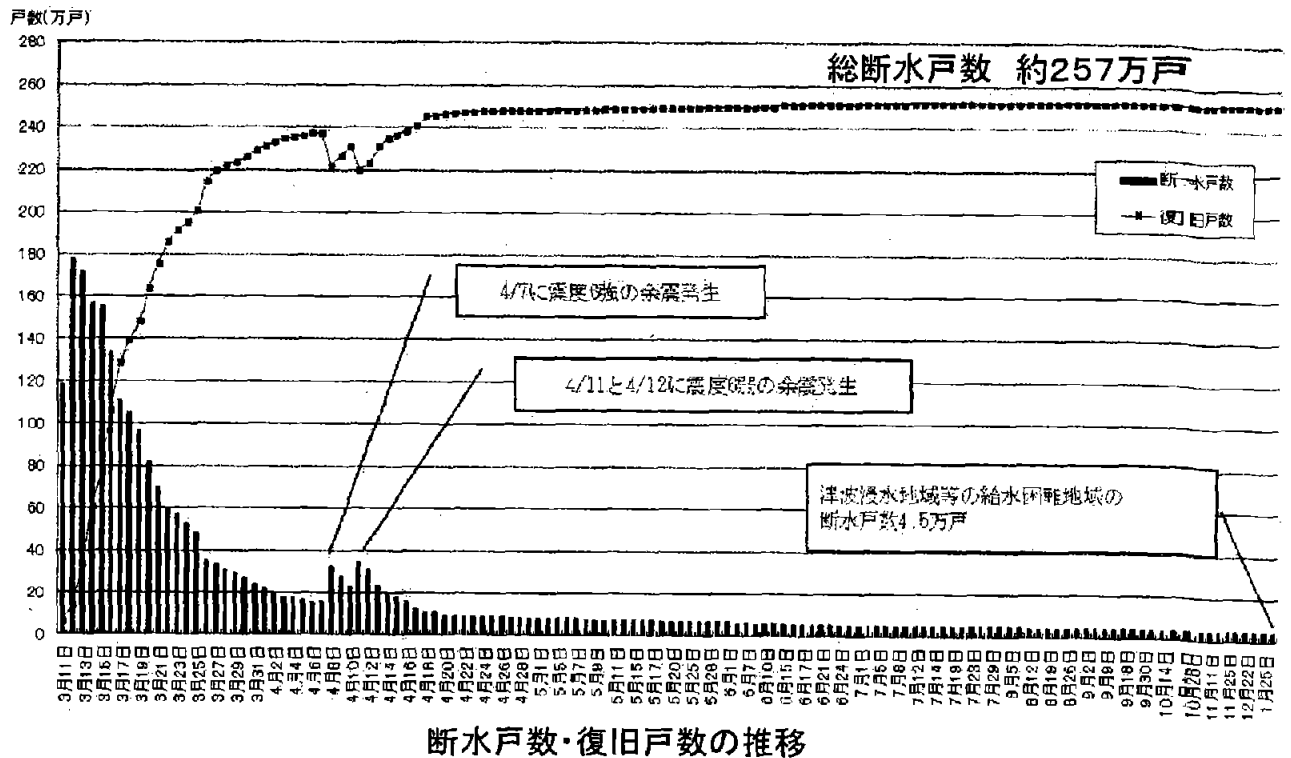
注:内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁(東日本大震災復旧事業)計上分を含めた水道施設整備費の総額

(参考)府省庁別計上内訳

| 府 省 名 | 平成24年度 当初予算額 A | 平成24年度 補正予算案 B | 平成25年度 予 算 案 C | 計 D=B+C | 備 考 |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------|-----|
| 厚生労働省 | 37,999,000 | 27,840,000 | 26,345,000 | 54,185,000 | |
| 内 閣 府 (沖縄分) | 2,328,000 | 1,350,000 | 1,431,000 | 2,781,000 | |
| 国土交通省(北海道) | 4,999,000 | 486,000 | 2,879,000 | 3,365,000 | |
| (離島・奄美) | 1,916,000 | 317,000 | 1,464,000 | 1,781,000 | |
| (水資源機構) | 4,942,000 | 56,000 | 2,624,000 | 2,680,000 | |
| 復興庁 | 20,004,000 | 0 | 8,502,000 | 8,502,000 | |
| 合 計 | 72,188,000 | 30,049,000 | 43,245,000 | 73,294,000 | |

東日本大震災における水道の被害状況

19都道県264水道事業者で約257万戸が断水



東日本大震災における水道施設被害の主な特徴

※原発事故関係は除く

(1) 津波による沿岸部の被害

- ・津波被害による施設・設備の流失、故障
- ・水源の井戸水の塩化物イオン濃度上昇
- ・水管橋の損壊、流失

(2) 耐震性の低い構造物の被害

(3) 地盤の液状化による被害

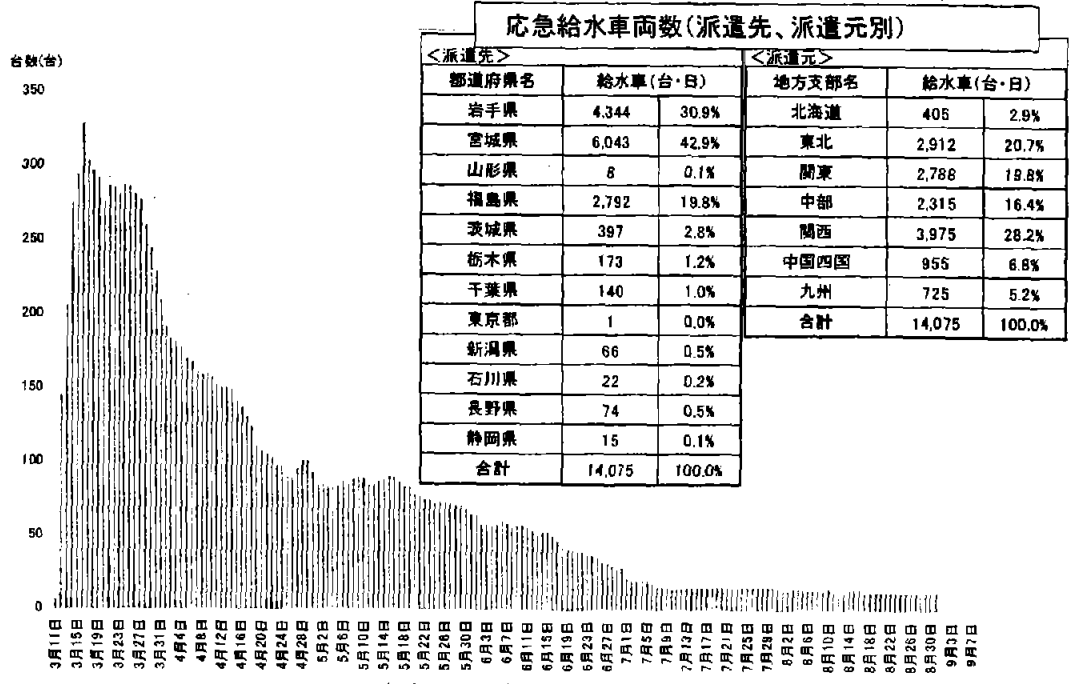
(4) 地震動による構造物の被害は比較的軽微

- ・地盤の液状化が見られた箇所以外の浄水場等の池状構造物では大規模な被害は少なかった

(5) 耐震管は優れた耐震性能を発揮

東日本大震災における給水車の派遣状況

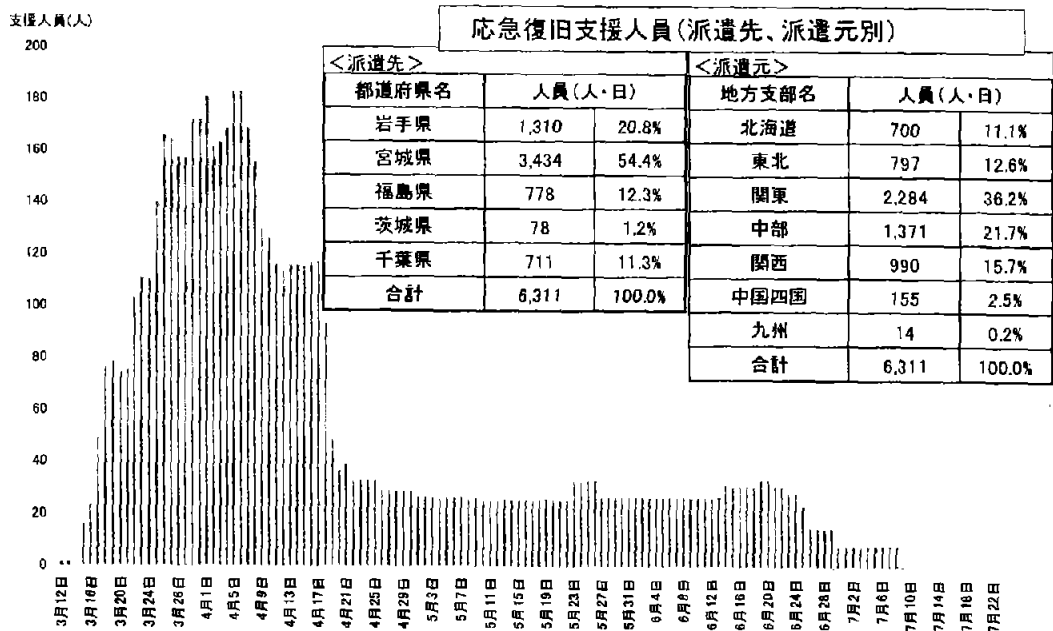
- ・ 発災直後から2週間ぐらいまでがピーク
- ・ 給水車の約94%が岩手県、宮城県、福島県で活動



給水車派遣状況の推移

東日本大震災における応急復旧支援

- ・ 3月下旬から4月中旬までがピーク
- ・ 支援人員の約88%が岩手県、宮城県、福島県で活動



応急復旧支援人員の推移

水道の復旧・復興支援（マッチング）

水道復興支援連絡協議会による基本的な支援体制

被災事業者の応援要請に基づき支援事業者をマッチング

被災水道事業者



支援水道事業者

支援事業者は職員派遣による技術協力等で支援

復旧支援状況

平成25年1月時点

| 被災事業者等 | | 支援事業者等 |
|---------------|----------------------------------|---|
| 岩手 | 大船渡市 | 八戸圏域水道企業団 |
| | 陸前高田市 | 名古屋市、大阪市 |
| | 大槌町 | 神戸市 |
| | 釜石市 | 北九州市、盛岡市 |
| | 田野畑村 | 深谷市 |
| | 県 | 東京都、埼玉県 |
| 宮城 | 南三陸町 | 横浜市 |
| | 七ヶ浜町 | 新潟市 |
| | 石巻地方広域水道企業団 | 北見市、秋田市、酒田市、川口市、北千葉広域水道企業団、武蔵野市、横浜市、神奈川県内広域水道企業団、春日那珂川水道企業団、さいたま市、菊池市 |
| | 山元町 | 横浜市 |
| | 亘理町 | 豊田市 |
| | 女川町 | 要請あり |
| | 県 | 埼玉県、三重県、大阪府、愛知県、神奈川県、香川県、石川県、沖縄県 |
| 福島 | 南相馬市 | 所沢市、七尾市 |
| 県 | 愛知県、大阪広域水道企業団(H25.4~H27.3予定) | |
| その他(石巻市、南三陸町) | 現地水質検査チーム ((財)水道技術研究センター、横浜市) | |

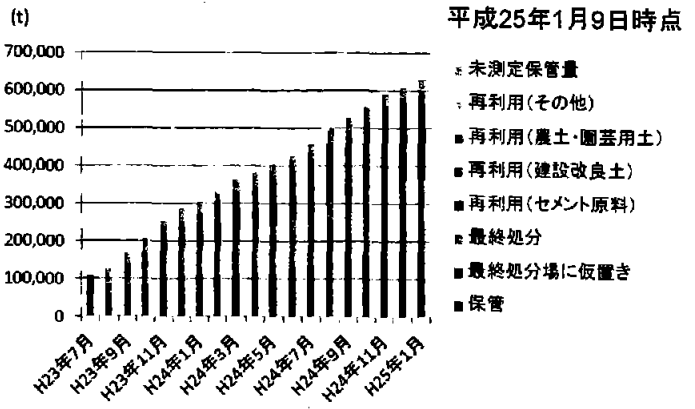
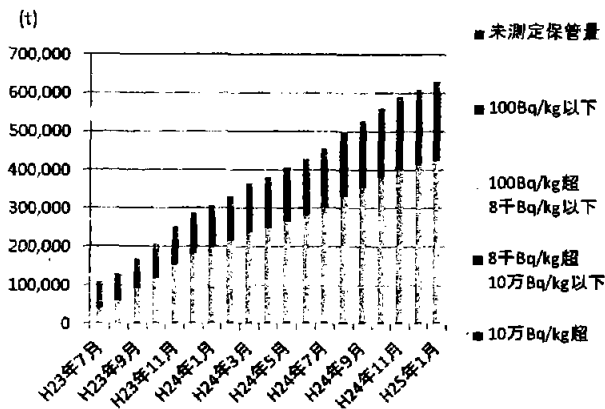
復興支援連絡協議会に参加する水道関係者のバックアップ

連絡協議会参加者

- ・有識者
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・福島県
- ・(社)日本水道協会
- ・水道技術研究センター
- ・全国上下水道コンサルタント協会
- ・厚生労働省

※下線は、連絡協議会以外(知事会、市長会等)を通じた人的支援、斜体字は現地支援を終了した事業者

浄水発生土の放射性物質汚染への対応



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

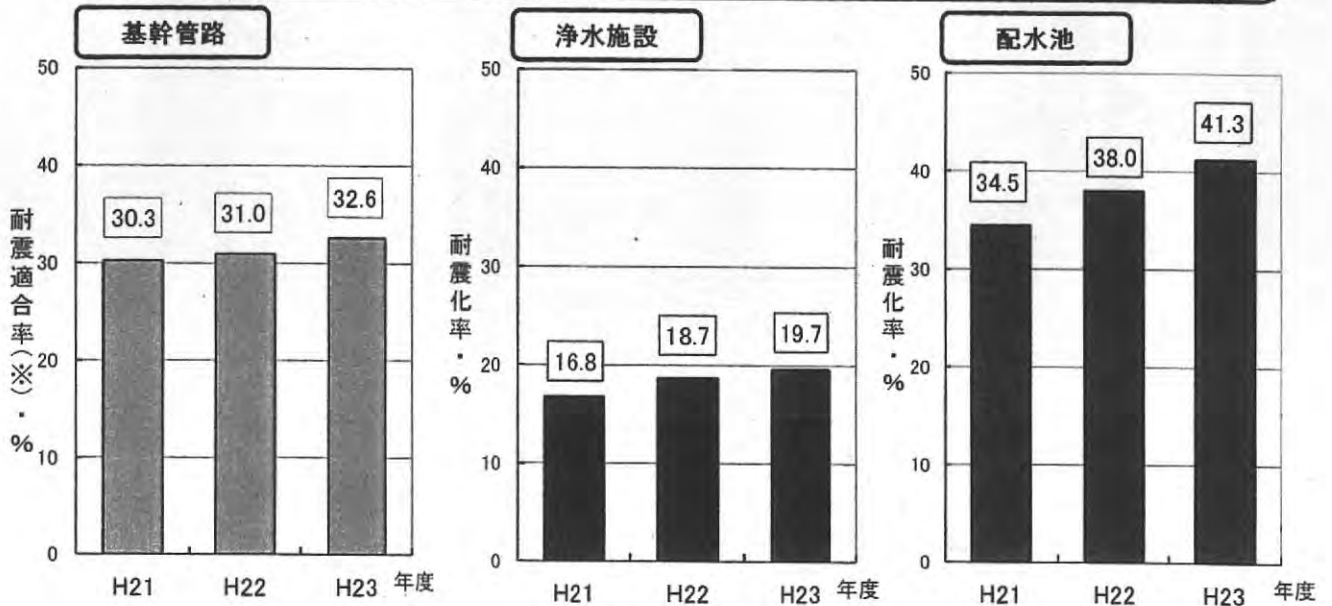
原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用

等

水道事業の耐震化の状況(平成23年度)

- 水道施設の耐震化率は、基幹的な水道管で32.6%、浄水施設19.7%、配水池41.3%であり、依然として低い状況。
- 水道事業者間でも耐震化の進捗に大きな開きがあり、全体として底上げが必要。



(※)耐震適合率=(耐震適合性のある基幹管路の延長)/(基幹管路の総延長)
 地震時でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造の耐震管に加え、耐震管以外でも管路が布設された地盤性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管を含めて「耐震適合性のある管」としている。

水道耐震化推進プロジェクト(H24.11設立)

各主体がそれぞれ広報を展開・・・



- | | | | | | |
|----------------------|---------------------|-----------------|----------------------|----------------------|-------------------------|
| 耐震化が進まない理由が正確に見えていない | ステークホルダーが的確につかめていない | 効果的な広報手法の立案が難しい | 有効な広報活動に関する事例が埋もれている | 広報の発信先及び手法が互いに重複している | 実施したい活動があるが、単独で実施するのは困難 |
|----------------------|---------------------|-----------------|----------------------|----------------------|-------------------------|

水道耐震化推進プロジェクトの進め方

【現状の分析】

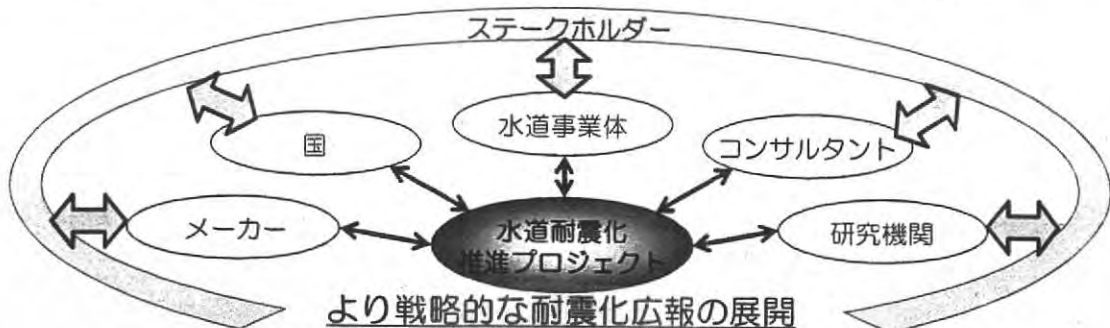
- ・耐震化の阻害要因の分析
- ・ステークホルダーの分析
- ・既存の広報リソースの掘り起こし、団体間共有

【広報手法の企画立案】

- ・現状を踏まえた戦略的・効果的広報手法の企画・立案

【活動の実施】

- ・各構成団体の役割、特徴を活かした効率的な活動の実施
- ・団体間連携の構築による広報施策の展開



近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

| 地震名等 | 発生日 | 最大震度 | 地震規模(M) | 断水戸数 | 最大断水日数 |
|-----------------|-------------|------|---------|-----------|------------------------|
| 阪神・淡路大震災 | 平成7年1月17日 | 7 | 7.3 | 約130万戸 | 90日 |
| 新潟県中越地震 | 平成16年10月23日 | 7 | 6.8 | 約130,000戸 | 約1ヶ月 (道路復旧等の影響地域除く) |
| 能登半島地震 | 平成19年3月25日 | 6強 | 6.9 | 約13,000戸 | 13日 |
| 新潟県中越沖地震 | 平成19年7月16日 | 6強 | 6.8 | 約59,000戸 | 20日 |
| 岩手・宮城内陸地震 | 平成20年6月14日 | 6強 | 7.2 | 約5,500戸 | 18日 (全戸避難地区除く) |
| 岩手県沿岸北部を震源とする地震 | 平成20年7月24日 | 6弱 | 6.8 | 約1,400戸 | 12日 |
| 駿河湾を震源とする地震 | 平成21年8月11日 | 6弱 | 6.5 | 約75,000戸※ | 3日 |
| 東日本大震災 | 平成23年3月11日 | 7 | 9.0 | 約256.7万戸 | 約5ヶ月 (津波被災地区等除く) |

※駿河湾で断水戸数が多いのは緊急遮断弁の作動によるものが多数あったことによる。

主な大雨による被害

| 時期・地域名 | 断水戸数 | 最大断水日数 |
|------------------------------|----------|---------------|
| 平成21年7月 中国・九州北部豪雨 | 約87,000戸 | 11日 |
| 平成22年 梅雨期豪雨(山口県、秋田県、広島県等) | 約17,000戸 | 6日 |
| 平成23年7月 新潟・福島豪雨 | 約50,000戸 | 68日 |
| 平成23年9月 台風12号(和歌山県、三重県、奈良県等) | 約54,000戸 | 26日(全戸避難地区除く) |
| 平成24年7月 九州北部豪雨(大分県、熊本県、福岡県) | 約11,000戸 | 30日 |



水道事業における耐震化の状況（平成 23 年度）

水道施設の耐震化率は、基幹的な水道管で 32.6%、浄水施設 19.7%、配水池 41.3% であり、依然として低い状況にあります。

調査結果の概要

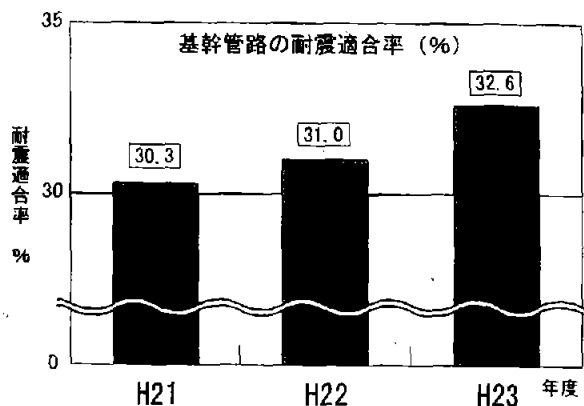
厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、平成 20 年度から、全国の水道管や浄水施設など水道施設の耐震化状況を調査しています。

平成 23 年度末時点の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

1 基幹管路の耐震化状況

導水管や送水管など、「基幹管路」（＜補足説明 1＞参照）と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で 32.6% であり、平成 22 年度（31.0%）から 1.6 ポイント上昇した。都道府県別に見ると、神奈川県 61.3%、青森県 52.8% に対し、岡山県 15.4%、鹿児島県 19.4% などとなっている（P5＜別紙 1＞1-1 参照）。また、水道事業体別（自治体、一部事務組合など）でも進み具合に大きな開きがある状況となっている（P6～15＜別紙 1＞1-2、1-3 参照）。

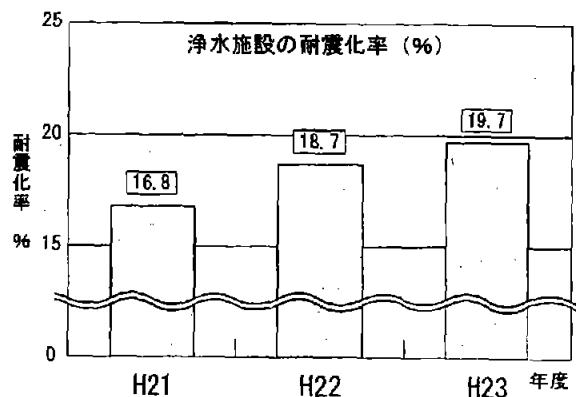
| | 基幹管路の 総延長 A (km) | 耐震適合性の ある管の延長 B (km) | 耐震 適合率 B/A (%) |
|---------------|------------------------|----------------------------|----------------------|
| H21 年度 | 100,735 | 30,483 | 30.3 |
| H22 年度 | 97,260 | 30,128 | 31.0 |
| H23 年度 | 97,041 | 31,647 | 32.6 |



2 浄水施設の耐震化状況

浄水施設の耐震化率は19.7%で、平成22年度(18.7%)から1.0ポイント上昇した。浄水施設は施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路や配水池に比べ耐震化が進んでいない状況となっている(P16<別紙2>参照)

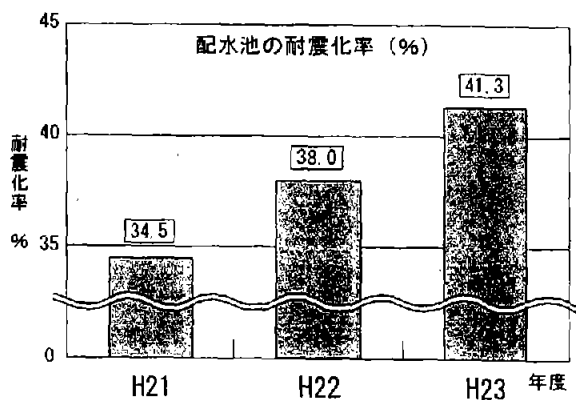
| | 全施設能力 A (千 m^3 /日) | 耐震化能力 B (千 m^3 /日) | 耐震化率 B/A(%) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|----------------|
| H21年度 | 70,193 | 11,806 | 16.8 |
| H22年度 | 70,210 | 13,123 | 18.7 |
| H23年度 | 70,232 | 13,801 | 19.7 |



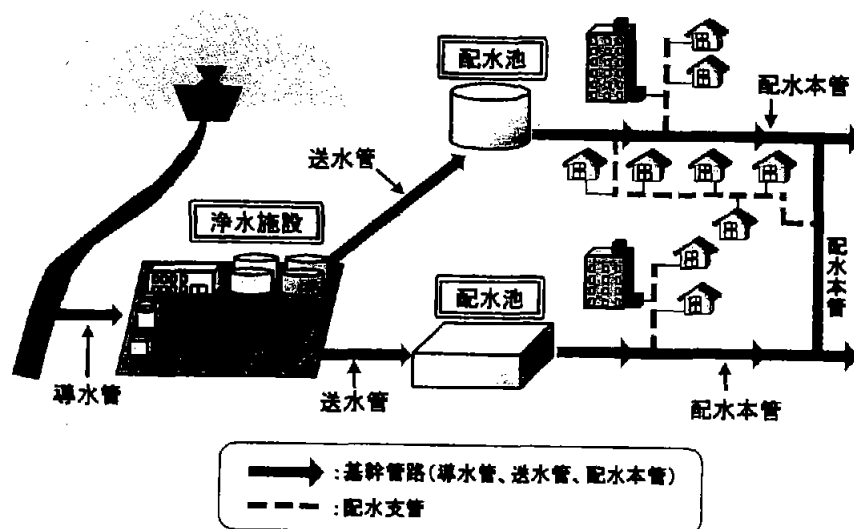
3 配水池の耐震化状況

配水池の耐震化率は41.3%で、平成22年度(38.0%)から3.3ポイント上昇した。浄水施設に比べ耐震化が進んでいるのは、個々の配水池毎に改修が行いやすいためと考えられる(P17<別紙3>参照)。

| | 全施設容量 A (千 m^3) | 耐震化容量 B (千 m^3) | 耐震化率 B/A(%) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|----------------|
| H21年度 | 38,848 | 13,391 | 34.5 |
| H22年度 | 39,681 | 15,097 | 38.0 |
| H23年度 | 39,768 | 16,416 | 41.3 |



<補足説明1> 一般的な水道施設の説明



注) 上水道事業の中には、水道用水供給事業から全量を受水して基幹管路を持たない事業もある。

<補足説明2> 基幹管路の耐震適合性について

管路の場合、管自体の耐震性能に加えて、その管が布設された地盤の性状（例えば軟弱地盤、液状化しやすい埋立地など）によって、その耐震性が大きく左右される。

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のことをいう。それに対して、耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘察すれば耐震性があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」と呼んでいる。

<補足説明3> 東日本大震災による被災地の集計について

東日本大震災により甚大な被害を受けた東北地方沿岸部の一部の水道事業者においては、データが散逸するなどにより集計ができなかったため、平成23年度末時点の調査結果には含まれていない。

また、被害を受けた水道施設に関しては、平成23年度末時点で、今後復旧等により稼働し得る可能性のあるものを、その施設の被災前の耐震化の状況に基づいて計上している。

例1) 津波によって浄水施設が被災し、平成23年度末時点で使用できない状態であっても、今後復旧を予定しているものは、被災前の耐震化状況に基づき計上。

例2) 地震によって破損した非耐震管の送水管を、今後耐震管で布設替えする場合であっても、被災前の非耐震管として計上。

<参考> 水道耐震化への支援策

○財政的支援 ～ 国庫補助による建設事業費の負担軽減

- ・耐震化に関する国庫補助対象の追加と補助率の引上げ（平成2年度以来随時）
- ・平成24年度耐震化関連当初予算額201億円、補助率1/3～1/2

○技術的支援 ～ 計画的な耐震化実施のための手引き書類の整備

- ・「水道の耐震化計画等策定指針」（H20.3 厚生労働省）
- ・「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（H21.7 厚生労働省）
- ・「水道施設耐震工法指針・解説2009」（日本水道協会） ほか

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-1 都道府県別一覧表 ※1

| 都道府県名 | 平成23年度 | | | | | (参考)H22年度 | | 耐震適合率の差 ※2 (H23-H22) |
|-------|--------------------|--------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------|---------------|-------------------------|
| | 総延長 (km) (A) | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 (%) (B)/(A)=① | 耐震管の割合 (%) (C)/(A) | 耐震適合率 (%) ② | 耐震管の割合 (%) | |
| | | (km) (B) | 耐震管の延長 (km) (C) | | | | | |
| 北海道 | 5,199.5 | 1,928.5 | 1,100.0 | 37.1 | 21.2 | 36.4 | 20.3 | 0.7 |
| 青森県 | 907.9 | 479.1 | 365.0 | 52.8 | 40.2 | 47.6 | 39.4 | 5.2 |
| 岩手県 | 1,215.4 | 478.7 | 233.4 | 39.4 | 19.2 | 36.9 | 18.2 | 2.5 |
| 宮城県 | 1,882.9 | 893.9 | 582.0 | 47.5 | 30.9 | 47.2 | 30.7 | 0.3 |
| 秋田県 | 2,122.3 | 465.5 | 284.1 | 21.9 | 13.4 | 20.9 | 12.8 | 1.0 |
| 山形県 | 1,122.8 | 437.4 | 342.8 | 39.0 | 30.5 | 36.5 | 28.0 | 2.5 |
| 福島県 | 1,938.6 | 769.1 | 270.0 | 39.7 | 13.9 | 41.1 | 14.0 | -1.4 |
| 茨城県 | 2,786.4 | 840.3 | 289.0 | 30.2 | 10.4 | 29.2 | 9.7 | 1.0 |
| 栃木県 | 1,628.7 | 480.9 | 92.7 | 29.5 | 5.7 | 29.0 | 5.1 | 0.5 |
| 群馬県 | 1,764.8 | 712.0 | 100.8 | 40.3 | 5.7 | 39.4 | 5.2 | 0.9 |
| 埼玉県 | 4,065.8 | 1,306.0 | 845.6 | 32.1 | 20.8 | 30.6 | 20.0 | 1.5 |
| 千葉県 | 2,277.9 | 1,175.4 | 578.4 | 51.6 | 25.4 | 48.1 | 24.8 | 3.5 |
| 東京都 | 3,317.1 | 1,156.6 | 1,139.8 | 34.9 | 34.4 | 30.7 | 30.2 | 4.2 |
| 神奈川県 | 3,230.0 | 1,979.8 | 1,551.4 | 61.3 | 48.0 | 60.9 | 47.5 | 0.4 |
| 新潟県 | 2,733.9 | 808.0 | 486.7 | 29.6 | 17.8 | 27.4 | 15.6 | 2.2 |
| 富山県 | 667.3 | 214.4 | 207.0 | 32.1 | 31.0 | 31.3 | 30.1 | 0.8 |
| 石川県 | 981.2 | 352.0 | 288.6 | 35.9 | 29.4 | 32.6 | 26.3 | 3.3 |
| 福井県 | 1,300.7 | 359.1 | 136.9 | 27.6 | 10.5 | 27.1 | 10.0 | 0.5 |
| 山梨県 | 1,150.7 | 294.8 | 79.9 | 25.6 | 6.9 | 25.1 | 5.9 | 0.5 |
| 長野県 | 3,142.1 | 745.6 | 429.9 | 23.7 | 13.7 | 20.6 | 12.0 | 3.1 |
| 岐阜県 | 2,705.0 | 884.9 | 447.1 | 32.7 | 16.5 | 32.1 | 15.9 | 0.6 |
| 静岡県 | 3,777.1 | 1,199.9 | 740.6 | 31.8 | 19.6 | 30.7 | 18.6 | 1.1 |
| 愛知県 | 3,605.3 | 1,836.8 | 1,286.1 | 50.9 | 35.7 | 45.9 | 32.8 | 5.0 |
| 三重県 | 3,151.4 | 801.4 | 290.3 | 25.4 | 9.2 | 22.1 | 7.8 | 3.3 |
| 滋賀県 | 1,266.3 | 307.0 | 224.6 | 24.2 | 17.7 | 24.0 | 18.8 | 0.2 |
| 京都府 | 1,334.3 | 370.0 | 328.3 | 27.7 | 24.6 | 26.3 | 23.7 | 1.4 |
| 大阪府 | 2,839.2 | 868.4 | 755.1 | 30.6 | 26.6 | 28.5 | 25.7 | 2.1 |
| 兵庫県 | 5,541.1 | 2,245.5 | 1,248.7 | 40.5 | 22.5 | 39.9 | 22.2 | 0.6 |
| 奈良県 | 2,040.0 | 705.2 | 403.3 | 34.6 | 19.8 | 35.8 | 18.6 | -1.2 |
| 和歌山県 | 1,386.7 | 285.1 | 146.7 | 20.6 | 10.6 | 20.1 | 10.2 | 0.5 |
| 鳥取県 | 388.1 | 88.0 | 88.0 | 22.7 | 22.7 | 22.0 | 22.0 | 0.7 |
| 島根県 | 847.2 | 256.8 | 139.8 | 30.3 | 16.5 | 22.0 | 10.5 | 8.3 |
| 岡山県 | 2,242.0 | 344.2 | 293.0 | 15.4 | 13.1 | 11.4 | 11.1 | 4.0 |
| 広島県 | 2,268.6 | 561.1 | 552.0 | 24.7 | 24.3 | 26.3 | 25.9 | -1.6 |
| 山口県 | 980.3 | 251.8 | 173.2 | 25.7 | 17.7 | 25.8 | 19.6 | -0.1 |
| 徳島県 | 906.4 | 194.0 | 137.4 | 21.4 | 15.2 | 20.6 | 14.3 | 0.8 |
| 香川県 | 1,246.3 | 405.4 | 126.2 | 32.5 | 10.1 | 30.8 | 10.3 | 1.7 |
| 愛媛県 | 1,269.2 | 254.5 | 145.5 | 20.1 | 11.5 | 16.6 | 10.0 | 3.5 |
| 高知県 | 432.8 | 147.7 | 75.3 | 34.1 | 17.4 | 33.3 | 16.2 | 0.8 |
| 福岡県 | 4,297.0 | 1,332.3 | 469.3 | 31.0 | 10.9 | 28.0 | 10.3 | 3.0 |
| 佐賀県 | 1,261.0 | 285.6 | 163.8 | 22.6 | 13.0 | 21.5 | 12.3 | 1.1 |
| 長崎県 | 2,089.7 | 476.3 | 197.6 | 22.8 | 9.5 | 25.3 | 9.7 | -2.5 |
| 熊本県 | 1,685.1 | 331.5 | 236.9 | 19.7 | 14.1 | 18.9 | 13.4 | 0.8 |
| 大分県 | 627.7 | 189.2 | 105.9 | 30.1 | 16.9 | 29.0 | 16.2 | 1.1 |
| 宮崎県 | 1,392.7 | 294.0 | 169.9 | 21.1 | 12.2 | 17.1 | 9.7 | 4.0 |
| 鹿児島県 | 2,246.9 | 436.6 | 192.3 | 19.4 | 8.6 | 18.6 | 7.8 | 0.8 |
| 沖縄県 | 1,777.5 | 416.9 | 305.5 | 23.5 | 17.2 | 22.7 | 16.8 | 0.8 |
| 合計 | 97,040.9 | 31,647.2 | 18,846.4 | 32.6 | 19.4 | 31.0 | 18.4 | 1.6 |

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業が有している基幹管路の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震適合率が昨年度に比べ減少した主な理由は、地盤等の管路の布設条件を勘案して耐震適合性の判断基準を厳密化したこと、集計ミスの修正等による。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

| | 都道府県名 | 事業主体名 | 平成23年度 | | | | | |
|----|-------|-------------|------------|--------------|---------|--------------|---------------|-----|
| | | | 総延長 (m) | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 (%) | 耐震管の割合 (%) | |
| | | | | (A) | 耐震管の延長 | | | |
| | | | | | (B) | | | (C) |
| 1 | 北海道 | 函館市 | 150,512 | 81,522 | 57,744 | 54.2 | 38.4 | |
| 2 | 北海道 | 岩見沢市 | 130,643 | 10,607 | 10,607 | 8.1 | 8.1 | |
| 3 | 北海道 | 小樽市 | 121,180 | 26,050 | 26,050 | 21.5 | 21.5 | |
| 4 | 北海道 | 室蘭市 | 81,209 | 45,097 | 45,097 | 55.5 | 55.5 | |
| 5 | 北海道 | 稚内市 | 74,503 | 69,503 | 30,894 | 93.3 | 41.5 | |
| 6 | 北海道 | 釧路市 | 94,423 | 34,124 | 34,124 | 36.1 | 36.1 | |
| 7 | 北海道 | 札幌市 | 479,053 | 168,756 | 168,756 | 35.2 | 35.2 | |
| 8 | 北海道 | 旭川市 | 122,000 | 77,329 | 7,154 | 63.4 | 5.9 | |
| 9 | 北海道 | 苫小牧市 | 93,539 | 55,880 | 55,880 | 59.7 | 59.7 | |
| 10 | 北海道 | 北見市 | 289,029 | 63,032 | 24,336 | 21.8 | 8.4 | |
| 11 | 北海道 | 帯広市 | 119,023 | 42,299 | 25,405 | 35.5 | 21.3 | |
| 12 | 北海道 | 千歳市 | 61,617 | 27,245 | 12,431 | 44.2 | 20.2 | |
| 13 | 北海道 | 江別市 | 102,535 | 34,870 | 6,829 | 34.0 | 6.7 | |
| 14 | 北海道 | 三笠市 | 4,683 | 3,738 | 3,362 | 79.8 | 71.8 | |
| 15 | 北海道 | 登別市 | 5,916 | 1,418 | 749 | 24.0 | 12.7 | |
| 16 | 北海道 | 恵庭市 | 34,071 | 22,235 | 3,139 | 65.3 | 9.2 | |
| 17 | 北海道 | 北広島市 | 55,795 | 17,480 | 17,480 | 31.3 | 31.3 | |
| 18 | 北海道 | 石狩市 | 76,808 | 53,641 | 37,092 | 69.8 | 48.3 | |
| 19 | 北海道 | 中空知広域水道企業団 | 40,019 | 40,019 | 7,835 | 100.0 | 19.6 | |
| 20 | 青森県 | 弘前市 | 53,026 | 33,553 | 16,336 | 63.3 | 30.8 | |
| 21 | 青森県 | 八戸圏域水道企業団 | 260,608 | 185,311 | 185,311 | 71.1 | 71.1 | |
| 22 | 青森県 | 五所川原市 | 17,660 | 11,410 | 11,410 | 64.6 | 64.6 | |
| 23 | 青森県 | 青森市 | 121,157 | 69,650 | 30,577 | 57.5 | 25.2 | |
| 24 | 岩手県 | 盛岡市 | 124,543 | 83,958 | 35,518 | 67.4 | 28.5 | |
| 25 | 岩手県 | 一関市 | 57,082 | 20,558 | 20,558 | 36.0 | 36.0 | |
| 26 | 岩手県 | 花巻市 | 26,863 | 9,799 | 3,566 | 36.5 | 13.3 | |
| 27 | 岩手県 | 奥州市 | 180,059 | 46,777 | 34,308 | 26.0 | 19.1 | |
| 28 | 岩手県 | 北上市 | 38,272 | 15,214 | 15,214 | 39.8 | 39.8 | |
| 29 | 宮城県 | 塩竈市 | 53,367 | 33,336 | 31,303 | 62.5 | 58.7 | |
| 30 | 宮城県 | 仙台市 | 467,918 | 340,862 | 211,898 | 72.8 | 45.3 | |
| 31 | 宮城県 | 気仙沼市 | 95,692 | 6,716 | 6,716 | 7.0 | 7.0 | |
| 32 | 宮城県 | 多賀城市 | 26,236 | 4,284 | 4,284 | 16.3 | 16.3 | |
| 33 | 宮城県 | 岩沼市 | 45,588 | 32,067 | 22,633 | 70.3 | 49.6 | |
| 34 | 宮城県 | 名取市 | 28,707 | 15,705 | 15,705 | 54.7 | 54.7 | |
| 35 | 宮城県 | 石巻地方広域水道企業団 | 187,241 | 51,647 | 51,647 | 27.6 | 27.6 | |
| 36 | 宮城県 | 登米市 | 47,605 | 34,579 | 15,452 | 72.6 | 32.5 | |
| 37 | 宮城県 | 栗原市 | 35,433 | 7,011 | 7,011 | 19.8 | 19.8 | |
| 38 | 宮城県 | 大崎市 | 86,193 | 12,908 | 12,908 | 15.0 | 15.0 | |
| 39 | 秋田県 | 秋田市 | 248,532 | 107,509 | 107,509 | 43.3 | 43.3 | |
| 40 | 秋田県 | 由利本荘市 | 93,305 | 14,652 | 13,947 | 15.7 | 14.9 | |
| 41 | 秋田県 | 横手市 | 141,290 | 34,454 | 34,454 | 24.4 | 24.4 | |
| 42 | 秋田県 | 大館市 | 45,148 | 38,343 | 9,921 | 84.9 | 22.0 | |
| 43 | 山形県 | 山形市 | 112,292 | 47,972 | 47,972 | 42.7 | 42.7 | |
| 44 | 山形県 | 天童市 | 29,539 | 8,222 | 8,137 | 27.8 | 27.5 | |
| 45 | 山形県 | 米沢市 | 66,272 | 8,823 | 8,823 | 13.3 | 13.3 | |
| 46 | 山形県 | 酒田市 | 71,364 | 37,041 | 37,041 | 51.9 | 51.9 | |
| 47 | 山形県 | 鶴岡市 | 157,034 | 33,606 | 33,606 | 21.4 | 21.4 | |
| 48 | 福島県 | 郡山市 | 123,860 | 78,830 | 78,830 | 63.6 | 63.6 | |
| 49 | 福島県 | いわき市 | 220,349 | 78,376 | 78,376 | 35.6 | 35.6 | |
| 50 | 福島県 | 福島市 | 118,319 | 102,779 | 9,495 | 86.9 | 8.0 | |
| 51 | 福島県 | 会津若松市 | 49,508 | 16,564 | 14,139 | 33.5 | 28.6 | |
| 52 | 福島県 | 須賀川市 | 52,496 | 22,383 | 1,981 | 42.6 | 3.8 | |
| 53 | 福島県 | 白河市 | 17,731 | 12,191 | 1,404 | 68.8 | 7.9 | |
| 54 | 福島県 | 伊達市 | 78,675 | 32,014 | 0 | 40.7 | 0.0 | |

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

| | 都道府県名 | 事業主体名 | 平成23年度 | | | | |
|-----|-------|-------------|---------|--------------|--------|-------|--------|
| | | | 総延長 | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 | 耐震管の割合 |
| | | | | (m) | (m) | | |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | |
| 55 | 福島県 | 相馬地方広域水道企業団 | 36,022 | 21,680 | 314 | 60.2 | 0.9 |
| 56 | 福島県 | 双葉地方水道企業団 | 63,954 | 41,042 | 9,120 | 64.2 | 14.3 |
| 57 | 茨城県 | 水戸市 | 162,287 | 60,106 | 26,465 | 37.0 | 16.3 |
| 58 | 茨城県 | 日立市 | 58,873 | 28,569 | 28,569 | 50.2 | 50.2 |
| 59 | 茨城県 | ひたちなか市 | 42,471 | 34,795 | 4,480 | 81.9 | 10.5 |
| 60 | 茨城県 | 土浦市 | 47,175 | 7,981 | 7,981 | 16.9 | 16.9 |
| 61 | 茨城県 | 古河市 | 33,364 | 11,069 | 11,069 | 33.2 | 33.2 |
| 62 | 茨城県 | 結城市 | 6,246 | 6,172 | 0 | 98.8 | 0.0 |
| 63 | 茨城県 | 茨城県南水道企業団 | 0 | 0 | 0 | — | — |
| 64 | 茨城県 | 湖北水道企業団 | 21,052 | 7,837 | 1,759 | 37.2 | 8.4 |
| 65 | 茨城県 | 那珂市 | 7,288 | 913 | 913 | 12.5 | 12.5 |
| 66 | 茨城県 | つくば市 | 33,481 | 17,938 | 17,938 | 53.6 | 53.6 |
| 67 | 茨城県 | 守谷市 | 17,905 | 3,709 | 3,709 | 20.7 | 20.7 |
| 68 | 茨城県 | 神栖市 | 17,320 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 69 | 茨城県 | 常総市 | 16,188 | 858 | 858 | 5.3 | 5.3 |
| 70 | 茨城県 | 筑西市 | 18,536 | 7,276 | 557 | 39.3 | 3.0 |
| 71 | 茨城県 | 笠間市 | 25,430 | 678 | 0 | 2.7 | 0.0 |
| 72 | 栃木県 | 宇都宮市 | 154,208 | 73,035 | 7,708 | 47.4 | 5.0 |
| 73 | 栃木県 | 日光市(今市) | 90,282 | 28,944 | 881 | 32.1 | 1.0 |
| 74 | 栃木県 | 鹿沼市 | 84,192 | 17,355 | 3,274 | 20.6 | 3.9 |
| 75 | 栃木県 | 佐野市 | 32,297 | 6,900 | 4,182 | 21.4 | 12.9 |
| 76 | 栃木県 | 小山市 | 46,639 | 27,971 | 0 | 60.0 | 0.0 |
| 77 | 栃木県 | 真岡市 | 19,358 | 13,237 | 958 | 68.4 | 4.9 |
| 78 | 栃木県 | 大田原市 | 48,714 | 14,056 | 1,245 | 28.9 | 2.6 |
| 79 | 栃木県 | 芳賀中部上水道企業団 | 31,296 | 30,865 | 44 | 98.6 | 0.1 |
| 80 | 栃木県 | 那須塩原市 | 119,819 | 23,645 | 19,706 | 19.7 | 16.4 |
| 81 | 群馬県 | 高崎市 | 242,060 | 106,890 | 1,234 | 44.2 | 0.5 |
| 82 | 群馬県 | 前橋市 | 196,228 | 88,339 | 1,575 | 45.0 | 0.8 |
| 83 | 群馬県 | 桐生市 | 62,777 | 32,537 | 3,642 | 51.8 | 5.8 |
| 84 | 群馬県 | 太田市 | 134,285 | 64,771 | 33,192 | 48.2 | 24.7 |
| 85 | 群馬県 | 伊勢崎市 | 87,688 | 46,800 | 5,090 | 53.4 | 5.8 |
| 86 | 群馬県 | 館林市 | 29,097 | 19,506 | 2,195 | 67.0 | 7.5 |
| 87 | 群馬県 | 安中市 | 18,951 | 14,377 | 0 | 75.9 | 0.0 |
| 88 | 群馬県 | 富岡市 | 45,716 | 21,374 | 987 | 46.8 | 2.2 |
| 89 | 群馬県 | 藤岡市 | 30,577 | 16,023 | 116 | 52.4 | 0.4 |
| 90 | 群馬県 | みどり市 | 27,447 | 17,605 | 4,089 | 64.1 | 14.9 |
| 91 | 埼玉県 | 秩父市 | 157,988 | 86,251 | 7,323 | 54.6 | 4.6 |
| 92 | 埼玉県 | 深谷市 | 66,983 | 6,767 | 6,767 | 10.1 | 10.1 |
| 93 | 埼玉県 | 飯能市 | 41,084 | 8,793 | 6,143 | 21.4 | 15.0 |
| 94 | 埼玉県 | さいたま市 | 191,806 | 138,138 | 66,369 | 72.0 | 34.6 |
| 95 | 埼玉県 | 所沢市 | 77,977 | 53,709 | 53,709 | 68.9 | 68.9 |
| 96 | 埼玉県 | 川口市 | 130,559 | 77,736 | 77,736 | 59.5 | 59.5 |
| 97 | 埼玉県 | 川越市 | 65,378 | 25,766 | 8,237 | 39.4 | 12.6 |
| 98 | 埼玉県 | 戸田市 | 12,826 | 5,632 | 5,632 | 43.9 | 43.9 |
| 99 | 埼玉県 | 入間市 | 19,202 | 19,081 | 1,663 | 99.4 | 8.7 |
| 100 | 埼玉県 | 羽生市 | 308,696 | 181,072 | 5,638 | 58.7 | 1.8 |
| 101 | 埼玉県 | 草加市 | 25,118 | 11,507 | 11,507 | 45.8 | 45.8 |
| 102 | 埼玉県 | 行田市 | 32,695 | 4,552 | 952 | 13.9 | 2.9 |
| 103 | 埼玉県 | 加須市 | 136,844 | 8,172 | 8,172 | 6.0 | 6.0 |
| 104 | 埼玉県 | 志木市 | 12,268 | 2,698 | 961 | 22.0 | 7.8 |
| 105 | 埼玉県 | 蕨市 | 6,447 | 5,215 | 5,215 | 80.9 | 80.9 |
| 106 | 埼玉県 | 狭山市 | 81,525 | 31,741 | 5,985 | 38.9 | 7.3 |
| 107 | 埼玉県 | 春日部市 | 64,893 | 11,162 | 11,162 | 17.2 | 17.2 |
| 108 | 埼玉県 | 本庄市 | 50,899 | 9,578 | 959 | 18.8 | 1.9 |

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

| | 都道府県名 | 事業主体名 | 平成23年度 | | | | |
|-----|-------|-------------|------------|--------------|-----------|--------------|---------------|
| | | | 総延長 (m) | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 (%) | 耐震管の割合 (%) |
| | | | | (m) | 耐震管の延長 | | |
| | | | | | (m) | | |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | |
| 109 | 埼玉県 | 幸手市 | 33,899 | 1,184 | 1,184 | 3.5 | 3.5 |
| 110 | 埼玉県 | 久喜市 | 24,697 | 3,802 | 3,802 | 15.4 | 15.4 |
| 111 | 埼玉県 | 鴻巣市 | 24,213 | 18,718 | 1,184 | 77.3 | 4.9 |
| 112 | 埼玉県 | 白岡町 | 11,648 | 1,275 | 1,275 | 10.9 | 10.9 |
| 113 | 埼玉県 | 吉川市 | 16,217 | 10,925 | 10,925 | 67.4 | 67.4 |
| 114 | 埼玉県 | 越谷・松伏水道企業団 | 80,410 | 21,462 | 21,462 | 26.7 | 26.7 |
| 115 | 埼玉県 | 和光市 | 36,868 | 19,911 | 9,718 | 54.0 | 26.4 |
| 116 | 埼玉県 | 上尾市 | 44,855 | 16,566 | 16,566 | 36.9 | 36.9 |
| 117 | 埼玉県 | 新座市 | 29,106 | 5,307 | 4,425 | 18.2 | 15.2 |
| 118 | 埼玉県 | ふじみ野市 | 13,164 | 7,710 | 7,710 | 58.6 | 58.6 |
| 119 | 埼玉県 | 朝霞市 | 53,410 | 8,676 | 1,281 | 16.2 | 2.4 |
| 120 | 埼玉県 | 東松山市 | 47,826 | 21,667 | 21,667 | 45.3 | 45.3 |
| 121 | 埼玉県 | 桶川北本水道企業団 | 70,873 | 23,269 | 23,269 | 32.8 | 32.8 |
| 122 | 埼玉県 | 富士見市 | 29,108 | 10,474 | 10,474 | 36.0 | 36.0 |
| 123 | 埼玉県 | 熊谷市 | 65,402 | 17,004 | 10,719 | 26.0 | 16.4 |
| 124 | 埼玉県 | 蓮田市 | 16,498 | 4,863 | 4,863 | 29.5 | 29.5 |
| 125 | 埼玉県 | 三郷市 | 27,600 | 6,245 | 6,245 | 22.6 | 22.6 |
| 126 | 埼玉県 | 八潮市 | 22,110 | 3,493 | 3,493 | 15.8 | 15.8 |
| 127 | 埼玉県 | 坂戸・鶴ヶ島水道企業団 | 25,332 | 11,597 | 8,927 | 45.8 | 35.2 |
| 128 | 埼玉県 | 日高市 | 22,050 | 8,102 | 4,514 | 36.7 | 20.5 |
| 129 | 千葉県 | 千葉県 | 666,052 | 348,990 | 202,239 | 52.4 | 30.4 |
| 130 | 千葉県 | 千葉市 | 24,585 | 15,781 | 9,753 | 64.2 | 39.7 |
| 131 | 千葉県 | 市原市 | 76,018 | 34,001 | 11,137 | 44.7 | 14.7 |
| 132 | 千葉県 | 松戸市 | 33,182 | 11,567 | 3,582 | 34.9 | 10.8 |
| 133 | 千葉県 | 習志野市 | 26,000 | 10,615 | 1,466 | 40.8 | 5.6 |
| 134 | 千葉県 | 野田市 | 6,804 | 4,508 | 0 | 66.3 | 0.0 |
| 135 | 千葉県 | 柏市 | 53,564 | 12,475 | 12,475 | 23.3 | 23.3 |
| 136 | 千葉県 | 流山市 | 43,373 | 13,706 | 12,968 | 31.6 | 29.9 |
| 137 | 千葉県 | 八千代市 | 54,640 | 35,329 | 22,876 | 64.7 | 41.9 |
| 138 | 千葉県 | 我孫子市 | 33,271 | 15,320 | 3,641 | 46.0 | 10.9 |
| 139 | 千葉県 | 木更津市 | 114,877 | 14,726 | 14,726 | 12.8 | 12.8 |
| 140 | 千葉県 | 君津市 | 69,034 | 9,165 | 4,704 | 13.3 | 6.8 |
| 141 | 千葉県 | 袖ヶ浦市 | 19,411 | 6,303 | 3,165 | 32.5 | 16.3 |
| 142 | 千葉県 | 成田市 | 27,123 | 20,762 | 20,731 | 76.5 | 76.4 |
| 143 | 千葉県 | 佐倉市 | 49,047 | 23,515 | 23,515 | 47.9 | 47.9 |
| 144 | 千葉県 | 四街道市 | 25,813 | 12,460 | 3,612 | 48.3 | 14.0 |
| 145 | 千葉県 | 富里市 | 8,435 | 6,148 | 580 | 72.9 | 6.9 |
| 146 | 千葉県 | 銚子市 | 38,828 | 21,059 | 21,059 | 54.2 | 54.2 |
| 147 | 千葉県 | 旭市 | 691 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 148 | 千葉県 | 山武都市広域水道企業団 | 50,697 | 26,681 | 9,353 | 52.6 | 18.4 |
| 149 | 千葉県 | 長生都市広域市町村圏組 | 68,319 | 15,542 | 1,249 | 22.7 | 1.8 |
| 150 | 千葉県 | 三芳水道企業団 | 13,462 | 80 | 80 | 0.6 | 0.6 |
| 151 | 東京都 | 東京都 | 3,181,253 | 1,118,549 | 1,118,549 | 35.2 | 35.2 |
| 152 | 神奈川県 | 横浜市 | 1,019,417 | 628,591 | 504,011 | 61.7 | 49.4 |
| 153 | 神奈川県 | 横須賀市 | 312,360 | 215,086 | 190,754 | 68.9 | 61.1 |
| 154 | 神奈川県 | 小崎市 | 322,827 | 263,178 | 241,455 | 81.5 | 74.8 |
| 155 | 神奈川県 | 川崎市 | 49,323 | 25,439 | 25,439 | 51.6 | 51.6 |
| 156 | 神奈川県 | 神奈川県 | 642,169 | 397,541 | 362,906 | 61.9 | 56.5 |
| 157 | 神奈川県 | 三浦市 | 34,652 | 33,265 | 33,265 | 96.0 | 96.0 |
| 158 | 神奈川県 | 座間市 | 304,019 | 56,601 | 17,095 | 18.6 | 5.6 |
| 159 | 神奈川県 | 秦野市 | 61,462 | 12,457 | 3,704 | 20.3 | 6.0 |
| 160 | 新潟県 | 新潟市 | 314,451 | 146,516 | 94,685 | 46.6 | 30.1 |
| 161 | 新潟県 | 長岡市 | 653,004 | 90,823 | 90,823 | 13.9 | 13.9 |
| 162 | 新潟県 | 三条市 | 63,336 | 5,163 | 5,163 | 8.2 | 8.2 |

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

| | 都道府県名 | 事業主体名 | 平成23年度 | | | | |
|-----|-------|--------|---------|--------------|---------|-------|--------|
| | | | 総延長 | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 | 耐震管の割合 |
| | | | | (m) | (m) | | |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | |
| 163 | 新潟県 | 柏崎市 | 57,078 | 36,373 | 27,742 | 63.7 | 48.6 |
| 164 | 新潟県 | 新発田市 | 39,111 | 9,241 | 9,241 | 23.6 | 23.6 |
| 165 | 新潟県 | 燕市 | 19,976 | 14,700 | 12,889 | 73.6 | 64.5 |
| 166 | 新潟県 | 見附市 | 10,907 | 558 | 558 | 5.1 | 5.1 |
| 167 | 新潟県 | 上越市 | 251,290 | 72,256 | 72,256 | 28.8 | 28.8 |
| 168 | 新潟県 | 阿賀野市 | 32,514 | 31,172 | 5,966 | 95.9 | 18.3 |
| 169 | 新潟県 | 南魚沼市 | 86,428 | 6,660 | 6,660 | 7.7 | 7.7 |
| 170 | 富山県 | 高岡市 | 96,845 | 27,727 | 26,566 | 28.6 | 27.4 |
| 171 | 富山県 | 射水市 | 79,227 | 56,781 | 56,781 | 71.7 | 71.7 |
| 172 | 富山県 | 富山市 | 198,858 | 46,453 | 46,453 | 23.4 | 23.4 |
| 173 | 富山県 | 南砺市 | 35,302 | 14,073 | 14,073 | 39.9 | 39.9 |
| 174 | 石川県 | 金沢市 | 223,810 | 117,440 | 96,020 | 52.5 | 42.9 |
| 175 | 石川県 | 小松市 | 62,341 | 18,597 | 18,597 | 29.8 | 29.8 |
| 176 | 石川県 | 七尾市 | 50,213 | 12,749 | 12,749 | 25.4 | 25.4 |
| 177 | 石川県 | 加賀市 | 110,417 | 16,029 | 16,029 | 14.5 | 14.5 |
| 178 | 石川県 | 野々市市 | 16,661 | 12,963 | 8,235 | 77.8 | 49.4 |
| 179 | 石川県 | 白山市 | 16,019 | 8,073 | 2,650 | 50.4 | 16.5 |
| 180 | 福井県 | 福井市 | 195,266 | 42,009 | 42,009 | 21.5 | 21.5 |
| 181 | 福井県 | 鯖江市 | 38,477 | 5,720 | 5,720 | 14.9 | 14.9 |
| 182 | 福井県 | 越前市 | 39,883 | 12,845 | 12,845 | 32.2 | 32.2 |
| 183 | 福井県 | 坂井市 | 71,242 | 39,926 | 10,455 | 56.0 | 14.7 |
| 184 | 山梨県 | 甲府市 | 82,787 | 21,613 | 10,529 | 26.1 | 12.7 |
| 185 | 山梨県 | 南アルプス市 | 170,530 | 17,841 | 17,597 | 10.5 | 10.3 |
| 186 | 山梨県 | 笛吹市 | 312,487 | 13,475 | 13,208 | 4.3 | 4.2 |
| 187 | 長野県 | 長野市 | 216,683 | 69,854 | 69,854 | 32.2 | 32.2 |
| 188 | 長野県 | 上田市 | 51,798 | 5,426 | 1,348 | 10.5 | 2.6 |
| 189 | 長野県 | 松本市 | 73,771 | 8,775 | 1,692 | 11.9 | 2.3 |
| 190 | 長野県 | 須坂市 | 61,198 | 2,525 | 906 | 4.1 | 1.5 |
| 191 | 長野県 | 岡谷市 | 20,364 | 1,465 | 365 | 7.2 | 1.8 |
| 192 | 長野県 | 伊那市 | 56,801 | 34,051 | 987 | 59.9 | 1.7 |
| 193 | 長野県 | 塩尻市 | 69,189 | 25,614 | 2,616 | 37.0 | 3.8 |
| 194 | 長野県 | 長野県 | 152,907 | 124,764 | 49,664 | 81.6 | 32.5 |
| 195 | 長野県 | 飯田市 | 111,371 | 21,380 | 3,006 | 19.2 | 2.7 |
| 196 | 岐阜県 | 多治見市 | 32,134 | 5,365 | 5,365 | 16.7 | 16.7 |
| 197 | 岐阜県 | 岐阜市 | 121,329 | 68,125 | 48,188 | 56.1 | 39.7 |
| 198 | 岐阜県 | 高山市 | 54,237 | 15,265 | 4,445 | 28.1 | 8.2 |
| 199 | 岐阜県 | 中津川市 | 23,939 | 9,070 | 9,070 | 37.9 | 37.9 |
| 200 | 岐阜県 | 土岐市 | 60,277 | 36,262 | 36,262 | 60.2 | 60.2 |
| 201 | 岐阜県 | 美濃加茂市 | 10,874 | 112 | 112 | 1.0 | 1.0 |
| 202 | 岐阜県 | 可児市 | 68,170 | 22,090 | 4,901 | 32.4 | 7.2 |
| 203 | 静岡県 | 掛川市 | 86,769 | 29,116 | 11,891 | 33.6 | 13.7 |
| 204 | 静岡県 | 伊東市 | 72,072 | 19,943 | 19,943 | 27.7 | 27.7 |
| 205 | 静岡県 | 浜松市 | 239,997 | 119,050 | 58,852 | 49.6 | 24.5 |
| 206 | 静岡県 | 静岡市 | 288,152 | 90,501 | 90,501 | 31.4 | 31.4 |
| 207 | 静岡県 | 富士宮市 | 152,002 | 63,417 | 39,246 | 41.7 | 25.8 |
| 208 | 静岡県 | 沼津市 | 64,158 | 17,850 | 6,977 | 27.8 | 10.9 |
| 209 | 静岡県 | 三島市 | 27,644 | 16,275 | 1,582 | 58.9 | 5.7 |
| 210 | 静岡県 | 焼津市 | 42,469 | 5,842 | 5,842 | 13.8 | 13.8 |
| 211 | 静岡県 | 島田市 | 28,725 | 3,513 | 3,141 | 12.2 | 10.9 |
| 212 | 静岡県 | 磐田市 | 42,768 | 23,984 | 14,564 | 56.1 | 34.1 |
| 213 | 静岡県 | 藤枝市 | 82,055 | 12,746 | 12,746 | 15.5 | 15.5 |
| 214 | 静岡県 | 袋井市 | 201,712 | 57,491 | 57,491 | 28.5 | 28.5 |
| 215 | 愛知県 | 名古屋市 | 568,745 | 409,491 | 168,374 | 72.0 | 29.6 |
| 216 | 愛知県 | 豊橋市 | 116,482 | 21,344 | 21,344 | 18.3 | 18.3 |

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

| | 都道府県名 | 事業主体名 | 平成23年度 | | | | |
|-----|-------|-------------|---------|--------------|---------|-------|--------|
| | | | 総延長 | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 | 耐震管の割合 |
| | | | | (m) | (m) | | |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | |
| 217 | 愛知県 | 半田市 | 45,229 | 20,151 | 20,151 | 44.6 | 44.6 |
| 218 | 愛知県 | 瀬戸市 | 24,715 | 12,033 | 7,138 | 48.7 | 28.9 |
| 219 | 愛知県 | 岡崎市 | 163,858 | 74,065 | 43,467 | 45.2 | 26.5 |
| 220 | 愛知県 | 犬山市 | 22,288 | 9,221 | 1,865 | 41.4 | 8.4 |
| 221 | 愛知県 | 一宮市 | 55,652 | 11,122 | 11,122 | 20.0 | 20.0 |
| 222 | 愛知県 | 蒲郡市 | 58,305 | 13,509 | 12,700 | 23.2 | 21.8 |
| 223 | 愛知県 | 豊川市 | 73,244 | 36,057 | 31,170 | 49.2 | 42.6 |
| 224 | 愛知県 | 津島市 | 10,184 | 2,724 | 1,859 | 26.7 | 18.3 |
| 225 | 愛知県 | 豊田市 | 182,145 | 66,983 | 22,637 | 36.8 | 12.4 |
| 226 | 愛知県 | 安城市 | 48,083 | 28,074 | 12,406 | 58.4 | 25.8 |
| 227 | 愛知県 | 春日井市 | 89,486 | 58,097 | 19,106 | 64.9 | 21.4 |
| 228 | 愛知県 | 碧南市 | 14,812 | 6,767 | 6,767 | 45.7 | 45.7 |
| 229 | 愛知県 | 刈谷市 | 55,358 | 21,855 | 21,855 | 39.5 | 39.5 |
| 230 | 愛知県 | 常滑市 | 63,912 | 23,861 | 23,861 | 37.3 | 37.3 |
| 231 | 愛知県 | 東海市 | 66,055 | 24,118 | 10,719 | 36.5 | 16.2 |
| 232 | 愛知県 | 知多市 | 73,659 | 6,272 | 6,272 | 8.5 | 8.5 |
| 233 | 愛知県 | 東浦町 | 24,724 | 24,591 | 2,699 | 99.5 | 10.9 |
| 234 | 愛知県 | 尾張旭市 | 37,610 | 20,436 | 7,361 | 54.3 | 19.6 |
| 235 | 愛知県 | 海部南部水道企業団 | 108,944 | 20,546 | 20,546 | 18.9 | 18.9 |
| 236 | 愛知県 | 大府市 | 33,761 | 21,809 | 7,422 | 64.6 | 22.0 |
| 237 | 愛知県 | 知立市 | 10,842 | 1,293 | 1,293 | 11.9 | 11.9 |
| 238 | 愛知県 | 小牧市 | 81,104 | 61,778 | 33,227 | 76.2 | 41.0 |
| 239 | 愛知県 | 田原市 | 122,790 | 28,007 | 13,615 | 22.8 | 11.1 |
| 240 | 愛知県 | 北名古屋水道企業団 | 30,731 | 2,099 | 2,099 | 6.8 | 6.8 |
| 241 | 愛知県 | 岩倉市 | 14,803 | 1,685 | 1,404 | 11.4 | 9.5 |
| 242 | 愛知県 | 稲沢市 | 50,339 | 32,388 | 32,388 | 64.3 | 64.3 |
| 243 | 愛知県 | 丹羽広域事務組合 | 6,706 | 1,368 | 1,368 | 20.4 | 20.4 |
| 244 | 愛知県 | 西尾市 | 58,723 | 18,775 | 18,775 | 32.0 | 32.0 |
| 245 | 愛知県 | 江南市 | 57,667 | 12,167 | 609 | 21.1 | 1.1 |
| 246 | 愛知県 | 愛知中部水道企業団 | 124,716 | 33,463 | 33,463 | 26.8 | 26.8 |
| 247 | 三重県 | 桑名市 | 101,878 | 13,379 | 13,379 | 13.1 | 13.1 |
| 248 | 三重県 | 津市 | 134,074 | 10,803 | 8,173 | 8.1 | 6.1 |
| 249 | 三重県 | 四日市市 | 241,198 | 213,913 | 28,467 | 88.7 | 11.8 |
| 250 | 三重県 | 伊賀市 | 205,142 | 58,361 | 10,493 | 28.4 | 5.1 |
| 251 | 三重県 | 松阪市 | 73,892 | 17,067 | 5,191 | 23.1 | 7.0 |
| 252 | 三重県 | 伊勢市 | 17,829 | 3,443 | 3,443 | 19.3 | 19.3 |
| 253 | 三重県 | 鈴鹿市 | 90,568 | 30,319 | 30,319 | 33.5 | 33.5 |
| 254 | 三重県 | 名張市 | 77,023 | 42,147 | 6,905 | 54.7 | 9.0 |
| 255 | 三重県 | 志摩市 | 144,051 | 36,279 | 19,394 | 25.2 | 13.5 |
| 256 | 滋賀県 | 大津市 | 93,002 | 41,268 | 24,684 | 44.4 | 26.5 |
| 257 | 滋賀県 | 甲賀市 | 67,816 | 8,773 | 8,773 | 12.9 | 12.9 |
| 258 | 滋賀県 | 彦根市 | 41,170 | 7,518 | 7,518 | 18.3 | 18.3 |
| 259 | 滋賀県 | 草津市 | 110,158 | 21,761 | 18,640 | 19.8 | 16.9 |
| 260 | 滋賀県 | 栗東市 | 107,983 | 31,683 | 17,291 | 29.3 | 16.0 |
| 261 | 滋賀県 | 長浜水道企業団(長浜) | 45,662 | 11,151 | 5,436 | 24.4 | 11.9 |
| 262 | 滋賀県 | 湖南市 | 45,256 | 2,824 | 2,824 | 6.2 | 6.2 |
| 263 | 滋賀県 | 近江八幡市 | 16,847 | 6,771 | 743 | 40.2 | 4.4 |
| 264 | 滋賀県 | 野洲市 | 6,186 | 4,673 | 2,368 | 75.5 | 38.3 |
| 265 | 滋賀県 | 守山市 | 9,949 | 8,851 | 5,554 | 89.0 | 55.8 |
| 266 | 滋賀県 | 東近江市 | 25,047 | 14,599 | 14,599 | 58.3 | 58.3 |
| 267 | 京都府 | 京都市 | 438,639 | 112,642 | 112,642 | 25.7 | 25.7 |
| 268 | 京都府 | 長岡京市 | 48,743 | 21,376 | 13,096 | 43.9 | 26.9 |
| 269 | 京都府 | 向日市 | 16,847 | 3,057 | 592 | 18.1 | 3.5 |
| 270 | 京都府 | 宇治市 | 60,232 | 11,299 | 2,420 | 18.8 | 4.0 |

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

| | 都道府県名 | 事業主体名 | 平成23年度 | | | | |
|-----|-------|----------|-----------|--------------|---------|-------|--------|
| | | | 総延長 | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 | 耐震管の割合 |
| | | | | (m) | (m) | | |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | |
| 271 | 京都府 | 城陽市 | 39,643 | 7,378 | 7,378 | 18.6 | 18.6 |
| 272 | 京都府 | 八幡市 | 80,213 | 16,242 | 10,966 | 20.2 | 13.7 |
| 273 | 京都府 | 京田辺市 | 22,680 | 4,840 | 4,840 | 21.3 | 21.3 |
| 274 | 京都府 | 亀岡市 | 60,324 | 23,273 | 23,273 | 38.6 | 38.6 |
| 275 | 京都府 | 福知山市 | 76,083 | 32,196 | 27,909 | 42.3 | 36.7 |
| 276 | 京都府 | 舞鶴市 | 100,800 | 39,905 | 39,905 | 39.6 | 39.6 |
| 277 | 大阪府 | 大阪市 | 825,142 | 247,556 | 247,556 | 30.0 | 30.0 |
| 278 | 大阪府 | 堺市 | 203,237 | 46,237 | 30,993 | 22.8 | 15.2 |
| 279 | 大阪府 | 池田市 | 33,561 | 15,284 | 89 | 45.5 | 0.3 |
| 280 | 大阪府 | 箕面市 | 71,553 | 16,868 | 16,868 | 23.6 | 23.6 |
| 281 | 大阪府 | 豊中市 | 75,375 | 39,859 | 25,891 | 52.9 | 34.3 |
| 282 | 大阪府 | 吹田市 | 69,861 | 20,864 | 20,864 | 29.9 | 29.9 |
| 283 | 大阪府 | 摂津市 | 21,718 | 3,273 | 3,273 | 15.1 | 15.1 |
| 284 | 大阪府 | 茨木市 | 83,883 | 54,167 | 27,277 | 64.6 | 32.5 |
| 285 | 大阪府 | 高槻市 | 77,026 | 34,892 | 20,107 | 45.3 | 26.1 |
| 286 | 大阪府 | 枚方市 | 56,776 | 13,187 | 13,187 | 23.2 | 23.2 |
| 287 | 大阪府 | 寝屋川市 | 36,312 | 5,908 | 5,087 | 16.3 | 14.0 |
| 288 | 大阪府 | 守口市 | 46,378 | 13,665 | 13,665 | 29.5 | 29.5 |
| 289 | 大阪府 | 門真市 | 19,017 | 7,998 | 7,998 | 42.1 | 42.1 |
| 290 | 大阪府 | 大東市 | 15,691 | 8,791 | 6,133 | 56.0 | 39.1 |
| 291 | 大阪府 | 交野市 | 20,604 | 8,642 | 5,359 | 41.9 | 26.0 |
| 292 | 大阪府 | 四條畷市 | 9,017 | 4,704 | 4,704 | 52.2 | 52.2 |
| 293 | 大阪府 | 東大阪市 | 69,533 | 11,579 | 11,579 | 16.7 | 16.7 |
| 294 | 大阪府 | 八尾市 | 40,753 | 4,913 | 4,913 | 12.1 | 12.1 |
| 295 | 大阪府 | 柏原市 | 26,685 | 3,277 | 3,277 | 12.3 | 12.3 |
| 296 | 大阪府 | 松原市 | 13,626 | 3,094 | 3,094 | 22.7 | 22.7 |
| 297 | 大阪府 | 羽曳野市 | 30,831 | 12,831 | 12,831 | 41.6 | 41.6 |
| 298 | 大阪府 | 藤井寺市 | 12,888 | 1,728 | 1,242 | 13.4 | 9.6 |
| 299 | 大阪府 | 大阪狭山市 | 26,934 | 10,270 | 6,407 | 38.1 | 23.8 |
| 300 | 大阪府 | 富田林市 | 46,303 | 15,410 | 15,410 | 33.3 | 33.3 |
| 301 | 大阪府 | 河内長野市 | 34,656 | 15,103 | 15,103 | 43.6 | 43.6 |
| 302 | 大阪府 | 和泉市 | 28,824 | 17,305 | 17,305 | 60.0 | 60.0 |
| 303 | 大阪府 | 泉大津市 | 2,401 | 1,664 | 1,664 | 69.3 | 69.3 |
| 304 | 大阪府 | 高石市 | 4,552 | 583 | 583 | 12.8 | 12.8 |
| 305 | 大阪府 | 岸和田市 | 32,041 | 2,871 | 2,871 | 9.0 | 9.0 |
| 306 | 大阪府 | 貝塚市 | 15,108 | 2,184 | 2,184 | 14.5 | 14.5 |
| 307 | 大阪府 | 泉佐野市 | 20,802 | 8,684 | 8,684 | 41.7 | 41.7 |
| 308 | 大阪府 | 熊取町 | 7,836 | 3,919 | 1,402 | 50.0 | 17.9 |
| 309 | 大阪府 | 泉南市 | 18,863 | 4,603 | 4,603 | 24.4 | 24.4 |
| 310 | 大阪府 | 阪南市 | 29,463 | 9,280 | 217 | 31.5 | 0.7 |
| 311 | 兵庫県 | 神戸市(市街地) | 1,098,029 | 818,121 | 576,117 | 74.5 | 52.5 |
| 312 | 兵庫県 | 尼崎市 | 144,495 | 55,959 | 55,959 | 38.7 | 38.7 |
| 313 | 兵庫県 | 高砂市 | 20,729 | 59 | 59 | 0.3 | 0.3 |
| 314 | 兵庫県 | 豊岡市 | 66,551 | 10,344 | 10,344 | 15.5 | 15.5 |
| 315 | 兵庫県 | 西宮市 | 197,806 | 58,161 | 58,161 | 29.4 | 29.4 |
| 316 | 兵庫県 | 姫路市 | 336,187 | 72,905 | 48,512 | 21.7 | 14.4 |
| 317 | 兵庫県 | 明石市 | 121,575 | 77,344 | 8,471 | 63.6 | 7.0 |
| 318 | 兵庫県 | 伊丹市 | 42,343 | 5,796 | 5,796 | 13.7 | 13.7 |
| 319 | 兵庫県 | 芦屋市 | 30,712 | 18,568 | 8,507 | 60.5 | 27.7 |
| 320 | 兵庫県 | 三田市 | 35,173 | 24,173 | 5,243 | 68.7 | 14.9 |
| 321 | 兵庫県 | 西播磨水道企業団 | 330,382 | 264,920 | 1,273 | 80.2 | 0.4 |
| 322 | 兵庫県 | 赤穂市(南部) | 22,274 | 224 | 224 | 1.0 | 1.0 |
| 323 | 兵庫県 | 宝塚市 | 93,988 | 18,464 | 14,006 | 19.6 | 14.9 |
| 324 | 兵庫県 | 加古川市 | 88,302 | 18,342 | 18,342 | 20.8 | 20.8 |

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

| | 都道府県名 | 事業主体名 | 平成23年度 | | | | | |
|-----|-------|-----------|---------|--------------|---------|-------|--------|--------|
| | | | 総延長 | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 | 耐震管の割合 | |
| | | | | (m) | (m) | | | 耐震管の延長 |
| | | | | | | | | (m) |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | | |
| 325 | 兵庫県 | 川西市 | 27,199 | 2,505 | 2,505 | 9.2 | 9.2 | |
| 326 | 兵庫県 | 三木市 | 88,680 | 25,062 | 17,844 | 28.3 | 20.1 | |
| 327 | 兵庫県 | 小野市 | 26,764 | 13,719 | 2,648 | 51.3 | 9.9 | |
| 328 | 兵庫県 | 淡路広域水道企業団 | 399,510 | 94,506 | 88,033 | 23.7 | 22.0 | |
| 329 | 奈良県 | 奈良市 | 200,643 | 55,831 | 55,831 | 27.8 | 27.8 | |
| 330 | 奈良県 | 大和郡山市 | 22,817 | 2,091 | 139 | 9.2 | 0.6 | |
| 331 | 奈良県 | 橿原市 | 44,829 | 5,641 | 3,127 | 12.6 | 7.0 | |
| 332 | 奈良県 | 大和高田市 | 0 | 0 | 0 | - | - | |
| 333 | 奈良県 | 天理市 | 55,330 | 11,294 | 11,294 | 20.4 | 20.4 | |
| 334 | 奈良県 | 桜井市 | 31,711 | 8,400 | 7,970 | 26.5 | 25.1 | |
| 335 | 奈良県 | 生駒市 | 91,516 | 34,260 | 11,869 | 37.4 | 13.0 | |
| 336 | 奈良県 | 香芝市 | 19,146 | 992 | 992 | 5.2 | 5.2 | |
| 337 | 和歌山県 | 和歌山市 | 93,518 | 34,463 | 34,463 | 36.9 | 36.9 | |
| 338 | 和歌山県 | 田辺市 | 310,865 | 100,880 | 48,708 | 32.5 | 15.7 | |
| 339 | 和歌山県 | 橋本市 | 208,457 | 50,524 | 18,135 | 24.2 | 8.7 | |
| 340 | 鳥取県 | 鳥取市 | 153,783 | 58,380 | 58,379 | 38.0 | 38.0 | |
| 341 | 鳥取県 | 米子市 | 71,428 | 14,189 | 14,189 | 19.9 | 19.9 | |
| 342 | 島根県 | 松江市 | 55,323 | 19,093 | 19,093 | 34.5 | 34.5 | |
| 343 | 島根県 | 出雲市 | 61,793 | 15,056 | 15,056 | 24.4 | 24.4 | |
| 344 | 岡山県 | 総社市 | 47,183 | 1,898 | 1,898 | 4.0 | 4.0 | |
| 345 | 岡山県 | 岡山市 | 254,554 | 86,608 | 75,433 | 34.0 | 29.6 | |
| 346 | 岡山県 | 津山市 | 94,702 | 14,701 | 10,427 | 15.5 | 11.0 | |
| 347 | 岡山県 | 笠岡市 | 53,200 | 22,612 | 20,110 | 42.5 | 37.8 | |
| 348 | 岡山県 | 玉野市 | 56,014 | 5,808 | 5,808 | 10.4 | 10.4 | |
| 349 | 岡山県 | 倉敷市 | 145,561 | 53,009 | 47,473 | 36.4 | 32.6 | |
| 350 | 広島県 | 東広島市 | 93,352 | 3,048 | 3,048 | 3.3 | 3.3 | |
| 351 | 広島県 | 廿日市市 | 21,767 | 1,325 | 370 | 6.1 | 1.7 | |
| 352 | 広島県 | 広島市 | 726,857 | 242,573 | 242,573 | 33.4 | 33.4 | |
| 353 | 広島県 | 呉市 | 367,920 | 39,017 | 39,017 | 10.6 | 10.6 | |
| 354 | 広島県 | 福山市 | 168,832 | 102,247 | 102,247 | 60.6 | 60.6 | |
| 355 | 広島県 | 尾道市 | 134,455 | 36,260 | 36,260 | 27.0 | 27.0 | |
| 356 | 広島県 | 三原市 | 129,743 | 36,183 | 36,183 | 27.9 | 27.9 | |
| 357 | 山口県 | 下関市 | 190,892 | 29,588 | 29,588 | 15.5 | 15.5 | |
| 358 | 山口県 | 宇部市 | 70,391 | 39,845 | 14,609 | 56.6 | 20.8 | |
| 359 | 山口県 | 山口市 | 69,587 | 25,727 | 25,727 | 37.0 | 37.0 | |
| 360 | 山口県 | 周南市 | 56,186 | 5,875 | 5,875 | 10.5 | 10.5 | |
| 361 | 山口県 | 防府市 | 44,295 | 16,012 | 16,012 | 36.1 | 36.1 | |
| 362 | 山口県 | 下松市 | 13,320 | 10,197 | 2,551 | 76.6 | 19.2 | |
| 363 | 山口県 | 岩国市 | 45,492 | 8,274 | 8,274 | 18.2 | 18.2 | |
| 364 | 山口県 | 山陽小野田市 | 39,501 | 14,306 | 14,306 | 36.2 | 36.2 | |
| 365 | 山口県 | 光市 | 21,276 | 12,870 | 12,870 | 60.5 | 60.5 | |
| 366 | 徳島県 | 徳島市 | 128,739 | 56,503 | 56,503 | 43.9 | 43.9 | |
| 367 | 徳島県 | 鳴門市 | 44,914 | 7,790 | 7,790 | 17.3 | 17.3 | |
| 368 | 香川県 | 高松市 | 216,599 | 73,226 | 32,981 | 33.8 | 15.2 | |
| 369 | 香川県 | 丸亀市 | 97,905 | 11,509 | 11,509 | 11.8 | 11.8 | |
| 370 | 香川県 | 坂出市 | 24,541 | 231 | 231 | 0.9 | 0.9 | |
| 371 | 香川県 | 観音寺市 | 38,858 | 1,545 | 1,545 | 4.0 | 4.0 | |
| 372 | 香川県 | さぬき市 | 81,673 | 39,748 | 7,532 | 48.7 | 9.2 | |
| 373 | 香川県 | 三豊市 | 211,405 | 50,125 | 4,139 | 23.7 | 2.0 | |
| 374 | 愛媛県 | 宇和島市 | 178,511 | 15,454 | 15,454 | 8.7 | 8.7 | |
| 375 | 愛媛県 | 松山市 | 239,310 | 45,624 | 31,239 | 19.1 | 13.1 | |
| 376 | 愛媛県 | 今治市 | 74,725 | 47,693 | 20,221 | 63.8 | 27.1 | |
| 377 | 愛媛県 | 四国中央市 | 19,564 | 377 | 377 | 1.9 | 1.9 | |
| 378 | 高知県 | 高知市 | 144,347 | 26,737 | 26,737 | 18.5 | 18.5 | |

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

| | 都道府県名 | 事業主体名 | 平成23年度 | | | | |
|-----|-------|------------|---------|--------------|---------|-------|--------|
| | | | 総延長 | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 | 耐震管の割合 |
| | | | | (m) | (m) | | |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | |
| 379 | 福岡県 | 北九州市 | 599,760 | 193,309 | 123,709 | 32.2 | 20.6 |
| 380 | 福岡県 | 福岡市 | 475,930 | 270,313 | 93,799 | 56.8 | 19.7 |
| 381 | 福岡県 | 大牟田市 | 99,697 | 20,978 | 17,286 | 21.0 | 17.3 |
| 382 | 福岡県 | 久留米市 | 95,018 | 13,988 | 13,988 | 14.7 | 14.7 |
| 383 | 福岡県 | 直方市 | 70,875 | 49,013 | 7,531 | 69.2 | 10.6 |
| 384 | 福岡県 | 飯塚市 | 541,183 | 14,756 | 12,005 | 2.7 | 2.2 |
| 385 | 福岡県 | 田川市 | 55,252 | 5,464 | 2,777 | 9.9 | 5.0 |
| 386 | 福岡県 | 柳川市 | 8,797 | 4,846 | 4,846 | 55.1 | 55.1 |
| 387 | 福岡県 | 大川市 | 4,576 | 14 | 14 | 0.3 | 0.3 |
| 388 | 福岡県 | 行橋市 | 140,786 | 51,152 | 7,472 | 36.3 | 5.3 |
| 389 | 福岡県 | 中間市 | 121,981 | 65,190 | 7,966 | 53.4 | 6.5 |
| 390 | 福岡県 | 三井水道企業団 | 24,601 | 10,760 | 548 | 43.7 | 2.2 |
| 391 | 福岡県 | 筑紫野市 | 59,643 | 962 | 610 | 1.6 | 1.0 |
| 392 | 福岡県 | 春日那珂川水道企業団 | 58,510 | 49,686 | 3,658 | 84.9 | 6.3 |
| 393 | 福岡県 | 大野城市 | 71,756 | 34,400 | 1,545 | 47.9 | 2.2 |
| 394 | 福岡県 | 太宰府市 | 20,408 | 7,945 | 7,945 | 38.9 | 38.9 |
| 395 | 福岡県 | 古賀市 | 23,973 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 396 | 福岡県 | 糸島市 | 156,656 | 83,328 | 0 | 53.2 | 0.0 |
| 397 | 福岡県 | 宗像地区事務組合 | 67,675 | 23,608 | 7,525 | 34.9 | 11.1 |
| 398 | 佐賀県 | 佐賀市 | 13,896 | 6,439 | 3,018 | 46.3 | 21.7 |
| 399 | 佐賀県 | 唐津市 | 223,028 | 34,956 | 34,956 | 15.7 | 15.7 |
| 400 | 佐賀県 | 武雄市 | 106,047 | 12,363 | 12,363 | 11.7 | 11.7 |
| 401 | 佐賀県 | 鳥栖市 | 16,168 | 5,389 | 123 | 33.3 | 0.8 |
| 402 | 佐賀県 | 佐賀東部水道企業団 | 0 | 0 | 0 | — | — |
| 403 | 長崎県 | 長崎市 | 185,813 | 97,238 | 97,238 | 52.3 | 52.3 |
| 404 | 長崎県 | 佐世保市 | 276,636 | 53,609 | 24,441 | 19.4 | 8.8 |
| 405 | 長崎県 | 大村市 | 74,933 | 8,027 | 8,027 | 10.7 | 10.7 |
| 406 | 長崎県 | 諫早市 | 73,604 | 26,349 | 11,613 | 35.8 | 15.8 |
| 407 | 熊本県 | 天草市 | 132,904 | 7,687 | 7,687 | 5.8 | 5.8 |
| 408 | 熊本県 | 荒尾市 | 124,610 | 20,891 | 20,891 | 16.8 | 16.8 |
| 409 | 大分県 | 大分市 | 141,562 | 88,266 | 49,967 | 62.4 | 35.3 |
| 410 | 大分県 | 別府市 | 198,587 | 49,620 | 24,856 | 25.0 | 12.5 |
| 411 | 大分県 | 中津市 | 7,009 | 278 | 0 | 4.0 | 0.0 |
| 412 | 宮崎県 | 宮崎市 | 227,640 | 70,140 | 70,048 | 30.8 | 30.8 |
| 413 | 宮崎県 | 延岡市 | 58,474 | 14,395 | 14,395 | 24.6 | 24.6 |
| 414 | 宮崎県 | 日向市 | 20,288 | 13,699 | 13,699 | 67.5 | 67.5 |
| 415 | 鹿児島県 | 鹿児島市 | 402,593 | 157,678 | 108,068 | 39.2 | 26.8 |
| 416 | 鹿児島県 | 鹿屋市(鹿屋串良) | 219,596 | 127,013 | 5,773 | 57.8 | 2.6 |
| 417 | 鹿児島県 | 薩摩川内市(川内) | 40,697 | 2,692 | 2,692 | 6.6 | 6.6 |
| 418 | 鹿児島県 | 霧島市 | 106,272 | 18,544 | 18,544 | 17.4 | 17.4 |
| 419 | 沖縄県 | 那覇市 | 117,222 | 19,935 | 19,935 | 17.0 | 17.0 |
| 420 | 沖縄県 | 名護市 | 72,136 | 10,673 | 10,673 | 14.8 | 14.8 |
| 421 | 沖縄県 | 宜野湾市 | 19,657 | 3,899 | 3,899 | 19.8 | 19.8 |
| 422 | 沖縄県 | 浦添市 | 50,554 | 4,646 | 4,646 | 9.2 | 9.2 |
| 423 | 沖縄県 | 南部水道企業団 | 59,751 | 13,675 | 13,675 | 22.9 | 22.9 |
| 424 | 沖縄県 | うるま市 | 95,987 | 12,801 | 12,801 | 13.3 | 13.3 |
| 425 | 沖縄県 | 糸満市 | 84,933 | 2,065 | 0 | 2.4 | 0.0 |
| 426 | 沖縄県 | 豊見城市 | 23,777 | 2,227 | 2,227 | 9.4 | 9.4 |
| 427 | 沖縄県 | 沖縄市 | 31,732 | 4,749 | 2,176 | 15.0 | 6.9 |

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-3 大臣認可事業(水道用水供給事業)別※

| | 都道府県名 | 事業体名 | 平成23年度 | | | | |
|-----|-------|----------------|---------|--------------|---------|-------|--------|
| | | | 総延長 | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 | 耐震管の割合 |
| | | | | (m) | 耐震管の延長 | | |
| | | | | | | | |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | |
| 1 | 北海道 | 桂沢水道企業団 | 32,331 | 20,939 | 20,939 | 64.8 | 64.8 |
| 2 | 北海道 | 石狩東部広域水道企業団 | 34,767 | 29,301 | 5,496 | 84.3 | 15.8 |
| 3 | 北海道 | 十勝中部広域水道企業団 | 105,839 | 85,989 | 986 | 81.2 | 0.9 |
| 4 | 北海道 | 石狩西部広域水道企業団 | 44,312 | 44,312 | 35,063 | 100.0 | 79.1 |
| 5 | 青森県 | 津軽広域水道企業団 | 93,674 | 60,399 | 31,649 | 64.5 | 33.8 |
| 6 | 岩手県 | 岩手中部広域水道企業団 | 65,131 | 25,641 | 25,641 | 39.4 | 39.4 |
| 7 | 岩手県 | 奥州金ヶ崎行政事務組合 | 54,259 | 27,216 | 27,216 | 50.2 | 50.2 |
| 8 | 宮城県 | 宮城県(大崎) | 131,628 | 83,944 | 23,790 | 63.8 | 18.1 |
| 9 | 宮城県 | 宮城県(仙南・仙塩) | 201,376 | 160,568 | 108,859 | 79.7 | 54.1 |
| 10 | 山形県 | 山形県(村山) | 113,233 | 80,733 | 57,965 | 71.3 | 51.2 |
| 11 | 山形県 | 山形県(置賜) | 61,979 | 25,139 | 20,550 | 40.6 | 33.2 |
| 12 | 山形県 | 山形県(庄内) | 66,116 | 61,506 | 45,638 | 93.0 | 69.0 |
| 13 | 福島県 | 会津若松地方広域市町村 | 40,736 | 5,706 | 5,706 | 14.0 | 14.0 |
| 14 | 福島県 | 福島地方水道用水供給企業団 | 122,183 | 113,232 | 8,227 | 92.7 | 6.7 |
| 15 | 茨城県 | 茨城県(県南) | 184,336 | 132,736 | 58,443 | 72.0 | 31.7 |
| 16 | 茨城県 | 茨城県(県西) | 246,993 | 52,671 | 8,455 | 21.3 | 3.4 |
| 17 | 茨城県 | 茨城県(鹿行) | 166,923 | 62,436 | 10,907 | 37.4 | 6.5 |
| 18 | 茨城県 | 茨城県(県中央) | 188,885 | 119,004 | 70,970 | 63.0 | 37.6 |
| 19 | 栃木県 | 栃木県(北那須) | 28,562 | 18,960 | 366 | 66.4 | 1.3 |
| 20 | 栃木県 | 栃木県(鬼怒) | 35,514 | 11,715 | 2,196 | 33.0 | 6.2 |
| 21 | 群馬県 | 群馬県(県央第一) | 32,130 | 31,929 | 8,245 | 99.4 | 25.7 |
| 22 | 群馬県 | 群馬県(新田山田) | 18,236 | 18,236 | 436 | 100.0 | 2.4 |
| 23 | 群馬県 | 群馬県(県央第二) | 96,320 | 82,748 | 24,648 | 85.9 | 25.6 |
| 24 | 群馬県 | 群馬県(東部地域) | 40,573 | 40,295 | 460 | 99.3 | 1.1 |
| 25 | 埼玉県 | 埼玉県 | 776,667 | 293,398 | 293,398 | 37.8 | 37.8 |
| 26 | 千葉県 | 九十九里地域水道企業団 | 85,567 | 58,286 | 31,850 | 68.1 | 37.2 |
| 27 | 千葉県 | 北千葉広域水道企業団 | 114,419 | 104,519 | 28,377 | 91.3 | 24.8 |
| 28 | 千葉県 | 東総広域水道企業団 | 32,464 | 18,671 | 8,211 | 57.5 | 25.3 |
| 29 | 千葉県 | 君津広域水道企業団 | 82,187 | 52,776 | 17,057 | 64.2 | 20.8 |
| 30 | 千葉県 | 印旛都市広域市町村圏組 | 60,607 | 39,802 | 20,446 | 65.7 | 33.7 |
| 31 | 千葉県 | 南房総広域水道企業団 | 173,286 | 165,143 | 70,293 | 95.3 | 40.6 |
| 32 | 神奈川県 | 神奈川県内広域水道(企) | 231,130 | 228,800 | 128,472 | 99.0 | 55.6 |
| 33 | 新潟県 | 新潟東港地域水道用水(企) | 43,516 | 22,082 | 16,686 | 50.7 | 38.3 |
| 34 | 新潟県 | 三条地域水道用水供給(企) | 64,667 | 64,667 | 33,559 | 100.0 | 51.9 |
| 35 | 新潟県 | 上越地域水道用水供給(企) | 101,438 | 32,287 | 19,115 | 31.8 | 18.8 |
| 36 | 富山県 | 富山県(西部) | 43,958 | 29,356 | 29,356 | 66.8 | 66.8 |
| 37 | 富山県 | 砺波広域圏事務組合 | 30,024 | 2,817 | 2,817 | 9.4 | 9.4 |
| 38 | 富山県 | 富山県(熊野川) [未供用] | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 39 | 富山県 | 富山県(東部) [未供用] | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 40 | 石川県 | 石川県 | 185,355 | 79,114 | 79,114 | 42.7 | 42.7 |
| 41 | 福井県 | 福井県(坂井) | 39,784 | 14,900 | 701 | 37.5 | 1.8 |
| 42 | 福井県 | 福井県(日野川) | 60,613 | 60,613 | 5,009 | 100.0 | 8.3 |
| 43 | 山梨県 | 峡北地域広域水道企業団 | 84,927 | 58,945 | 0 | 69.4 | 0.0 |
| 44 | 長野県 | 長野県 | 48,390 | 37,145 | 30,852 | 76.8 | 63.8 |
| 45 | 長野県 | 長野県上伊那広域水道企業団 | 70,243 | 64,385 | 17,353 | 91.7 | 24.7 |
| 46 | 岐阜県 | 岐阜県 | 149,764 | 91,033 | 91,033 | 60.8 | 60.8 |
| 47 | 静岡県 | 静岡県(榛南) | 29,299 | 2,653 | 2,653 | 9.1 | 9.1 |
| 48 | 静岡県 | 静岡県(遠州) | 278,451 | 105,713 | 105,713 | 38.0 | 38.0 |
| 49 | 静岡県 | 静岡県(駿豆) | 24,144 | 12,438 | 12,438 | 51.5 | 51.5 |
| 50 | 静岡県 | 大井川広域水道企業団 | 190,673 | 77,524 | 61,654 | 40.7 | 32.3 |
| 51 | 愛知県 | 愛知県 | 771,660 | 616,490 | 616,490 | 79.9 | 79.9 |
| 52 | 三重県 | 三重県(北中勢) | 305,013 | 188,086 | 79,810 | 61.7 | 26.2 |
| 53 | 三重県 | 三重県(南勢志摩) | 118,109 | 70,731 | 31,805 | 59.9 | 26.9 |
| 54 | 滋賀県 | 滋賀県 | 200,053 | 60,070 | 60,070 | 30.0 | 30.0 |

※大臣認可事業(水道用水供給事業)とは、一日最大給水量が25,000m³を超える比較的大規模な水道用水供給事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-3 大臣認可事業(水道用水供給事業)別※

| | 都道府県名 | 事業体名 | 平成23年度 | | | | |
|-----|-------|--------------|---------|--------------|---------|-------|--------|
| | | | 総延長 | 耐震適合性のある管の延長 | | 耐震適合率 | 耐震管の割合 |
| | | | | (m) | (m) | | |
| (A) | (B) | (C) | (B)/(A) | (C)/(A) | | | |
| 55 | 京都府 | 京都府 | 86,623 | 37,232 | 37,232 | 43.0 | 43.0 |
| 56 | 大阪府 | 大阪広域水道企業団 | 567,781 | 165,875 | 165,875 | 29.2 | 29.2 |
| 57 | 兵庫県 | 阪神水道企業団 | 167,373 | 96,081 | 96,081 | 57.4 | 57.4 |
| 58 | 兵庫県 | 兵庫県 | 260,600 | 176,733 | 93,424 | 67.8 | 35.8 |
| 59 | 奈良県 | 奈良県 | 296,397 | 219,977 | 177,668 | 74.2 | 59.9 |
| 60 | 島根県 | 島根県(島根県) | 125,443 | 93,836 | 55,739 | 74.8 | 44.4 |
| 61 | 島根県 | 島根県(江の川) | 58,715 | 47,439 | 3,986 | 80.8 | 6.8 |
| 62 | 岡山県 | 岡山県南部水道企業団 | 92,377 | 48,072 | 48,072 | 52.0 | 52.0 |
| 63 | 岡山県 | 備南水道企業団 | 24,623 | 4,778 | 4,778 | 19.4 | 19.4 |
| 64 | 岡山県 | 岡山県西南水道企業団 | 26,083 | 8,951 | 1,967 | 34.3 | 7.5 |
| 65 | 岡山県 | 岡山県広域水道企業団 | 317,962 | 48,091 | 47,565 | 15.1 | 15.0 |
| 66 | 広島県 | 広島県(広島) | 207,128 | 41,803 | 41,803 | 20.2 | 20.2 |
| 67 | 広島県 | 広島県(広島西部) | 40,245 | 16,051 | 16,051 | 39.9 | 39.9 |
| 68 | 広島県 | 広島県(沼田川) | 113,135 | 24,333 | 24,333 | 21.5 | 21.5 |
| 69 | 山口県 | 柳井地域広域水道企業団 | 112,118 | 56,215 | 10,511 | 50.1 | 9.4 |
| 70 | 香川県 | 香川県 | 305,146 | 193,735 | 44,426 | 63.5 | 14.6 |
| 71 | 愛媛県 | 南予水道企業団 | 55,594 | 2,569 | 2,569 | 4.6 | 4.6 |
| 72 | 福岡県 | 福岡県南広域水道企業団 | 154,940 | 83,814 | 15,868 | 54.1 | 10.2 |
| 73 | 福岡県 | 福岡地区水道企業団 | 184,569 | 29,277 | 29,277 | 15.9 | 15.9 |
| 74 | 福岡県 | 田川地区水道企業団 | 57,730 | 34,551 | 0 | 59.8 | 0.0 |
| 75 | 佐賀県 | 佐賀東部水道企業団 | 121,076 | 59,845 | 39,445 | 49.4 | 32.6 |
| 76 | 佐賀県 | 佐賀西部広域水道企業団 | 86,088 | 69,277 | 39,927 | 80.5 | 46.4 |
| 77 | 長崎県 | 長崎県南部広域水道企業団 | 9,961 | 9,961 | 0 | 100.0 | 0.0 |
| 78 | 沖縄県 | 沖縄県 | 720,548 | 312,348 | 206,872 | 43.3 | 28.7 |

※大臣認可事業(水道用水供給事業)とは、一日最大給水量が25,000m³を超える比較的大規模な水道用水供給事業をいう。
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙2〉浄水施設の耐震化状況(平成23年度末)

都道府県別一覧表 ※1

| 都道府県名 | H23年度 | | | (参考)H22年度 | | | 耐震化率の 差 ※2 (H23-H22) ①-② |
|-------|------------------------------|------------------------------|-------------|------------------------------|------------------------------|-------------|-----------------------------------|
| | 全施設能力 (m ³ /日) | 耐震化能力 (m ³ /日) | 耐震化率 (%) | 全施設能力 (m ³ /日) | 耐震化能力 (m ³ /日) | 耐震化率 (%) | |
| | (A) | (B) | (B)/(A)=① | (C) | (D) | (D)/(C)=② | |
| 北海道 | 2,497,475 | 328,689 | 13.2 | 2,505,205 | 316,389 | 12.6 | 0.6 |
| 青森県 | 689,671 | 160,517 | 23.3 | 685,835 | 159,291 | 23.2 | 0.1 |
| 岩手県 | 560,958 | 110,986 | 19.8 | 548,277 | 87,532 | 16.0 | 3.8 |
| 宮城県 | 1,216,452 | 92,320 | 7.6 | 1,217,322 | 91,220 | 7.5 | 0.1 |
| 秋田県 | 480,637 | 66,738 | 13.9 | 491,993 | 51,381 | 10.4 | 3.5 |
| 山形県 | 674,570 | 104,318 | 15.5 | 648,123 | 98,493 | 15.2 | 0.3 |
| 福島県 | 1,094,554 | 169,090 | 15.4 | 1,080,077 | 155,090 | 14.4 | 1.0 |
| 茨城県 | 1,357,884 | 54,659 | 4.0 | 1,360,476 | 54,659 | 4.0 | 0.0 |
| 栃木県 | 1,004,587 | 253,968 | 25.3 | 1,034,099 | 230,060 | 22.2 | 3.1 |
| 群馬県 | 1,343,901 | 65,111 | 4.8 | 1,342,288 | 39,645 | 3.0 | 1.8 |
| 埼玉県 | 4,483,960 | 407,076 | 9.1 | 4,488,266 | 429,950 | 9.6 | -0.5 |
| 千葉県 | 2,759,072 | 956,271 | 34.7 | 2,762,502 | 944,551 | 34.2 | 0.5 |
| 東京都 | 6,972,700 | 30,410 | 0.4 | 6,972,700 | 30,410 | 0.4 | 0.0 |
| 神奈川県 | 5,659,928 | 1,196,977 | 21.1 | 5,659,928 | 1,196,977 | 21.1 | 0.0 |
| 新潟県 | 1,511,923 | 207,695 | 13.7 | 1,530,784 | 166,047 | 10.8 | 2.9 |
| 富山県 | 554,299 | 224,266 | 40.5 | 550,051 | 219,617 | 39.9 | 0.6 |
| 石川県 | 795,468 | 534,405 | 67.2 | 797,040 | 441,755 | 55.4 | 11.8 |
| 福井県 | 512,001 | 93,436 | 18.2 | 512,001 | 93,436 | 18.2 | 0.0 |
| 山梨県 | 541,305 | 73,772 | 13.6 | 540,507 | 71,382 | 13.2 | 0.4 |
| 長野県 | 1,235,058 | 218,684 | 17.7 | 1,273,135 | 203,621 | 16.0 | 1.7 |
| 岐阜県 | 1,160,007 | 499,717 | 43.1 | 1,149,692 | 462,057 | 40.2 | 2.9 |
| 静岡県 | 2,390,558 | 488,465 | 20.4 | 2,397,703 | 480,875 | 20.1 | 0.3 |
| 愛知県 | 3,857,275 | 1,345,165 | 34.9 | 3,893,475 | 1,330,365 | 34.2 | 0.7 |
| 三重県 | 1,255,798 | 779,286 | 62.1 | 1,258,273 | 779,132 | 61.9 | 0.2 |
| 滋賀県 | 776,496 | 61,220 | 7.9 | 785,999 | 49,920 | 6.4 | 1.5 |
| 京都府 | 1,549,585 | 271,446 | 17.5 | 1,546,233 | 126,346 | 8.2 | 9.3 |
| 大阪府 | 5,461,809 | 795,850 | 14.6 | 5,462,779 | 1,195,850 | 21.9 | -7.3 |
| 兵庫県 | 3,280,258 | 1,341,674 | 40.9 | 3,286,980 | 1,331,576 | 40.5 | 0.4 |
| 奈良県 | 926,328 | 516,400 | 55.7 | 928,978 | 283,600 | 30.5 | 25.2 |
| 和歌山県 | 661,421 | 87,298 | 13.2 | 656,121 | 116,089 | 17.7 | -4.5 |
| 鳥取県 | 286,945 | 115,704 | 40.3 | 289,605 | 111,604 | 38.5 | 1.8 |
| 島根県 | 312,053 | 84,295 | 27.0 | 293,221 | 60,245 | 20.5 | 6.5 |
| 岡山県 | 1,066,235 | 254,357 | 23.9 | 1,063,555 | 254,357 | 23.9 | 0.0 |
| 広島県 | 1,523,150 | 37,100 | 2.4 | 1,514,611 | 35,500 | 2.3 | 0.1 |
| 山口県 | 848,449 | 83,967 | 9.9 | 851,906 | 83,967 | 9.9 | 0.0 |
| 徳島県 | 509,389 | 94,835 | 18.6 | 509,389 | 94,835 | 18.6 | 0.0 |
| 香川県 | 548,039 | 11,515 | 2.1 | 546,729 | 18,715 | 3.4 | -1.3 |
| 愛媛県 | 689,940 | 243,796 | 35.3 | 702,672 | 193,779 | 27.6 | 7.7 |
| 高知県 | 395,883 | 46,459 | 11.7 | 396,163 | 46,459 | 11.7 | 0.0 |
| 福岡県 | 2,573,850 | 461,481 | 17.9 | 2,530,930 | 349,131 | 13.8 | 4.1 |
| 佐賀県 | 459,122 | 25,680 | 5.6 | 461,584 | 20,850 | 4.5 | 1.1 |
| 長崎県 | 572,533 | 42,450 | 7.4 | 565,611 | 40,360 | 7.1 | 0.3 |
| 熊本県 | 691,412 | 364,105 | 52.7 | 687,292 | 355,055 | 51.7 | 1.0 |
| 大分県 | 482,517 | 62,300 | 12.9 | 482,765 | 61,744 | 12.8 | 0.1 |
| 宮崎県 | 543,410 | 61,082 | 11.2 | 542,435 | 49,912 | 9.2 | 2.0 |
| 鹿児島県 | 750,690 | 36,432 | 4.9 | 741,133 | 35,562 | 4.8 | 0.1 |
| 沖縄県 | 712,633 | 239,542 | 33.6 | 664,033 | 73,942 | 11.1 | 22.5 |
| 合計 | 70,232,188 | 13,801,009 | 19.7 | 70,210,476 | 13,123,333 | 18.7 | 1.0 |

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業が有している浄水施設の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べて減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないと判断したこと、集計ミスの修正等による。

〈別紙3〉配水池の耐震化状況(平成23年度末)

都道府県別一覧表 ※1

| 都道府県名 | H23年度 | | | (参考)H22年度 | | | 耐震化率の 差 ※2 (H23-H22) ①-② |
|-------|----------------------------|----------------------------|-------------|----------------------------|----------------------------|-------------|-----------------------------------|
| | 全施設容量 (m ³) | 耐震化容量 (m ³) | 耐震化率 (%) | 全施設容量 (m ³) | 耐震化容量 (m ³) | 耐震化率 (%) | |
| | (A) | (B) | (B)/(A)=① | (C) | (D) | (D)/(C)=② | |
| 北海道 | 1,377,046 | 522,404 | 37.9 | 1,397,735 | 486,770 | 34.8 | 3.1 |
| 青森県 | 414,919 | 128,597 | 31.0 | 405,707 | 122,297 | 30.1 | 0.9 |
| 岩手県 | 354,648 | 97,287 | 27.4 | 331,777 | 87,383 | 26.3 | 1.1 |
| 宮城県 | 962,320 | 260,423 | 27.1 | 931,032 | 179,123 | 19.2 | 7.9 |
| 秋田県 | 236,300 | 96,792 | 41.0 | 242,245 | 91,687 | 37.8 | 3.2 |
| 山形県 | 336,246 | 121,425 | 36.1 | 321,719 | 109,592 | 34.1 | 2.0 |
| 福島県 | 579,524 | 121,613 | 21.0 | 582,415 | 120,094 | 20.6 | 0.4 |
| 茨城県 | 617,349 | 236,350 | 38.3 | 579,329 | 231,840 | 40.0 | -1.7 |
| 栃木県 | 628,443 | 165,663 | 26.4 | 601,262 | 118,164 | 19.7 | 6.7 |
| 群馬県 | 673,103 | 237,199 | 35.2 | 671,807 | 217,999 | 32.4 | 2.8 |
| 埼玉県 | 2,555,761 | 1,004,993 | 39.3 | 2,755,761 | 902,661 | 32.8 | 6.5 |
| 千葉県 | 1,797,783 | 801,848 | 44.6 | 1,763,376 | 806,449 | 45.7 | -1.1 |
| 東京都 | 3,283,900 | 1,887,031 | 57.5 | 3,275,400 | 1,788,231 | 54.6 | 2.9 |
| 神奈川県 | 2,979,565 | 1,030,800 | 34.6 | 2,980,765 | 909,265 | 30.5 | 4.1 |
| 新潟県 | 718,339 | 197,353 | 27.5 | 713,332 | 194,349 | 27.2 | 0.3 |
| 富山県 | 312,502 | 115,332 | 36.9 | 311,160 | 106,951 | 34.4 | 2.5 |
| 石川県 | 399,290 | 148,749 | 37.3 | 397,615 | 142,113 | 35.7 | 1.6 |
| 福井県 | 247,789 | 73,026 | 29.5 | 247,907 | 73,026 | 29.5 | 0.0 |
| 山梨県 | 228,208 | 105,712 | 46.3 | 324,060 | 104,782 | 32.3 | 14.0 |
| 長野県 | 828,174 | 207,344 | 25.0 | 793,972 | 192,522 | 24.2 | 0.8 |
| 岐阜県 | 534,755 | 270,524 | 50.6 | 512,549 | 258,582 | 50.5 | 0.1 |
| 静岡県 | 1,227,329 | 614,540 | 50.1 | 1,225,805 | 560,555 | 45.7 | 4.4 |
| 愛知県 | 2,161,126 | 1,686,625 | 78.0 | 2,149,380 | 1,640,779 | 76.3 | 1.7 |
| 三重県 | 764,236 | 362,841 | 47.5 | 768,934 | 386,928 | 50.3 | -2.8 |
| 滋賀県 | 416,908 | 188,368 | 45.2 | 415,984 | 185,868 | 44.7 | 0.5 |
| 京都府 | 824,652 | 276,991 | 33.6 | 825,635 | 212,595 | 25.7 | 7.9 |
| 大阪府 | 3,322,969 | 1,017,528 | 30.6 | 3,323,663 | 967,309 | 29.1 | 1.5 |
| 兵庫県 | 1,924,494 | 1,016,505 | 52.8 | 1,915,588 | 944,255 | 49.3 | 3.5 |
| 奈良県 | 642,972 | 343,040 | 53.4 | 643,494 | 297,340 | 46.2 | 7.2 |
| 和歌山県 | 353,388 | 106,130 | 30.0 | 351,717 | 98,792 | 28.1 | 1.9 |
| 鳥取県 | 189,717 | 58,722 | 31.0 | 184,937 | 46,487 | 25.1 | 5.9 |
| 島根県 | 174,487 | 70,654 | 40.5 | 156,309 | 44,365 | 28.4 | 12.1 |
| 岡山県 | 707,381 | 346,131 | 48.9 | 750,064 | 335,068 | 44.7 | 4.2 |
| 広島県 | 982,415 | 254,248 | 25.9 | 963,280 | 216,265 | 22.5 | 3.4 |
| 山口県 | 465,172 | 121,685 | 26.2 | 467,495 | 116,670 | 25.0 | 1.2 |
| 徳島県 | 221,261 | 57,363 | 25.9 | 199,704 | 55,423 | 27.8 | -1.9 |
| 香川県 | 426,388 | 156,330 | 36.7 | 426,288 | 129,116 | 30.3 | 6.4 |
| 愛媛県 | 387,939 | 167,208 | 43.1 | 385,037 | 143,295 | 37.2 | 5.9 |
| 高知県 | 173,703 | 42,350 | 24.4 | 185,200 | 33,350 | 18.0 | 6.4 |
| 福岡県 | 1,416,237 | 527,931 | 37.3 | 1,330,182 | 448,860 | 33.7 | 3.6 |
| 佐賀県 | 261,961 | 113,397 | 43.3 | 262,537 | 80,000 | 30.5 | 12.8 |
| 長崎県 | 400,897 | 87,620 | 21.9 | 384,506 | 48,631 | 12.6 | 9.3 |
| 熊本県 | 407,468 | 224,482 | 55.1 | 402,962 | 202,962 | 50.4 | 4.7 |
| 大分県 | 337,827 | 167,484 | 49.6 | 336,921 | 162,775 | 48.3 | 1.3 |
| 宮崎県 | 328,986 | 98,210 | 29.9 | 329,422 | 93,927 | 28.5 | 1.4 |
| 鹿児島県 | 559,924 | 64,516 | 11.5 | 554,111 | 58,816 | 10.6 | 0.9 |
| 沖縄県 | 621,995 | 414,580 | 66.7 | 600,488 | 342,380 | 57.0 | 9.7 |
| 合計 | 39,767,796 | 16,415,944 | 41.3 | 39,680,568 | 15,096,691 | 38.0 | 3.3 |

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業が有している配水池の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べて減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないと判断したこと、集計ミスの修正等による。

基礎自治体への権限移譲等

(義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大)

■水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準を条例で定めること

■水道技術管理者の資格基準を条例で定めること

水道法の一部改正《平成23年8月30日公布(平成24年4月1日施行)》

- 水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準については、水道事業又は水道用水供給事業を営むすべての地方公共団体（地方公共団体の組合含む。）が条例で定めることが原則となる。
- ただし、施行日(平成24年4月1日)から1年を超えない期間において、条例が制定されるまでの間は従前どおり(政令で定める資格(*1)とみなす)の経過措置を設けている。
- 政令で定めている資格基準については、市町村等の条例で参酌すべき基準(*2)とする。
- 受託水道業務技術管理者の資格基準は、条例等にかかわらず従前どおり政令で定める資格による。

(*1)政令で定める資格

従来の資格基準として、水道の布設工事監督者については、水道法施行令第4条(及び施行規則第9条)に、水道技術管理者については、水道法施行令第6条(及び施行規則第14条)による。

(*2)参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

1

基礎自治体への権限移譲等

(専用水道及び簡易専用水道等の権限の移譲)

■専用水道及び簡易専用水道に係る権限の移譲

水道法の一部改正《平成23年8月30日公布(平成25年4月1日施行)》

- 施行日(平成25年4月1日)から、専用水道及び簡易専用水道に係る以下の権限をすべての市に移譲すること。
 - ✓ 専用水道の布設工事の設計の確認等
 - ✓ 専用水道の給水開始の届出受理
 - ✓ 専用水道の業務委託の際の届出受理
 - ✓ 改善の指示、給水停止命令、報告徴収及び立入検査

施行日(平成25年4月1日)までの権限は、都道府県、保健所設置市及び特別区であるが、上記以降の権限は、都道府県、すべての市及び特別区となる。

○「専用水道等の権限移譲にかかる積極的な協力・連携について(H24.8.31付け事務連絡)」

【都道府県及びすべての市の水道事業者あてに周知】

・都道府県から市へ移譲する際、円滑に事務が移譲されるよう配慮いただきたい。

・移譲される市の行政部局において、専門的担当部署を有しない場合等にあつては、水道事業担当部局が積極的に関与し、移譲にかかる体制整備への協力をお願いする。

・水道事業担当部局において、事務を掌理する場合には、地方公営企業法適用事業として行う場合との区別に留意しつつ、市が行う水道法に基づく事務として執行する体制を整えていただきたい。

■飲用井戸等衛生対策要領の実施主体

・飲用井戸等衛生対策要領の実施主体についても、同じく、「都道府県、市又は特別区」とした。

→専用水道及び簡易専用水道に係る事務がすべての市に移譲されることを踏まえると、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についてもすべて市が実施することが適当であるため

2

「水道事業等の認可の手引き」の改訂(平成23年10月3日)

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等にあたっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組む

「水道事業等の認可の手引き」

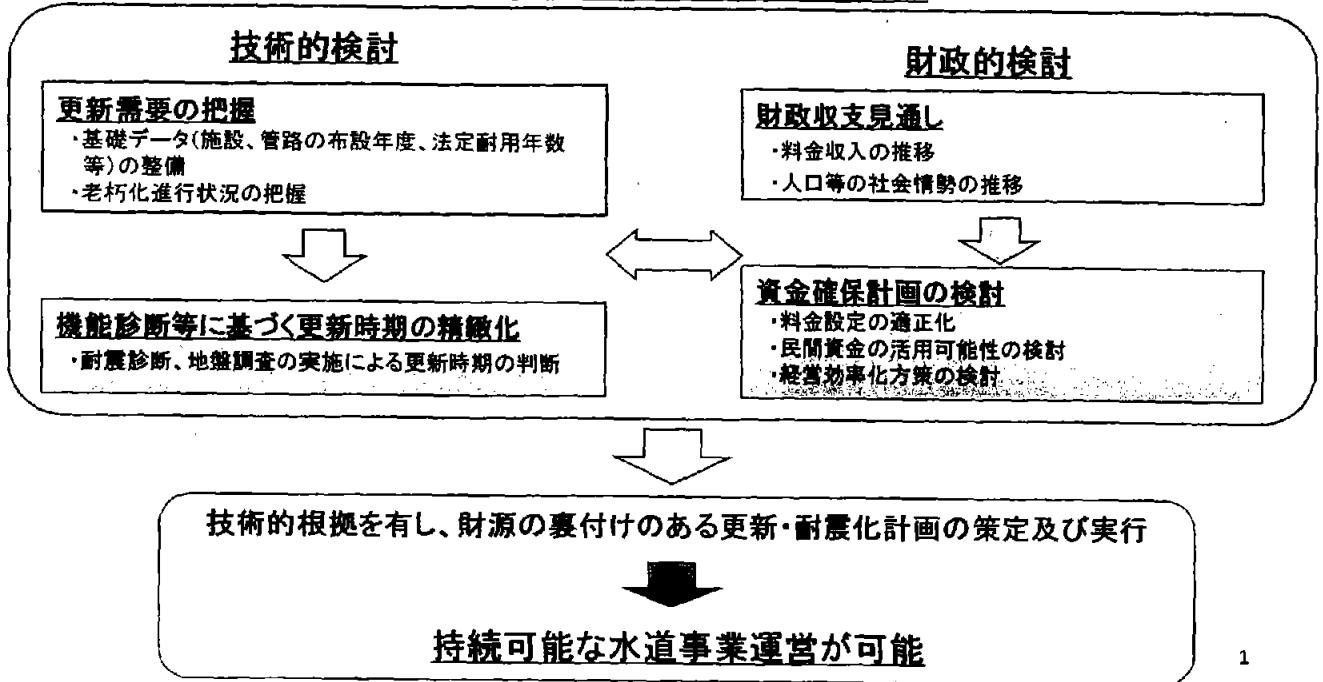
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf>

水道におけるアセットマネジメント(資産管理)

厚生労働省では、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を策定し、平成21年7月に公表。

＜アセットマネジメント実践上のポイント＞

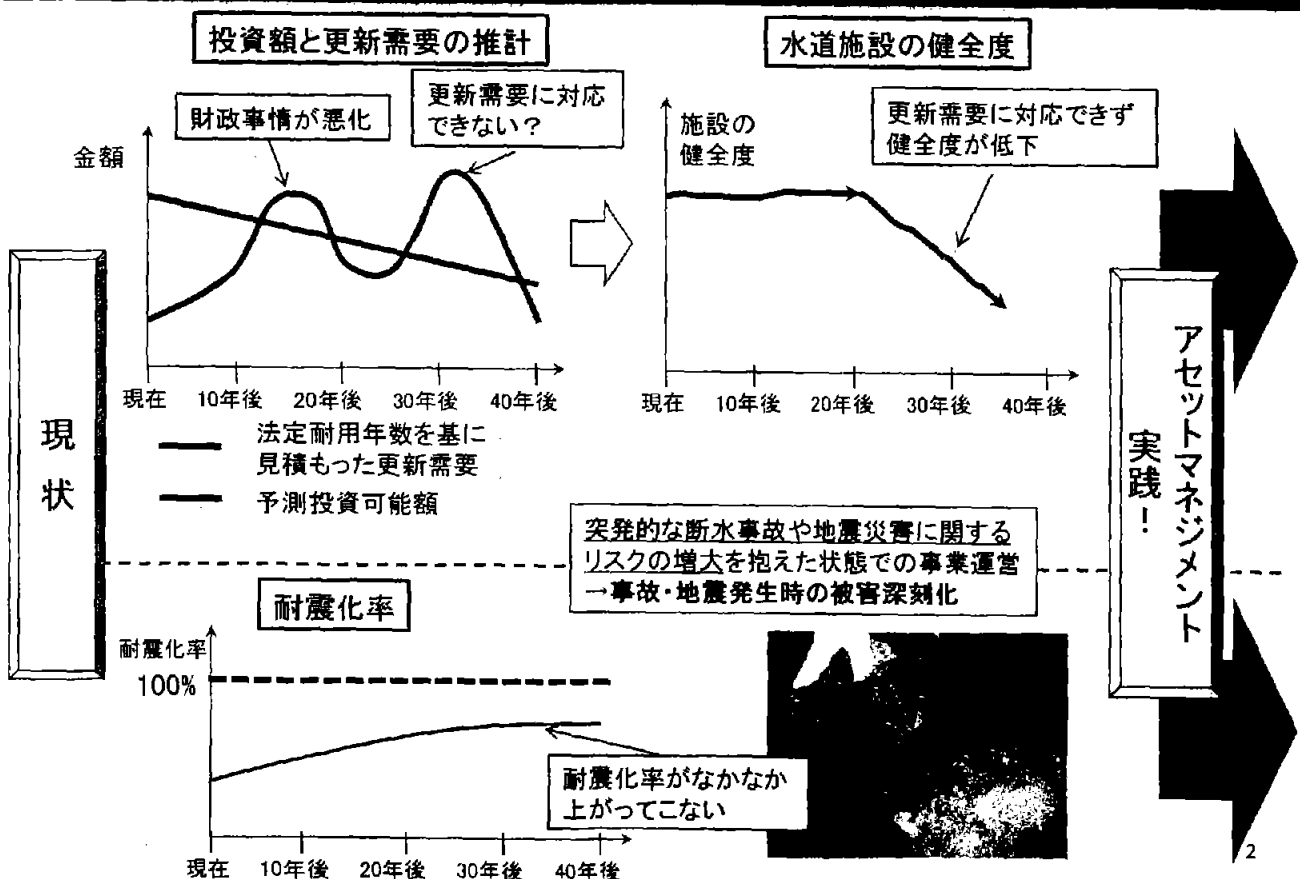
中長期的視点(概ね30～40年以上)



1

持続可能な水道事業を実現するための取り組み

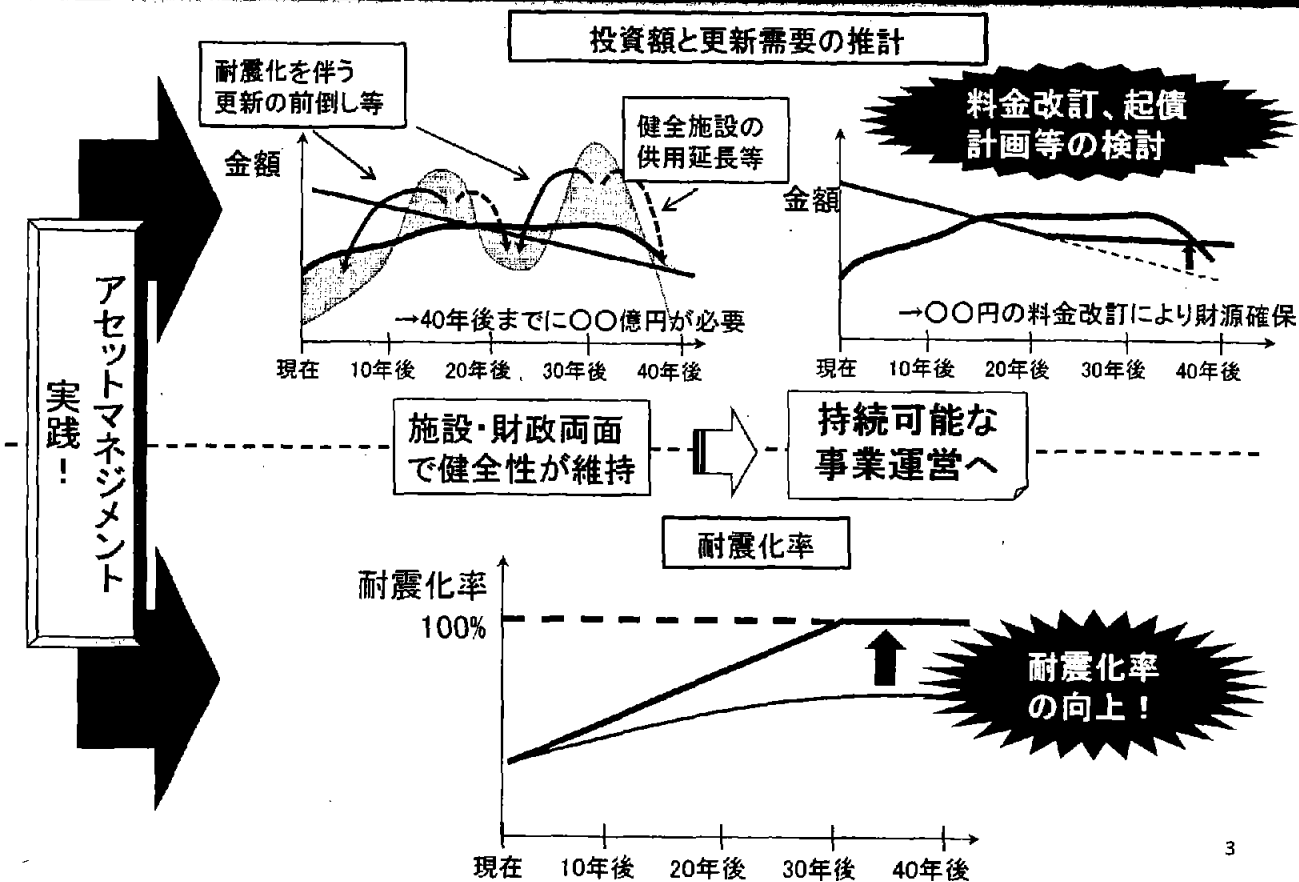
～アセットマネジメント実践のイメージ～



2

持続可能な水道事業を実現するための取り組み

～アセットマネジメント実践のイメージ～



3

- ・調査事業者数1,505事業者のうち、387事業者が実施中又は実施済み。
- ・事業規模が大きくなる程、実施割合が増加する傾向にある。

(単位:事業者数)

| 計画給水人口 | 5万人未満 | 5万人～10万人 | 10万人～25万人 | 25万人～50万人 | 50万人以上 | 用水供給事業 | 合計 |
|--------|-------|----------|-----------|-----------|--------|--------|-------|
| 調査事業者数 | 938 | 228 | 156 | 61 | 29 | 93 | 1,505 |
| 実施事業者数 | 77 | 95 | 93 | 41 | 23 | 58 | 387 |
| 割合 | 8.2% | 41.7% | 59.6% | 67.2% | 79.3% | 62.4% | 25.7% |

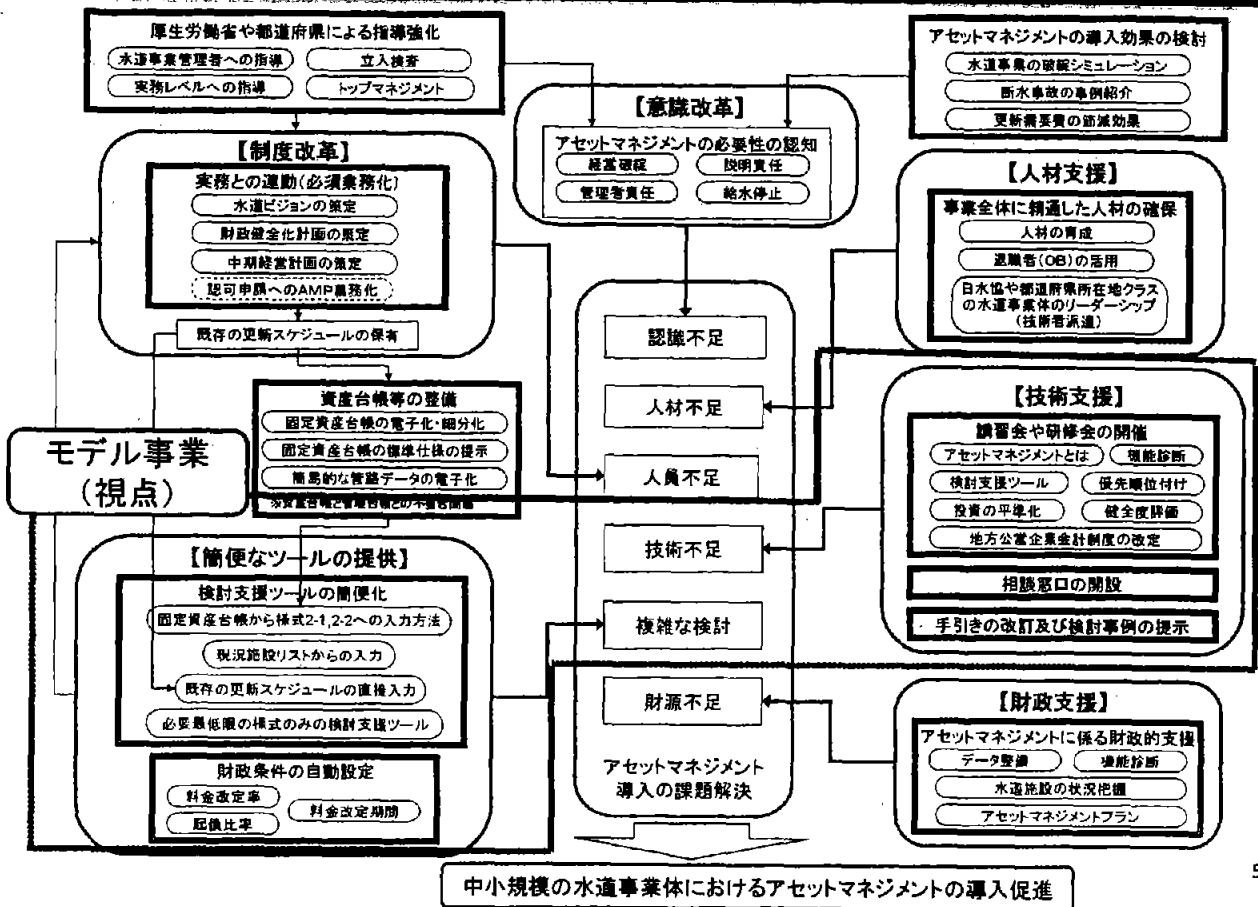
(単位:事業者数)

| 更新需要見通しの検討手法 | タイプA (簡略型) | タイプB (簡略型) | タイプC (標準型) | タイプD (詳細型) |
|--------------|------------|------------|------------|------------|
| タイプ1(簡略型) | 26 | 3 | 2 | |
| タイプ2(簡略型) | 11 | 92 | 58 | |
| タイプ3(標準型) | 3 | 9 | 159 | |
| タイプ4(詳細型) | | | | 10 |

※平成22年度運営状況調査より抽出。なお、タイプ分け項目の未回答事業者(14事業)は未計上。

【H24年度～】効率的な更新計画検討事業費12百万円
 高度経済成長期等に整備された水道施設の更新ピークや耐震化の進捗の遅れを背景として、中長期的視点に立った水道施設の計画的更新に不可欠なアセットマネジメントの取組を促進させるため、事業評価事例の収集やアセットマネジメント簡易ツールを作成する。(実施主体: 国)

アセットマネジメント実施における課題



5

アセットマネジメントの取組促進

【アセットマネジメント取組促進の具体的内容（H24）】

技術支援

簡便なツールの提供

- モデル事業体(3事業)により、簡易支援ツール(案)を実際に利用してアセットマネジメントを実施。
→ 埼玉県(小川町) 愛知県(高浜市) 広島県(庄原市)
- 簡易支援ツール(案)による試行作業を通して、課題を抽出し、内容の充実を図る。
- 都道府県(水道行政)との連携により、きめ細かな助言・フォローを行う。
- 全国で都道府県(水道行政)等がアセットマネジメント導入に向けた先導役としてのイニシアティブに期待。

アセットマネジメント導入の普及啓発
(中小規模事業における底上げ)

- ・日常業務にできるだけ負担をかけずに、アセットマネジメントに着手できるように
- ・多くの関係者に対してアセットマネジメントに興味の持てるような簡易なツールに
- ・中長期的視点をもって、将来の水道事業を見通すきっかけづくりに

都道府県(水道行政)との連携による
中小規模の水道事業体への助言・フォロー

- ・都道府県による地域の実情に応じたきめ細かな助言・フォローを
- ・地域ぐるみで中小規模水道事業体がアセットマネジメント導入の推進を
- ・アセットマネジメントを周辺地域一帯で広く普及することで、地域間での積極的な情報交換を

6

事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(平成19年7月策定、平成23年7月改訂)

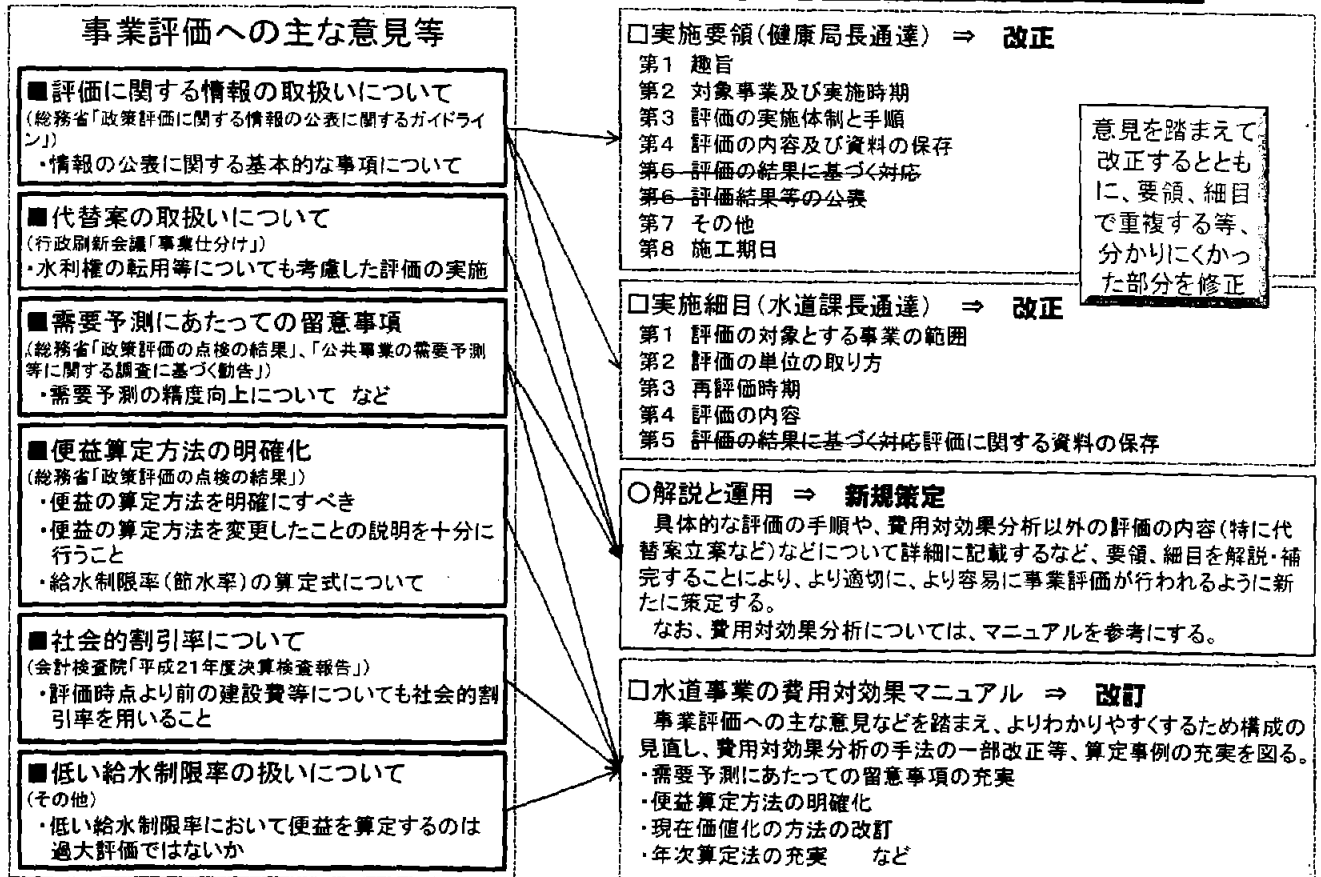
「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(平成23年7月策定)

に基づき、適切に評価を実施

※事業評価の事例や知見の蓄積、総務省における政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)や行政刷新会議「事業仕分け」における評価などを踏まえ、平成23年7月、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正するとともに、解説と運用を新たに策定

| | |
|-------------|---|
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業 ○水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業 ○水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る) <p>※地域自主戦略交付金から、水道施設整備費に振り替わる事業も対象</p> |
| 事前評価 | 事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施 |
| 再評価 | <p>事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施</p> <p>なお、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入)</p> <p>また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施</p> |

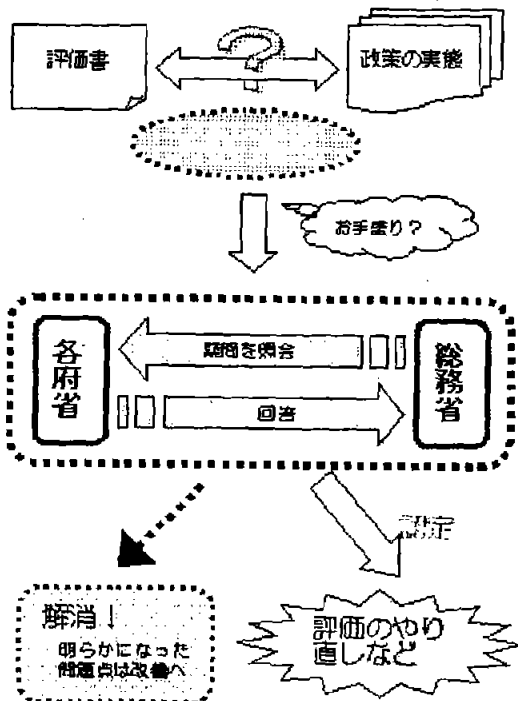
要領、細目等の改正(平成23年7月)の主な内容について



意見を踏まえて改正するとともに、要領、細目で重複する等、分かりにくかった部分を修正

総務省の点検(認定活動)について

総務省による政策評価の内容点検 《 認定関連活動 》



《総務省による点検概要》

- (1) 総務省により各府省の政策評価について、「社会経済の実態を反映していないのではないか」など評価の内容面の点検が行われる。
- (2) 疑問を抱いたものについて、各府省に事実関係や考え方の照会などが行われる。
- (3) 疑問が解消しない場合には、必要に応じて評価のやり直しなどの必要性が「認定」されることとなる。また、疑問が解消した場合でも、この過程で明らかになった問題点は、各府省に改善を求められる。

《総務省による最近の公共事業に係る政策評価の点検結果》

- 平成22年度の点検結果(平成23年8月26日)
点検対象 4省11事業124件
このうち、52件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、簡易水道施設整備事業について4件の指摘あり。
- 平成23年度の点検結果(平成24年3月30日)
点検対象 3省10事業51件
このうち、11件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、特に指摘は無し。

《指摘事項の類型 (平成23年度点検結果からの事例)》

- ①計上する便益の算出過程に疑義
- ②計上する費用の算出過程に疑義
- ③評価結果に関する説明が不十分
- ④需要予測に疑義
- ⑤計上されている費用及び便益の現在価値に疑義
- ⑥費用として計上しないことに疑義

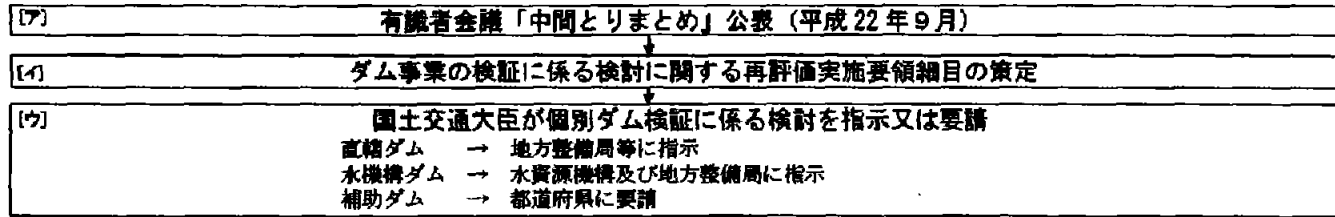
事業評価の適正な水需要予測の実施

事業評価において、便益算定にあたっての将来の水需要予測が事業実施又は継続の判断の可否に影響するような場合は、その予測が適切に実施されなければならない。

- マニュアル(*)では、便益算定の基礎となる人口、需要水量等の将来値は、原則として直近の実績値や水使用実態を勘案した合理的な予測を行うものとしている。
- また、客観的に見て妥当なものとなるよう以下の事項に留意することとしている。
 - ・人口推計は、コーホート要因法など人口動態の実績に基づいて推計
 - ・需要予測は、重回帰など、できるかぎり要因分析的な手法により推計
- 事業評価により算出された水需要予測は、次回の事業認可又は届出における水需要予測の簡素化が可能となることに留意し、適正に算出すること。

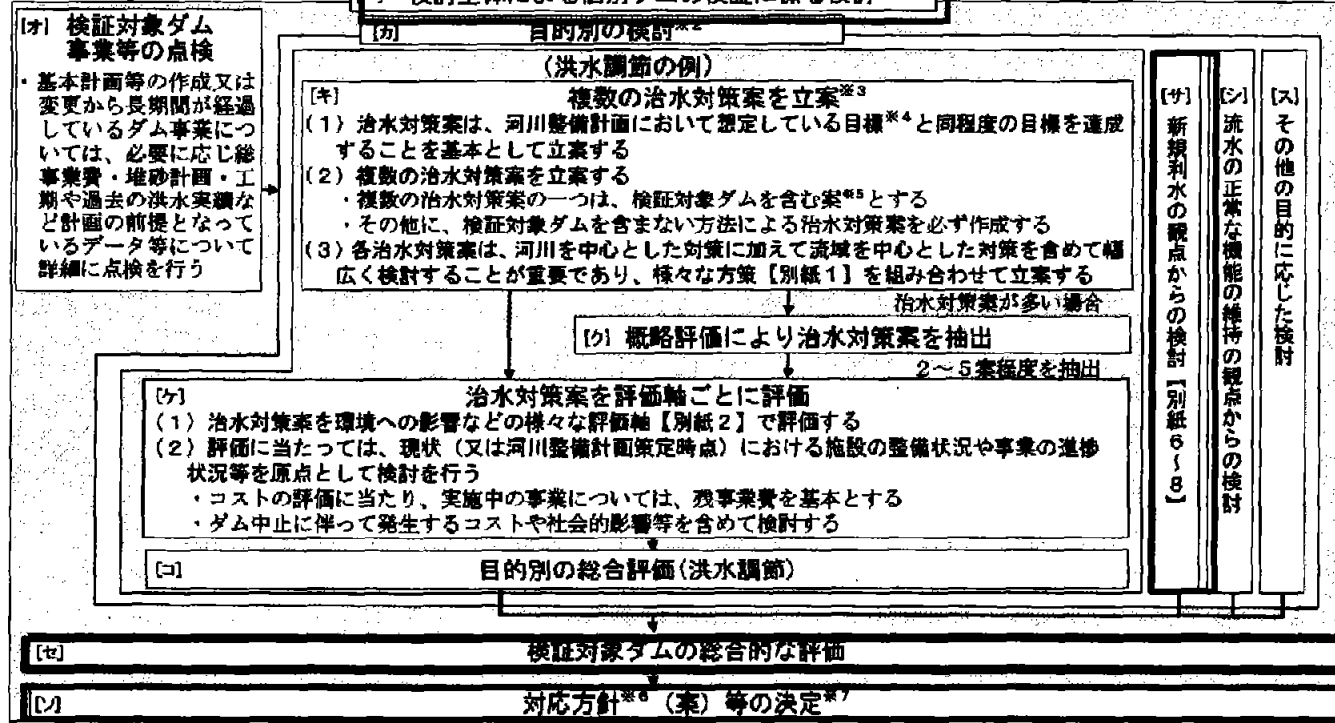
※「水道事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年7月改訂)」

中間とりまとめ 個別ダムの検証の進め方等



【個別ダム検証に係る検討の流れ】

[エ] 検討主体による個別ダムの検証に係る検討^{*1} 検討主体: 地方整備局等、水資源機構、都道府県

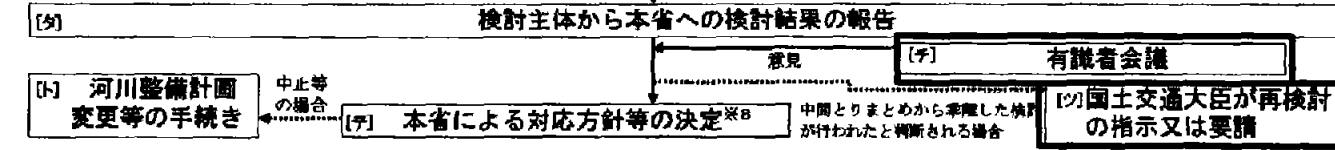


[ナ] 【検証の進め方のポイント】

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める^{**8}
- ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定する。



1 検討に当たっては、流域及び河川の概要(流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画)、検証対象ダム事業の概要(目的、経緯、進捗状況等)について整理しておくことが重要である。

2 目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。

3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な案の組み合わせで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する案の組み合わせの案を検討することを基本とする。

4 一般河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、概ね最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。

5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。

^{**6} 事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)をいう。

^{**7} 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針(案)の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

^{**8} 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

^{**9} 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

中間とりまとめ 個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

利水参画者に対し、

ダム事業参画継続の意思があるか、
開発量として何m³/sが必要か確認 ※1
検討主体において、その算出が妥当に行われて
いるか確認

代替案が考えられないか検討するよう
要請

※1 利水参画者において水需給計画
の点検・確認を行うよう要請。

検討され
ない場合

検討された場合

検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を、可
能な範囲で確認
(例)代替案が地下水利用の場合、地盤沈下や水質の面で問題がな
いか などを確認 (必要に応じ、関係機関の見解を求める)

検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能
な範囲で代替案を検討

検討主体
直轄ダム → 地方整備局等
水圏圏ダム → 水資源機構及び地方整備局
補助ダム → 都道府県 (地方整備局が協力)

概略検討により、利水対策案を抽出 ※2

※2 利水対策案は代替案又は代替案の組合
せにより立案する。

利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取 ※3

※3 意見聴取先は利水参画者以外に、
関係河川使用者や関係自治体が考え
られる。

利水対策案を評価軸ごとに検討

利水対策案について総合的に検討

○ 利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案
する。

検証の状況

2月26日現在、83ダム事業のうち、54ダム事業で検証が済み、このうち36ダム事業が継続、18ダム事業が中止となった

| | 直轄 | 機構 | 補助 | 合計 |
|------|--|-------|--|----|
| 検証対象 | 25 | 5 | 53 | 83 |
| 継続 | 11 | 1 | 24 | 36 |
| | 新桂沢ダム(北海道開発局)、三笠ぼんべつダム(北海道開発局)、平取ダム(北海道開発局)、サンルダム(北海道開発局)、成瀬ダム(東北地方整備局)、八ツ場ダム(関東地方整備局)、足羽川ダム(近畿地方整備局)、横瀬川ダム(四国地方整備局)、山鳥坂ダム(四国地方整備局)、大分川ダム(九州地方整備局)、立野ダム(九州地方整備局) | 小石原ダム | 厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、築川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、儀明川ダム(新潟県)、新保川ダム再開発(新潟県)、内ヶ谷ダム(岐阜県)、河内川ダム(福井県)、吉野瀬川ダム(福井県)、安威川ダム(大阪府)、金出地ダム(兵庫県)、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、庄原生活貯水池(広島県)、平瀬ダム(山口県)、栂川ダム(香川県)、和食ダム(高知県)、春遠生活貯水池(高知県)、五ヶ山ダム(福岡県)、伊良原ダム(福岡県)、石木ダム(長崎県)、浦上ダム(長崎県)、玉来ダム(大分県)、木屋川ダム再開発(山口県) | |
| 中止 | 4 | 0 | 14 | 18 |
| | 戸草ダム(中部地方整備局)、荒川上流ダム再開発(関東地方整備局)、吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局) | | 奥戸生活貯水池(青森県)、大多喜ダム(千葉県)、常浪川ダム(新潟県)、晒川生活貯水池(新潟県)、黒沢生活貯水池(長野県)、駒沢生活貯水池(長野県)、布沢川生活貯水池(静岡県)、北川ダム(滋賀県)、武庫川ダム(兵庫県)、大谷川生活貯水池(岡山県)、柴川生活貯水池(徳島県)、五木ダム(熊本県)、タイ原ダム(沖縄県)、大和沢ダム(青森県) | |

(2月26日時点)

※国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で作成

検証の状況（検討主体における議論の例）

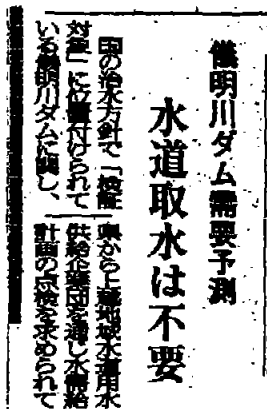
○儀明川ダム(F, N, W, S。建設主体:新潟県。水道事業者:上越地域水道用水供給企業団)

水道事業については、最新のデータを基に将来の水需要予測を行った結果、新たな必要量はゼロとなり、ダム事業に参画しない(H22.11)。ただし、治水、消雪の必要性があることから、ダム事業の継続は妥当とされている(平成23年度第1回新潟県公共事業再評価委員会 H23.9)

○大谷川ダム(F, N, W。建設主体:岡山県。水道事業者:新見市)

「ダム案(約30.8億円、うち水道約3.6億円)」と、「ダムを建設しない場合の対策案(約9.8億円、うち水道約9.5億円)」による総コストを比較すると、ダムを建設しない場合でも、治水及び利水の目的は達成され、大幅なコスト縮減が見込まれることから、「ダムを建設しない場合の対策案」が適当であり、大谷川ダム事業を継続することは適当でない。(大谷川ダム検討会議 H23.7) ※両ダムとも検証中

<上越タイムス (H22.11.2)>



上越市は「儀明川ダム」の建設を断念し、治水と利水を確保する方針を固めた。市は「儀明川ダム」の建設費が約30.8億円と、治水と利水を確保するための治水対策費と利水対策費の合計約9.8億円に比べて、大幅なコスト増となることから、ダムを建設しない場合の対策案が適当であると判断した。また、治水と利水の目的は達成され、大幅なコスト縮減が見込まれることから、ダムを建設しない場合の対策案が適当であると判断した。また、治水と利水の目的は達成され、大幅なコスト縮減が見込まれることから、ダムを建設しない場合の対策案が適当であると判断した。



大谷川ダム建設中止へ
コスト重視し結論
利水確保も重視
大谷川ダム建設中止へ
コスト重視し結論
利水確保も重視

<山陽新聞 (H23.7.7)>

山陽新聞 (H23.7.7) の記事内容に関する詳細な説明や補足情報。

検証の状況（有識者会議における議論の例）

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議（第13回(3月2日)）においては、水道事業に関して、水の需要量が増え続けることや水の権利調整などについての議論がされている

「五ヶ山ダム事業検証に関する検討 報告書」より

表 2.21 新規需要内訳

| 企業名 | 給水区域 | 現在における需要量 | | | 将来需要(平成32年) | | |
|---------------------|-------|-----------|---------------------------|------------|-------------|---------------------------|------------|
| | | 行政区画内人口 | 必要給水量 | 給水人口 | 平成32年地区推定人口 | 計画給水量 | 給水人口 |
| 広域水道(6市7町1企業団1事業組合) | 福岡都市圏 | 2,377,322 | 895,070 m ³ /日 | 2,284,045人 | 2,521,561人 | 878,695 m ³ /日 | 2,478,581人 |
| | | | | 304 | | | 354 |

計画値：「福岡地域広域的な水道整備計画書 平成18年10月 福岡県」より
実績値：「福岡県の水道」より

※上記数値は、福岡地区水道企業団体の構成団体である福岡市、春日孤河川水道企業団(春日市、那珂川町)、大野城市、筑紫野市、太宰府市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、久山町、篠栗町、新宮町、古賀市、糸島市(旧前原市、旧志摩町、旧二丈町)、京畿地区事業組合(京都市、播磨市)の6市7町1企業団1事業組合(9市8町)の合計値である。

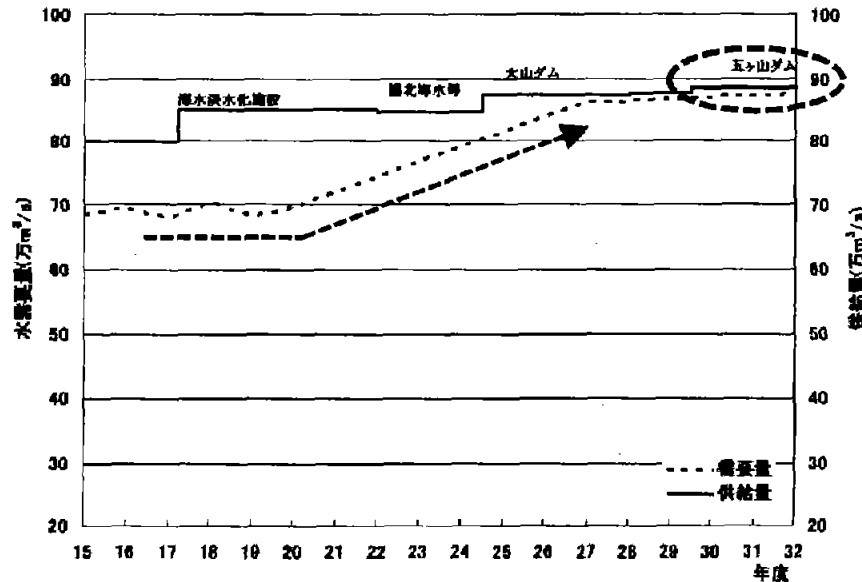


図 2.27 福岡都市圏の水需要と供給計画

有識者会議における議論

平成23年3月2日(水) 朝日新聞(朝刊)

福岡の2ダム 「継続」に疑義
国土交通省有識者会議
政権交代後のダムの見直しで、福岡県が全国で最も早く「事業継続」との結論を出した二つの補助ダムを巡り、国土交通省の有識者会議は1

日、県の検証が妥当だったか否かを審議した。「基本的に「是了とする」としたが、将来の水需要の予測に疑問がある」という声も相次いだ。
福岡県が事業主体の五ヶ山ダム(那珂川町)と伊良原ダム(みやこ町)。県が、五ヶ山ダムについて水の需要量が増え続ける前提で検証した点について、複数の委員が「おかしい」と指摘した。伊良原ダムを巡りても、水の権利調整で水の供給が可能ではと疑問が出た。

検証の状況（予断を持たない検討の実施のお願い）

水道事業者においても、直近の実績値や水使用実態等を勘案し、ダム開発量や代替案立案の可能性などについて、予断を持たず検討するなど、検討主体に対して必要な協力を引き続き実施するようお願い申し上げます。

事務連絡
平成22年9月30日

別添

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者

御中

厚生労働省健康局水道課

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について

日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定されました。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめには、今後の治水対策の方向性や、個別ダムの検証にあたっての手順、評価軸などが示されています。また、検証は治水だけでなく、新規利水の観点からの検討も行うことになっており、利水代替案や評価軸などが示されています。

今後の水道行政の推進や水道に関する計画の検討、策定等にあたって参考となると考えますので、お知らせいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いします。また、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業に参画する水道事業者に対しては別添についてもあわせて周知をお願いします。

本件問い合わせ先
厚生労働省健康局水道課
中須賀 山田
電話03(6253)1111 内線4010、4014

個別ダムの検証にあたってのお願い

中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされました。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。その後、検討主体においては、治水等もあわせて総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされますが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。

つきましては、検証ダムに参画している水道事業者におかれましては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、**必要な協力を実施するようお願い**申し上げます。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、**検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い**申し上げます。

新水道ビジョン策定の経緯と今後の予定

- 現行水道ビジョン(平成16年6月)の策定から8年以上が経過
- 東日本大震災による水道施設の大規模な被災を経験したこと
- 人口減少による給水収益の減少で将来の事業環境が懸念されること

水道を取り巻く環境の大きな変化

新水道ビジョン策定検討会を設置して検討を開始 (平成24年2月から)

新水道ビジョン策定検討会
(平成24年2月10日から 計13回)

東日本大震災の被災事業者との意見交換会
(8月22-23日、9月29日)

市民参加の会議
(ワークショップ12月22日)

■有識者・水道事業者・都道府県衛生部局・水道関係団体・消費者を構成員とし、特定テーマに基づく検討や東日本大震災の被災事業者からヒアリング等を行い、新水道ビジョン策定のための検討を進めている。

シンポジウムの開催(平成25年3月1日)

パブリックコメントの募集(平成25年3月15日まで)

新水道ビジョンの公表

(H24年度中・3月を予定)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ahdf.html#shingi111> で資料等公開

新水道ビジョンについて

水道ビジョン (平成16年6月策定・平成20年改訂)

【基本理念】世界のトップランナーとしてチャレンジし続ける水道

世界のトップランナーのバトンを未来へつなぎ、水道を次の世代に継承

新水道ビジョン(案)

- 施設の老朽化が進行し、整備資金が必要
- 大規模地震災害に備え、耐震対策が必要
- ↓
- 一方で、料金収入が減少し、財源不足
- 適切な施設整備を行うための人材が枯渇

【基本理念】
地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

取組みの方向性

- 安全**
安全な水の供給
- 強靱**
強靱な水道の構築
- 持続**
持続性の確保

方策推進の要素

- 挑戦**
将来の課題に挑戦する意識を持って取り組むこと
- 連携**
関係者間の連携によって方策を推進すること

方策の推進

役割分担の明示

- ✓都道府県ビジョンの策定
- ✓水道事業ビジョンの策定

各種方策の推進(例)

- ✓アセットマネジメントの徹底
- ✓水道施設のレベルアップ
・施設更新、耐震化
- ✓広域化・官民連携等による組織力アップ

新水道ビジョンにおける実現方策について

■ 水道関係者によって「挑戦」「連携」をもって取り組むべき方策 (3つの種別に分類し、15項目に区分)

1 関係者の内部方策

- (1) 水道施設のレベルアップ
- (2) 資産管理の活用
- (3) 人材育成・組織力強化
- (4) 危機管理対策
- (5) 環境対策(Ⅰ)

2 関係者間の連携方策

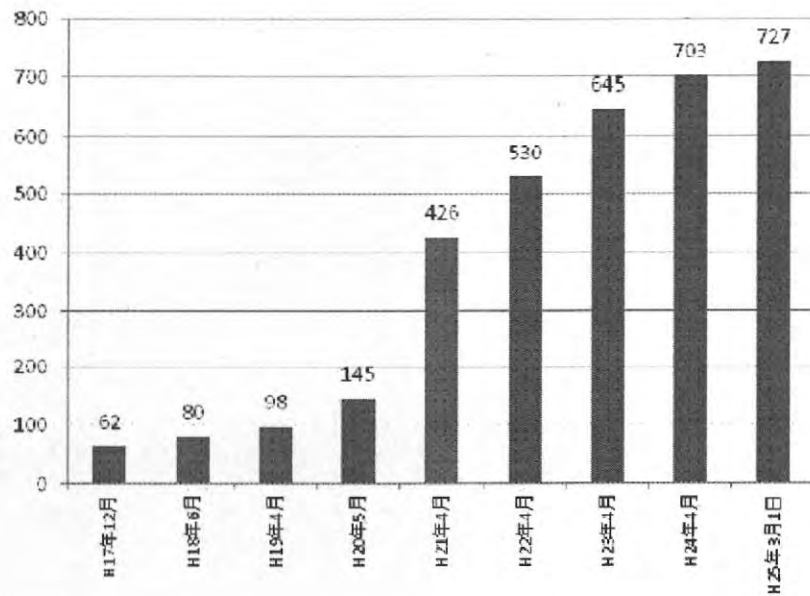
- (1) 住民との連携(コミュニケーション)の促進
- (2) 発展的広域化
- (3) 官民連携の推進
- (4) 技術開発、調査・研究の拡充
- (5) 国際展開
- (6) 環境対策(Ⅱ)

3 新たな発想で取り組むべき方策

- (1) 料金制度の最適化
- (2) 小規模水道(簡易水道事業・飲料水供給施設)対策
- (3) 小規模自家用水道等対策
- (4) 多様な手法による水供給

地域水道ビジョン策定状況の推移

○地域水道ビジョン策定状況の推移
(上水道事業及び水道用水供給事業における合計プラン数)

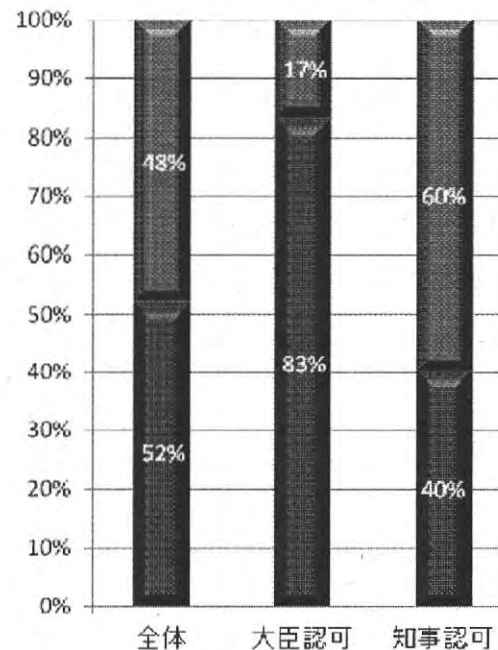


※厚生労働省において内容を確認できた年月による
※複数事業を1プランでまとめているものがあるため、事業数とは一致しない。

○規模別地域水道ビジョン策定状況
(H25年3月1日現在)

事業数割合（上水道）

■策定済 ■未策定

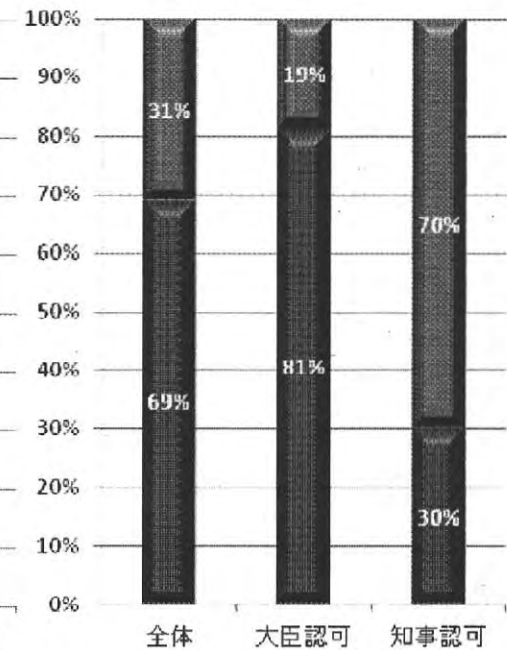


【策定済事業数内訳】

全体：748
大臣認可：336
知事認可：412

事業数割合（用水供給）

■策定済 ■未策定



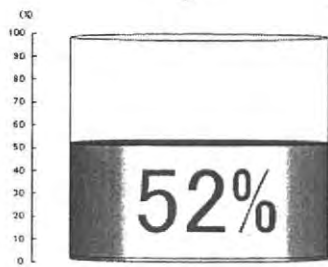
【策定済事業数内訳】

全体：68
大臣認可：61
知事認可：7

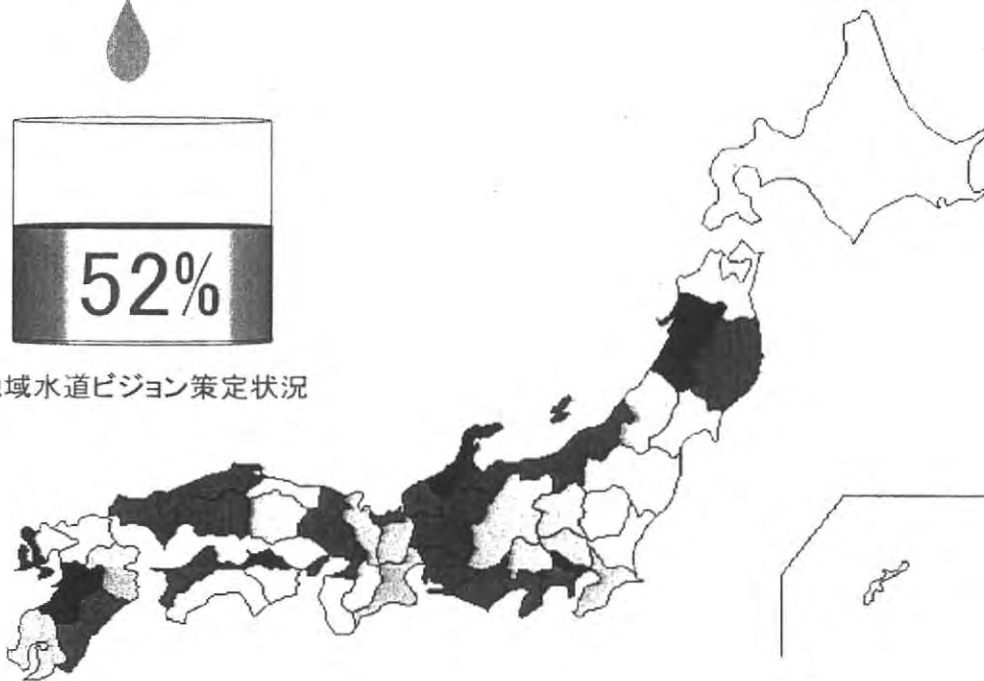
※「策定済」とは厚生労働省において内容を確認できたもの

平成25年3月1日現在

都道府県別地域水道ビジョン策定状況(上水道事業) 《事業数割合》

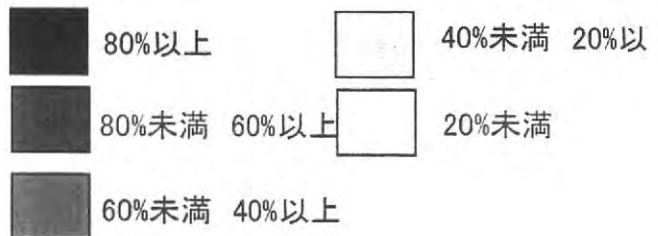


全国地域水道ビジョン策定状況



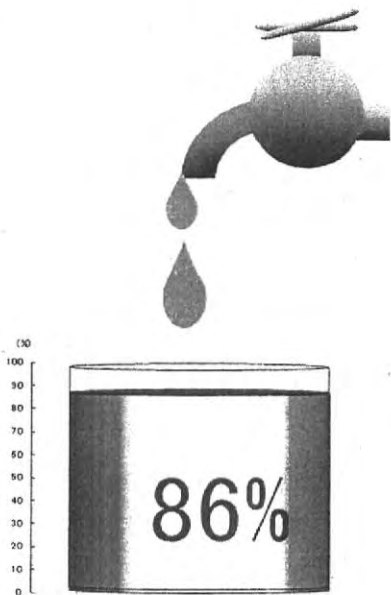
$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定数}}{\text{上水道事業数}}$$

凡 例

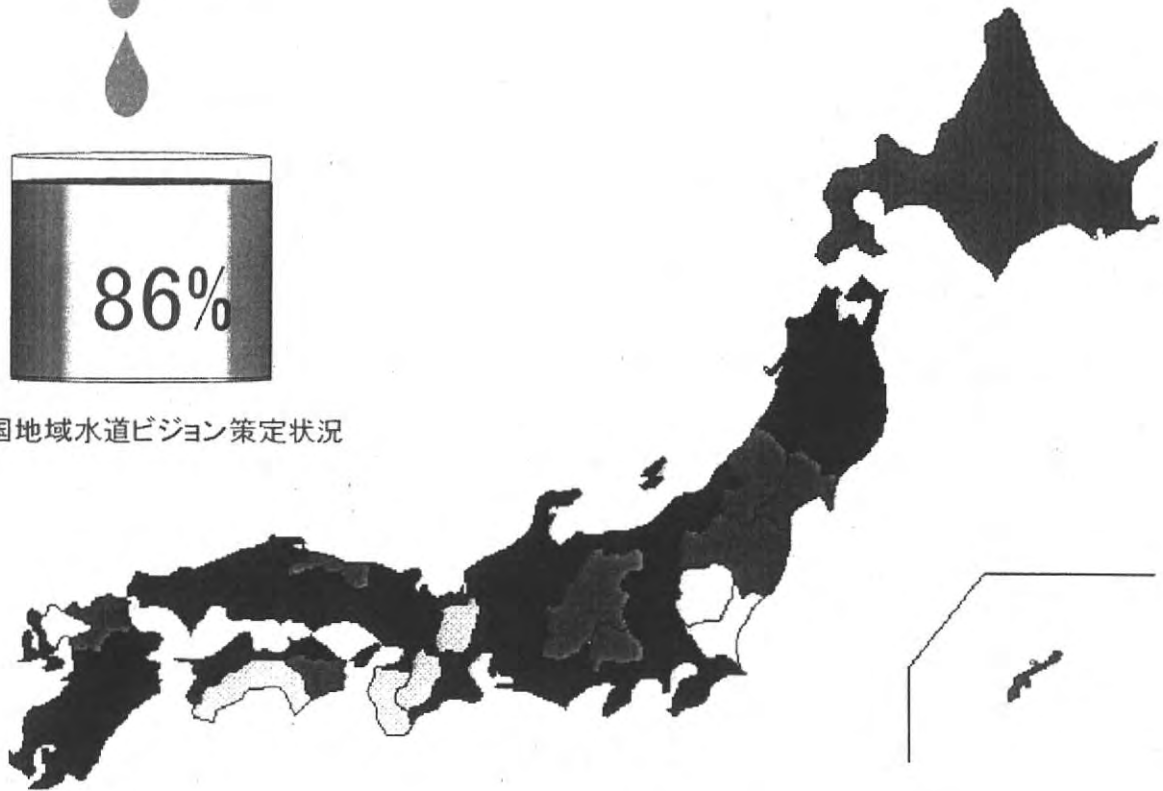


平成25年3月1日現在

都道府県別地域水道ビジョン策定状況(上水道事業) 《給水人口割合》




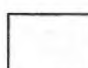



全国地域水道ビジョン策定状況



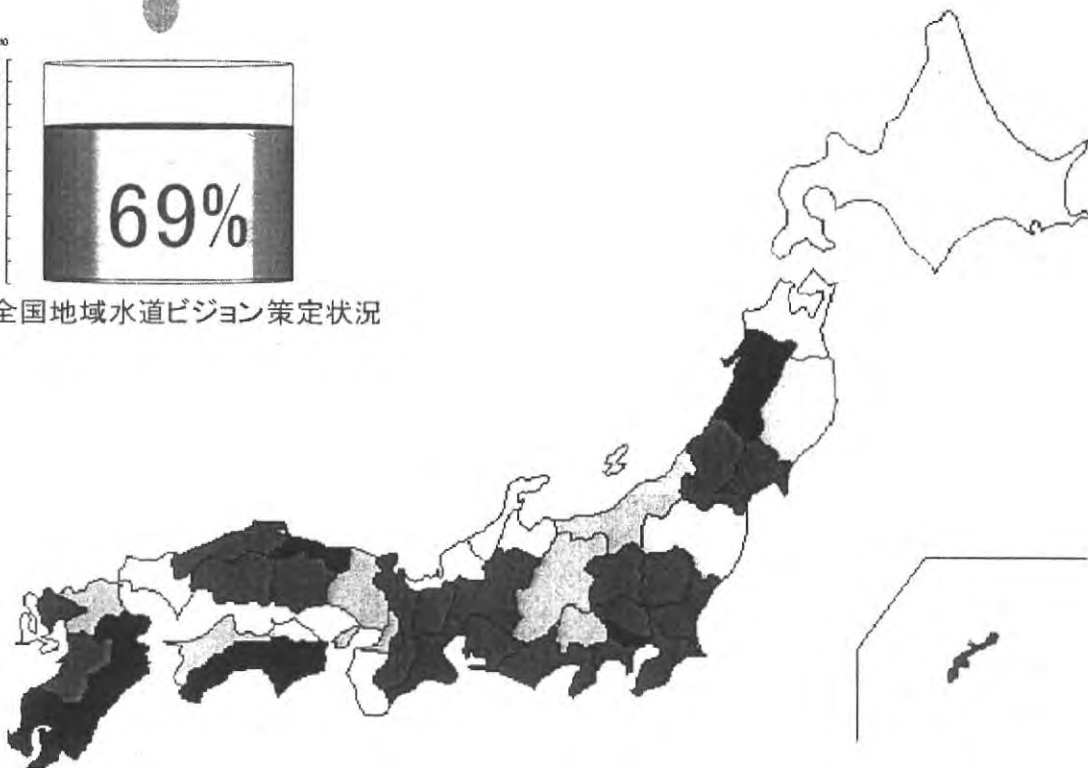
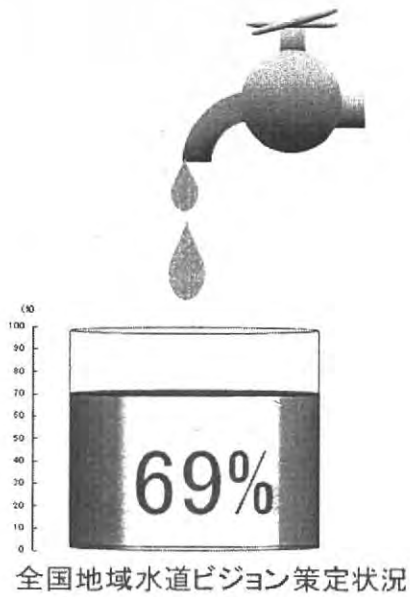
$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定給水人口(人)}}{\text{給水人口(人)}}$$

凡 例

- | | | | |
|---|-------------|---|------------|
|  | 80%以上 |  | 60%未満 50%以 |
|  | 80%未満 70%以上 |  | 50%未満 |
|  | 70%未満 60%以上 | | |

平成25年3月1日現在

都道府県別地域水道ビジョン策定状況(用水供給事業) 《事業数割合》

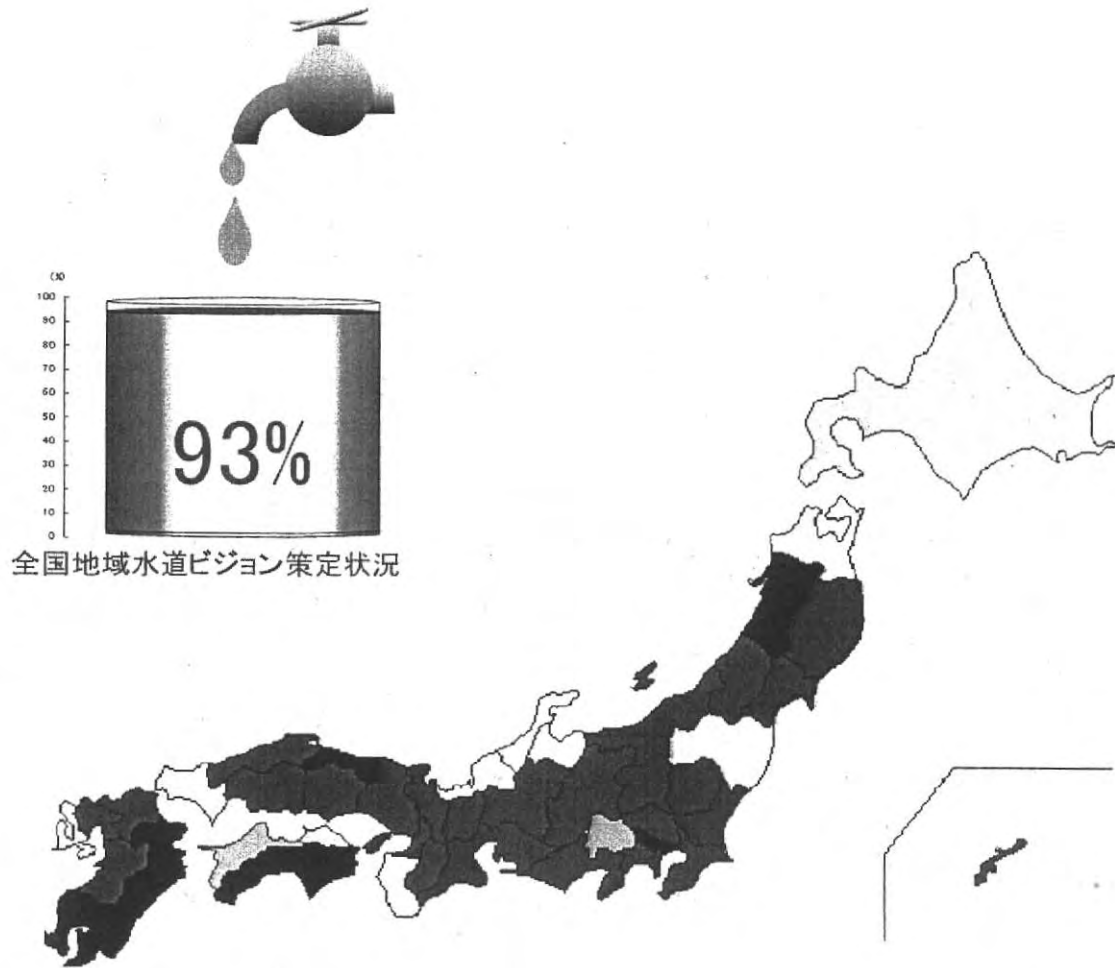


$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定数}}{\text{水道用水供給事業数}}$$

| 凡 例 | |
|------------|------------|
| 75%以上 | 50%未満 25%以 |
| 75%未満 50%以 | 25%未満 |
| 水道用水供給事業なし | |




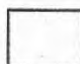

平成25年3月1日現在

都道府県別地域水道ビジョン策定状況(用水供給事業) 《1日最大給水量割合》



$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定給水量}}{\text{水道用水供給事業給水量}}$$

凡 例

- | | |
|---|--|
|  75%以上 |  50%未満 25%以 |
|  75%未満 50%以上 |  25%未満 |
|  水道用水供給事業なし | |

地域水道ビジョン都道府県別策定状況(大臣認可事業)

平成25年3月1日現在

| 都道府県 | 上水道事業 | | | 用水供給事業 | | |
|---------|---------|--------------|-------|---------|--------------|-------|
| | 大臣認可事業数 | 地域ビジョン策定済事業数 | 割合(%) | 大臣認可事業数 | 地域ビジョン策定済事業数 | 割合(%) |
| 01 北海道 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 02 青森県 | 4 | 3 | 75 | 1 | 0 | 0 |
| 03 岩手県 | 6 | 5 | 83 | 2 | 1 | 50 |
| 04 宮城県 | 10 | 7 | 70 | 2 | 2 | 100 |
| 05 秋田県 | 4 | 4 | 100 | 0 | 0 | - |
| 06 山形県 | 5 | 5 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 07 福島県 | 9 | 9 | 100 | 2 | 1 | 50 |
| 08 茨城県 | 14 | 9 | 64 | 4 | 4 | 100 |
| 09 栃木県 | 10 | 5 | 50 | 2 | 2 | 100 |
| 10 群馬県 | 10 | 9 | 90 | 4 | 4 | 100 |
| 11 埼玉県 | 38 | 30 | 79 | 1 | 1 | 100 |
| 12 千葉県 | 22 | 15 | 68 | 6 | 6 | 100 |
| 13 東京都 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - |
| 14 神奈川県 | 8 | 7 | 88 | 1 | 1 | 100 |
| 15 新潟県 | 10 | 9 | 90 | 3 | 2 | 67 |
| 16 富山県 | 4 | 4 | 100 | 4 | 1 | 25 |
| 17 石川県 | 6 | 6 | 100 | 1 | 0 | 0 |
| 18 福井県 | 4 | 4 | 100 | 2 | 0 | 0 |
| 19 山梨県 | 3 | 3 | 100 | 1 | 1 | 100 |
| 20 長野県 | 9 | 9 | 100 | 2 | 2 | 100 |
| 21 岐阜県 | 7 | 6 | 86 | 1 | 1 | 100 |
| 22 静岡県 | 12 | 12 | 100 | 4 | 4 | 100 |
| 23 愛知県 | 32 | 29 | 91 | 1 | 1 | 100 |
| 24 三重県 | 9 | 9 | 100 | 2 | 2 | 100 |
| 25 滋賀県 | 11 | 8 | 73 | 2 | 2 | 100 |
| 26 京都府 | 10 | 8 | 80 | 1 | 1 | 100 |
| 27 大阪府 | 34 | 25 | 74 | 1 | 1 | 100 |
| 28 兵庫県 | 17 | 13 | 76 | 2 | 2 | 100 |
| 29 奈良県 | 8 | 7 | 88 | 1 | 1 | 100 |
| 30 和歌山県 | 3 | 3 | 100 | 0 | 0 | - |
| 31 鳥取県 | 2 | 2 | 100 | 0 | 0 | - |
| 32 島根県 | 2 | 2 | 100 | 2 | 2 | 100 |
| 33 岡山県 | 6 | 6 | 100 | 4 | 4 | 100 |
| 34 広島県 | 7 | 7 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 35 山口県 | 9 | 8 | 89 | 1 | 0 | 0 |
| 36 徳島県 | 2 | 2 | 100 | 0 | 0 | - |
| 37 香川県 | 5 | 5 | 100 | 1 | 0 | 0 |
| 38 愛媛県 | 4 | 4 | 100 | 1 | 1 | 100 |
| 39 高知県 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - |
| 40 福岡県 | 18 | 10 | 56 | 3 | 2 | 67 |
| 41 佐賀県 | 5 | 2 | 40 | 2 | 2 | 100 |
| 42 長崎県 | 4 | 3 | 75 | 1 | 0 | 0 |
| 43 熊本県 | 2 | 2 | 100 | 0 | 0 | - |
| 44 大分県 | 3 | 3 | 100 | 0 | 0 | - |
| 45 宮崎県 | 3 | 3 | 100 | 0 | 0 | - |
| 46 鹿児島県 | 4 | 4 | 100 | 0 | 0 | - |
| 47 沖縄県 | 9 | 8 | 89 | 1 | 1 | 100 |
| 合計 | 406 | 336 | 83 | 75 | 61 | 81 |

※事業数は、平成22年度水道統計データによる。

※策定済事業数は、厚生労働省で内容を確認できたものを計上。

地域水道ビジョン都道府県別策定状況(都道府県知事認可事業)

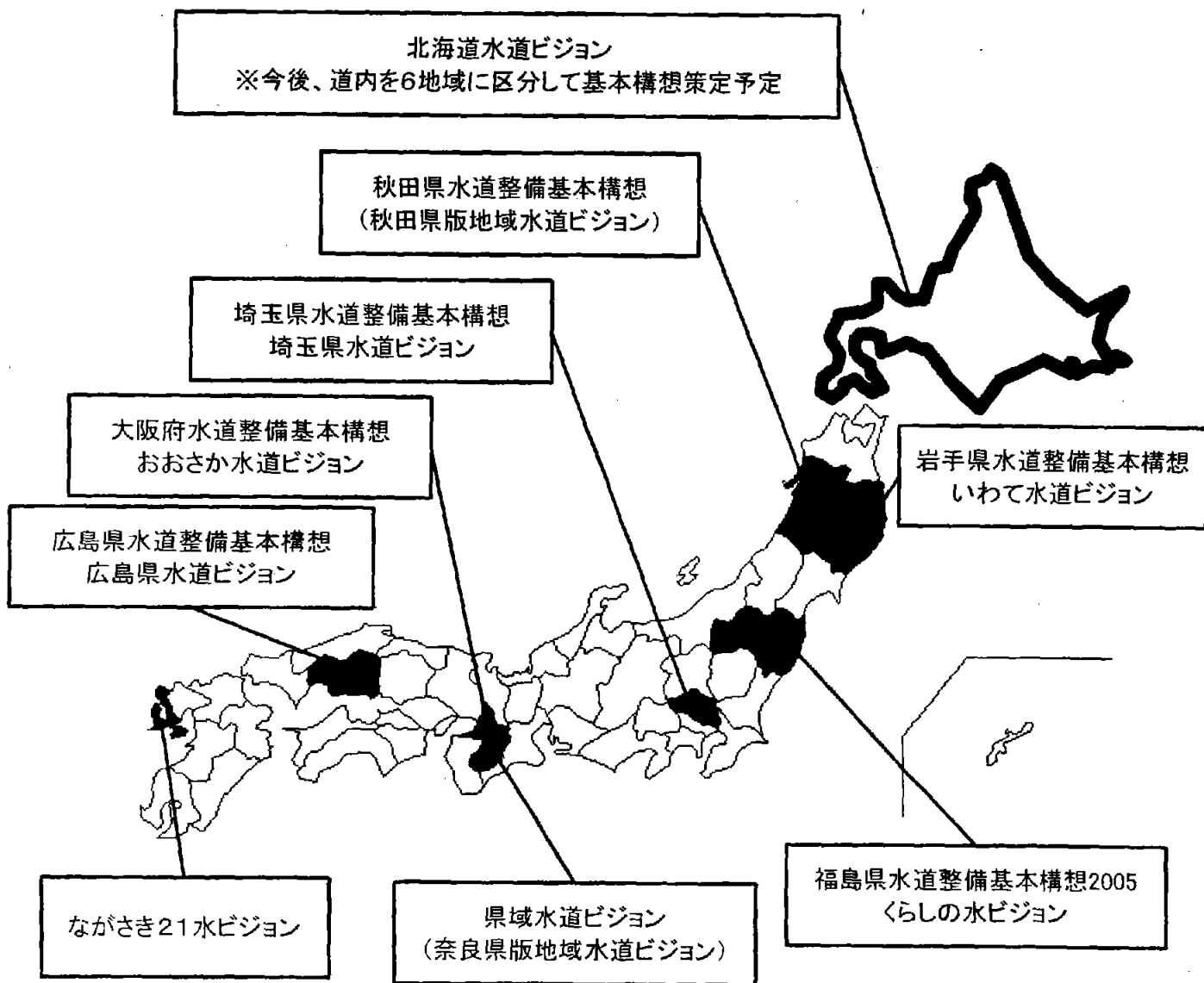
平成25年3月1日現在

| 都道府県 | 上水道事業 | | | 用水供給事業 | | |
|------|---------|--------------|-------|---------|--------------|-------|
| | 知事認可事業数 | 地域ビジョン策定済事業数 | 割合(%) | 知事認可事業数 | 地域ビジョン策定済事業数 | 割合(%) |
| 01 | 北海道 | 100 | 20 | 5 | 2 | 40 |
| 02 | 青森県 | 23 | 6 | 0 | 0 | - |
| 03 | 岩手県 | 25 | 17 | 0 | 0 | - |
| 04 | 宮城県 | 23 | 1 | 0 | 0 | - |
| 05 | 秋田県 | 18 | 16 | 0 | 0 | - |
| 06 | 山形県 | 23 | 10 | 1 | 1 | 100 |
| 07 | 福島県 | 27 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 08 | 茨城県 | 33 | 3 | 0 | 0 | - |
| 09 | 栃木県 | 24 | 2 | 0 | 0 | - |
| 10 | 群馬県 | 21 | 5 | 0 | 0 | - |
| 11 | 埼玉県 | 27 | 7 | 0 | 0 | - |
| 12 | 千葉県 | 22 | 10 | 0 | 0 | - |
| 13 | 東京都 | 5 | 4 | 0 | 0 | - |
| 14 | 神奈川県 | 12 | 7 | 0 | 0 | - |
| 15 | 新潟県 | 23 | 11 | 0 | 0 | - |
| 16 | 富山県 | 8 | 4 | 0 | 0 | - |
| 17 | 石川県 | 13 | 12 | 0 | 0 | - |
| 18 | 福井県 | 12 | 8 | 0 | 0 | - |
| 19 | 山梨県 | 15 | 7 | 1 | 0 | 0 |
| 20 | 長野県 | 57 | 18 | 3 | 1 | 33 |
| 21 | 岐阜県 | 37 | 22 | 0 | 0 | - |
| 22 | 静岡県 | 31 | 20 | 0 | 0 | - |
| 23 | 愛知県 | 12 | 4 | 0 | 0 | - |
| 24 | 三重県 | 20 | 7 | 0 | 0 | - |
| 25 | 滋賀県 | 11 | 3 | 0 | 0 | - |
| 26 | 京都府 | 16 | 4 | 0 | 0 | - |
| 27 | 大阪府 | 9 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 28 | 兵庫県 | 28 | 14 | 2 | 0 | 0 |
| 29 | 奈良県 | 20 | 1 | 0 | 0 | - |
| 30 | 和歌山県 | 22 | 4 | 2 | 0 | 0 |
| 31 | 鳥取県 | 12 | 0 | 0 | 0 | - |
| 32 | 島根県 | 12 | 7 | 0 | 0 | - |
| 33 | 岡山県 | 18 | 5 | 0 | 0 | - |
| 34 | 広島県 | 11 | 5 | 0 | 0 | - |
| 35 | 山口県 | 6 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 36 | 徳島県 | 17 | 4 | 0 | 0 | - |
| 37 | 香川県 | 11 | 11 | 1 | 0 | 0 |
| 38 | 愛媛県 | 30 | 23 | 1 | 0 | 0 |
| 39 | 高知県 | 17 | 2 | 0 | 0 | - |
| 40 | 福岡県 | 34 | 7 | 3 | 2 | 67 |
| 41 | 佐賀県 | 12 | 6 | 0 | 0 | - |
| 42 | 長崎県 | 28 | 26 | 0 | 0 | - |
| 43 | 熊本県 | 28 | 23 | 1 | 1 | 100 |
| 44 | 大分県 | 13 | 4 | 0 | 0 | - |
| 45 | 宮崎県 | 19 | 14 | 0 | 0 | - |
| 46 | 鹿児島県 | 36 | 17 | 0 | 0 | - |
| 47 | 沖縄県 | 16 | 3 | 0 | 0 | - |
| 合計 | | 1037 | 412 | 40 | 23 | 30 |

※事業数は、平成22年度水道統計データによる。

※策定済事業数は、厚生労働省で内容を確認できたものを計上。

都道府県水道行政主管部(局)による策定状況



凡 例

■ 策定済み

鉛製給水管の適切な対策について

水道事業者に対し、「鉛製給水管の適切な対策について」とする通知を平成19年12月に発出し、下記の取り組みを求めている。

○鉛製給水管を使用している水道利用者への広報

- ・ 使用している住宅を特定できている水道事業者においては、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（朝の開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を各戸に周知する。
- ・ 使用住宅を特定できていない水道事業者においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより可能な限り特定に努める。

○鉛製給水管の布設替え促進のための支援

- ・ 配水管（水道施設）との分岐部から水道メータまでの布設替え：
 - 水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替えにより漏水の解消を期待できることから、水道事業者自らが更新計画を策定し、積極的に布設替えに取り組む。
- ・ 水道メータから給水栓までの布設替え：
 - 早期に布設替えするよう水道利用者の意識向上を図るとともに、可能な場合には、水道事業者が助成制度や融資制度等の支援策を講ずる。

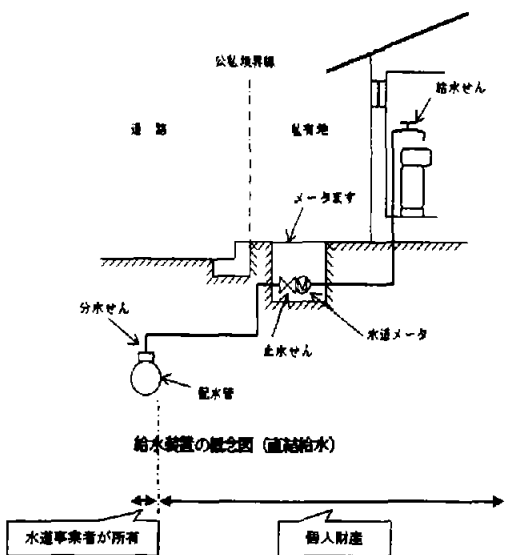


図1 給水装置及び所有区分

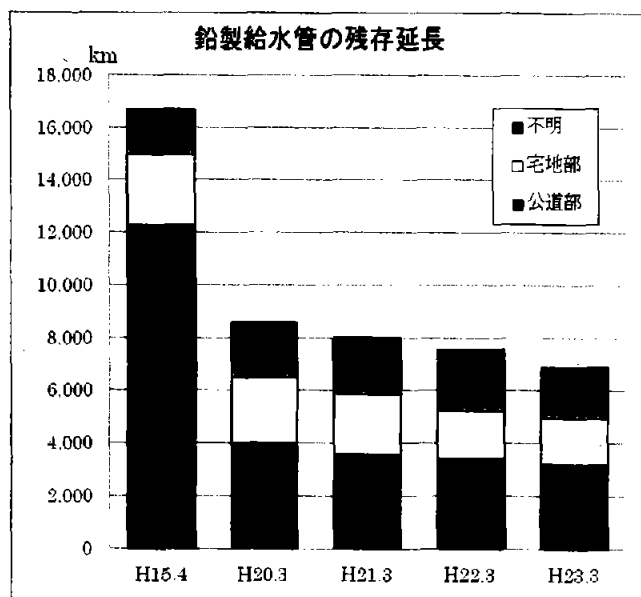


図2 鉛製給水管の残存状況
(日本水道協会 水道統計より)

給水装置の構造及び材質の基準に関する 省令の一部改正 (H24.9.6公布)

○改正の背景

→ 省令の制定(平成9年3月制定)以降に開発された、多様な構造の製品に柔軟に対応できるよう、表現の修正や基準の明確化を図ったもの

○改正の概要

①耐圧に関する基準

- ・減圧弁が設置された給湯器(ヒートポンプ等を利用した給湯器を含む)における耐圧性能試験方法の見直し
- ・一缶二水路型貯湯湯沸器以外のより複雑な構造を有する湯沸器における熱交換部分の耐圧性能試験を規定するための表現の修正

②逆流防止に関する基準

- ・負圧破壊装置を内部に備えた給水用具に適用される基準の明確化
- ・吐水口を有する給水用具における確保すべき垂直距離の測定位置の適正化
(※当該規定については、製品開発等の対応期間を考慮し、H25.10.1の施行)
- ・バキュームブレーカ又は減圧式逆流防止器の試験における垂直距離の測定位置の適正化

○関係者への周知

→ 公布日と同時に水道課課長通知により、関係者へ通知

水道産業国際展開支援の主な取組

日本の高い水道技術を活かし、水道分野における国際展開を推進するため、民間企業や自治体等による活動を支援し、関係者一体の施策展開を図る。

日本経済再生本部(平成24年12月26日 閣議決定により設置)

(資源確保・インフラ輸出戦略の推進)

世界各地の現場で働く邦人の安全を最優先で確保しつつ、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保と我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しするため、内閣官房長官は関係大臣と協力して、関係閣僚会議の場などを通じて推進すること。(平成25年1月25日 第3回会合)

政府レベル

厚生労働省の取組

日本企業の海外市場への売り込み

日本の水道産業をアジア諸国等に国際展開するため、水道事業者、関連企業等による調査、講演等。平成20年度から実施。

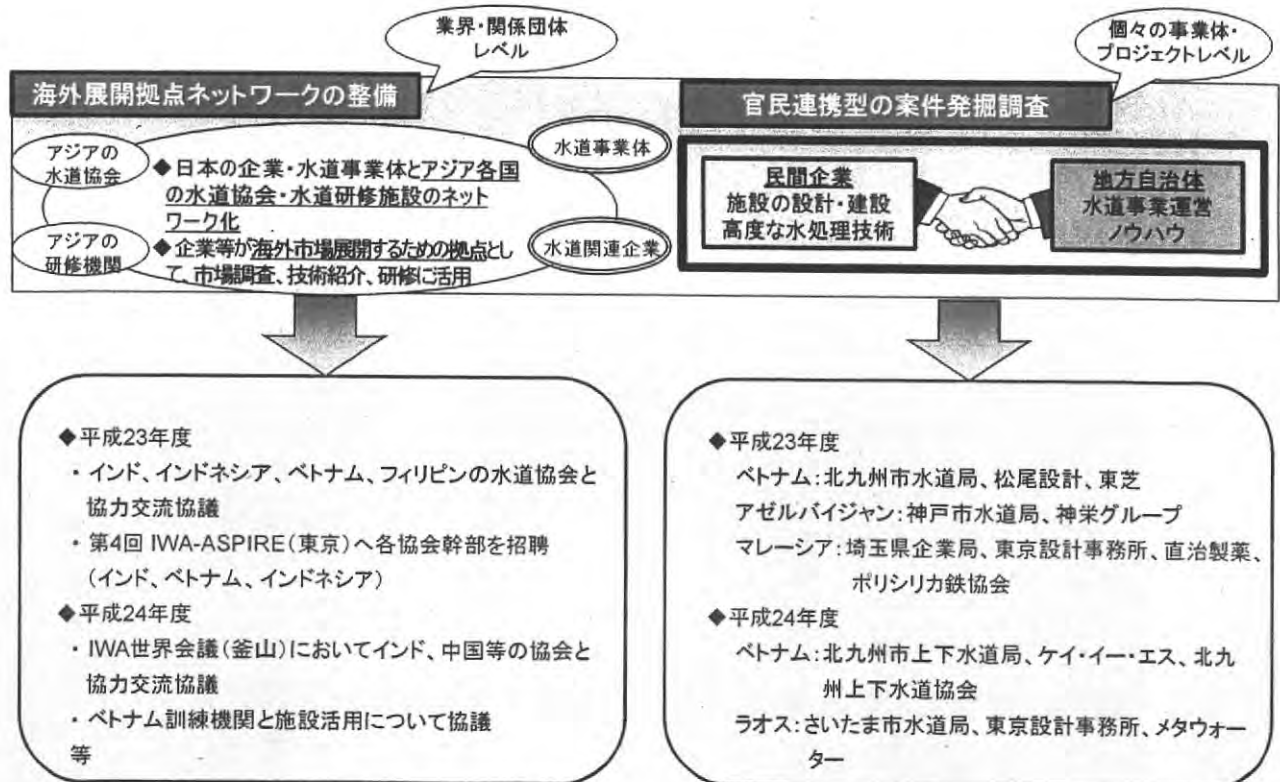
①相手国政府と共同で、相手国の水道事業者等を対象に水道セミナーを開催、日本の水道技術や企業をPR。

- 平成20年度 中国(北京)、カンボジア(プノンペン ~H24)
- 平成21年度 カンボジア、ベトナム(ハノイ)
- 平成22年度 カンボジア、ベトナム(ハイフォン)
- 平成23年度 カンボジア、インド(ライプール)
- 平成24年度 カンボジア、インド(ゴア、プネ)

②現地ニーズに対応した日本型水道システムのモデル作り(送配水管理、漏水対策等)・・・現地調査、説明会

- 平成20年度 中国、カンボジア・ベトナム
- 平成21年度 中国、ベトナム
- 平成22年度 カンボジア、ベトナム、インドネシア
- 平成23年度 インドネシア、フィリピン、インド
- 平成24年度 インド、インドネシア、ミャンマー

自治体や企業が自律的にビジネス展開するための枠組みづくりを進める(23年度～)

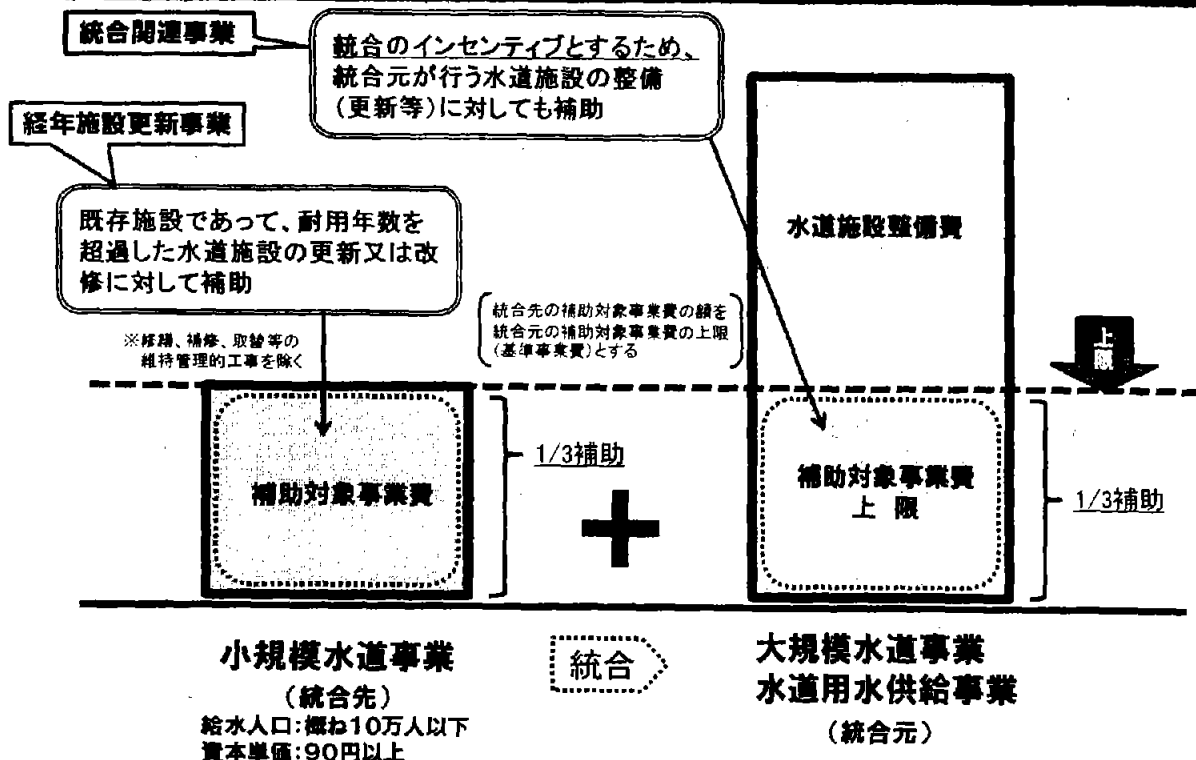


水道広域化の推進

人口減少社会を迎えて、水道事業の運営基盤強化のための課題解決には、近隣事業者の状況にも目を向け、広域化や官官・官民連携を行うことが重要であり、全国各地で様々な取組が実施されている。

| | |
|-------------|---|
| 八戸広域水道企業団 | H20.11に「北奥羽地区水道事業協議会」を設立。 青森県県南と岩手県県北の広域連携を検討中。 |
| 岩手中部広域水道企業団 | 北上市、花巻市、紫波町との垂直統合。 H23.5に「岩手中部水道広域化推進協議会」を設立。 H23.10に統合に関する覚書を締結。H26.4の統合を目指す。 |
| 群馬県東部 | 太田市、館林市、みどり市等3市5町の水平統合。 H24.7に「群馬東部水道広域研究会」を設立。 H28.4の統合・企業団設立を目指す。 |
| 埼玉県 | H23.3に埼玉県水道整備基本構想(埼玉県水道ビジョン)を改定。 秩父広域水道圏及び埼玉中央広域水道圏(11ブロックに細分化)の各ブロックに、県も参画した検討会を設置し、当面の具体的方策を検討中。 |
| 君津広域水道企業団 | 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市との垂直統合を目指し、 H23.10に「君津地域水道事業統合研究会」を設立。 |
| 香川県 | 県内一水道を目指し、H23.8に「香川県水道広域化協議会」を設立。 |

水道広域化促進事業(補助事業)



「水道分野における官民連携推進協議会」の 実施について

官民連携推進協議会

水道分野を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対し、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠である。

そのため、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした協議会を全国各地で開催している。

| | |
|--------|---------------------|
| 平成22年度 | 仙台市、さいたま市、名古屋市 |
| 平成23年度 | 広島市、福岡市、さいたま市 |
| 平成24年度 | 札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市 |



意見交換



マッチング

平成25年度以降の開催についてご希望がある場合は、水道計画指導室にお問い合わせ願います。

【2-2】広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

平成24年12月31日現在

| 都道府県名 | 計画名称 | 策定年度 | 目標年度 | 改定履歴 |
|-------|-------------------|------|------|----------------|
| 北海道 | 石狩東部地域広域的水道整備計画 | H16 | H42 | H6→H16 |
| | 石狩西部地域 | H13 | H47 | H3→H13 |
| | 空知北部地域 | H17 | H42 | S53→S58→H7→H17 |
| | 十勝地域 | S56 | H12 | |
| 青森 | 津軽圏域中央部広域的水道整備計画 | H20 | H35 | S54→H5→H20 |
| | 八戸圏域 | S60 | H17 | |
| | 上十三地区 | S56 | H9 | 廃止(H22) |
| 岩手 | 中部圏域広域的水道整備計画 | S58 | H12 | |
| | 胆江圏域 | H22 | H40 | H1→H22 |
| 宮城 | 南部水道広域圏広域的水道整備計画 | S51 | H7 | |
| | 石巻地方 | S54 | H12 | |
| 山形 | 置賜地域広域的水道整備計画 | S62 | H17 | S53→S62 |
| | 村山 | S51 | H7 | |
| | 最上地域 | S55 | H17 | |
| | 庄内地域 | S60 | H17 | S55→S60 |
| 福島 | 会津地域広域的水道整備計画 | S56 | H12 | |
| | 県北ブロック | S60 | H12 | |
| | 県南ブロック | H8 | H33 | S62→H8 |
| | 浜通り地域 | H4 | H17 | |
| 茨城 | 県中央地域広域的水道整備計画 | S59 | H12 | |
| | 鹿行地域 | H3 | H22 | |
| | 県南地域 | S53 | H12 | |
| | 県西地域 | S54 | H12 | |
| 栃木 | 県央地域広域的水道整備計画 | S58 | H12 | |
| 群馬 | 県央地域広域的水道整備計画 | S52 | H7 | |
| | 東部地域 | S60 | H12 | |
| 埼玉 | 埼玉広域水道圏広域的水道整備計画 | H15 | H27 | H2→H15 |
| | 秩父広域水道圏 | H22 | H42 | |
| 千葉 | 西部圏域広域的水道整備計画 | S55 | H7 | |
| | 東部圏域 | S58 | H12 | |
| | 南部圏域 | H2 | H22 | |
| 神奈川 | 東部地域広域的水道整備計画 | H12 | H27 | S55→H12 |
| 新潟 | 新潟地域広域的水道整備計画 | S53 | H17 | |
| | 魚沼地域 | S54 | H17 | |
| | 上越地域 | S53 | H17 | |
| 石川 | 加賀能登南部地域広域的水道整備計画 | H12 | H27 | S55→S62→H12 |
| 福井 | 南越地域広域的水道整備計画 | S57 | H17 | |
| 山梨 | 中央地域広域的水道整備計画 | H4 | H17 | |
| | 狭北地域 | S55 | H12 | |
| | 東部地域 | H6 | H18 | H5→H6 |
| 長野 | 上伊那圏域広域的水道整備計画 | S55 | H12 | |

平成24年12月31日現在

| 都道府県名 | 計画名称 | 策定年度 | 目標年度 | 改定履歴 |
|-------|-------------------------------------|------|------|------------------------|
| 岐阜 | 岐阜東部広域の水道整備計画 | H17 | H39 | S62→H6→H17 |
| 静岡 | 大井川地域広域の水道整備計画 | H6 | H25 | S53→H6 |
| | 遠州地域 | H5 | H20 | S54→H5 |
| 愛知 | 愛知地域広域の水道整備計画 | H18 | H27 | S55→H1→H11→H17 →H18 |
| 三重 | 北部広域圏広域の水道整備計画 | H19 | H30 | S62→H4→H9→H19 |
| | 西部広域圏 | H9 | H30 | |
| | 南部広域圏 | H22 | H32 | S52→S58→S63→H22 |
| 滋賀 | 湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画 | H22 | H27 | S52→H7→H22 |
| 京都 | 京都南部地域広域的水道整備計画 | S60 | H12 | |
| 大阪 | 大阪府広域の水道整備計画 | H22 | H27 | S55→H2→H12→H18 →H22 |
| 兵庫 | 南部地域広域の水道整備計画 (瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合) | H11 | H27 | S54 H1 } →H11 |
| 奈良 | 奈良県北部地域広域の水道整備計画 | H12 | H41 | S58→H12 |
| 島根 | 東部地域広域の水道整備計画 | H4 | H25 | |
| | 中部地域 | S54 | H12 | |
| 岡山 | 岡山県広域の水道整備計画 | H17 | H27 | S60→H3→H14→H16 →H17 |
| 広島 | 広島圏域広域の水道整備計画 | S56 | H7 | S52→S56 |
| | 備後圏域 | H3 | H22 | S57→H3 |
| 山口 | 東部圏域広域の水道整備計画 (柳井・大島ブロック) | S60 | H22 | |
| | 東部圏域広域の水道整備計画(光ブロック) | H2 | H22 | 廃止(H22) |
| | 山口・小郡地域広域の水道整備計画 | S53 | H7 | 廃止(H22) |
| 香川 | 香川県広域の水道整備計画 | H10 | H22 | S55→H10 |
| 愛媛 | 宇和島市外1市8町広域の水道整備計画 | S54 | H12 | S53→S54 |
| | 松山市外2市5町 | H5 | H22 | 廃止(H21) |
| 福岡 | 福岡地域広域の水道整備計画 | H18 | H32 | S55→H9→H18 |
| | 筑後地域 | H14 | H32 | S57→H14 |
| | 田川地域 | H2 | H17 | |
| | 京築地域 | H2 | H17 | |
| 佐賀 | 広域的水道整備計画(佐賀東部水道広域圏) | S51 | H7 | |
| | 佐賀西部地域広域の水道整備計画 | H14 | H28 | S60→H14 |
| 長崎 | 長崎県南部広域の水道整備計画 | H11 | H27 | |
| 熊本 | 環不知火海圏域広域の水道整備計画 | H9 | H25 | |

(36道府県、68地域で策定 ※廃止された計画は含まない)
: 目標年度に到達又は超過した計画 (23道府県、41地域)

【2-3】水道整備基本構想等の策定及び改定状況について

平成24年12月31日現在

| 都道府県名 | 構想名称 | 策定年度 | 目標年度 | 改定履歴 |
|-------|--------------------|------|------|-----------------|
| 北海道 | 北海道水道ビジョン ★ | H22 | H42 | S53→S61→H22 |
| 青森 | 青森県水道整備基本構想 | H13 | H35 | S53→S54→S56→H13 |
| 岩手 | 岩手県水道整備基本構想 ★ | H21 | H40 | S57→S63→H13→H21 |
| 宮城 | 南部水道広域圏 | S51 | H7 | |
| | 北部水道広域圏(石巻ブロック) | S55 | H12 | |
| 秋田 | 秋田県水道整備基本構想 ★ | H20 | H32 | H4→H20 |
| 山形 | 水道整備基本構想 | S53 | H17 | |
| 福島 | 福島県水道整備基本構想2005 ★ | H17 | H31 | S52→S56→H5→H17 |
| 茨城 | 茨城県水道整備基本構想21 | H13 | H32 | |
| 栃木 | 栃木県水道整備基本構想 | S58 | H12 | |
| 群馬 | 群馬県水道整備基本構想 | S52 | H7 | |
| 埼玉 | 埼玉県水道整備基本構想 ★ | H22 | H42 | S51→S61→H15→H22 |
| 千葉 | 広域的整備基本構想 | S52 | H17 | |
| 神奈川 | 神奈川県水道整備基本構想 | H12 | H27 | S55→H12 |
| 新潟 | 新潟県水道整備基本構想 | S52 | H17 | |
| 富山 | 富山県水道整備基本構想 | S57 | H12 | |
| 石川 | 石川県水道整備基本構想 | H12 | H27 | S54→S62→H12 |
| 福井 | 福井県水道整備基本構想 | S55 | H17 | |
| 山梨 | 山梨県水道整備基本構想 | S54 | H12 | |
| 長野 | 長野県水道整備基本構想 | S54 | - | |
| 岐阜 | 岐阜県水道整備基本構想 | H18 | H39 | S55→H4→H18 |
| 静岡 | 静岡県水道整備基本構想 | S52 | H7 | |
| 愛知 | 愛知県水道整備基本構想 | H18 | H32 | S55→H1→H11→H18 |
| 三重 | 三重県水道整備基本構想 | H4 | H22 | S52→S59→H4 |
| 滋賀 | 滋賀県水道整備基本構想 | H7 | H27 | S51→H7 |
| 京都 | 京都府水道整備基本構想 | S55 | H12 | |
| 大阪 | 大阪府水道整備基本構想 ★ | H23 | H42 | S54→H2→H23 |
| 兵庫 | 兵庫県水道整備基本構想 | H11 | H27 | S53→H11 |
| 奈良 | 県域水道ビジョン ★ | H23 | - | S58→H12→H23 |
| 和歌山 | 和歌山県水道整備基本構想 | S60 | H17 | |
| 鳥取 | 鳥取県水道整備基本構想 | H2 | H22 | |
| 島根 | 島根県水道整備基本構想 | H1 | H22 | S54→H1 |
| 岡山 | 岡山県水道整備基本構想 | H14 | H37 | S60→H7→H14 |
| 広島 | 広島県水道整備基本構想(第2次) ★ | H22 | H32 | S52→H13→H22 |
| 山口 | 山口県水道整備基本構想 | S60 | H17 | |
| 徳島 | 徳島県水道整備基本構想 | H13 | H27 | H2→H13 |
| 香川 | 香川県水道整備基本構想 | H10 | H28 | S55→H10 |
| 愛媛 | 愛媛県水道整備基本構想 | H5 | H22 | S53→H5 |
| 高知 | 高知県水道整備基本構想 | S61 | H17 | |

平成24年12月31日現在

| 都道府県名 | 構想名称 | 策定年度 | 目標年度 | 改定履歴 |
|-------|----------------------|------|------|------------|
| 福岡 | 福岡県水道整備基本構想 | H2 | H20 | S53→H2 |
| 佐賀 | 広域的水道整備計画（佐賀東部水道広域圏） | S51 | H7 | |
| 長崎 | ながさき21水ビジョン ★ | H23 | H37 | S59→H7→H23 |
| 熊本 | 熊本県水道整備基本構想 | H9 | H25 | S56→H9 |
| 宮崎 | 宮崎県水道整備基本構想 | S56 | H12 | |
| 沖縄 | 沖縄県水道整備基本構想 | H3 | H22 | S59→H3 |

(44道府県 45構想)

：目標年度に到達又は超過した構想（23府県 24構想）

★：都道府県版地域水道ビジョンとして位置づけられているもの（9構想）

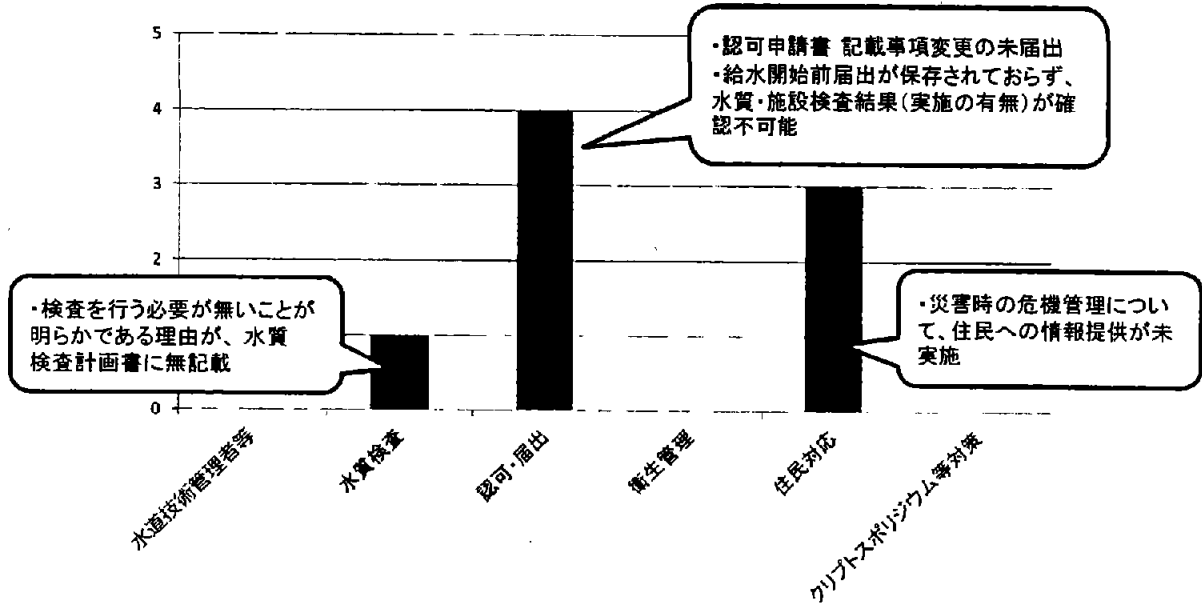
都道府県の策定する水道整備基本構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討と言った地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加し、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すことが望ましいとされています。（平成20年7月の水道課長通知）

新水道ビジョンの策定を踏まえ、都道府県ビジョンの積極的な見直し・策定をお願いします。

【2-4】水道事業者等に対する指導状況

水道法39条に基づく立入検査結果の概要 (平成23年度)

検査対象は厚生労働大臣認可の水道事業者・水道用水供給事業者。
 数字は検査において法令不適合事項が認められ、文書指摘による改善指導を行った割合。
 平成23年度は11事業者へ検査を実施し、7事業者に対し合計8件の文書指摘を行った。
 東日本大震災の関係で監査指導業務は一時見送りとなったため、実施件数は少なくなっている。



【3-1】

飲料水に関する健康危機管理・水質事故

1. 飲料水健康危機管理実施要領の概要

(1) 趣旨及び目的

「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成9年1月策定、平成14年5月最終改正）に基づき、飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図るため、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めた。

(2) 対象となる飲料水

水道事業者（市町村）が供給する水道水、水道法の規制が適用されない小規模水道水の水、井戸水 等

(3) 情報の収集

飲料水に係る健康危機情報を入手したときに、厚生労働省及び都道府県の所管に応じ情報収集を行い、さらに詳細な情報の収集を行う手順や継続的なフォローアップを実施することなどを定めた。

(情報の例) 水道原水に係る水質の異常、水道水を原因とする食中毒等の発生 等

(4) 情報の伝達

厚生労働大臣、内閣総理大臣までの情報伝達及び厚生労働省内部や関係省庁との間の情報伝達のルールなどを定めた。

(5) 対策の決定

飲料水を原因とする健康危機に関する情報を入手した場合に、水道法に基づく権限の発動要件と手順、継続して情報収集して対策内容に反映させることや、対策の情報を公開することなどを定めた。

(権限の例) 立入検査の実施、水道用水の緊急応援の実施 等

(6) 健康危機情報の提供

情報提供の窓口を水道課水道水質管理官とし、厚生労働省ホームページの「緊急情報配信サービス」の活用等により、迅速に情報提供することなどを定めた。

(7) その他

健康局は、必要に応じて、本実施要領を見直すものとする。

2. 最近の水質事故事例と未然防止策

①衛生上必要な措置の実施について

(例) 浄水場沈砂池内に油の入ったビニール袋が投入される事件が発生し、取水を停止。

- ・ 水道施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止する措置を徹底。
- ・ 水道水源の監視、水道施設の警備等の取組を徹底。

②残留塩素濃度の確保について

(例1) 塩素滅菌機が稼働しなかったことにより、住民が細菌性腸炎を発症。患者宅では残留塩素濃度が0 mg/Lであった。

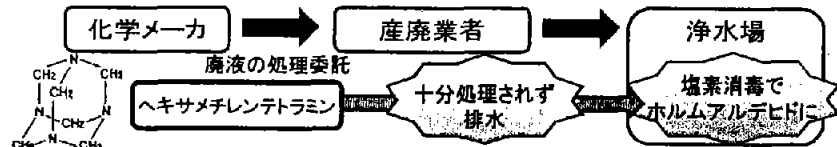
(例2) 毎日検査において残留塩素濃度が0.1 mg/L未満となっていたにもかかわらず、未対応。1ヶ月以上の間、残留塩素濃度不足で給水していた。

- ・ 塩素注入設備等の適切な点検を実施。
- ・ 毎日検査の確実な実施と適切なチェック。
- ・ 異常値が出た場合の連絡体制を確保。

水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策について(平成25年3月とりまとめ)

1. 水質事故の概要

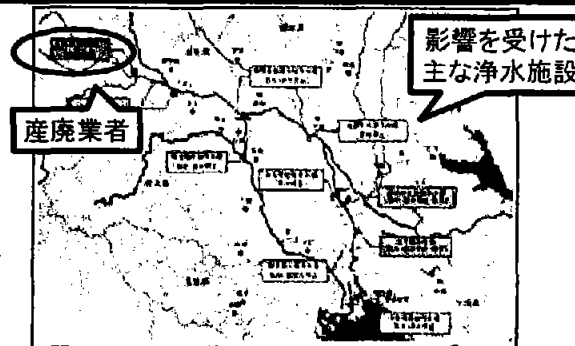
- ・平成24年5月中旬、利根川水系の浄水場でホルムアルデヒドが水道水質基準値を超えて検出
- ・1都4県6浄水場で取水停止、千葉県内5市(36万戸87万人)で断水



2. 浄水施設での対応が困難な物質の抽出

原水への流入防止が求められる物質として関係行政機関等に提示

- ホルムアルデヒド前駆物質
→ヘキサメチレンテトラミン、1,1-ジメチルヒドラジン、トリメチルアミン 等
- ホルムアルデヒド以外の消毒副生成物前駆物質
→トリエチルアミン、臭化物、4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド) 等
- 過去に水質事故原因となった未規制物質
→過塩素酸、ナフタレン、有機スズ化合物、ウラン、セメント灰汁 等



3. 水質事故に備えた水道における対策のあり方

排出側での管理促進

- ・水道水の給水に支障を及ぼすような物質を取り扱う事業者は、当該物質を適切に管理
- ・事故原因者は、万一流出してしまった場合には、速やかに情報伝達
- ・国は、事業場での注意が求められる物質について情報を整理し、広く提供
- ・水道事業者は、排出側における未然防止対策が講じられるよう、情報提供し、関係者と連携

水質事故への未然防止対策を講じつつ水質事故は発生し得るとの前提に立ち給水への影響を最小化する備えが必要

今後の検討事項

- (1) 短期的な水質異常時の摂取制限による給水継続の考え方を整理
- (2) 一般には水道水での検出実績が少ない有害物質の水質管理上の取扱いを検討
- (3) 多様な汚染物質の環境中の挙動や浄水処理による分解、生成等に係る調査研究を推進、事故対応の現場に即した迅速かつ効率的な検査方法の開発を促進

水道側の水質事故への対応能力の向上

- (1) 実働的なマニュアルの整備と定期的な訓練を通じた見直しの実施、事故時の関係者間の情報共有の改善等による、水質事故発生時に備えた体制整備
- (2) 水安全計画の手法等を活用した、流域内の関係者が連携するマッピング等による効果的な水源のリスク把握の強化
- (3) 流域の事業者、環境部局、研究機関等と連携した効率的な水源監視・原因究明体制の強化
- (4) 水源のリスクに照らして現状の処理施設の能力について検証し、必要に応じ高度浄水処理施設等の整備による対応能力の強化
- (5) 配水池等調整容量や予備水源の確保、排出源の下水道接続や取水地点の移動等の影響緩和措置による対応能力の強化

水道水の放射性物質汚染への対応

水道水の摂取制限等について

水道水中の放射性物質の指標等を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、摂取制限等を要請（放射性ヨウ素300Bq/kg（乳児は100Bq/kg）、放射性セシウム200Bq/kg）（指標等は3月19日及び3月21日に関係者宛通知）

摂取制限等実施状況

- ・乳児による摂取制限は3月21日から5月10日にかけて20事業（地域）で実施。そのうち福島県飯舘村を除く19事業（地域）は4月1日までに制限を解除。
- ・一般による摂取制限は3月21日から4月1日に福島県飯舘村で実施。
- ・福島県飯舘村で乳児による摂取制限を解除（5月10日）して以降、乳児または一般における摂取制限を行っている地域はない。

放射性物質対策検討会中間取りまとめ

水道水中の放射性物質対策について審議。6月21日に中間取りまとめを公表。
6月30日にモニタリング方針を一部改正。

（中間取りまとめの内容）

- ・東電福島第一原発から大量の放射性物質が再度放出されない限り、摂取制限等の対応を必要とするような水道水への影響が現れる蓋然性低い。
- ・事故後初めて（当時）の台風襲来時期に備え、モニタリングを継続実施。

指標の見直し

食品衛生法（飲料水）の暫定規制値の見直しに合わせて、放射性物質に関する指標、モニタリング方法、超過時の対応等を平成24年3月5日付通知、平成24年4月1日から適用。

- ・セシウム134及び137の合計で10Bq/kg
- ・衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とする。

モニタリングの実施

モニタリング方針（4月4日公表）に基づき、福島県及び近隣10都県を重点区域として、1週間に1回以上検査を実施。（東電福島第一原発事故後最初のモニタリングは3月16日）

- ・放射性ヨウ素は、3月16日から24日までに濃度のピークが見られ、3月下旬以降減少。
- ・放射性セシウムは、放射性ヨウ素と比較して低濃度。
- ・いずれも4月以降は全域で検出限界値未満又は微量濃度の検出のみ。

※東電福島第一原発周辺の地下水（井戸水を含む）のモニタリングについては、総合モニタリング計画により環境省、福島県が実施。

※旧緊急時避難準備区域（南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町）の飲用の井戸水等のモニタリングは、環境省、原子力災害現地対策本部、文部科学省が実施。

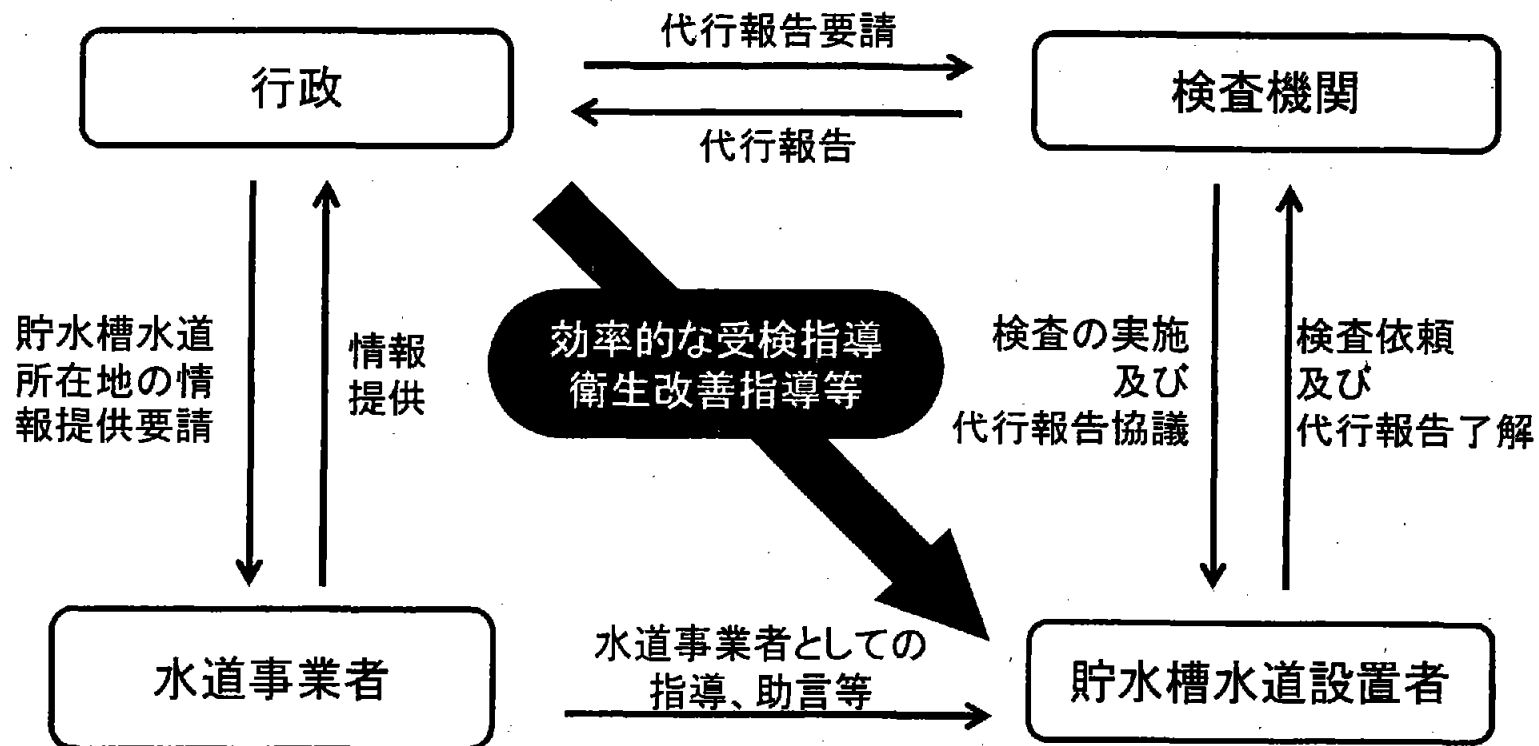
測定マニュアルの策定

水道水・水道原水中の放射能測定を行うマニュアルを策定（10月12日）

【3-4】貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進

◆ アンケート調査結果等を踏まえ、効率的な受検指導、衛生改善指導により、貯水槽水道の管理水準の向上を図るべく、平成22年3月25日付けで行政、水道事業者、検査機関3者に通知

- ・ 都道府県等衛生担当部局と水道事業者における貯水槽水道の所在地情報の共有を促進
- ・ 登録検査機関の協力による検査結果の代行報告を積極的に活用



水安全計画の概要

安全な飲料水を供給するためには、水源から給水栓における全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことが有効であり、2004年のWHO飲料水水質ガイドライン第3版でHACCP（危害度分析重要管理点方式）の原則の水道への導入が提唱された。このような水道システム管理は、科学的知見に基づくリスク管理の適用を行うものであり、水安全計画（Water safety plan; WSP）と呼ばれている。WSPに基づく水質管理手法の国内への導入に資するため、平成20年5月、厚生労働省では「水安全計画策定ガイドライン」を作成している。

表 水安全計画の主要な要素

| 要素 | 内容 |
|--------------|---|
| (1)水道システムの評価 | 水道システムの把握を行い、システム内に存在する危害原因事象の抽出及びそのリスクレベルの設定により危害分析を実施する。 |
| (2)管理措置の設定 | 管理措置の設定として、各危害原因事象に対し管理措置並びに監視方法及び管理基準を設定する。この管理措置の設定が通常時の運転管理の計画となる。 |
| (3)計画の運用 | 計画の運用として、(1)及び(2)を含めた水安全計画をPDCAサイクルに沿って運用していくために必要な対応や手続を定める。 |

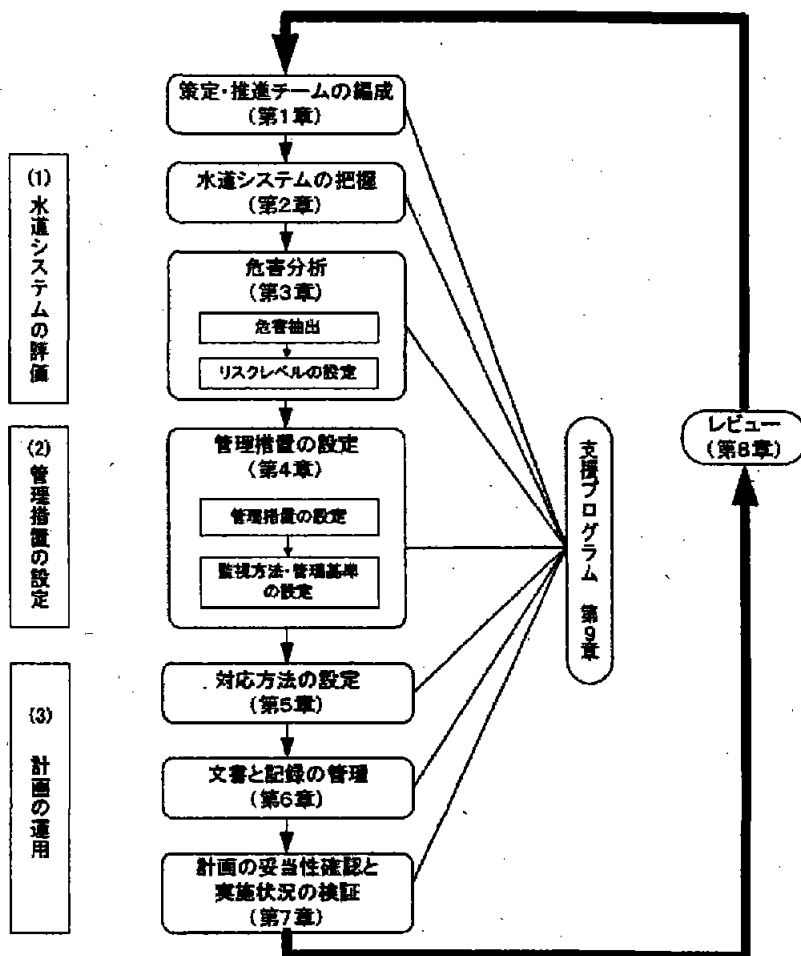


図 水安全計画策定と運用の流れ